

早稲田大学審査学位論文(博士)

中国における反壟断法の国有企業に対する規制

—理論の整理と実証分析を踏まえて—

早稲田大学大学院法学研究科

張 魁

目次

序章	1
一、問題意識と研究課題	1
(一) 問題意識	1
(二) 研究課題	5
二、先行研究と本論文の特徴	5
(一) 先行研究	5
(二) 本論文の特徴	7
三、本論文の構成	7
(一) 第一編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制—産業政策と競争政策との関係を中心として—	7
1. 第一章	7
2. 第二章	8
3. 第三章	8
4. 第四章	8
5. 第五章	8
(二) 第二編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制—実証的分析を視点として—	8
1. 第一章	8
2. 第二章～第四章	8
3. 第五章	9
第一編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制—産業政策と競争政策との関係を中心として—	10
第一章 中国における国有企業概念の変遷と分類—市場化の動向をみる	10
第一節 中国における企業の分類基準と企業形態	10
一、所有制による企業の分類と企業形態	11
(一) 憲法の規定	11
(二) 「民法通則」と「物権法」の規定	12
二、組織形式による企業の分類と企業形態	14
(一) 学者の主張	14
(二) 立法面での体现	15
三、二重の基準による企業の細分と問題	16
(一) 行政法規による企業の細分	16
(二) 生ずる問題	17
第二節 「国有企業」という概念の変遷	19
一、計画経済時代の国有企業概念の変遷—「公営企業」から「国営企業」へ	19
二、市場経済時代の国有企業概念の変遷—「国営企業」、「全民所有制企業」から「国有企業」	

(一) 「全民所有制企業」、「全民所有制工業企業」という概念の提起	20
(二) 「国有企業」という概念の登場	21
第三節 国有企業の定義と類型	22
一、国有企業の諸定義	22
(一) 「企業登記類型規定」による国有企業の定義	22
(二) 学者による国有企業の定義	22
二、国有企業の類型	24
(一) 管轄する行政部門との関係による分類	24
(二) 業界・領域による国有企業のカテゴリ	29
(三) 機能による国有企業のカテゴリ	30
1. 特殊な国有企業と普通の国有企業との区分	30
2. 営利型国有企業、公共サービス型国有企業、戦略機能型国有企業との区分	31
(四) 「2015年国有企業改革指導意見」などの政策による商業類と公益類との区分	32
第二章 中国の産業政策と競争政策に関する基本的な認識	34
第一節 中国における産業政策の概念および産業政策に対する認識の変遷	34
一、産業政策概念をめぐる対立	34
二、産業政策法という概念の提起	37
三、産業政策に対する認識の変遷	39
(一) 1980年代の産業政策に対する認識	39
(二) 1990年代の産業政策に対する認識	41
(三) 2000年以後の産業政策に対する認識	42
第二節 中国における競争政策の概念と競争政策体系の形成	44
一、競争政策概念をめぐる対立	44
二、競争政策体系の形成	47
三、反壟断法の制定作業が長期に及んだ理由	52
第三章 産業政策と競争政策との関係および反壟断法の調和機能	54
第一節 産業政策と競争政策との関係をめぐる論争	54
一、両者の関係についての基本的な認識	54
二、両者の関係をめぐる論争	55
1. 経済の発展段階および国家の国情にもとづいて、両者の関係を捉える論調	55
2. 産業発展の段階および産業の需要にもとづいて、両者の関係を捉える論調	57
3. 競争政策の役割を強調して、1と2の観点を批判する論調	58
4. 社会全体の利益の最大化、利益均衡を原則として、両者の関係を捉える論調	59
三、各主張に対する分析	60
第二節 反壟断法の調和機能	62
一、多元的立法趣旨	62
(一) 草案の説明	63
(二) 学者の指摘	63
二、適用除外あるいは適用免除（中国語原文で「適用豁免」という）制度の導入	64

(一) 適用除外あるいは適用免除の意義に関する理論	64
(二) 反壟断法における当該制度の導入	65
(三) 体現された理念	67
三、行為規制の基準	67
四、反壟断法と産業規制法律との調和	68
五、法律の執行機構間の協調	69
1. 反壟断法の執行機構が主導的地位を有するべきであるという主張	70
2. 共同管轄は原則であり、専属管轄は例外であるという主張	70
3. 管轄権の共有を認めたいうえで、反壟断法の執行機関が統一的な規制をするべきであるという主張	71
4. 各種状態が併存することを認めたいうえで、調和を求めべきであるという主張	71
第四章 反壟断法の国有企業に対する規制	76
第一節 反壟断法第7条に関する基本的な認識	76
一、第7条の内容	76
二、第7条の立法の背景	78
第二節 第7条をめぐる論争	82
一、経済学者と法学者との意見の相違	82
(一) 経済学者の意見	82
(二) 法学者の意見	83
二、法学者間の意見の相違	84
1. 反壟断法の規制範囲は、独占的国有企業の規制すべき事項の範囲とは完全には重なっていないため、独占的国有企業の規制枠組みを改めて構築するべきであるという主張（徐曉松教授の意見）	84
2. 反壟断法の実施の特殊性、制約性を分析したうえで、独占産業に対して反壟断法の実施を強調するという主張（王先林教授の意見）	88
3. 1と2の意見を指摘したうえで、国有企業を種類別に取り扱うべきであるという主張（孫晋教授・張田氏の意見）	91
第三節 諸学説の分析と第7条の理解	94
一、諸学説の分析	94
二、独占的国有企業をめぐる経済理論と法的理論の基礎	97
(一) 日本の学者の見解	97
(二) 中国の学者の見解と立法段階での考慮	100
三、問題の本質および解決策の探索	104
(一) 中国国有企業の問題－特殊性と本質	104
(二) 中国国有企業の問題－解決策の探索	107
第五章 小括	110
第二編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制－実証的分析を視点として	112
第一章 中国の反壟断法を中心とした競争法体系の形成－競争法システム及び反壟断法	

体制の概観	112
第一節 反壟断法以前の関連法律・法規及び反壟断法の誕生	112
一、反壟断法以前の関連法律・法規等	112
(一) 1980年代の関連法律、法規、規章等	112
(二) 1990年代から2007年までの関連法律、法規、規章等	113
二、反壟断法の立法過程	116
第二節 反壟断法施行後形成された反壟断法を核心とする法体系	117
一、反壟断法体系の立法考慮及び実態	117
二、反壟断法体系の問題点及び発展動向	121
第二章 工商行政管理機関による反壟断法の執行状況	124
第一節 非価格独占行為規制に関する法規定	124
一、市場支配的地位の濫用及び独占協定に関する規定	124
(一) 市場支配的地位の濫用行為に関する実体的規制	124
(二) 独占的協定行為に関する実体的規制	125
(三) 市場支配的地位の濫用行為及び独占的協定行為に関する手続的規制	126
二、行政権力の濫用による競争の排除・制限行為への制止に関する規定	127
(一) 行政権力の濫用による競争の排除・制限行為に関する実体的規制	127
(二) 行政権力の濫用による競争の排除・制限行為に関する手続的規制	128
第二節 実例から見る工商総局の法執行の実態	128
一、事件の統計	128
二、典型的な事件の分析	136
(一) 反壟断法第7条の適用について	136
(二) 天然ガス業界に関する事件における反壟断法の適用	137
(三) 電力産業における調査中止・終了事件	141
1. 2017年1号：国網山東省電力公司煙台市牟平区供电公司による独占の嫌疑がある行為に対する調査を中止した事件	141
2. 2016年第8号：江蘇省電力公司海安県供电公司による独占の疑いがある行為に対する調査を終了する事件	143
(四) 電気通信産業における調査中止事件	145
(五) 製薬産業に関する事件における反壟断法の適用	147
(六) 水道産業に関する事件における反壟断法の適用	156
(七) 食塩産業に関する事件における反壟断法の適用	162
第三章 商務部による反壟断法の執行状況	166
第一節 経営者集中規制に関する法規定	166
一、経営者集中案件の類型	166
二、非簡易案件における申告義務及び未申告者に対する措置	170
(一) 申告基準	170
(二) 申告義務者、申告の内容及び申告の撤回	171
(三) 未申告の経営者に対する措置	172
三、非簡易案件における審査プロセス、考慮要素及び決定等	172

(一) 審査プロセス.....	172
(二) 考慮要素と審査方法.....	173
(三) 審査決定.....	173
(四) 制限的条件付加.....	174
四、簡易案件に関する規定.....	175
(一) 簡易案件の適用基準.....	175
(二) 簡易案件の申告、審査、立案、公告等.....	175
第二節 実例から見る商務部の法執行の実態.....	176
一、無条件許可事件、申告しなかった経営者の行政処罰事件の統計及び関連事件の分析	176
(一) 無条件許可事件の統計.....	177
(二) 中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司の吸収合併事件の分析.....	182
(三) 申告しなかった経営者の行政処罰事件の統計.....	183
二、条件付き承認等の事件の統計および関連事件の分析.....	185
(一) 条件付き承認等の事件の統計.....	185
(二) 関連事件の分析.....	190
1. 中国のビール産業に関する事件.....	190
2. 中国における石炭をガス化する技術をライセンスする市場における事件.....	193
第四章 国家発展改革委員会による反壟断法の執行状況.....	197
第一節 価格独占行為規制に関する法規定.....	197
一、「価格独占禁止規定」による価格独占行為に対する実体的規制.....	197
(一) 価格独占行為の類型及び国有企業に関する原則的な規定.....	197
(二) 価格独占協定に関する規定.....	197
(三) 市場支配的地位の濫用による価格独占行為に関する規定.....	199
(四) 行政権力の濫用における競争の排除・制限による価格独占行為に関する規定.....	199
二、「価格独占禁止行政法執行手続規定」による価格独占行為に対する手続的規制.....	200
第二節 実例から見る国家発展改革委員会の法執行の実態.....	201
一、事件の統計及び関連分析.....	201
二、行政独占に関する事件の分析.....	208
第五章 小括.....	213
終章.....	215
一、各章の検討によって得られた結論について.....	215
二 今後の課題.....	220
三 おわりに.....	220
参考文献.....	221
一、日本語文献.....	221
(一) 著書.....	221
(二) 論文.....	223
二、中国語文献.....	225
(一) 著書.....	225

(二) 論文.....	226
三、英語文献	233
四、ウェブサイト	233

序章

一、問題意識と研究課題

(一) 問題意識

2015年7月22日に、米経済誌『FORTUNE』の公式サイトは、営業収入の規模を基準とした世界大企業番付「Fortune Global 500」（世界上位500企業）2015年版を発表し、中国（大陸部・台湾・香港）でランクインした企業数は、106社に達した¹。そのうち、国有企業が上位をほぼ独占している²。なお、台湾企業（7社）と香港企業（5社）を除いたら、中国企業数は、94社となり、そのなかで国有企業が依然として大半を占めており、民営企業数は、8社にとどまっている³。これにより、中国における最も有力で、かつ世界でより競争力のある企業は、国有企業であることがわかる。

しかし、実際には、現在、中国の国有企業は、大きな批判を浴びている。この批判は、「国家資本主義」と緊密な関係がある。具体的に言えば、英『The Economist』誌は2012年1月21日号で「国家資本主義」についての特集を掲載し⁴、これをきっかけとして、近年、「反国家資本主義思潮」や「国家資本主義脅威論」等の動きが高揚している⁵。ここでの「国家資本主義」とは、政府が経済の発展に主導的な役割を果たし、おもに政治上の便益を得るために市場を活用するという仕組みである。なお、この目的を実現するために、政府は、

¹ 具体的な企業名は、次のウェブサイトを参照：Fortune, “Global 500,” July 2015 <http://fortune.com/global500/>（2016年1月26日閲覧）。FORTUNE CHINA、「2015年財富世界500強 排行榜」（2015年7月22日公開）、http://www.fortunechina.com/fortune500/c/2015-07/22/content_244435.htm（2015年12月20日閲覧）

² たとえば、中国石油化工集团公司（2位）、中国石油天然気集团公司（4位）、国家電網公司（7位）、中国工商銀行（18位）、中国建設銀行（29位）、中国農業銀行（36位）、中国建築股份有限公司（37位）、中国銀行（45位）、中国移动通信集团公司（55位）などがある。

³ 独立行政法人経済産業研究所（RIETI）、関志雄「台頭する民営企業—成長分野の担い手に—」（2015年11月24日掲載）
<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/151124-1ssqs.html>（2016年1月28日閲覧）

8社の民営企業は、具体的に、中国平安保険（96位）、太平洋建設（156位）、華為投資控股（228位）、山東魏橋創業集団（234位）、正威国際集団（247位）、江蘇沙鋼集団（274位）、中国民生銀行（281位）、浙江吉利控股集团（477位）である。

⁴ The rise of state capitalism, *The Economist*, January 21st 2012, pp.11-12.

⁵ この動向を論じた論文として、陳志恒・馬学礼「美国“反国家資本主義”思潮：縁起、政策実践及戦略意図」『国外社会科学』2015年第5期、馬田啓一「TPPと国家資本主義：米中の攻防」『季刊国際貿易と投資』2012年第89号（<http://www.iti.or.jp/kikan89/89umada.pdf#search=馬田啓一「TPPと国家資本主義：米中の攻防」>）（2016年1月12日閲覧）などがあげられる。

しばしば国有企業を通じて、貴重な資源の利用を管理し、高水準の雇用を維持・創造する一方、えり抜きの民間企業を通じて、特定の経済セクターを支配する⁶。この国家資本主義の体現者として、中国の大型国有企業の多くは、独占的、寡占的産業組織によって、巨額の利潤をあげている。このような国有企業は、効率的ではないとされている⁷。また、これを国内と国外に分けて分析すると、中国の国有企業は、国内市場においては、プレーヤーとして国有商業銀行による政策融資のみならず、不公平な取扱いを含む政策的優遇によって、競争上の優位を得ており、中国経済が1990年代の「民進国退」（民間企業の躍進と国有企業の退潮）から、2000年代の「国進民退」へ転換する立役者となった⁸。一方、国外市場において、中国の国有企業は、政府の支援により、企業の経済的利益だけでなく母国の戦略的利益のために海外投資や企業結合・買収を行っている⁹。さらに、現時点で、中国はTPPの交渉参加国ではないが¹⁰、国有企業と民間企業との競争面での歪曲は、「競争中立性規律」に反しており¹¹、TPP交渉妥結の障壁になる可能性が高いと指摘されている¹²。このような批判にたいして、中国の経済学者は反論を提出している¹³。こうした批判や、反論が正しいか否かは別として、現実からみれば、少なくとも、中国の国有企業は、経済発展を担う主体として、一定程度の優位性を持ちながら、きわめて重要な役割を引き続き果たしていく一

⁶ Ian Bremmer, *The End of the Free Market: Who Wins the War between States and Corporations?* New York: Portfolio, 2010, pp.4-5, p.43.

⁷ 中兼和津次『体制移行の政治経済学』（名古屋大学出版会、2010年）290頁。

⁸ 田中信行 編『入門 中国法』（弘文堂、2013年）113頁（「第6章企業 第1節国内企業」田中信行執筆部分）。

⁹ 彭五堂「“国家資本主義”概念辨析」『河北経貿大学学報』2014年3月第35巻第2期30頁。

¹⁰ 中国には、TPP参加問題を考えるうえで、①時期尚早、②条件・環境しだい、③中国主導の新たな枠組みづくり、の3つの視点があるが、いずれも不参加という選択肢はないと指摘されている。また、2013年9月29日に看板を掲げた中国（上海）自由貿易試験区の設立目的の一つは、TPP対応にほかならないと学者に主張されている（石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純 編著『TPP交渉の論点と日本－国益をめぐる攻防－』（文眞堂、2014年）47～48頁（「第4章 TPPと中国参加問題」江原規由執筆部分）。

¹¹ 「競争中立性規律」を詳しく論じた文献：川島富士雄「オーストラリアにおける競争中立性規律－TPP国有企業規律交渉への示唆－」RIETI Discussion Paper Series 15-J-026、2015年6月 <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j026.pdf>（2016年1月6日閲覧）、屠新泉・徐林鵬・楊幸幸「国有企業相関国際規則的新発展及中国対策」『亜太経済』2015年第2期、応品広「競争中立條款与国企改革」『WTO経済導刊』2015年第03期総第138期等。

¹² 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純・前掲注10、154～158頁（「第12章 TPPと競争政策の焦点：国有企業規律」馬田啓一執筆部分）。

¹³ たとえば、彭剛「“国家資本主義”標籤不能乱貼」『人民論壇』2012年7月総第370期、余斌・張偉「乱貼標籤的資本主義之爭及其对中国的啓示－評英国《经济学家》關於国家資本主義的特別報道」『政治経済学評論』2012年7月第3巻第3期、吳敬璠「以更大的政治勇氣和智慧切實推進改革」『中国發展觀察』2013年第4期などがあげられる。

方で、民営企業と公平な競争を行うことが期待されている。

そして、2014年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議において、「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」（「依法治国を全面的に推進することに関する若干の重大問題の決定」）が可決された¹⁴。同決定では、「独占に反対し、合理的な競争を促進し、公平な競争ができる市場秩序を維持する」という目標が掲げられていた。その後、2015年9月13日に、「中共中央、国務院關於深化国有企業改革的指導意見」（「中共中央、国務院の国有企業改革の深化に関する指導意見」）が公布された¹⁵。同意見は、新しい国有企業改革の方針として、今後国有企業を（市場化を進める）「商業類国有企業」と（社会保障・公共サービスにかかわる）「公益類国有企業」に区分して、改革を推進することを明文化している¹⁶。つまり、制度面で、国有企業が、公平な市場競争に参加できるようにその条件を創設しようとする動きがある。しかし、実践面では、2015年に、鉄道車両メーカーの中国南車と中国北車が正式合併し、原子力発電大手の国家核電技術と5大電力会社の一つである中国電力投資集団も合併した。これにより、中国の国有企業は、競争力がよりいっそう強化され、「国進民退」という傾向がみられる。中国の国有企業は、このような制度と実践のギャップのなかで、生存・発展していると思われる。

上述したように、中国の国家資本主義は批判を浴びており、その焦点に据えられているのが国有企業の問題である。また、中国の国有企業は、矛盾した期待をかけられ、発展していることがうかがえる。この国有企業に関する問題は、中国における産業政策と競争政策との関係に集中的に反映している。このような背景のもとで、この新たな時期にあつて、中国における国有企業の問題を法的視点からどのようにみるか、国有企業の改革はどのような道を歩んでいくのかを検討することには、意義がある。

¹⁴ 具体的な内容は、新華網「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」（2014年10月28日公開）http://news.xinhuanet.com/2014-10/28/c_1113015330.htm（2015年12月2日閲覧）を参照のこと。

¹⁵ 具体的な内容は、新華網「中共中央、国務院關於深化国有企業改革的指導意見」（2015年9月13日公開）http://news.xinhuanet.com/politics/2015-09/13/c_1116547305.htm（2015年12月2日閲覧）を参照のこと。

¹⁶ その後、2015年9月24日に、「国務院關於国有企業發展混合所有制經濟的意見」（「国有企業の混合所有制經濟發展に関する国務院の意見」）が公布され、同意見によって、①他の国有資本や民間資本の積極的な受け入れ、②安全保障上、經濟上の重要分野における国家支配の維持、③電力、石油、天然ガス等の競争分野の開放による混合所有制改革モデル事業の推進の方向性などが示された。具体的な内容は、中央人民政府の公式サイト「国務院關於国有企業發展混合所有制經濟的意見」（2015年9月24日公開）http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/24/content_10177.htm（2015年12月2日閲覧）を参照のこと。

また、前述のとおり、社会的主義国家の性質および歴史的原因の関係で、中国における国有企業の問題は、現在、中国経済発展・改革中の最も重要な問題であると思われる。計画経済から市場経済へ移行している中国にとっては、国有企業の改革が達成されない限り、市場経済への移行が完了しない¹⁷。しかし、改革において非常に重要な役割を果たしている国有企業は、長期にわたってかかる業界において独占的地位を維持してきた。そして、現在、この独占的地位を不当に利用し、競争妨害行為を行っている国有企業を批判する声が次第に高くなってきている。他方、2008年に中国の反壟断法が施行されたが、時間的に新たな法律で、いまだ完備されておらず、また、意識面で、中国の企業、消費者及び法執行部門は、競争を保護・促進する観念に馴染みがないため、今後同法の解釈や実施等の問題は、極めて大きな関心を集めている。このような関心の中で、「経済法の憲法」とされる反壟断法と「共和国の長男」と思われている国有企業は、どのような出会いを生み出すのか、とりわけ注目されている。

では、現実には、中国の国有企業に反壟断法を適用することは可能なのか。つまり、中国の国有企業は、反壟断法の規制対象となるか否かが問題となる。次に、もし国有企業に反壟

¹⁷ この点について、中国の経済学界では、意見の一致を達成した。その典型的な論調として、林毅夫の著書『中国経済專題』（劉徳強（訳）『北京大学 中国経済講義』（東洋経済新報社、2012年）165頁）があげられる。

ほかに、中国の経済発展の問題は、次のように明白に指摘されている。中国の市場経済は、原来の計画経済との違う点は、主に二つある。その一つは、資源配分が国家の計画によって決定されるか、あるいは自由価格によって決定されるかという点である。もう一つは、企業制度が公有制度に支配されるか、あるいは非公有制度に支配されるかという点である。中国において、2008年より過去30年の改革は、これらの点をめぐって行われてきた。つまり、価格の自由化（価格が政府によって決められることから市場における需給関係によって決められる方向へ転換すること）と企業の非国有化（原来存在している国有企業が非国有化することと新たな非国有企業を設立することである）は改革の核心となった。そして、価格の自由化と企業の非国有化は、それぞれ1993年、2008年にほぼ実現された（張維迎「中国経済改革三十年」『全国商情：経済理論研究』2009年2期3～5頁）。

また、改革の問題について、経済学者は次のように述べている。改革の深化にともない、改革の促進力と改革の抵抗力とは、交戦がますます激しくなってきた。改革初期の抵抗力は、主に意識形態に起因したが、現在の抵抗力は、既得利益から生じる。つまり、初期の改革措置は、パレート改善とみられるが、現在国有独占企業と政府は、すでに改革の成果を享受しており、さらに改革を促進すると、両者の利益が害される可能性がある。国有独占企業や政治体制にかかる改革の促進は、政府が自分自身に対して改革を行うことを意味する。したがって、改革は最も困難な問題の解決に挑む段階に入り、その進度は遅くなる。なお、この段階において、重要産業における国有企業の発展を促進するべきか、抑制するべきかについて論争が起こる一方、「腐敗」や「尋租（rent-seeking）」等の問題が深刻になったため、経済改革を徹底するだけでなく、政治改革を主張する声がある。この背景のもとで、競争的産業における独占を打破することが、問題の解決策の一つとして強調されている（吳敬璉「“国進民退”：中国改革的風險」『中国民营科技与経済』2012年11期100～103頁）。

断法が適用できるとして、同法はいかに適用されるのか。こうしたことが問題となる。つまり、反壟断法によって、国有企業がどのように規制されているのかが問題となる。また、中国における反壟断法の国有企業に対する規制は、どのような産業政策と競争政策の関係を反映しているのかということも、重要な研究課題となる。このような分析を基にしなければ、反壟断法の適用が、現段階の国有企業改革にどのような影響を与えているのか、また、同法の適用は、どのような方向に向かって発展していくのか、といったことを予測することも困難である。

(二) 研究課題

上記の問題意識に基づいて、本論文では、以下のような研究課題を設定していた。

第一に、現在、中国の企業（および企業法）の枠組みにおいて、国有企業（および国有企業に関する法）の位置付けと各産業における国有企業の分布はどのようになっているのかを明らかにする。また、中国の国有企業改革は、どのような方向に向かって発展しているのかを検討する。

第二に、中国における産業政策と競争政策との関係を究明したうえで、中国の反壟断法は、どのように両者の関係を反映しているのかを明確にする。また、基礎理論と実証分析に基づいて、中国の国有企業に反壟断法を適用できるのか、もし適用できるとすれば、どのように適用されるべきなのかといった問題を分析する。

第三に、第二の研究課題の分析を踏まえて、反壟断法のこうした適用は、どのような産業政策と競争政策の相互関係・相互作用を反映しているのかを考察し、このような適用の影響を受けて、中国における産業政策と競争政策は、今後、どのように展開していくのかを予測する。

二、先行研究と本論文の特徴

(一) 先行研究

まず、これまでの先行文献のなかで、①中国の経済発展については、移行期にある中国の計画経済から市場経済への転換に関する文献が大量に存在する。これらの文献では、中国の経済発展の特徴として、「双軌制」（計画経済体制を残したままで、市場経済体制を作り出し、経済構造の変化につれて、最終的に両者を融合させる方式）、「漸進的發展」（例えば、1978年から始まった経済体制改革は、「計画が主、市場が従」→「計画的商品経済」→「計画と市場の内在的な統一」などの幾つかの中間目標モデルを経て徐々に市場メカニズムの枠割を認識しその作用範囲を広げてきた過程）等の点がよく挙げられる。そして、②

中国の国有企業については、国有企業の形成・発展の歴史的展開、国有企業改革の必要性和各段階における問題を詳細に紹介している著書・論文の類いが数多く、政府機関や、学者によって作成されてきた¹⁸。また、中国の反壟断法の基礎理論については、中国の学者がすでに詳細に関連理論を整理し、詳細に紹介している¹⁹。しかし、中国における反壟断法の視点から国有企業の問題を検討した文献はあまり多くなく²⁰、その中で実証研究を踏まえて

¹⁸ 例えば、著書：近藤康男『現代中国経済論』（農山漁村文化協会、1981年）、芝田稔・鳥井克之共訳『東西学術研究所資料集刊十四 中国現代史－革命と建設の基本問題－』（関西大学出版部、1987年）、毛里和子編『毛沢東時代の中国＜現代中国論1＞』（日本国際問題研究所、1990年）、南亮進『中国の経済発展－日本との比較－』（東洋経済新報社、1992年）、関口尚志・朱紹文・植草益 編『中国の経済体制改革－その成果と課題－』（東京大学出版会、1992年）、林毅夫・蔡昉・李周 [共著] 渡辺利夫 [監訳] 杜進 [訳]『中国の経済発展』（日本評論社、1997年、原書名：『中国的奇跡：発展戦略与経済改革』（上海三聯書店・上海人民出版社、1994年））、凌星光『中国の経済改革と将来像』（日本評論社、1996）、許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』（晃洋書店、1999年）、山口重克編『東アジア市場経済－多様性と可能性』（御茶の水書房、2003年）、樊綱「著者」・関志雄「訳者」『中国 未完の経済改革』（岩波書店、2004年）、座間紘一編著『中国国有企業の改革と再編』（学文社、2006年）、呉敬璉 [著] 青木昌岩 [監訳] 日野正子 [訳]『現代中国の経済改革』（NTT出版株式会社、2007年）、呉淑儀『中国国有企業の企業統治改革－第三者機関の役割－』（創成社、2008年）、徐春陽『中国所有権改革の研究』（東信堂、2008年）、張卓元・鄭海航 [主編]『中国国有企業改革 30年回顧与展望』（人民出版社、2008年）、林華生 編『転機に立つ中国－経済発展・法整備と日系企業－』（蒼蒼社、2011）、毛里和子『現代中国政治 [第3版]－グローバル・パワーの肖像』（名古屋大学出版会、2012年）、林毅夫 [著] 劉徳強 [訳]『北京大学 中国経済講義』（東洋経済新報社、2012年）、南亮進・牧野文夫『中国経済入門「第3版」世界第二位の経済大国の前途』（日本評論社、2012年）、岡本隆司編『中国経済史』（名古屋大学出版会、2013年）、朱錦清『国有企業改革的法律調整』（清華大学出版社、2013年）、徐涛『中国の資本主義をどうみるのか 国有・私有・外資企業の実証分析』（日本経済評論社、2014年）、黄速建『国有企業改革和発展：制度安排与現実選択』（经济管理出版社、2014年）、等々

論文：王学文「社会主義制度下的商品関係与価値規律」『経済研究』1959年9期、劉国光「關於社会主義市場經濟理論的幾個問題」『経済研究』1992年第10期、國谷知史「国有企業と株式制度」『中国研究月報』1994年5月号、田島俊雄「中国の国有企業改革と政府間財政関係」『中国研究月報』1994年4月号、蕭東連「国有企業改革的起步及其矛盾」『中共党史研究』2008年第1期、張維迎「中国経済改革三十年」『全国商情：経済理論研究』2009年第2期、劉鳳義「中国国有企業60年：理論探索与政策演進」『経済学家』2010年第1期、等々

¹⁹ 例えば：全国人大常委会法制工作委员会經濟法室 編『中華人民共和国反壟断法条文説明、立法理由及相關規定』（北京大学出版社、2007年）、史際春 等著『反壟断法理解与適用』（中国法制出版社、2007年）、曹康泰・張穹 編『中華人民共和国反壟断法解讀－理念、制度、機制、措施』（中国法制出版社、2007年）、時建中 主編『反壟断法－法典积評与学理探源』（中国人民大学出版社、2008年）、孟雁北『反壟断法』（北京大学出版社、2011年）、王晓擘『反壟断法』（法律出版社、2011年）、劉繼峰『反壟断法』（中国政法大学出版社、2012年）、等々

²⁰ 例えば：李国海「反壟断法应大胆規制国企」『上海国資』2008年第10期、江中遊「論国有企業の改革与反壟断法の適用」『中国社会科学院研究生学報』2009年第4期、丁国民「国有企業壟断問題的立法回応」『学術論壇』2011年第3期、孟雁北「我国《反壟断法》之于壟断行業適用範圍問題研究」『法学家』2012年第6期、劉健「国有企業反壟断規制分析」『中国物価』2013年第11期、方小敏「論反壟断法对国有經濟的適用性－兼論我国《反壟断法》第7条的理解和適

当該問題を分析した文献はより一層少ない²¹。

（二）本論文の特徴

本論文は、以上の先行研究に基づき、産業政策と競争政策の相互関係に視点を置き、関連基礎理論と実証研究を踏まえて、中国における反壟断法の国有企業に対する規制という問題を検討する。従来の先行研究と比べて、本論文には以下のような特徴がある。

第一に、中国における「国有企業」、「産業政策」、「競争政策」等の概念は、中国の社会主義市場経済の特色を反映しており、このような概念の究明は、関連問題を検討する前提として極めて重要な意義がある。本論文では、関連基本概念を解明したうえで、産業政策と競争政策の相互関係を分析し、「産業政策法」の制定、「競争友好型産業政策」の構築等の最新の理念を説明する。

第二に、本論文は、理論面で、国有企業の発展趨勢や反壟断法の国有企業に対する規制の基本原則を明確にする一方で、実証面で、反壟断法の執行機関が公開した規制事例を統計化し、中国の反壟断法の国有企業に対する規制の全体像を把握したうえで、典型的な事件を分析し、規制の実態が理論に合致しているかどうかを検証する。

第三に、本論文においては、産業政策と競争政策との相互関係が議論全体の本筋をなし、中国の社会主義市場経済の特色を強く反映している国有企業に対する反壟断法の適用に着目点として、その分析を行う。この分析は、中国の産業政策と競争政策の発展を展望するにとどまらず、現在の中国の社会・経済の現実を着実に理解するうえで、有意義である。

三、本論文の構成

本論文は、序章と終章以外に、以下の二編から構成される。第一編では、主に産業政策と競争政策の関係を中心として、中国における反壟断法の国有企業に対する規制の基礎理論と基本原則を明確にする。第二編では、主に実証研究を踏まえて、反壟断法の国有企業に対する規制の実態を検討する。

（一）第一編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制－産業政策と競争政策との関係を中心として－

1. 第一章

用」『南京大学法律評論（2009年春季卷）』、等々

²¹ 例えば：時建中「解讀“匯源案” 応回帰法律」『瞭望』2008年第37期、盛傑民「対360訴騰訊壟断紛糾案的評価及思考」『電子知識産権』2013年第9期、王晓曄「中国電信、中国聯通涉嫌壟断案的再思考」『交大法学』2013年第2期、等々

第一章では、本論文で検討される国有企業の関連理論を紹介する。つまり、中国における企業の分類・形態を論じたうえで、国有企業の位置付け、概念の変遷及び類型を検討し、各産業における国有企業の分布を明らかにする。

2. 第二章

第二章では、中国における産業政策の概念を解明し、産業政策法という概念を説明し、産業政策に対する認識の変遷を述べる。他方、中国における競争政策の概念と競争政策体系の形成を考察し、反壟断法の制定作業が長期に及んだ理由を分析する。

3. 第三章

第三章では、産業政策と競争政策との関係をめぐる論争を検討し、両者の関係を明らかにしたうえで、反壟断法の立法趣旨や、適用除外制度等の視点から、同法が有する両政策の調和機能を分析する。

4. 第四章

第四章では、反壟断法第7条に関する基本的な認識、同条文の立法の背景を検討し、同条文をめぐる論争を分析し、この第7条の理解を明確にしたうえで、反壟断法の国有企業に対する規制の基本原則を解明する。

5. 第五章

第五章では、第一編の分析をまとめ、国有企業改革の方向、産業政策と競争政策との関係、反壟断法の国有企業に対する規制の基本原則を明確にする。

(二) 第二編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制－実証的分析を視点として－

1. 第一章

第一章では、中国の反壟断法の法執行体制を紹介したうえで、このような体制の形成の原因、問題点及び今後の発展動向を明らかにする。

2. 第二章～第四章

第二章から第四章までは、工商行政管理機関、商務部、国家発展改革委員会の規制分野、関連法規定、規制の実態についてそれぞれ検討する。

3. 第五章

第五章では、反壟断法の国有企業に対する規制の実態をまとめ、この実態が反映する産業政策と競争政策との関係を明確にする

第一編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制—産業政策と競争政策との関係を中心として—

第一章 中国における国有企業の概念変遷と分類—市場化の動向をみる

第一節 中国における企業の分類基準と企業形態

企業の法律形態は、二つの側面に反映されている。それは、企業の経済性格と企業の組織形式である。前者は、企業の成立の基礎となり、後者は、企業の運営の基礎となる。両者の異なる組み合わせによって、各種の企業形態が現出する²²。これに応じて、現在、中国の企業は、おもに二重の基準によって分類されている。すなわち、所有制という基準により、企業は国有企業、集体（集団）企業、私営企業、外商投資企業に分けられている。一方、組織形式という基準によって、企業は独資企業、合夥（組合）企業、公司（会社）企業に区分されている。このような二重の基準による企業の分類方法は、中国の経済改革の過程において、国民収入の増大や、適応力の向上にとともに、改革の目標を実現するうえで有利であるかもしれないが²³、当該分類方法によって、立法の重複化、法適用の複雑化等の問題が起きている²⁴。

²² 孫長坪「論企業形態与企業分類」『学术研究』2008年第12期76頁、78頁。

また、企業形態について、ある学者は次のように述べている。資源を組み合わせる際に、異なる需要を満足させるため、企業形態が多種多様となることは必然的である。一方、法律では、異なる資源を組み合わせる機能を發揮している企業に、必要な空間を提供し、関連制度を設計しなければならない。企業形態を統一させ、つまり企業形態が単一となることは、する価値もないし、むしろすれば有害である（徐強勝「企業形態的法経済学分析」『法学研究』2008年第1期38頁）。

²³ 実は、この二重の基準の形成には歴史的原因がある。ここで中国における各企業形態の現出について、簡単に説明する。

新中国成立後、政務院は1950年に「私営企業暫行条例」を頒布した。私営企業（私人が投資して経営する各種の経済事業）の組織方式が独資、合夥、公司に分けられた。これにより、同条例は、新中国で最初に「企業」という用語を使用した法律となった。

しかし、その後、1956年頃、中国政府は「社会主義改造」を実施し、公有制が支配的地位を占める新たな経済秩序を確立し、「私営企業暫行条例」は効力を失った。なお、新たな経済制度のもとで、各種の経済単位のなかで、「公司」と称されたのは少数である。これに対して、多くの工業の経済単位は「廠」あるいは「工廠」と呼ばれており、流通業の経済単位は、「商店」、「商舖」、「廠（運輸廠）」、「社」と呼ばれていた。「公司」という名称を維持したのは、対外経済貿易活動を行う経済単位だけである。また、個人独資と合夥という形式はほとんど消えた。このような背景のもとで、立法上、明確な規定が

一、所有制による企業の分類と企業形態

(一) 憲法の規定

中国の法律は、企業の経済性格を考慮に入れ、所有制を基準として企業を区分している。具体的に、2004年改正された中国の憲法第6条によれば²⁵、中国の社会主義経

ないため、独資、合夥、公司という分類は、企業の組織形態の理論的分類となり、伝統的な企業の組織形式は、実践中、存在していなかった。

そして、中国では、文化大革命が終了後、70年代末から「改革開放政策」が実施され、外商投資企業、私営企業が現出した。この背景のもとで、外国資本による投資の奨励、国有企業改革の促進を目的として、多数の法律と行政法規が制定・施行された。また、80年代、企業の「横向経済連合（分業とネットワーク）」形成の必要が強調され、股份制（株式制）が導入された。

法律面で、当時期、1985年公布された「公司登記管理暫行規定」（1988年廃止）以外、会社制度を網羅する会社法典は制定されなかった。その後、国務院が政務院の制定したものを踏襲して「私営企業暫行条例」を公布し、この条例は1988年7月1日に施行された。同条例によって、私営企業は独資企業、合夥企業、有限責任公司に分けられている（第6条）。また、1988年に、全人民所有制の工業企業の権利・義務を明確に規定する「全民所有制工業企業法」が施行され、1994年に「中華人民共和国公司法」（つまり「会社法」で、以下「公司法」という）は、個別の準拠法にもとづく各種の「公司」を統一的に規制することを目的として施行された。公司法によって、有限責任公司、股份有限公司（株式有限会社）が規定されている（姜朋「新《公司法》改変了什麼－基于对三個語詞的分析」『法学』2006年第11期27頁、叶林「企業的商法意義及“企業進入商法”的新趨勢」『中国法学』2012年第4期95頁を参照。

²⁴ 劉大洪・呂忠梅「市場經濟条件下企業法的重新定位」『法商研究』1997年第1期24～25頁。何煉紅「我國企業雙軌制立法的衝突、協調與前瞻」『河北法学』2000年第5期54～57頁。李昌庚「試論我國現代企業分類及其法律調整」『理論界』2005年第2期76～77頁。李建偉「中國企業立法體系的改革與重構」『暨南學報（哲學社會科學版）』2013年第6期87～89頁。

²⁵ 本文において憲法の規定がよく引用されたため、背景として中国の憲法の沿革について簡単な紹介をすることにする。1949年9月に北京で中国人民政治協商會議が開催され、当該會議は臨時憲法にあたる「中国人民政治協商會議共同綱領」（以下「共同綱領」という）を採択した。同年10月1日に中国が成立した後、中国の憲法は1954年に制定された最初の憲法から、1975年、1978年、1982年の3回の全面改正を経ており、現行憲法は1982年憲法である。

この4つの憲法のなかで、はじめの3つの憲法はいずれも社会主義法建設時期に制定されたものであり、現行の1982年憲法だけが改革・開放時期に制定したものである。なお、1954年憲法は社会主義社会へ至る過渡期に制定された。1975年憲法と1978年憲法は文化大革命の後期に制定されたものである。この二つの憲法は改革・開放時期の政策とまったく正反対の内容を有していた。このような関係から、1982年憲法は1954年憲法を基礎として継承し、発生させたものと位置づけられている。また、1975年、78年、82年憲法改正では、いずれも条文の全面改正が行われた。これに対して、1982年憲法はほぼ5年の間隔をあげて改正を繰り返してきたが（1988年改正、1993年改正、1999年改正、2004年改正）、一部の条文についての改正だけであり、改正された条文が憲法に追記されて形式をとっている（小口彦太・田中信行 著『現代中国法 [第2版]』（成文堂、2012年）、3～23頁。田中信行・前掲注8、19～22頁）。

済制度の基礎は、生産手段の社会主義公有制、すなわち全民所有制および労働群衆集団所有制にある。なお、現在、社会主義初級段階にある国家として、中国は公有制を主体とし、多種類の所有制経済と共同発展の基本経済制度を堅持している。また、国有経済すなわち社会主義全人民所有制経済は²⁶、国民経済中の主導的な力であり、国家は国有経済の強化・発展を保障する（第7条）。これに対して、法律規定の範囲内で存在している个体経済、私営経済などを含める非公有制経済は社会主義市場経済の重要な構成部分であり、国家は非公有制経済の合法的權益を保護し、非公有制経済の発展を奨励、支持および領導し、かつ非公有制経済に対して監督・管理をおこなう（第11条）。さらに、憲法には、国有企業、集体経済組織、中国領内の外国企業、その他の外国経済組織および中外合資経営の企業に関する規定がおかれている（第16条～第18条）。これによって、中国の企業は、所有制の区分によって分類されているという基本的な考え方が示される。

（二）「民法通則」と「物権法」の規定

また、憲法のもとで、中国の「民法通則」（1986年公布、1987年施行）第5章「民事権利」の第1節は、全民所有制単位（組織）・企業と集体所有制単位の財産所有権および財産所有権と関連する財産権を規定している（第71条～第83条）。その後、民法通則にある国家財産所有権、集団財産所有権、個人財産所有権という生産手段の所有主体の差異によって所有権を区分する方法が「物権法」（2007年公布、同年施行）に継承された。物権法において、まず第3条は、所有制の区分にもとづき、国家の基本的経済制度および公有制経済と非公有制経済にたいする態度を表明している。このうえで、公有制企業、非公有制企業など一切の市場主体の平等が明記されている。なお、第4条は、国家、集団、私人の物権およびその他の権利者の物権にたいする法的保護の平等を規定している。また、第5章において、国家所有権、集団所有権、私的所有権の規定がおかれている。とくに、第67条は、国家、集団および個人が企業の設立に出資することや、出資者の関連権利・義務について規定している。これにより、所有

²⁶ 「国有経済」とは、「国有企業および国有支配企業」を指す（加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫『21世紀の中国 経済編 国家資本主義の光と影』（朝日新聞出版、2013年）第2章第1節52頁（加藤弘之執筆部分））。

制にもとづき企業を区分することは、より明確化され、物権法の政治的性格がみられる²⁷。

そのほかに、所有制を体現する法律として、「全民所有制工業企業法」（1988年公布、同年施行、2009年改正）²⁸、「城鎮集体所有制企業条例」（1991年公布、1992年施行、2011年改正）、「郷村集体所有制企業条例」（1990年公布、同年施行、2011年改正）、「中外合資経営企業法」（1979年公布、同年施行、1990年、2001年改正）、「外資企業法」（1986年公布、同年施行、2000年改正）、「中外合作経営企業法」（1988年公布、同年施行、2000年改正）、「私営企業暫行条例」（1988年公布、同年施行）²⁹などがあげられる。また、列挙された各法律から、「内資」（中国側の資産）と「外資」を区分して立法する傾向が見られる³⁰。

上述したように、中国の法律においては、所有制を基準として企業を区分するという明らかな特徴がある。具体的にいえば、中国の基本経済制度には、公有制経済、非公有制経済が含まれており、各所有制に応じて、財産所有権は、国家所有権、集団所有権、私的所有権に区別されている。これを念頭において、中国の企業は、異なる法律によって区分されている。つまり、①公有制経済のもとで、国有企業—全人民所有

²⁷ 物権法の起草は1988年より始まった。最初の起草者として、梁慧星教授が責任者である中国物権法研究課題組は、2000年3月に「物権法草案建議稿」を出版した。その後、王利明教授は、2001年6月に同名の建議稿を出版した。中国物権法は、梁慧星案の所有権構想、すなわち所有権の主体は自然人と法人であるとの構想を否定した。また、王利明案にもとづき、国家、集団、私人といった、生産手段の所有制にもとづく社会主義的所有論を物権法の所有権概念に投影させ結果、法人格を有する私営企業の支配する財産については所有権の範疇に入っていないという結果が生じた。しかし、所有権者ではないため、私営企業は自らの財産を処分できないというのはいえぬことで、結局、私営企業、そして国有企業も、法人財産権という名の所有権者として、市場においてはまったく対等な資格で登場してくることになる（小口彦太・田中信行・前掲注25、179～180頁）。

²⁸ 「全民所有制工業企業法」は、①全民所有制工業企業の経営権、②廠長が責任を負う制度と民主的管理、③国家の企業を管理する方式の転換という三つの側面から、企業の立法面で重大な突破とみなされると学者に高く評価されている（王保樹「論《全民所有制工業企業法》在企業立法上的突破」『中国法学』1988年第4期3～10頁）。

²⁹ 同条例について、次のように指摘している学者がいる。つまり、同条例は、①立法の背景や、法を実施する環境に関して、すでに根本的な変化が起き、②その後、施行された多数の法律と衝突しており、③「公司法」、「合夥企業法」、「個人独資企業法」の公布によって、存在する必要がなくなったため、廃止されるべきである（楊積堂「論《私営企業暫行条例》的存与廢」『河北法学』2012年第6期125～131頁）。

³⁰ 投資者を基準として、企業に関する立法は、内資系企業の立法と外資系企業の立法に区分することは、①会社の平等、株主の平等という原則に反しており、②不公正な競争が起きやすくなる。ゆえに、平等原則や、内国民待遇原則を徹底し、外商投資企業法を廃止すべきであると学者が主張している（劉俊海「關於統一内、外資企業立法的思考与建議」『江漢論壇』2014年第1期72～78頁）。

制、集団企業－集団所有制、②非公有制経済のもとで、私営企業と外商投資企業など－私有制、という対応関係が成立するように見える³¹。しかし、このような所有制による企業の分類方法は、学者に批判されている。その理由としては、①所有制と所有権は必ずしも対応関係にあるとは限らないこと、②この区分方法は、計画経済の産物であり、社会主義市場経済のもとで合理性がないこと、③異なる所有制のもとにある企業は、不平等な状態で競争させられる可能性があること、などがあげられる³²。

二、組織形式による企業の分類と企業形態

(一) 学者の主張

前述したように、所有制を基準とする企業の分類方法が批判されてきたため、所有制の基準に対して、企業の組織形式や法的地位を基準とする区分方法が学者によって提唱されている。つまり、企業は、①法人としての公司、②非法人の合夥企業と③独資企業に区分されるべきであるというのである。この分類方法では、経済面で、①中国の社会主義制度が存在する基礎、すなわち公有制は、何ら悪影響を受けず、②単純な国有企業の数減少する可能性があるが、国有経済の主導的な地位は動揺せず、③多種類の経済成分に応じて、多様な経済を実現させる道が提供されており、かつ、法的理論上、④少数の企業類型により、多数の資本や労働力の組み合わせ方式が類型化され、⑤企業と政府の関係や、企業内部の組織、企業の権利・責任が明らかに示され、⑥企業の公司化や、国有企業の改革に有利であり、⑦市場における企業間の競争が促進され、企業の優勝劣敗の実現が期待され、⑧企業の規制体系の構築が容易になることなどが主張されている³³。

³¹ 似ている論述は、王建平・時建中・胡利玲・呉景明「企業組織法律形態划分標準辨析－対以所有制為標準划分企業形態の否定」『中国政法大学学報』1997年第2期93頁、張国炎・黄海林「国有企業、民営企業、私営企業法律質疑」『政治与法律』2002年第6期71頁を参照。

³² 李誠「現行企業分類方法与公司立法」『法学評論』1990年第4期16頁。漆多俊「現代企業制度的基本要求与立法体系」『武漢大学学報(哲学社会科学版)』1994年第4期36頁。王建平・時建中・胡利玲・呉景明・前掲注31、93～94頁。何炼紅・前掲注24、55頁。沈貴明「企業法演變与經濟法科学化發展」『東方法学』2009年第4期、42～43頁。李建偉・前掲注24、90頁。

³³ 李誠・前掲注32、16～17頁。漆多俊・前掲注32、37頁。王建平・時建中・胡利玲・呉景明・前掲注31、96～97頁。沈貴明・前掲注32、43頁。

一方、少数説として、中国の企業は独資企業、合夥企業、法人企業と区分されるべきであると述べている学者もいる。同学者の主張は以下のとおりである。企業は経済的概念であり、①商法からみると公司制の企業あるいは非公司制の企業に区分され、②民法からみ

(二) 立法面での体現

このような理論面からの検討は、立法面に反射されている。すなわち、1993年に社会主義市場経済体制改革の目標が正式に確立された後、既存の企業立法体系が市場経済体制と相容れないため³⁴、中国の立法機関は、改めて「公司法」（1999年改正、2004年改正、2005年修正、2013年改正）、「合夥企業法」（「組合企業法」、1997年公布、同年施行、また2006年改正）、「個人独資企業法」（1999年公布、2000年施行）などを公布し、公司法を核心とする企業の組織法というシステムを構築した。しかし、このような経済転換期において、経済体制改革の漸進性および不徹底性などの原因によって、計画経済の所有制を基準とする企業の立法は廃止されておらず、所有制による企業法と企業組織法が併存する状態にある結果、「双軌制の企業法体系」が形成された。なお、特別な企業法（たとえば、「農民專業合作社法」（2006年通過、2007年施行）、「郷鎮企業法」（1996年公布、1997年施行）など）、産業を促進する企業法（たとえば、「中小企業促進法」（2002年公布、2003年施行））、外商投資の政策に関する企業法（たとえば「指導外商投資方向規定」（2002年公布、同年施行））が制定されている。また、最新の企業法は、「企業国有資産法」（2008年公布、2009年施行）である。この法律の頒布によって、国有企業に関する立法モデルは、主体と

ると法人の企業あるいは非法人の企業に区分される。なお、公司是商法上の概念として、なかに非法人の公司与法人の公司が含まれている。独資企業、合夥企業、公司という企業の分類方法は欧米諸国の分類方法である。中国の企業は、おもに全人民所有制企業と集団所有制企業であり、公司という形式を取らなくても、法人格を取得して、非公司の企業法人になることができる。したがって、ある企業は、独資企業、合夥企業でない場合、公司与認められたら、非公司制の法人である企業は多数あるが、所属不明になる（董開軍「略論企業、公司、法人三者之關係」『河北法学』1991年第3期19～20頁）。

また、中国の企業形態を論じるとき、企業の分類方法を所有制形態による分類、法形態による分類、その他の形態と分けている学者がいる。具体的に、①所有制形態による分類：全人民所有制企業（国营企業→国有企業→株式制へ転換）、集団所有制企業（都市あるいは農村の行政部門が出資・経営する企業、都市の労働者と農民の共同出資・経営する企業）、私有制企業（私営企業、个体戸（自営業））；②法形態による分類：有限責任公司、股份有限公司；③その他の形態：中外合資経営企業（合弁企業）、外資企業（独資企業）、中外合作経営企業（合作企業）。詳しくは、金山権『中国企業統治論—集中的所有との関連を中心に—』（学文社、2008年）81～85頁を参照。

さらに、企業組織類型の法定化や、企業組織内容（企業内部の組織、責任の形式など）の法定化に対して批判する意見がある。つまり、このような企業形態法定主義の実質は、国家の介入である。当該主義にもとづいて構築された企業形態の体系は柔軟性と革新力がかけていると学者に主張されている（王妍「超越規範：当代企業形態及企業法理論的祛魅与創新」『比較法研究』2012年第6期54～55頁）。

³⁴ 沈貴明・前掲注32、44～45頁。

しての企業にたいする立法から国有資産にたいする監督・管理への転換する傾向がみられる³⁵。

三、二重の基準による企業の細分と問題

上述したように、伝統的な所有制を基準とする企業分類方法（内資、外資の分別が含まれている）と市場経済発展の要求に応じた企業の組織形式を基準とする企業分類方法が並存・交錯しており、特別な企業の立法体系が中国では構築されている。なお、このように区分された企業の各形態は、さらに行政法規によって規定されている。

（一）行政法規による企業の細分

中国の国家統計局と国家工商行政管理総局は、2011年9月30日に「關於劃分企業登記注冊類型的規定調整的通知」（「企業登記登録類型の区分に関する規定を調整する通達」）を公布し、これにより、1998年に公布された「關於劃分企業登記注冊類型的規定」（「企業登記登録類型の区分に関する規定」、以下「企業登記類型規定」とする）の改正が行われた。この改正された「企業登記類型規定」（2011年9月30日施行）は、工商行政管理機関に登録されている各種の企業を区分の対象として、企業形態を規定している。具体的には、「企業登記類型規定」第2条によって、中国の企業は、①内資企業、②香港・マカオ・台湾投資企業（以下「香・マ・台系企業」と省略する）、③外商投資企業に大別されている。そのなかで、内資企業は、さらに国有企業、集体企業、股份合作企業、聯營企業、有限責任公司、股份有限公司（「股份」という概念は「株式」と理解される）、私営企業とその他の企業に分けられている³⁶。実際、このよう

³⁵ 李建偉・前掲注 24、87～88 頁。

一方、同法律の欠点を指摘している学者がいる。つまり、同法律は、国有企業の責任者について明確に規定していない。中国の国有企業の責任者は、よく一定の行政級別に該当する人である。国有企業とくに大型国有企業において、国有資産価値の維持、増加さえ実現できれば、このような人に対して、国有資産の管理・監督部門は、直接に任免を行うことができない。彼らの任免権は中央政府に属する。このような場合、国有資産監督管理委員会は、実際には、国有企業の資産経営状況に関する評価の権利のみを有する。これによって、国有企業の責任者は、コントロールされていない状態にある。とくに、最近次々に起きている国有企業に関する腐敗の事件から、国有企業の管理面で、現行制度はすでに発展の需要に応じられなくなることがわかる（喬新生「制定国有企業法是必由之路」『法人』2013年第11期21頁）。

³⁶ 同条によって、香・マ・台系企業には①合資経営企業（香港またはマカオ、台湾資本）、②合作経営企業（香港またはマカオ、台湾資本）、③香港・マカオ・台湾商独資経営企業、④香港・マカオ・台湾商投資股份有限公司、⑤その他の香港・マカオ・台湾商投資企業、が含まれている。

所有関係あるいは出資関係に着目した企業の区分方法は、中国国家统计局によって採用され、これにもとづいて、同局は『中国統計年鑑－2015』を編纂している³⁷。

(二) 生ずる問題

現在、中国における企業の形態は、中国の経済体制の転換と緊密な関係があり、計画経済から市場経済への移転に起因して、このような二重の分類基準にもとづき、多種の企業形態が併存している複雑な体系が確立している。つまり、計画経済体制の下で、非公有制経済成分がほぼ消滅し、公有制の企業は、政府の指令にしたがって行動し、企業法が存在する余地は少なかった。その後、改革によって、非公有制経済成分が復活し、国有経済の存在形式も多様化し、これによって各種の経済成分が併存することになった。また、社会主義市場経済体制のもとで、計画経済時期に形成された所有制による企業を区分する基準は、経済の発展に適応しなくなったため、公司法を核心とする企業の組織形式による分類基準が導入された³⁸。このような歴史に起因する分類体系によって、さまざまな問題が存在している。たとえば、同一の所有制で、国有企業は、全民所有制工業企業法によって規制されているが、国有独資公司是公司法によって規制されている。加えて、国有企業のコーポレートガバナンスの構築も混乱しており、全民所有制工業企業法に従って形成されたコーポレートガバナンス体系がある一方で、公司法に従い形成されたコーポレートガバナンス体系もある³⁹。なお、私営企業は、同時に私営企業暫行条例、公司法、合夥企業法、個人独資企業法によって規制される可能性が高い。そして、自然人としての私人が単独出資で設立した企業については、個人独資企業法と私営企業暫行条例のいずれを適用するのかが問題となる⁴⁰。また、有限責任公司是公司法の規制を受けているが、外資にかかわる場合、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法、外資企業法によって規制される可能性もあ

また、外商投資企業には、①中外合資経営企業、②中外合作経営企業、③外資企業、④外商投資股份有限公司、⑤その他の外商投資企業、がある。

「企業登記類型規定」第2条が規定している諸企業概念は、同規定の第3条から第20条までの条文によって定義されている。

³⁷ 関連統計数字および主要な統計指標の解釈は、中華人民共和国国家统计局 編『中国統計年鑑－2015』（中国統計出版社、2015年）22～25頁を参照。

³⁸ 似ている学者の主張は、董学立「企業与企業法概念分析」『山東大学学报（哲学社会科学版）』2001年第6期81～82頁、孫長坪・前掲注22、76頁、李建偉・前掲注24、89頁などを参照。

³⁹ 喬新生・前掲注35、22頁。

⁴⁰ 李寿喜「完善非公有制經濟立法的理性思考－兼評現行《憲法》及企業法關於非公有制經濟的立法」『經濟問題探索』2006年第1期143頁。

る。さらに、内資、外資系企業を区別して取り扱うことは、市場主体の平等原則に反する。

こうしたことのため、立法面で、企業分類体系の新たな構築が学者によって提唱されている。具体的に、①（公司、合夥企業、個人独資企業を含める）競争的産業における普通の企業と（おもに国有企業を指す）非競争的産業における特殊な企業に分けて、それぞれ公司法、合夥企業法、個人独資企業法または特別な産業法を適用すること⁴¹、②（国有企業法、国家が支配する公司に関する法律を含む）公企業法と（公司法、合夥企業法、個人独資企業法、股份合作制企業法を含む）私企業法に分けること⁴²、③全民所有制工業企業法、公司法などを分解し、「公共企業法」、「公有公司法」、新たな「公司法」などに組み直す一方、これらの法律を中外合資経営企業法、中外合作経営企業法、企業の国有資産の監督・管理にかかわる法律と共同して、機能させること⁴³、④全民所有制工業企業法、城鎮集体所有制企業条例、郷村集体所有制企業条例、私営企業暫行条例などの所有制にもとづく企業法を廃止すること⁴⁴、などが学者によって主張されている。このような学者の構想と主張は、実際には、市場経済体制のもとで、政府の経済活動への介入を制限し、あるいは所有制を問わず、各企業を平等な主体として公平に競争させる思想を表している。

⁴¹ 李昌庚・前掲注 24、77 頁。また、特別な企業法と普通の企業法に関する論述は、曹翔「企業和企業法—兩個概念的法律分析」『法学天地』1997 年第 1 期 26 頁、董学立・前掲注 38、82 頁を参照。

⁴² 何炼紅・前掲注 24、56～57 頁。また、国有企業法の制定を強く主張している学者の意見は、喬新生・前掲注 35、21～22 頁を参照。

同論文において、喬新生教授は国有企業を規制対象とする特別な法律を制定する必要があるか否かをめぐり論争を紹介した。つまり、一部の学者は、国有企業が市場の主体であり、他の企業と平等に競争しなければならないと主張した。したがって、国有企業に関する特別な法律を制定することは公平な競争秩序の維持に不利である。公司法によって、国有企業を規制する方がいいとこの一部の学者に主張されている。しかし、これに対して、企業国有資産法を制定する際に、喬新生教授を含む一部の学者は、国有企業に対して特別規制を行うべきであるため、この問題について、単独に特別な法律を制定した方がいいと主張した。結局、前者の意見が立法部門に採択した。それにもかかわらず、喬新生教授が引き続き国有企業法の制定を強く提唱している。

ほかに、国有・公共企業の立法に関する論調を、張安毅「国有公共企業制定専門法的必要性与制度設計—從適用《公司法》到制定《国有公共企業法》」『理論与改革』2014 年第 4 期 172～175 頁を参照。

⁴³ 孫長坪「論構建公産企業法律体系」『改革与戰略』2007 年第 11 期 130 頁。ほかに、公共企業法を制定しようという意見がある。たとえば、王紅一「我国国有企業的政策定位与若干立法問題探析」『河北法学』2002 年 3 月第 20 卷第 2 期 37～38 頁。

⁴⁴ 李建偉・前掲注 24、92 頁。

中国の企業体系において、国有企業は重要な位置を占め、政府と市場との関係や競争の促進に関する問題の焦点になって、きわめて重要な存在である。そこで、次に、国有企業概念と発展について検討する。

第二節 「国有企業」という概念の変遷

実は、中国における国有企業概念は固定的なものではなく、時代の転換にともない変化してきた。そこで、計画経済時代と市場経済時代に分けて、時代に応じた国有企業概念の変遷について考察してみることにする。

一、計画経済時代の国有企業概念の変遷－「公営企業」から「国営企業」へ

新中国成立後、政務院が1952年9月8日に「関与各級政府所經營的企業名称的規定」（「各級政府が經營する企業の名称に関する規定」）を公布した⁴⁵。この規定によれば、当時、各級政府が經營する企業の名称は統一されておらず、「国営企業」と呼ばれる場合もあれば、「公営企業」と呼ばれる場合もあったことがわかる。そこで、さまざまな名称を統一するため、当該規定は①中央および各大行政区の各部門が投資・經營する企業（大行政区が都市に管理を委託している企業を含む）を「国営企業」、②省以下の地方政府が投資・經營している企業を「地方国営企業」、③政府と民間資本が合弁し、政府が企業の經營・管理に参加する企業を「公私合営企業」と呼ぶことを規定した。また、政務院は1954年7月14日に「国営企業内部労働規則綱要」を公布した。これらの規定によって概ね当時期から「公営企業」の呼び方が少なくなり、「国営企業」の言い方が定着するようになった⁴⁶。当時の国営企業に対して、国家は所有権のみならず、經營に関するあらゆる権限も有していた。国営企業は、単なる生産組織ではなく、同時に地域の社会組織ともなっており、計画経済を遂行する政府の付属機関をなしていた。また、国営企業では倒産のリスクがないため、国営企業の労働者は労働意欲を失い、国営企業は、慢性的な赤字体質に陥っていた。

⁴⁵ 「關於各級政府所經營的企業名称的規定」〔新華社9月8日訊〕人民出版社編『新華月報』1952年第10期179頁。

⁴⁶ 張英莉「中国国有・国営企業の形成－その過程と特徴－」『埼玉学園大学紀要（経済経営学部篇）』2013年第13号80頁。なお、1954年9月2日に政務院は「公私合営工業企業暫定条例」を採択し、そのなかで「公私合営形式の国家資本主義工業」の概念が提出された。

二、市場経済時代の国有企業概念の変遷－「国営企業」、「全民所有制企業」から「国有企業」へ

(一) 「全民所有制企業」、「全民所有制工業企業」という概念の提起

1978年に中国政府は改革・開放政策を断行し、競争原理を取り入れ、国営企業の生産性を向上させるため、国営企業の改革に着手した⁴⁷。この改革は中国の1982年憲法に反映されている⁴⁸。

また、改革中、企業あるいは個人が国営企業を請負・経営する現象や、国有資産面で中外合資・合作、内資株式制経営の企業経営方式が出現したため、「国営」という概念はすでに企業改革の要求に対応できなく⁴⁹。これに鑑み、1986年に公布された民法通則に、「全民所有制企業」という概念が導入された⁵⁰。

その後、1988年より「全民所有制工業企業法」が施行され、同法第2条にもとづいて、全民所有制工業企業とは「法律にしたがい、自主的に経営し、自らリスクを負担し、独立採算をする社会主義商品生産・経営の単位である」と定められた。また、①企業の財産は全人民が所有し、国家は所有権と経営権の分離原則によって企業に経営管理の権限を与えることや、②企業は国家により授権された財産に占有、使用および法にしたがい処分する権利を有することが、明文化された⁵¹。

「全民所有制企業」や「全民所有制工業企業」という概念は、当時の中国の経済基礎を構成する「国営経済」、「全民所有制経済」に対応しており、法律上「国営企業」

⁴⁷ その改革は二つある。一つは国営企業の所有権と経営権を分離し、企業に自主的な経営権を与えること。もう一つは、企業を生産組織に純化することである（田中信行・前掲注8、106頁）。

⁴⁸ 同憲法の第7条は、「国営経済は社会主義全人民所有制経済であり、国民経済における主導力量である。国家は国営経済の強化と発展を保障する」と規定しており、第16条は「国営企業は国家の統一的指導に服従し、国家計画を全面的遂行した上で、法律の規定範囲内において経営管理の自主権限を有する」と規定している。

⁴⁹ 史際春『国有企業法論』（中国法制出版社、1997年）10頁。李国海「論股份制改革条件下国有企業的法律界定」『法商研究』2001年第5期、121頁。

⁵⁰ 具体的に、民法通則第41条にもとづいて、全民所有制企業は一定の条件を満たしたら独立して民事責任を負うことができ、法人資格が取得可能である。また、第48条によって、全民所有制企業は国家により授権される財産を経営・管理し、この財産をもって民事責任を負う。さらに、第82条は全民所有制企業が国家により授権された財産に対して経営権を有すると規定している。

⁵¹ その後、1992年7月に「全民所有制工業企業転換経営機制条例」（「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」、以下「92年企業条例」という）は「全民所有制工業企業法」を具体化し、その徹底を図るために制定された。「92年企業条例」は引き続き全民所有制工業企業という概念を用い、企業の経営権利や政府との関係などについて詳細に規定している。

から「全民所有企業」への概念の転換は、中国政府と企業の関係の変化を反映しており、企業所有権と経営権の分離に法的根拠を提供していた。

(二) 「国有企業」という概念の登場

上述したように、国営企業は1986年以降、法律上は「全民所有企業」と表記を統一されるようになり、「全民所有制工業企業法」制定以後、「国有企業」と言い換えられるようになった⁵²。この「国有企業」という名称は、1992年に正式に提起され、1993年に法律によって定められた。具体的には、1992年10月、中国共産党第十四期全国代表大会(以下「第十四期全代会」という)が開かれ、社会主義市場経済の建設が、経済体制改革の目標として打ち出された。この共産党第十四期全代会において、「国有企業」という概念が提起された。その後、新たな市場経済化への躍進に応じて、1993年に改正された憲法は「国有経済」や「国有企業」という概念を法律上正式に使用し始めた。すなわち、1993年に、1982年憲法の第7条と第16条は、それぞれ「国有経済、すなわち社会主義全人民所有制経済は、国民経済における主導力量である。国家は国有経済の強化と発展を保障する」と「国有企業は法律の規定範囲内において自主経営の権利を有する」に改正された。従来の「国営企業」という概念が企業を、国家による所有・経営を強調したのに対して、この「国有企業」という概念は、国家は企業の所有権のみを有し、経営権限は当該企業自身が有することを意味している。このように、「国営」から「国有」への変化は、社会主義市場経済体制を構築するうえでの客観的要求であった⁵³。

このように、中国は「国営経済」や「全民所有制経済」から「国有経済」へと変化した。これに応じて、「国営企業」や「全民所有制企業」などの概念は「国有企業」へと変遷をたどった。また、国有企業に関してさまざまな概念が提起されたのは、それぞれ異なる発展時期における国有企業の性格と役割の認識を反映している⁵⁴。本文では、煩雑さを避けるために、1993年を境として1993年以前、以後の国有企業のことをそれぞれ「国営企業」、「国有企業」と称することにする。

⁵² 田中信行「中国における株式制度の実験過程」『中国研究月報』1994年5月号3頁。

⁵³ 張広源「為什麼將“国営企業”改為“国有企業”」『思想政治課教学』1993年第6期28頁。

⁵⁴ 戴龍「中国独占禁止法における国有企業の取扱い」『日本国際経済法学会年報』2011年第20号170～171頁。

第三節 国有企業の定義と類型

前節では、国有企業の概念の変遷について検討してきたが、前述したように、国有企業の位置付けはなお依然として曖昧である。言い換えれば、国有企業は、普通の企業なのか、それとも特殊な企業なのかについて不明のままである。中国の現行法中、国有企業が適用される法律として、「全民所有制工業企業法」、「公司法」、外資系企業法などが並存している。これらの法律によれば、国有企業は、国家の「法的機構」や「法定事業」とはみなされていないことがわかる。ゆえに、立法上、国有企業は、実際には普通の企業と変わりなく、国有企業の「公共的機能」は反映されていない。しかし、このような立法モデルは、中国が当初、国有企業の関連制度を構築する趣旨に合わず、国有企業の特殊な機能の発揮にとって不利である。また、もし公的機能の発揮ということが国有企業の目標でなくなるとしたら、他の法律によって規定されている民間資本の参入制度や、国有企業の優遇政策は実施の土台を失うことになる。したがって、国有企業の位置付けを明確にすることは、国有企業に関する問題を解決するために必要である。とくに、国有企業の独占を打破するためには、国有企業の位置付けを明らかにしなければならないと学者は主張している⁵⁵。こうしたことから、国有企業の定義と分類にたいする検討が必要となる。

一、国有企業の諸定義

(一) 「企業登記類型規定」による国有企業の定義

「企業登記類型規定」第3条によれば、国有企業とは、企業の全資産を国家が所有し、かつ「企業法人登記管理条例」（1988年7月1日より施行、以下「登記管理条例」という）にもとづき登記・登録された非公司制の経済組織であり、有限責任公司のうちの国有独資公司を含めていない。しかし、この法律上の定義は、学界で常用されている概念とは異なり、国有企業をより狭い範囲に制限している。したがって、これは狭義の国有企業であるとされている⁵⁶。

(二) 学者による国有企業の定義

⁵⁵ 焦海涛「国有企業的立法定位—以国有企業機能為視角」『法治研究』2012年第10期60～61頁、65頁。

⁵⁶ この狭義の国有企業に、国が100%の株式を保有する「国有独資企業」、国とその他所有主体が株式を持ち合う「国有連営企業」を加えたものが広義の国有企業となる、と学者が主張している（加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫・前掲注26、52頁）。

学者が主張する典型的な国有企業の定義は、以下のとおりである。

①国有企業には、国家または政府が資本上の関連性によってコントロールし、あるいは支配的影響を与えることができる企業が含まれる。具体的には、国有独資企業、および国有資産によって50%以上の出資がされた企業は、当然に国有企業と認められる。また、国有資産の出資比率が50%弱の場合、a. 他の株主の出資比率はほぼ同じであり、かついずれも50%未満であると同時に、国有資産の割合は25%強である企業、b. 株式は相当に分散しており、国有資産の割合は10%強であり、他の株主は5%弱の株式を保有している企業も国有企業とみられる。しかし、中外合資企業や中外合作経営の有限責任会社は、外資系企業法によって規制されており、この限りではない⁵⁷。

②国有企業とは、政府部門が株主や管理者として関与している企業のことをさす。現在の中国では、a. 「全民所有制工業企業法」と関連法律に依拠して設立された「国有企業」、b. 合併企業のうち国有部門が主体となっているもの、c. 有限責任会社のうち「公司法」の定める国有独資公司、d. 股份有限公司のうち政府部門が筆頭株主・支配株主である「国有支配企業」の四形態が、実体上の国有企業となる⁵⁸。また、民商法上の国有企業とは、国有合夥企業、国有法人企業と国有公司であることを指すと主張する学者もいる⁵⁹。

③2009年より「企業国有資産法」が施行されており、当該法律のなかで「国家出資企業」という概念が提起された。同法第5条によれば、国家出資企業とは、国家が出資した国有独資企業、国有独資公司、国有資本控股会社（国有資本の持株支配会社）、国有資本参股公司（国有資本株式参加会社）のことを指す。この4つの企業形態のなかで、国有独資企業以外はすべて株式制に変わった会社である。これをふまえ、ある学者は、国有企業はすでに「国家出資企業」と称するようになったと述べている⁶⁰。

⁵⁷ 史際春・前掲注 49、13 頁。徐曉松『公司法与国有企業改革研究』（法律出版社、2004 年）190 頁～191 頁。

⁵⁸ 渡邊真理子「国有企業改革 公有制と市場競争の両立は持続するか」『経済セミナー』2010 年 8・9 月号、55 頁。

⁵⁹ その理由は、このような国有企業が権利能力と行為能力を有しており、法律上の人格を取得することができるし、訴訟上の主体となる資格が得られるためである（張国炎・黄海林・前掲注 31、70 頁）。

⁶⁰ 金山権「中国における国有企業の改革と企業統治—外部監督・監査を踏まえ—」『早稲田商学』2013 年 12 月第 428 号第 449 頁。

同意見は、顧功耘・胡改蓉「国企改革の政府定位及制度重構」『現代法学』2014 年 5 月第 36 卷第 3 期 81～82 頁を参照。また、同学者はつぎのように述べている。現在、国有企業改革中、政府は「出資者」と「監督・管理者」という二重の身分を有している。一方、

上述のことをまとめると、学界で一般的に考えられている中国の国有企業とは、①全資産あるいは一部の資産を国家が所有し、かつ②国家が直接にまたは間接に支配している企業のことである⁶¹。また、国家の出資が企業の資本金の一定程度の割合を占める目的は、国家が国有企業を通じて経済を調節するためである。国家の出資の比率は、国家の需要により決められ、法律によって規定する必要がない⁶²。さらに、「企業国有資産法」の規定によれば、「国有企業」の概念は「国家出資企業」へ転換していく傾向があり、これは新たな国有企業改革と関連していると思われる。国有企業では、従来の所有制を基準にして類型化された国家の支配下にある企業から、他の企業と平等に市場活動に参加させようという趨勢がみられる。

二、国有企業の類型

(一) 管轄する行政部門との関係による分類

中国における国有企業は、中国の中央政府、または地方政府の管轄を受けている。中央政府の管轄に属する国有企業は、「中央企業」（または「中央国有企業」、「央企」）、地方政府の管轄に属する国有企業は、「地方企業」（または「地方国有企業」）と呼ばれている。当該分類方法は、1990年代に実施された「抓大放小（国の経済発展の重要な産業における国有企業の支配的地位を維持し、その他の産業において国有企業を地方政府に譲渡する）」という政策を背景としたものである。また、中央国有企業には、

国有企業は「経済人」と「準政治人」という二重の身分を有している。これによって、政府と国有企業の関係は、きわめて複雑になった。また、国有企業の問題に直面する際に、政府はあるジレンマに陥っている。つまり、監督・管理を大きく緩和すれば、政府は国有企業をコントロールできないことになる。これにより、社会公益は悪い影響を受けるかもしれない。一方、監督・管理を強化すれば、「政企不分」ということになる可能性が高くなり、経済的効率性を保証できない。このようなジレンマは、政府が国有企業との関係を処理する際に最も戸惑いを感じることである。ゆえに、政府と企業の分離を徹底することが強調されている。

⁶¹ 史際春・前掲注 49、13 頁。王紅一・前掲注 43、35 頁。徐曉松・前掲注 57、190 頁。戴龍・前掲注 54、172 頁。丸川知雄「国家資本主義から混合所有制経済へ向かう中国」『比較経済研究』2015 年第 52 巻第 1 号 47 頁。

また、前述のように、加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫・前掲注 26、52～53 頁によって、広義の国有企業には、①狭義の国有企業、②国有連営企業（国とその他所有主体が株式を持ち合う企業）、③国有独資企業が含まれている。この広義の国有企業に国有支配企業を加えたものは、「国有企業および国有支配企業」になる。

⁶² 李国海・前掲注 49、124 頁、126 頁。

①国有資産監督管理委員会（「国資委」と略称される）⁶³が管轄する国務院直属の企業、および②中央各部・局に所属する企業がある。

中央国有企業は、中国石油、中国石油化学、中国電信、中国網通、中国鉄道、中国東方航空、中国南方航空、中国国際航空などの大手国有企業に代表されるように、国の経済発展において重要視される基幹産業に集中し、全国範囲で多くの支社、分店などを設置し、社会生活に欠かせない重要製品と公共サービスを提供している。他方、地方国有企業は、中央国有企業以外の産業分野に分散され、地方範囲で生産・経営を行っているが、そのうちの多くの中小型国有企業は実際には民営化されている⁶⁴。この分類方法は国有企業の重要性によって実施された異なる産業政策を検討する際に有意義である。

そして、2016年、国務院国有資産監督管理委員会が公開している中央企業リスト⁶⁵及び中国企業連合会・中国企業家協会が公開している⁶⁶中国企業500強ランキングによれば、中国における中央企業の産業分布及び企業実力の順位は、下表のとおりである。

番号	中央企業の名称	2016 年中 国 企 業 500 強 順 位	番号	中央企業の名称	2016 年中 国 企 業 500 強 順 位
1	中国核工業集团公司		52	中国節能環保集团公司	
2	中国核工業建設集团公		53	中国国際工程諮詢公司	

⁶³ 国有資産の所有権は、国を代表する国務院によって行使される。したがって、国が出資する企業（国有企業および会社法上の会社）の国有資産については、国務院が出資者としての権利を行使する。ただし、実際には、国務院が果たすべき出資者としての職責は国有資産監督管理委員会と財政部門とに委譲されている。国有企業の資産を管理している財政部門の中で、これを担当していたのは国有資産管理局であったが、会社法の制定後も長く低迷する国有企業をテコ入れするため、2003年の改組を経て、国有資産監督管理委員会に昇格した。同委員会は国有企業の再編、株式会社化と証券市場への上場による資金調達などを通じて、国有企業のパフォーマンスを一変させることに成功し、中国経済が1990年代の「民進国退」（民間企業の躍進と国有企業の退潮）から、2000年代の「国進民退」へ転換する立役者となった（田中信行・前掲注8、113頁）。

⁶⁴ 戴龍・前掲注54、171頁。

⁶⁵ 国務院国有資産監督管理委員会、「中央企業」、「央企名録」（2016年8月3日公開）<http://www.sasac.gov.cn/n86114/n86137/index.html>（2016年12月20日閲覧）

⁶⁶ 中国企業連合会・中国企業家協会、「關於公布2016中国企業500強的通知」（2016年9月1日公開）http://www.cec-ceda.org.cn/view_sy.php?id=32006（2016年12月20日閲覧）

番号	中央企業の名称	2016年中国企業500強順位	番号	中央企業の名称	2016年中国企業500強順位
	司				
3	中国航天科技集团公司	80	54	中国誠通控股集团有限公司	221
4	中国航天科工集团公司	91	55	中国中煤能源集团公司	168
5	中国航空工業集团公司	32	56	中国煤炭科工集团有限公司	
6	中国船舶工業集团公司	83	57	機械科学研究總院	
7	中国船舶重工集团公司	58	58	中国中鋼集团公司	
8	中国兵器工業集团公司	30	59	中国鋼研科技集团公司	
9	中国兵器裝備集团公司	20	60	中国化工集团公司	51
10	中国電子科技集团公司	98	61	中国化学工程集团公司	
11	中国航空發動機集团有限公司		62	中国輕工集团公司	
12	中国石油天然氣集团公司	2	63	中国工芸（集团）公司	
13	中国石油化工集团公司	3	64	中国塩業總公司	236
14	中国海洋石油總公司	22	65	中国恒天集团有限公司	323
15	国家電網公司	1	66	中国建材集团有限公司	
16	中国南方電網有限責任公司	18	67	中国有色鋁業集团有限公司	95
17	中国華能集团公司	47	68	北京有色金属研究總院	
18	中国大唐集团公司	97	69	北京鋁冶研究總院	
19	中国華電集团公司	77	70	中国国際技術智力合作公司	248
20	中国国電集团公司	81	71	中国建筑科学研究院	
21	国家電力投資集团公司	79	72	中国中車集团公司	53
22	中国長江三峡集团公司	216	73	中国鐵路通信信号集团公司	
23	神華集团有限責任公司	56	74	中国鐵路工程總公司	13

番号	中央企業の名称	2016年中国企業500強順位	番号	中央企業の名称	2016年中国企業500強順位
24	中国電信集团公司	29	75	中国鉄道建築総公司	14
25	中国聯合網絡通信集团有限公司	46	76	中国交通建設集团有限公司	23
26	中国移动通信集团公司	10	77	中国普天信息産業集团公司	
27	中国電子信息産業集团有限公司	76	78	電信科学技術研究院	
28	中国第一汽車集团公司	28	79	中国農業發展集团有限公司	
29	東風汽車公司	16	80	中国中絲集团公司	
30	中国第一重型機械集团公司		81	中国林業集团公司	
31	中国機械工業集团有限公司	62	82	中国医葯集团総公司	45
32	哈爾濱電氣集团公司	453	83	中国保利集团公司	96
33	中国東方電氣集团有限公司		84	中国建築設計研究院	
34	鞍鋼集团公司	118	85	中国冶金地質総局	
35	中国宝武鋼鉄集团有限公司		86	中国煤炭地質総局	
36	中国鋁業公司	54	87	新興際華集团有限公司	70
37	中国遠洋海運集团有限公司	59	88	中国民航信息集团公司	
38	中国航空集团公司	128	89	中国航空油料集团公司	109
39	中国東方航空集团公司	155	90	中国航空器材集团公司	
40	中国南方航空集团公司	127	91	中国電力建設集团有限公司	43
41	中国中化集团公司	31	92	中国能源建設集团有限公司	66

番号	中央企業の名称	2016年中国企業500強順位	番号	中央企業の名称	2016年中国企業500強順位
42	中糧集团有限公司	25	93	中国黄金集团公司	130
43	中国五矿集团公司	73	94	中国广核集团有限公司	261
44	中国通用技术（集团）控股有限责任公司	92	95	中国华录集团有限公司	
45	中国建筑工程总公司		96	上海貝爾股份有限公司	
46	中国儲備糧管理总公司		97	武漢郵電科學研究院	
47	国家開發投資公司	137	98	華僑城集团公司	260
48	招商局集团有限公司		99	南光（集团）有限公司と珠海振戎公司是、既に再編を行い、現在、工商登記手続き中	珠海振戎公司 327
49	華潤（集团）有限公司	17	100	中国西電集团公司	
50	中国旅遊集团公司〔香港中旅（集团）有限公司		101	中国鐵路物資（集团）总公司	
51	中国商用飛機有限責任公司		102	中国国新控股有限責任公司	

上記の表から、中国の重要な産業は、ほとんど国有企業によって支配されている構造が窺える。そして、中国における最も有力な企業は国有企業である。また、一部の中央企業は、500強ランキングに入っていないのに、数多くの地方国有企業は、当該ランキングに載っている（例えば、陝西延長石油（集团）有限責任公司：61位；山西焦煤集团有限責任公司：78位等）。そして、それ以外に、中国工商銀行股份有限公司（4位）、中国建設銀行股份有限公司（5位）、中国農業銀行股份有限公司（7位）、中国銀行股份有限公司（8位）、中国郵政集团公司（21位）、中国人寿保險（集团）公司（12位）等の会社は、大型国有企業として500強ランキングに載っている。

(二) 業界・領域による国有企業の分類

中国の国有企業は、二種類に分けられる。第一は、国有経済が支配する必要がある領域にある国有企業である。つまり、1999年に「中国共産党第十五期中央委員会第四次全体会議」（第十五期中中全会）で採択された「中共中央關於国有企業改革和發展若干重大問題的決定」（「国有企業改革と發展の重大な問題に関する中共中央の決定」）に明記されている、①国家の安全にかかわる産業（国防にかかわる産業、貨幣の鑄造および国家の戦略的備蓄システムなど）、②自然独占および寡占産業（郵政、電気通信、電力、鉄道、航空など）、③重要な公共財・サービスを提供する産業（都市部における水道、ガス、公共交通および港、空港、水利施設、重要な防護林工事など）、④基幹産業とハイテク産業における中核企業（石油採掘、鉄鋼、自動車、電子の先端部門など）である⁶⁷。そのなかで、①と②は独資企業の形式をとり、国家が厳格的にコントロールすべきであり⁶⁸、③と④は会社制をとるべきであると学者は主張している。

第二は、国有経済の支配する必要がない領域にある国有企業である。このような企業は、会社化して公司法にしたがって規制すべきである。また、国家出資者が保有する株式の全部または大部分は、自然人やその他の企業法人に譲渡されるべきであり、

⁶⁷ これは、国家レベルで、初めて行われた国有企業の分類であると学者に主張されている。なお、2006年に国有資産監督管理委員会が公布した「關於推進国有資本調整和国有企業重組的指導意見」（「国有資本の調整と国有企業再編の推進に関する指導意見」）では、「自然独占」を「重大なインフラ施設と重要な鉱物資源」に変えた（杜国用「中国国有企業分類改革的理論与实践」『改革与戰略』2014年第1期26頁）。

ほかに、国有資産管理委員会の宣言した国有経済が支配すべき業種については、2006年12月18日の国有資産管理委員会主任（当時）李融榮の記者会見のプレスリリースによって明記されている。なかで、国有経済が絶対的な支配権を持つべき各業種と相対的な支配権を持つべき各業種が挙げられた。これにもとづいて整理された図表は、渡邊真理子「三中全会決定と国有企業—『国有經濟堅持』のスローガンに埋め込まれた改革—」『JRIレビュー』2014Vol13, No13、31頁（<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/7281.pdf#search=%27渡邊真理子「三中全会決定と国有企業—『国有經濟堅持』のスローガンに埋め込まれた改革—」%27>（2016年1月1日閲覧））を参照。また、これについては、詳しくは後述する。

⁶⁸ また、①と②の国有企業について、ある学者は、つぎのように主張している。「公司法」第66条によって、重要な国有独資会社は、國務院の規定にしたがい確定されたものである。この重要な国有独資会社は、おもに①と②にかかわる企業である。このような企業は、非常に特別なものであるため、国家は「公共企業法」を制定し、当該企業を規制すべきである（王紅一・前掲注43、37頁）。

今後国家が当該領域において出資し、新たな国有企業を設立する必要はない⁶⁹。

これによって、国有経済が主導する国有企業は4つの産業に限定され、それ以外の分野の国有企業は事実上民営化の対象となると考えられている⁷⁰。また、4つの産業にかかわる国有企業もさらに区別して取り扱うべきであると言える。

(三) 機能による国有企業の種類

1. 特殊な国有企業と普通の国有企業との区分

中国の国有企業には、①社会的機能、②政治的機能、③経済的機能がある。そのなかで、社会的機能は第一位に位置付けられる。また、特別な領域において国有企業の政治的機能が強調される。経済的機能は補充的地位にあるにすぎない。国有企業にとって、経済的機能は社会的機能や政治的機能と並存できない。これにもとづいて、現在、中国における国有企業は2種類に分けられる。その1つは、公共的機能を発揮する特殊な国有企業である。この特殊な国有企業は、おもに①国家の安全にかかわる産業と②市場による資源配分が効率的ではない、非競争的領域の産業である。このような国有企業に対して特別な法律を制定する必要がある。また、非競争的産業が競争的産業に変わったら、国有企業の独占を打破すべきである。もう一つは、普通企業と同様に利潤最大化を追求している普通の国有企業である。このような国有企業に国家は優遇措置を設定する必要がない。実際には、今日、中国における多数の独占産業は、普通の国有企業が市場を独占している。しかし、このような領域はもともと競争的領域である⁷¹。

⁶⁹ 王保樹「完善国有企業改革措施的法理念」『中国法学』2000年第2期26頁。

⁷⁰ 同じ意見を、関志雄「『二つの罟』に挑む習近平体制－『政左経右』路線は持続可能か－」『ファイナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、2014年第3号通巻第119号 145頁
https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list6/r119/r119_08.pdf#search=関志雄「『二つの罟』に挑む習近平体制－『政左経右』路線は持続可能か－」
(2016年3月10日閲覧)を参照。

⁷¹ 焦海濤・前掲注55、62頁、64～65頁。

また、ある研究機構は、以下のように主張している。政府が出資して企業を設立し、この企業の核心的利益、真の目的はなにか。企業は、利潤の最大化を追求するか、あるいは公益を追求しているか。このような問題を前提として、基準を設定し、国有企業は①公益型国有企業、②競争型国有企業と③混合型国有企業に分けられる。また、それぞれの規制主体、規制方法、評価指標が異なる（上海国有資本運営研究院「国有企業分類監管法則」『上海国資』2013年第4期22～24頁）。

ほかに、より早い時期に、競争的国有企業と非競争的国有企業を区分することを明確に主張した論文としては、姚家祥「国有企業的分類与改革」『社会科学』1996年第3期があげられる。

2. 営利型国有企業、公共サービス型国有企業、戦略機能型国有企業との区分

普通の国有企業と特殊な国有企業との区分を認めたいうえで、学者は、以下のように主張している。国有企業を区分する最も重要な目的は、国有企業の違いに応じて、それぞれの機能を明確にしたうえで、異なる規制制度を構築し、これによって、それぞれ機能を発揮させることである。しかし、一つの国有企業は、一つの目標・機能を有すべきである。その目的や機能を基準として、中国の国有企業は、営利型国有企業、公共サービス型国有企業、戦略機能型国有企業に分けられる。第一は営利型国有企業である。この国有企業は商事主体であり、政府とは投資上の関係があるだけである。このような企業は、競争的産業に属し、普通の市場主体と同様、市場規律を遵守し、競争に参加して利潤を獲得すべきである。独占企業としての中国電信は、設立当時、インフラの建設や、国民経済発展の促進などの任務を負ったが、現在はその任務をほぼ完成させ、営利を目的とする商事主体になった。第二は公共サービス型国有企業である。このような企業は公共的機能を発揮し、公共製品を提供している。また、給電、給水、ガス供給などの産業でこの国有企業が存在している。このような産業では、国有企業が公共サービスを提供することは、規模の経済性が期待でき、コストが低いいため、商品の質が保証される。しかし、公共サービスは必ずしも国有企業だけが提供するわけではない。国有企業を民営するか否かは市場経済の発展の程度によって決定される。第三は戦略機能型国有企業である。この種の国有企業の機能は、政府と協力して特殊な任務を完成することである。この種の産業では市場による効率的な資源配分は行われぬ。例えば、基礎産業とインフラ産業、ハイテク産業などである。このような分類にもとづいて、学者は各類型の国有企業を、その企業の特徴に応じて、それぞれ区別して規制すべきであると主張している⁷²。

⁷² 寧金成「国有企業区分理論与区分立法研究」『当代法学』2015年第1期115～120頁。

また、目標や機能を基準として、国有企業をつぎのように区分すべきであると主張する学者がいる。つまり、①公益型国有企業（→国有独資企業であるが、公司法ではなく、特別な法律によって規制すべきである）、②合理的、独占的国有企業（a.（送電、ガス、水道、鉄道などの産業での）自然独占的国有企業→国有独資の形式をとるべきであり、株式多元化をするべきでない。b.（石油、黄金など）希少資源の独占的企業を含む→国有独資の形式をとるべきである）、③競争的国有企業（→市場メカニズムのもとで運営すべきである）である（高明華・楊丹・杜雯翠等「国有企業分類改革与分類治理—基于七家国有企業的調研」『经济社会体制比較』2014年第2期21～23頁、28～29頁）。

ほかに、機能を基準として、国有企業を公益性国有企業と営利性国有企業に分けるべきであると主張する学者がいる。公益性国有企業は、市場の失敗を是正するために存在して

(四) 「2015年国有企業改革指導意見」などの政策による商業類と公益類との区分

以上からわかることは、中国の国有企業の類型を検討する際に、分類の基準が統一していないため、学説上、国有企業にさまざまな類型があることになったということである。他方、諸学説によって、国有企業の機能を分類基準として重視する傾向がみられる。これは「2015年国有企業改革指導意見」の中で打ち出された種類別に国有企業改革を推進する方針と一致している。当該指導意見によれば、国有企業は商業類と公益類に区分されている。

具体的には、商業類国有企業は、経済収益を志向し、国有経済の活力増強、国有資本機能の拡大、国有資産の価値増加が目標とされている。また、①主力業務が市場競争下にある業界や分野にある商業類国有企業は、原則的に、会社制・株式制改革を実施し、その他国有資本または各種非国有資本を導入することで、株式の多元化を図っている。ここでは、国有資本は、絶対持株、相対持株または株式参入が可能になる。他方、②主力業務が国家安全や国民経済の命脈にかかわる重要な業界と基幹分野にあり、重大な任務を担う商業類国有企業においては、国有資本による支配的持分を維持し、非国有資本の株式参入を支援する。また、自然独占業界に対しては、「政企分離」、「政資分離」、特許経営、政府監督を主要内容とする改革を実施・競争的業務を開放し、公共資源配置の市場化を促進し、さらに、特殊業務と競争業務を分離させ、独立運営、独立決済を行うことが明文化された。

商業類国有企業に対して、公益類国有企業は、公共製品とサービスを提供し、民生の保障や社会効果を志向する。このような国有企業は、国有独資の形式をとることができる。また、特定の条件を備えた公益類国有企業は株主の多元化を推進するほか、非国有企業の経営参入を奨励することが示されている。

おり、その機能は、経済や国家の安全、社会の安定を保証することにある。このような国有企業は、実際には、政府機能の一部であり、政府が経済政策の実施を保証し、経済の調整機能を果たす道具である。ゆえに、政府と企業とは、株式所有権、財産権の関係にあるだけでなく、政府がよりよく企業の経営に介入することが一般的である。一方、営利性国有企業の目標は、資本の維持と増加である。この目標は、競争を通じて実現するため、政府は当該企業の経営に介入するべきでない（顧功耘・胡改蓉・前掲注 60、83 頁）。

さらに、似ている分類として、国有企業は、国家安全類国有企業、公共保障類国有企業、市場引導類国有企業に区分された。また、国有企業の分類は、経済・社会の発展とともに変化していくと学者に主張されている（杜国用・前掲注 67、28 頁）。

また、2015年9月24日に公布された「国務院關於国有企業發展混合所有制經濟的意見」（「国有企業の混合所有制經濟發展に関する国務院の意見」）によって、他の国有資本や民間資本の積極的な受け入れ、安全保障上、經濟上の重要分野における国家支配の維持、電力、石油、天然ガス、鉄道、航空、通信、軍需の7産業における競争分野の開放による混合所有制改革モデル事業の推進などの方向性が示された⁷³。

さらに、2015年12月29日に、中国国務院の国資委、財務部、国家發展改革委員会は、「關於国有企業功能界定与分類の指導意見」（「国有企業の機能の確定と分類の指導意見」）⁷⁴を公布した。当意見は「2015年国有企業改革指導意見」を踏襲し、商業類国有企業と公益類国有企業の区分を強調したうえ、①改革を推進する、②發展を促進する、③監督・管理を実施する、④職責を確定し、評価を実施することについて新たな国有企業改革の方向をさらに明確にした。

2015年の政策からわかることは、国有企業の分類において、最大の注目点は商業類国有企業の株式規制緩和にあるということであり、主力業務が市場競争下にある業界や分野にある商業類国有企業を真の独立した經濟主体として、市場競争に参加させる政府の姿勢が明らかに示された。

上述したことをまとめると、中国における国有企業の概念とか、企業や国有企業の分類は固定的なものではなく、変遷していることがわかる。この変遷は、中国の經濟制度の転換に対応し、經濟發展の需要を反映している。また、国有企業の概念の変化、企業と国有企業の分類基準の差異、2015年の国有企業の分類にもとづく改革推進の動向から、中国の国有企業は、従来政府の付属品から独立した經濟の主体への身分転換がみられ、将来、市場競争に参加することが期待できる。

⁷³ 詳細は、国務院のホームページを参照：「国務院關於国有企業發展混合所有制經濟的意見」（2015年9月24日公開）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/24/content_10177.htm（2015年12月30日閲覧）

⁷⁴ 詳細は、国務院のホームページを参照：「關於国有企業功能界定与分類の指導意見」（2015年12月29日公開）
http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/29/content_5029253.htm（2015年12月30日閲覧）

第二章 中国の産業政策と競争政策に関する基本的な認識

第一節 中国における産業政策の概念および産業政策に対する認識の変遷

一、産業政策概念をめぐる対立

国家の経済政策には、競争政策以外に、産業政策、環境保護政策、社会保障政策などがあると学者に指摘されているが⁷⁵、中国においては、競争政策の反対概念とされる産業政策の概念は、明確にされておらず、経済学者や法学者の産業政策に対する定義には分岐が大きい。現在、政策文書によって定められた産業政策の概念は1994年に国務院が公布した「90年代国家産業政策綱要」に示されている。同綱要によって、産業政策には、産業構造政策、産業組織政策、産業技術政策および産業布局政策（よく「地域産業発展政策」、「産業配置政策」または「産業立地政策」と訳される）、その他の産業発展に重大な影響のある政策と法規が含まれている⁷⁶。この国家の産業政策は国務院が決定する。具体的には、国家計画（通常「計画」と訳す）委員会⁷⁷は、

⁷⁵ 王曉暉『反壟断法』（法律出版社、2011年）44頁。

⁷⁶ 列挙された産業政策の四つの側面の内容は、以下のとおりである。①産業構造政策—各産業部門間の連関と産業構造の調整、②産業組織政策—産業組織構造の調整・企業規模の適正化、③産業立地政策—工場や産業の立地選択、④産業技術政策—産業技術導入と技術革新である。これら産業政策の四つの内容は互いに関連し、補完しあって産業の発展を促す（汪同三・齊建国主編『産業政策与経済増長』（社会科学文献出版社、1996年）37～46頁）。

また、「その他の産業発展に重大な影響のある政策と法規」という文言が置かれているため、産業政策には、産業の国際競争力に関する政策、産業進出政策、産業の持続的な発展政策などが含まれる可能性がある。

たとえば、産業国際化も中国の産業政策の一種であることが学者に主張されている。具体的に、中国における産業政策には、①産業構造調整（目標・対象：部門構造調整、業種構造調整、産品構造調整、労働力要素調整）、②産業組織（目標・対象：競争性市場、寡占市場、独占市場、売り手寡占市場、売り手独占市場）、③産業技術（目標・対象：研究開発、新製品、新製造技術、技術導入）、④地域産業発展（目標・対象：地方分権化、先富政策改善、所得格差是正、地域産業構造）、⑤産業国際化（目標・対象：輸出入構造、輸出指向、輸入代替）、という五つの側面がある。また、日本と中国の産業政策の大きな違いは、中国では地域産業発展政策を包含するところにあると述べられた（橋田坦「中国における産業政策の展開」『東北大学大学院 国際文化研究科論集（第五号）』1997年98頁）。

⁷⁷ 国家計画委員会（略称「国家計委」）は、国家発展改革委員会の前身であり、産業政策の策定に非常に重要な意味を有するため、ここで国家計画委員会の沿革について簡単に紹介する。

国家計画委員会は1952年成立した。成立当初は「中央人民政府国家計画委員会」として政務院と並立する機関であり、計画経済時代の経済政策の最高司令塔であった。1954年に憲法が公布され、政務院のかわりに国務院が設立された。同年、中央人民政府国家計

国家の産業政策を詳しく研究・策定する総合的な部門である。なお、各種の産業政策の制定は国家計画委員会が先頭に立って、関係部門と共同で行う（第六項）。

この概念は、1987年に国務院発展研究中心産業政策專題研究組が公表した「我国産業政策的初步研究」（「我が国の産業政策の初步的研究」）に言及された産業政策の概念とほぼ一致している。また、同「研究」は、産業政策を①「各時期の戦略産業を育成し、後発的利益を最大限享受し、国家の工業化の目標を実現し、先進国を超越する政策」、または②特定の産業を対象として「生産、投資、研究、開発の現代化および産業再編を促進し、その他の産業の同類の活動を抑制する政策」と定義した⁷⁸。この定義は、数多くの学者に認められ、これをふまえて、様々な産業政策の概念が提起された。そのなかで、法学者が主張した代表的な概念は、以下のとおりである。

①産業政策とは、政府が一定の経済的、社会的目標を実現するために、産業の形成と発展に介入を行う各種の政策の総括である。ここの「介入」は計画、誘導、促進、調整、保護、援助、支持、制限などの意味を有する広義の概念である。この産業政策の実質は、政府の経済活動に対する自発的な介入であり、その目的は社会全体の利益を保護し、本国の経済の国際的競争の中での有利な地位を維持、強化することである。したがって、産業政策は、国家間の競争を反映している⁷⁹。この産業政策の概念は、

画委員会は「中華人民共和国国家計画委員会」と改称し、国務院の部門に改組された。

改革開放政策が実施されてから、中国における国務院（政府）機構改革はすでに7回（1982年改革、1988年改革、1993年改革、1998年改革、2003年改革、2008年改革、2013年改革）行われた。これらの改革は、社会主義市場経済の確立と発展を中心として行われ、これによって、中国の行政管理体制と機構改革は、経済の発展や市場経済の成長に結びつかれた（応松年「完善行政組織法制探索」『中国法学』2013年第2期18～19頁）。

この過程において、国家計画委員会も数回変化した。具体的に、①1988年4月に国家計画委員会と国家経済委員会が廃止され、新しい国家計画委員会が成立し、計画委員会の中に産業政策司が設置された。これ以降、産業政策の策定作業は国家計画委員会という総合的经济管理官庁の業務になった。②1993年改革において、国家計画委員会は依然として全国の産業政策の仕事を担っていたが、国家経済貿易委員会も産業政策の制定と管理に一定程度かかわるようになった（丸川知雄 編『移行期中国の産業政策』（日本貿易振興会 アジア経済研究所、2000年）76頁（「第2章 産業政策の制度的側面—政策手段と策定過程—」陳小洪執筆部分））。③1998年改革において国家計画委員会は「国家発展計画委員会」に改名され、工作は研究・提案に重点を移した。④2003年改革において国家発展計画委員会は「国家発展和改革委員会」（国家発展改革委員会）に改名され、「計画」という用語が削除された。このような改革は経済体制改革とともに行われており、競争原則が政治体制改革に導入されたことが見られる（袁静「從国家計画委員会的歴史變遷看中国的政治体制改革」『雲南行政学院学報』2011年第5期55頁）。

⁷⁸ 国務院発展研究中心産業政策專題研究組「我国産業政策初步研究」『計画経済研究』1987年第5期7～8頁。

⁷⁹ 王先林「産業政策法初論」『中国法学』2003年第3期112頁。劉繼峰「論我国反壟断

広義上の産業政策と思われる。

②産業政策とは、政府が産業構造の調整と転換を実現し、発展過程を短縮し、産業の国際競争力を強化し、経済的・超越的目標を実現するために、個別産業または企業を対象として実施される誘導、促進、支持、制限などの政策である⁸⁰。この産業政策の概念は、狭義上の産業政策と思われる。

③産業政策という概念は、広義と狭義にわけられる。広義では、すべての経済政策、社会政策（たとえば、マクロ経済政策、賃金政策、土地利用政策、インフラ政策、エネルギー政策など）が産業に影響を与えている。この意味で、上述した①の産業政策の概念のように、産業政策とは、政府が実施した産業の形成・発展に介入する政策である。これに対して、狭義上の産業政策とは、上述した②の産業政策の概念のように、政府が個別産業の構造や、市場における企業活動に介入する政策である⁸¹。

④産業政策は、広義、中義、狭義に分けられる。広義の産業政策とは、国家が経済をコントロールするあらゆる政策の総称である。中義の産業政策とは、政府が経済促進を目的として、資源配分や利益配分に介入し、企業の行為を制限しまたは導いて、産業の発展方向に影響を与えるすべての政策措置・手段の総合体である。狭義の産業政策とは、産業構造政策を指す⁸²。

このような多種多様の定義以外、産業政策とは競争法以外に政府が策定した、特定産業または一般産業に対して介入する政策であると主張する学者がいる⁸³。また、産業政策はどのように定義されても反壟断法と衝突している点で変わらないため、産業政策の外延を明確にしておらず、産業政策という用語を使っている学者もいる⁸⁴。実際には、中国における産業政策が論じられるとき、広義かあるいは狭義かを厳密に区別しておらず、かつ具体的な産業ごとの政策を農業政策、工業政策、商業政策などを表明するように論述するのは一般的である。

法中競争政策与産業政策的協調」『宏観経済研究』2008年第4期21頁。

⁸⁰ 劉桂清「論競争政策相对于産業政策的一般優先地位」『經濟問題探索』2010年第6期46頁。齊虹麗・来生新「産業政策と計画経済、社会主義市場経済、市場経済」『横浜国際経済法学』第3巻第2号（1995年）207頁。

⁸¹ 李劍「反壟断法实施与産業政策的協調—産業政策与反壟断法的衝突与選択」『東方法学』2011年第1期104～105頁。礼理「論述反壟断法实施中对競争政策与産業政策的協調」『法制与社会』2015年第10期（下）145頁。

⁸² 劉文華・張雪樸「論産業法的地位」『法学論壇』2001年11月第6期11頁。

⁸³ 馮果・王偉「再論競争政策与産業政策調和機制的構建—從企業合併控制的視角看我国反壟断法的改進」『南都学壇（人文社会科学学報）』2010年第30巻第4期76頁。

⁸⁴ 孟雁北「論産業政策与反壟断法的衝突与協調」『社会科学研究』2005年第2期79頁。

二、産業政策法という概念の提起

中国の大多数の産業政策は行政法規の形式によるものであり、人民代表大会で採択された法律としての産業政策は少なく⁸⁵、一部の産業政策は、規範性書類（とくに「紅頭文件」）という形で存在している。したがって、政府が市場を凌駕することや、経済活動への行政介入が強すぎることは、よく問題として指摘されている。この事実にかんがみ、政府が産業政策を制定・実施する行為に法的規制を加えるために、「産業政策法」の概念が提起され、産業政策の法律化は、数多くの学者に主張されている⁸⁶。

これに対して、産業政策法に反対する声もある。すなわち、現在、中国は、市場経済化に邁進しており、中央の産業政策に関する計画や関連マクロコントロール、または一部の法学者によって主張された産業政策法は、少なれば少ないほどよい。産業政策の計画やマクロコントロールを強化する産業政策法を制定するべきではないといったことが学者によって主張されている⁸⁷。しかし、実際には、産業政策の法律化といっても、すべての産業を法律化することを意味しておらず、かならずしも政府介入の強化をもたらすとはいえない。

実は、経済政策の実現を保証するために、各国は関連法律制度を構築している。たとえば、財政政策、税収政策、貨幣政策に対応して、財政法、税法、銀行法などの法

⁸⁵ 丸川知雄・前掲注 77、78～79 頁。

同論文では、①人民代表大会で採択された産業政策の性格を持つ法律として、税法、反不正当竞争法、価格法などが挙げられ、②行政法規として、国务院の名義で公布され、または国务院が認可した産業政策の性格を持った法規（「条例」、「方法」、「計画」、「意見」、「決議」、「紀要」など）や、各部門が制定した具体的な規定が挙げられた。

⁸⁶ この問題を論じた論文は、たとえば、劉文華・張雪樑・前掲注 82、王先林・前掲注 79、張波「論我国産業政策的法治化及実施制度重構」『当代法学』2008年1月第22巻第1期、王立君「後危機時代の中国産業政策法律化思考—以日韓經驗為借鑑」『法学』2011年第6期、賓雪花・何強「美国産業政策立法及对中国的三啓示」『法学雜誌』2013年第8期、劉桂清「産業政策失効法律治理的優先路徑—“産業政策内容法律化” 路徑的反思」『法商研究』2015年第2期、などがある。

また、現在、産業政策の法律化は、学者に強く主張されているが、産業政策の予期される効果を失った原因について、学者の意見が一致していない。その原因について、産業政策の強制力が低いと主張する学者がいる。（王健「産業政策法若干問題研究」『法律科学』2002年第1期123～124頁）。

しかし、中国における産業政策は行政的介入が強すぎるし、任意性がありすぎるため、市場の資源配分の決定的な機能は阻害された。これは産業政策の効果を失った根本的な原因であると主張した学者がいる（劉桂清・同上、124～125頁）。

ほかに、齊孝福「産業政策失効原因的多維分析」『山東社会科学』2005年第4期、張澤一「産業政策对産業競争力効応的分析」『広西社会科学』2009年第5期、などの論文では、産業政策の失効に関して検討している。

⁸⁷ 李曙光「対制定中国産業政策法的幾点不同看法」『法学』2010年第9期36頁。

律が制定された。なお、各産業政策を実施するために、当該産業に関する法律が制定され、規制制度が構築された。中国は、すでに煤炭法、電力法などエネルギー産業に関する法律、銀行法、保険法、証券法など金融産業に関する法律、民用航空法、鉄道法など交通運輸に関する法律、ほかに、郵政法、電気通信法、農業法、科学進歩法、中小企業保護法などを公布した。また、銀行業監督管理委員会（略称「銀监会」）、証券監督管理委員会（略称「証监会」）、保険業監督管理委員会（略称「保监会」）、電信管理局、郵政局、電力監管委員会（略称「電监会」）、鉄道総局などが設立された。実践面から、産業政策の効果向上のために、産業政策を法律化する潮流がみられる。一方、反壟断法ほかの産業規制法との関係、反壟断法の執行機構とほかの産業規制機構との関係をどのように捉えるかは、中国だけではなく、各国が直面しなければならない問題となった⁸⁸。この問題について、中国の反壟断法は、制定過程において、

⁸⁸ たとえば、この問題について、日本の法学者は次のように指摘した（土田和博・須網隆夫 編著『政府規制と経済法—規制改革時代の独禁法と事業法』（日本評論社、2006年）153頁以下（「第6章 独禁法と事業法による公益事業規制のあり方に関する一考察」土田和博執筆部分））。

一、課題設定

①経済規制法と独禁法との関係はどのように把握されるか、両法が適用可能であるとする過剰規制の弊はないか（どちらか一方の規制で足りるのではないか）、②両法が適用されるならば規制上の矛盾が生じる可能性がないか、③その場合には、どのように調整するのかなどが直ちに問われることになる。

また、このような課題設定に関連して、いくつかの補足しておかなければならない点があり、その一つは以下の通りである。特定の国や産業の歴史や実情を超えて普遍的に妥当するような事業法規制と独禁法規制の相互排他制御理論などは存在しないとされることにどのように応答するかである。

二、日本で、独禁法と事業法との関係についての従来の考え方

1. 独禁法優先説 この説によって、次の三つの原則の採用が主張されている。①一般法である独禁法に加えて、領域特定規制を設ける必要性が明確に示されるべきであり、独禁法による規制が可能であれば、これを優先するという原則が採用されるべきである。②領域特定規制の必要性が認められる場合でも、一般法である独禁法との間で競争法のルールとしての統一性・整合性が担保されるべきである。③領域特定規制の主体に関して規制の独立性・中立性を確保する組織や仕組みを設けるべきである。

2. 独禁法規制の差控えを承認する説（土佐和生「情報通信の規制改革と競争政策」『公益事業の規制改革と競争政策』（日本経済法学会年報23号、有斐閣、2002年）90頁以下）この立場は、第一に両方が別個各々に適用されるという原則を承認しつつ、第二に例外として、より専門的・技術的知見を有する事業法上の規制当局によって、ある競争制限的行為が実効的に規制されている場合、独禁法規制は必ずしも発動される必要はなく、公取委は事業法規制を信頼してその発動を見合わせて良いとする。

3. 事業法優先説（石川正「規制分野における独禁法のエンフォースメントについて」小早川光郎・宇賀克也編『行政法の発展と変革（下）（塩野宏先生古稀記念）』（有斐閣、2001年）564頁以下）両法が競合し両法の適用が可能である場合、事業法を優先すると

その解決を試みたが、結局、理想的な制度が設計されておらず、この問題はしばらく棚上げされた⁸⁹。

三、産業政策に対する認識の変遷

(一) 1980年代の産業政策に対する認識

1970年代以降、中国は日本の高度成長の経験に非常に興味を持っており、くわえて、1984年に商品経済体制への転換を明確にしたのち、政府の産業発展に対する役割を研究する必要性が感じられてきて、1980年代以来、中国の経済学者は、日本の学者と密

考えられる立場がある。

4. 棲み分け的アプローチ（多賀谷一照「電気事業法と独占禁止法」日本エネルギー法研究所『電気事業と競争—その政策的課題の検討』（2003年）15頁以下）たとえば、電気施設の安全性は、専門知識を有する技術者を擁する組織による継続的監督によってのみ保証されることから、電気施設の監督は事業法によるべきことになり、将来のエネルギー供給計画をどのように立案し実現するかも競争法制では無理である。また系統安定サービス、事故時バックアップなどの利用者保護的仕組みも、競争法によって確保されず、事業法によることとなる。これに対して、「複数の事業者が同一の分野に介入し、その間での利害等の相互調整が必要な場合においては……事業法的な規律は……競争法背的な仕組みに道を譲ることとなる」。

5. 相互補完説 土田教授は、上述した学説を分析し、批判し、かつ実証研究を行ったうえで、相互補完説にたつと主張した。つまり、①公益事業・ネットインフラ産業における規制は、当該事業が自然独占から移行期を経て競争状態に推移するとしても、とくに移行期においては、事業法と独禁法を組み合わせる必要があるとするものが多い。②事業法または独禁法のいずれかの法が全く規制していない、あるいは実効的には規制していない場合、他方が規制しうる、あるいはすべきことは当然である。いずれの法であっても規制を差し控える理由はない。

⁸⁹ 具体的に、反壟断法と産業規制法の関係について、2006年「反壟断法（草案）」第一次審議稿の第2条第2項は、同法が規定する壟断行為に関して、関連法律、行政法規に別途規定されている場合、その規定にしたがうと規定した。しかし、この規定は立法法における法律と行政法規の関係に関する規定に反しているため、第二次審議のとき削除された。

また、規制機関間の関係について、2006年「反壟断法（草案）」第一次審議稿の第44条が規定した。具体的に、①同法が規定する壟断行為について、関連法律、行政法規は、ほかの関連部門または管理・監督機構が処理すべきであると規定している場合、その規定にしたがう。関連部門または管理・監督機構は、調査・処理の結果を国务院反壟断法委員会に報告すべきである。②関連部門または管理・監督機構が同法の規定する壟断行為について、調査・処理を行わない場合、反壟断法執行機構は調査・処理を行うことができる。反壟断法執行機構は調査・処理を行う際に、関連部門または管理・監督機構に意見を求めるべきである。このような制度設計にもとづいて、産業規制機構は、優先して反壟断法の執行権を有する。

しかし、2007年6月「反壟断法（草案）」を第二次審議するとき、②の規定が削除された。これによって、産業管理・監督機構は、管制型産業に対して反壟断法の独自執行権を有する。しかし、2007年8月「反壟断法（草案）」を第三次審議するとき、①の規定も削除された（時建中「論競争政策在經濟政策体系中的地位—兼論反壟断法在管制型産業的適用」『經濟理論与实践』2014年第7期5～6頁）。

接に往来するようになった。特に、著名な経済学者である、国务院発展研究中心名誉主任馬洪氏が、1985年に訪日し、小宮隆太郎教授らの『日本の産業政策』を知り、帰国後各方面にこの本を推薦した。ゆえに、当時、産業政策に対する中国政府の官僚や経済学者の理解は、小宮隆太郎教授の見方と基本的に一致していた⁹⁰。

中国で「産業政策」という用語が公的な場に登場したのは1986年である⁹¹。「中華人民共和国国民経済和社会発展第七個五年計画（1986-1990）」（「中華人民共和国国民経済と社会の発展の第七次五カ年計画（1986-1990）」）の第二部分において、「産業結構和産業政策」（産業構造（にかかわる政策）としての産業政策）という表記がなさ

⁹⁰ 丸川知雄・前掲注 77、71～72 頁。

検討の背景として、ここでは日本における産業政策の概念について簡単に説明する。

第二次世界大戦後、日本において、経済の復興と成長、国際競争力を有する企業の育成、産業発展の促進が喫緊の課題となり、政府は企業規模の拡大、産業の協調的発展、「過当競争の防止」などを目的として（土田和博・須網隆夫・前掲注 88、153 頁）、産業政策のシステムを作り上げた。

この「産業政策」の内容は、小宮教授の論調によって、①産業への資源配分に関するもの（例えば、産業一般のインフラにかかわる政策、産業間の資源配分にかかわる政策）と②国の産業の組織に関するもの（例えば、各分野の内部組織に関連する政策（産業再編成・集約化・操業短縮・生産および投資の調整など）、横断的な産業組織政策としての中小企業政策）と大きく分けられ、狭義の産業政策を「産業間の資源配分にかかわる政策」とされた。その理論的基礎として、産業政策の中心部分は、価格機構のもとでの資源配分に関する「市場の失敗」に対処するための政策的介入である（小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎 編『日本の産業政策』（東京大学出版会、1984年）3～5 頁（「序章」小宮隆太郎執筆部分））。

その後、産業政策について学者が以下のように解釈している。産業政策とは、資源配分に対する政府の介入であり、すなわち政府の介入によって産業間の資源配分を変更し、ある特定の産業に資源配分を多くすることで、その産業を育成することである（丸川知雄・前掲注 77、53 頁（「第 1 章補論 国際比較からみた中国の産業政策」朽木昭文執筆部分））。

あるいは、産業政策とは、経済全体の舵取りに関する経済政策、例えば、金融政策、財政政策などとは異なって、個別産業の育成、強化等に関する政策である。この産業政策は何らかの意味における個別産業への政策的介入が含まれている。また、産業の成長とともに、政府の介入が変貌を遂げたが、その基本的形式としては、政府の強権的な介入あるいはソフトな政府による指導、助言等があげられた（小川正雄・高橋岩和 編『アジアの競争法と取引法制』（法律文化社、2005年）89 頁（「産業政策（法）と競争政策（法）の相互補完性」松下満雄執筆部分））。

⁹¹ 毛沢東時代の中国は、政府が経済を行政的に管理し、計画的に資源配分してきたため、広い意味で一種の産業政策を用いてきたといえる。その時代の産業政策は、よく経済政策と区別されずに検討されている（関連文献として、石原享一 編『中国経済と外資』（アジア経済研究所、1998年）17 頁（「第 1 章 新たな経済発展戦略と外資政策」石原享一執筆部分）、丸川知雄・前掲注 77、17 頁（「第 1 章 中国の産業政策—清朝末期から 1990 年代まで—」丸川知雄執筆部分）、などがあげられる）。

また、1987 年以前は、産業政策が「産業構造調整政策」、「経済政策」と呼ばれていた（丸川知雄・前掲注 77、62 頁（「第 1 章補論 国際比較からみた中国の産業政策」朽木昭文執筆部分）。斉虹麗・来生新・前掲注 80、232 頁）。

れた。これを契機として産業政策に関する議論が活発に行われるようになり、産業政策の研究も第七次五カ年計画期の「哲学社会科学国家重点研究課題」として認知され⁹²、中国の経済界に一つのブームを生み出した。

その後、1987年に国務院発展研究中心は、「我国産業政策的初步研究」という論文を発表し、計画と市場を結合した体制と、競争と介入を結合したメカニズムという角度から産業政策の意義、目標、内容および手段を提起した。しかし、市場の失敗には触れていなかった⁹³。また、同年、共産党第十三回全国代表大会の報告において、計画と管理は産業政策の制定や産業政策の実現に重点を移すべきであると明記された。

1989年3月に、産業政策に関する初めての正式な規範性書類として「国務院關於当前産業政策要点的決定」（「国務院の当面の産業政策の要点に関する決定」）が発表され、産業政策の概念が定着しつつあることが明らかになった。それと時期を同じくして、市場化を推進すべきであるという批判的な声も上がってきた⁹⁴。

（二）1990年代の産業政策に対する認識

1992年に中国共産党第十四回全国代表大会が開かれ、社会主義市場経済路線が確立した後、ようやく、産業政策は市場の失敗に対処するための政府の介入であるという考え方が、中国の各方面に明確に認識されるようになった。その後、1993年に、国務院発展研究中心、国家計画委員会、国家経済貿易委員会、国家経済体制改革委員会の4機関が「全国産業政策工作座談会」を主催し、多くの官僚や学者がはっきりと市場の失敗という立場から産業政策の問題を理解し、討論すべきことを述べ、この会議とその前後に出された文書から、当時中国の産業政策の考え方と理論に重要な変化が生じたことが見られる⁹⁵。また、同年に、共産党第十四期三中全会において、産業政策の制定と実施は、政府の国民経済を管理するため重要な役割と調節手段であることが明記された。

中国共産党第十四回全国代表大会と第十四期三中全会の確立した方針にしたがい、

⁹² 齊虹麗・来生新・前掲注80、207頁。

⁹³ この論文は、1980年代中後期の実際には、産業政策に最も大きな影響を与えたと評価されている。また、国務院は、その影響を受け、当該論文が公表された後、1988年に国家計画委員会の中に産業政策司（司は局に相当）が設立された（丸川知雄・前掲注77、71～72頁）。

⁹⁴ 武田康裕・丸川知雄・巖善平 編『現代アジア研究 3 政策』（慶応義塾大学出版会株式会社、2008年）212頁（「第8章 21世紀型の産業政策－中国の事例を中心に－」丸川知雄執筆部分）。

⁹⁵ 丸川知雄・前掲注77、72頁。

1994年4月に、国務院が「90年代国家産業政策綱要」を公布した。この綱要は、今後の産業政策の制定に、根拠を提供しており⁹⁶、同綱要によって、中国が産業政策を中心として経済発展の体系を構築し始めたことが表明された。また、「汽車工業産業政策」（「自動車工業産業政策」1994年）⁹⁷、「外商投資産業指導目録」（1995年）⁹⁸、「国民経済和社会発展“九五”計劃和二〇一〇年遠景目標綱要」（「国民経済と社会発展の“九五”計画と二〇一〇年遠景目標綱要」1996年）、「水利産業政策」（1997年）、「当前国家重点鼓励發展的産業、產品和技術目録」（「当面国家が重点的に發展を奨励する産業、製品、技術の目録」1997年）⁹⁹などの産業政策が公布され、産業政策の体系の枠組が形成された¹⁰⁰。

この体系の形成にともない、中国の發展過程において新たな問題を是正するために、市場機構に委ねて解決するのではなく、強権的な政策にたよる本能ともいえるべき傾向が見られるという意見¹⁰¹、政府における介入行為が、合理的でないときもあるし、企業の不当な行為を誘導させたときもあるため、産業政策の失敗が生じており、市場メカニズムを活用すべきであるという意見¹⁰²、全体的には、公平な競争環境を創造し、競争を促進する産業政策を構築しようという意見¹⁰³、などが提出された。

（三）2000年以後の産業政策に対する認識

2000年以来、「關於加快發展環保産業的意見」（「環境保護産業の發展を速めるに関する意見」2000年）、「国家産業技術政策」（2002年）などの産業政策以外に、「清潔生産促進法」（「クリーン生産促進法」2002年）、「中小企業促進法」（2002年）など産業政策的性格を有する法律が増えてきて、産業政策の法律化という傾向が見られる。また、2005年「促進産業結構調整暫行規定」（「産業構造調整の推進に関する暫定規定」）が公布され、産業政策の体系はより一層完備されたものとなった。また、経済危機に

⁹⁶ 王先林・前掲注79、116頁。

⁹⁷ 2004年5月、国家發展開發委員會が「汽車産業發展政策」を頒布し、「汽車工業産業政策」が執行停止になった。また、その後、「汽車産業發展政策」は改正され、新しいものは2009年9月1日に施行された。

⁹⁸ 2015年3月10日付で、「外商投資産業指導目録」の6回目の改訂版が公布された。

⁹⁹ すでに2000年、2005年に2回改正された。

¹⁰⁰ 張波・前掲注86、61頁。

¹⁰¹ 齊虹麗・来生新・前掲注80、250～251頁。

¹⁰² 江小涓「産業結構調整与産業政策：邁過短缺經濟後的再思考」『經濟研究參考』1999年Z1期63～70頁。

¹⁰³ 劉鶴「為中国經濟實現持續高速增長創造条件」『經濟研究參考』1999年Z1期29頁33頁。

対応するために、2008年、国務院は4兆元の経済対策を実施すると発表し、2009年、さらに自動車、鋼鉄、石油化学など十大産業構造の調整と振興計画を発表した。そして、2010年から2012年まで、国務院は「關於加快培育和發展戰略性新興產業的決定」（「戰略的新興產業の育成と發展の加速に関する決定」）、「産業結構調整指導目錄（2011年本）」¹⁰⁴、「“十二五”國家戰略性新興產業的發展規劃」（“十二五”國家戰略的新興產業的發展計畫）などの重大な産業政策を公布した。

しかし、数多くの産業政策の頒布に対しては、市場経済が發展してきた背景のもとで、このような政府の強力な介入によって、本当に経済成長の加速を達成できるかという疑問が提起され¹⁰⁵、産業政策に対する評価は、賛否両論がある。すなわち、①肯定説によれば、中国の産業構造の進級は、市場メカニズムの主導的な役割を果たした結果だけでなく、政府が積極的に産業政策を活用した結果であると説く¹⁰⁶。②否定説によれば、産業政策の実施効果から、産業構造のレベルは低いという問題や、異なる地域の産業構造が似ているという問題が解決されておらず、産業組織の構造は、合理的ではなく、中小企業の發展に良好な条件が提供されておらず¹⁰⁷、政府の産業政策を通じて、産業構造を調整する仕事は絶えないが、産業構造は理想的な状態に達していないと説く¹⁰⁸。また、③折衷説によれば、中国の経済体制は、転換期にあるため、国民経済の市場化は、不完全であり、産業政策は、依然として歴史的責任を担っているが、産業政策の役割を發揮する土台が変わってきており、日本のように伝統的な産業政策によって産業の發展を促進するのはすでに過去のことであると説く¹⁰⁹。このように、産業政策に対する評価は一致していないが、全面的に産業政策を否定するのは妥当とはいえず、現在、産業政策も、国家の経済發展にともない、その役割が変わってきており、政策の法律化によって政府の行為を規制し、政策制定の任意性を抑え、政策の質を向上することは、産業政策を認識する際にポイントとなると思われる。

¹⁰⁴ 2013年改正された。ほかに、2014年本、2015年本も公布された。

¹⁰⁵ 叶衛平「産業政策法治化再思考」『法商研究』2013年第3期116頁。

¹⁰⁶ 馮素傑「産業結構調整30年：歷程与特点」『重慶大學學報（社会科学版）』2010年第3期20頁。

¹⁰⁷ 齊孝福・前掲注86、80頁。

¹⁰⁸ 馮曉琦・万軍「中国轉軌時期的産業政策与競争政策」『經濟問題』2005年第7期20頁。

¹⁰⁹ 李賢沛・胡立軍主編『21世紀初中国的産業政策』（經濟管理出版社、2005年）12～13頁。

第二節 中国における競争政策の概念と競争政策体系の形成

一、競争政策概念をめぐる対立

中国における競争政策という概念は、反壟断法の第9条において導入されたが¹¹⁰、具体的な定義は、法律上存在していない。産業政策の概念の場合と同様、学者によって主張されている競争政策に対する定義も一致していない。代表的な主張は、以下のとおりである。

①競争政策とは、市場経済における競争を保護し促進するために行われる行動および採られた措置、制定された法規・条例、設立された監督・実施機構の総合体である¹¹¹。中国において、市場経済を核心とする競争制度を構築し、競争政策を策定する際に、公有制を主体として、多種の経済成分がともに存在するという前提のもとで、市場主体が、相互競争する構造を構築すること、市場の自由競争を随意に発展させず、競争の例外を明確にすることを、念頭に置くべきである。また、産業政策と競争政策は、相互補完関係にあり、産業政策の制定と実施は、競争政策を土台として行われるべきである¹¹²。

この説は、相対的に早い時期に学者が競争政策の概念について提出した主張である。この競争政策の概念は、広義の競争政策として多くの学者に受け入れられており、同学者の競争政策と経済体制および産業政策との関係に関する論述は、現在の視点から見ても、客観的、合理的であると思われる。

②競争政策は、広義と狭義に分けて定義される。広義の競争政策とはあらゆる競争に有利な政策のことである。たとえば、反壟断政策、国有企業に対して政府が策定した私有化政策および規制緩和、企業に対する補助金の削減、外国生産者にする不利な条件の軽減などは、競争政策にあたる。これに対して、狭義の競争政策とは、公平な

¹¹⁰ 第9条 国務院は、反壟断委員会を設立し、同委員会に独占禁止業務の組織、調整および指導について責任を負わせ、次に掲げる役割および責任を履行させる。

- (一) 競争に関する政策の検討および策定
- (二) 市場の全般的な競争状況の調査および評価の実施ならびに評価報告書の公表
- (三) 反壟断に関する指針の制定および公布
- (四) 反壟断に関する行政機関による法執行業務の調整
- (五) 国務院が定めるその他の役割および職責

国務院反壟断委員会の組織および業務規則については、国務院がこれを定める。

¹¹¹ 陳秀山『現代競争理論与競争政策』（商務印書館、1997年）133頁。

¹¹² 陳秀山「我国競争制度与競争政策目標模式的選択」『中国社会科学』1995年第3期28頁、34頁。

競争を維持し、市場競争の阻害を排除するために制定された規則体系であり、通常法的形式を持っている。競争政策の実施目標は、利益を追求するために企業が行った不正当な競争行為、経済的独占行為、あるいは政府の行政的独占行為を制限・減少することである¹¹³。

③競争政策の概念は、三つのレベルに分けられる。広義の競争政策とは、経済活動を市場によって導き、市場メカニズムを維持、修復し、その役割を発揚し、競争を促進し最適化する政策である。この意味で、競争政策は、財政政策、産業政策、投資政策、国家安全政策などと交錯している。他方、狭義の競争政策とは、競争法の実施に関する政策、または競争法を通じて実施する政策のことである。理論上および実践上、狭義の競争政策は、競争法と同一視されており、通常いわゆる競争政策は狭義の競争政策を指す。これよりさらに狭い競争政策の概念が、反壟断法で言及する競争政策であり、原則上、反不正当競争の政策が含まれていない。しかし、狭義の競争政策は直接に反壟断法における実施の方向・方式に関係するが、その機能の発揮は、広義の競争政策と切り離せない。たとえば、産業調整によって合理的な競争構造を形成することは、狭義の産業政策によって実現できない。また、すべての経済政策は、競争政策を土台として構築しなければならない。さらに、社会主義市場経済においては、競争政策がかならず基本的な経済政策とされるべきである¹¹⁴。

④経済政策を考えながら、競争政策の概念を検討する学者がいる。すなわち、競争政策とは政府が制定し、実施した競争を促進・保護する政策である。競争法は、その政策の重要な表現形式であり、私人の反競争行為を規制する法規範の総称である。競争政策の趣旨は、公平な競争環境を維持して、独占を解消し、技術進歩を促進し、革新を励ますことを通じて、最終的に、消費者全体の福祉向上を実現することである。現在よく提起される「供給側结构性改革」（供給側の構造改革）¹¹⁵の本質は、改革に

¹¹³ 石俊華「論反壟断法実施後我国産業政策与競争政策的協調」『雲南社会科学』2009年第1期100頁。劉桂清・前掲注80、46頁。

¹¹⁴ 史際春・趙忠龍「競争政策：経験与文本的交織進化」『法学研究』2010年第5期105頁、109頁、111頁。

¹¹⁵ 2015年11月10日に開催された中央財經領導小組の第十一次會議で、習近平が今後の経済政策について、「総需要を適度に拡大させると同時に、供給側の構造改革を強化し、供給体系の質と効率を引き上げ、経済の持続的な成長力を増強させる」と述べた（新華網「習近平提“供給側结构性改革”、深意何在？」（2015年11月19日公開）、http://news.xinhuanet.com/politics/2015-11/19/c_128444441.htm（2016年3月18日閲覧））。

よって革新を促進し、生産効率を向上し、産品市場の競争力を強化して、経済成長を促進することであり、「刺激政策」によって総需要を引き上げて経済成長を促進することではない¹¹⁶。この点においては、競争政策と供給側の構造改革との内包は一致している。両者は、ともに市場メカニズムの決定的な役割を果たすことや、政府の「有所為、有所不為」（士は以って為さざる所あり）ということ（すなわち①公平な競争環境を創造し、独占行為を規制する場合、政府が積極的に行動すべきであり、②企業の経営を管理する場合、政府が市場主体の内在的活力を引き出すことに仕事の重点を移すべきである）を強調している¹¹⁷。

この論述は、競争政策を最近の経済政策と結びつけて考えており、市場メカニズムと政府の関係を分析し、新しい視点から競争政策を述べたとと言える。

上述したように、中国の競争政策については、さまざまな定義があるが、③の定義は、競争に関する政策、競争法、反壟断法という三つのレベルをより明確に分けて解

また、2015年12月18日から21日にかけて開催された中央経済工作会議において、2016年は「第十三次五ヵ年計画」を実施する初年度であると同時に構造改革を進める上で最も重要な一年でもあるとされた。また、2016年および今後しばらくの期間にわたり、総需要を適度に拡大すると同時に、供給側の構造改革の強化に努め、相互補完しあう五つの政策（第一に、マクロ経済政策の安定性を保ち、構造改革に安定的なマクロ環境を作り出す。第二に、的確な産業政策を実施し、構造改革の方向を精確に定める。第三に、ミクロ経済政策の柔軟性を高め、市場環境の健全化、企業の活力、消費の潜在力の掘り起こしに力を入れる。第四に、改革政策を徹底的に実施する。第五に、社会政策のセーフティーネット機能を発揮し、基本的な公共サービスを保障する）を実施する方針が打ち出された（観察者「2015年中央経済工作会議召開 部署明年經濟五大任務」（2015年12月21日公開）、http://www.guancha.cn/economy/2015_12_21_345453.shtml（2016年3月18日閲覧））。

ここから、「供給側の構造改革」という言葉が公式表現として高い頻度で使用されるようになった。また、供給側の構造改革は以下のように解釈された。中国経済の発展が直面する問題は、供給側と需要側の両方にあるが、主な矛盾は供給側に存在する。一部の業界では生産能力が過剰で、「大衆向き商品」が在庫過多になっているが、一方で重要設備、コア技術、先端製品は依然として輸入に依存している。旺盛な購買力に支えられる消費ニーズは国内で十分な供給を得られず、多くの消費者が大金をはたいて海外でショッピングし、海外通販を利用している。供給側の構造改革には「症状に応じた投薬」が必要である。効果のない、ロークラス製品の供給を減らし、効果的なミドル・ロークラス製品の供給を増やし、供給構造のニーズの変化への適応性と柔軟性を強め、全要素生産性を引き上げる（人民網日本語版「供給側構造改革 中国の創造性の開拓」（2016年3月2日公開）、<http://j.people.com.cn/n3/2016/0302/c94476-9023745.html>（2016年3月18日閲覧））。

¹¹⁶ しかし、「供給側」、「需給側」など中国の経済に関する新しい言葉が絶えず現出しているという現象に対して批判的態度を持っている学者がいる。これは経済研究の浅さに起因すると当該学者が主張している（搜狐「吳敬璉再發聲：國家養只會“造詞”的專家有什麼用」（2016年4月19日公開）、<http://mt.sohu.com/20160419/n444932383.shtml>（2016年4月24日閲覧））。

¹¹⁷ 黄勇「供給側結構性改革中的競争政策」『價格理論与实践』2016年第1期20頁。

積したものと思われる。また、競争政策の核心的な内容は、反壟断法であることは、学界において普遍的に認められており¹¹⁸、競争政策と産業政策との関係を検討する際に、反壟断法と両者との関係を分析の対象とする場合が多く見られる¹¹⁹。さらに、より明確に競争政策と反壟断法の緊密な関係を表している主張として、競争政策は、市場経済国における経済政策の一種であって、その目的は、競争を保護し、独占を防止することであり、競争政策としてよく採られる措置は、カルテル、企業結合、市場支配的地位の濫用、行政的独占に対する規制である、とされており¹²⁰、この観点から、中国の反壟断法は経済憲法として、経済政策体系にきわめて重要な地位を占めていることが見られる。このような競争政策に対する認識は、実際に日本の学者が主張する競争政策と似ている¹²¹。

二、競争政策体系の形成

法律の誕生は、社会の需要に対する対応であり¹²²、反壟断法は、高級な市場経済の

¹¹⁸ たとえば、王晓晔・前掲注 75、43 頁。劉桂清「論反壟断法如何兼容産業政策—適用除外与適用豁免制度的政策協調機制分析」『學術論壇』2010 年第 3 期 145 頁。張占江「競争倡導研究」『法學研究』2010 年第 5 期 117 頁。

¹¹⁹ たとえば、吳宏偉「我国反壟断法与産業政策、競争政策目標」『法學雜誌』2005 年第 2 期、劉繼峰・前掲注 79。

¹²⁰ 王晓晔・陶正華「WTO 的競争政策及其对中国的影響—兼論制定反壟断法的意義」『中国社会科学』2003 年第 5 期 50 頁。

¹²¹ 競争政策について、日本の学者は以下のように述べている。

狭義の競争政策とは「自由企業制のもとに、自由競争経済のよさを認め、これを保持しようとする立場からは、競争経済を維持し促進する政策」である。その機能は、「自由競争経済が独占によって阻害されることを規制し防止する」こととされる。また、このような政策の実現手段とした法は競争政策法と呼ばれており、独占禁止法およびその関連法はこれに属する。

一方、広義の競争政策は「独占を助長するための政策、あるいは、競争を制限するための政策もまた、競争に関連する政策」であると定義された。この種の実定法には、独占禁止法の適用を除外し（独占の容認）、さらに、規制命令によって独占を助長すること（独占の助長）を定めている諸法律が含まれている（金沢良雄『法律学全集 52-I 経済法〔新版〕』（有斐閣、1980 年）136～137 頁）。

上述のように、狭義の競争政策と広義の競争政策がそれぞれ定義されているが、現在よく論じられているのは、狭義の競争政策である。この競争政策およびそれを体現する独占禁止法の基本精神は、「経済に対する政府介入をできるだけ少なくし、企業間のカルテル、企業による独占、合併等に関しても規制を行い、競争を盛んならしめようというものである」と指摘されている（小川正雄・高橋岩和・前掲注 90、89 頁）。

¹²² 黄勇「中国《反壟断法》的法学基礎—对市场經濟改革的回應与支撐」『中国物価』2013 年第 12 期 3 頁。

法とされている¹²³。これは、反壟断法が市場経済を存在の前提とすることを意味している。市場経済の本質は、競争的経済であり、競争は、市場経済の最も基本的な運転メカニズムである。しかし、市場自体は、自由で、公平な競争を保証することができない。そのため、反壟断法を制定・実施することが必要になる。中国は、長期にわたって高度に集中された計画経済を実施し、反壟断法が生成する土壌がなかった。市場メカニズムを主とする経済体制改革が実行され、市場競争メカニズムがますます重要な役割を果たすようになって以来、法律上、独占禁止、競争保護が求められ、次第に若干の反壟断法規範が形成されてきた¹²⁴。

実際、1980年10月に国務院は「關於開展和保護社會主義競爭的暫行規定」（「社會主義競爭的展開・保護に関する暫定規定」）を頒布し、はじめて独占禁止を任務として提起した。具体的には、「經濟活動において、国に指定された関連部門と單位が専門に經營する製品以外には、壟断、独占經營をしてはならない」とされている。1984年10月に、「中共中央關於經濟体制改革的決定」（「中共中央經濟体制改革に関する決定」）が公布され、この「決定」によって社會主義商品經濟の概念が強調されている。これは反壟断法に関する研究に有利な条件を提供し、研究意欲を高騰させた¹²⁵。法学界における反壟断法に関する研究は、1985年によく始められたが、その理由として、①反壟断の任務が提起されたにもかかわらず、そのための迅速な作業工程が記載されていないため、重視されていなかったこと、②集中的な經濟体制の影響を受けていたため、人々は直ちに社會主義市場經濟を規制する法体系や、反壟断法の重要性を意識していなかったこと、③80年代初頭に、学者が經濟法について研究し始めたため、反壟断法を深く研究するのは不可能であったことがあげられる。

その後、国家の関連法規、法規性文書、規章のなかに¹²⁶、独占禁止問題に関する規

¹²³ 史際春「《反壟断法》与社會主義市場經濟」『法学家』2008年第1期第1頁。王晓擘「經濟体制改革与我国反壟断法」『東方法学』2009年第3期74頁。

¹²⁴ 王先林「理想与現實中的中国反壟断法—写在《反壟断法》实施五年之際」『交大法学』2013年第2期17頁。

¹²⁵ 王保樹「中国反壟断法研究的現狀及其展望」『法学評論』1991年第6期1～2頁。

¹²⁶ ここでは、中国における法律規範の体系を簡単に説明する。中国の法律体系には、①憲法、②法律（全国人民代表大会および常務委員会が制定した規範を意味する）、③行政法規、④地方性法規（一定の地方レベルの人民代表大会および常務委員会が制定した規範）、民族自治法規（民族自治地域の人民代表大会が当該地域に生活している少数民族の政治、文化および經濟の特徴に配慮し、制定した自治条例および単行条例）、經濟特区の法規（全国人民代表大会および常務委員会の授權により制定された規範）、などがある。

定が次第に増えてきた¹²⁷。また、1992年、中国共産党第十四期全国代表大会において、社会主義市場経済体制改革目標が提出され、中国の経済体制改革は、新しい段階に入った。この時点から、法律上、独占を反対し、競争を保護する要求が非常に切実になり、反壟断法規範が増えてきた。たとえば、1993年12月1日に、「中華人民共和国反不正当竞争法」が施行され、同法第二章で11種の禁止すべき不正な競争行為が挙げられ、そのうち、独占行為は5種類である。なお、1994年、反壟断法は全国人民代表大会の立法計画に入った¹²⁸。その他、「価格法」（1998年5月1日施行）、「招標投標法」（「入札法」、2000年1月1日施行）、「対外貿易法」（1994年公布、2004年改正、新法2004年7月1日施行）および関連行政法規、規章などの法律においても¹²⁹、若

行政法規とは国務院がみずから制定するか、国務院の中の各部・委員会が提出し、国務院が承認して制定したものを指す。国務院の中の各部・委員会が独自に制定したものはこれに含まれない。後者は、日本の行政命令に相当するもので、部門規則（部門規章）と総称される。

また、①省・自治区・直轄市、②比較的大きな市、の人民政府が法律、行政法規および当該省・自治区・直轄市等の「地方性法規」に基づいて制定したものは、地方規則（地方政府規章）である。

この部門規則および地方立法のうち県級以下の地方人代もしくは省級以下の地方政府が立法した法規の法的効力は、かならずしも司法上保障されていない。これらの法規範は、法律として一定の効力を認められているが、裁判実務においてはかならずしも無条件で効力を認められているわけではなく、たんに参照されるにすぎない（小口彦太・田中信行・前掲注25、37頁）。

¹²⁷ たとえば、国務院が1980年に「競争十条」、1986年に「關於認真解決商品搭售問題的通知」（「商品の抱き合わせ販売の問題を慎重に解決することに関する通達」）、1987年に「価格管理条例」、1990年に「關於打破地区間市場封鎖進一步搞活商品流通的通知」（「地域間における市場封鎖を打破し、商品流通をさらに活発化させることに関する通達」）を頒布した。また、1988年元国務院法制局が起草グループを設立し、「反対壟断和不正当竞争暫行条例」（草案）を作成した（黄勇・前掲注122、4頁）。

¹²⁸ 中国人大網「中国出台反壟断法 禁止各種壟断行為」（2007年8月31日公開）、http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/lfdt/2007-08/31/content_371276.htm（2016年2月20日閲覧）

具体的に、1994年5月、国家経済貿易委員会と国家工商行政管理総局が共同の起草作業を始めた（中国法学網 王曉暉「我的反壟断法研究之路—《The Evolution of China's Anti-Monopoly Law》一書序言」、<http://www.iolaw.org.cn/showArticle.asp?id=3687>（2016年2月1日閲覧））。

また、国家経済貿易委員会と国家工商行政管理総局は、反壟断法立法作業グループを設立して、大量の情報を蓄え、研究を行い、一連の相談会と検討会（たとえば、専門家相談会、部門相談会、地方政府相談会、企業相談会および国際検討会など）を開いた。同時に、ドイツ、フランス、アメリカなどの国家に行き、考察を複数回行う一方、OECD、UNDPなどの国際組織と協力・交流し、成功した経験を受け取った（曹康泰・張穹 編『中華人民共和国反壟断法解読—理念、制度、機制、措施』（中国法制出版社、2007年）、8頁）。

¹²⁹ たとえば、1996年に民航総局が頒布した「制止民用航空運輸市場不正当竞争行為規定」（「民用航空運輸市場の不正な競争行為を制限する規定」）、2001年に国務院が公布

干の反壟断規定が設けられている。

この時期、WTOに参加するために、中国では「WTO 貿易与競争政策関係工作組」（貿易と競争政策の相互作用を検討するための作業部会）が設置され、競争政策に関する調査・研究が行われた。これは、反壟断法の制定を促進する国際的要因となった¹³⁰。なお、2003年に「中共中央關於完善社会主義市場經濟体制若干問題的決定」（「社会主義市場經濟体制を完備する若干の問題に関する中共中央の決定」）が公布された。この「決定」によれば、統一的、開放的、競争的な、秩序ある近代的市場システムを作ることや、公平な競争を妨げ、行政障壁を設け、余所の產品やサービスを排斥する、さまざまな市場分割規定を廃止し、業種独占と地域封鎖を打破することが強調されている。この背景のもとで、反壟断法の起草はさらに促進され、商務部が主導する段階に入った¹³¹。また、いくつかの競争法の法律、法規または規範性文書も公布された¹³²。

このように、反壟断法規定が増えてきたが、公布された反壟断法関連規定は散在しており、完備されていないため、市場經濟の發展の要求に対応し得ていない。また、計画經濟体制から市場經濟体制へ移行する中国にとって、反壟断法の制定や実施は、自由な競争を維持し、消費者の利益を保護する役割のほかに、經濟体制轉換を促進し、市場の構造を改善する特殊な役割が期待されていた。さらに、現実面で、經濟体制轉換にともない、行政的独占（政府機關およびその所属部門が行政權力を濫用して行った競争制限行為）が深刻な問題になっており、それ以外に、市場メカニズム運営中に生じた經濟的独占（私的企業による独占）の問題も日々深刻になってきた。これによって、経営者、消費者が損害を蒙り、市場における良好な競争秩序が破壊されてきた。こうした状況を受けて、統一的、相対的に完備する独占禁止法律を制定しようという声が大きくなってきた¹³³。

した「關於禁止在市場經濟活動中實行地区封鎖的規定」（「市場經濟活動における地域封鎖の禁止に関する規定」）と「國務院關於整頓和規範市場經濟秩序的決定」（「市場經濟秩序の整頓および規範化に関する國務院の決定」）、2002年に國務院が公布した「中華人民共和國電信條例」（「中華人民共和國電氣通信條例」）、2003年に對外經濟貿易部などが公布した「外国投資者并購境内企業暫行規定」（「外国投資家による国内企業の合併・買収の暫定規定」）、などがある（黄勇・前掲注122、4頁）。

¹³⁰ 黄勇・前掲注122、4～5頁。

¹³¹ 王晓晔・前掲注128。

¹³² たとえば、國家發展改革委員會が2003年に「制止價格壟断行為暫行規定」（「價格独占行為の制止の暫定規定」）を公布した。2006年に商務部などが「關於外国投資者并購境内企業的規定」（改定版）を公布した。

¹³³ たとえば、王晓晔「競争法与經濟」『環球法律評論』2003年春季号。王為農「關於

このような状況下で、商務部と工商総局は、反壟断法（送審稿）を研究・起草する仕事を終え、2004年7月国務院に反壟断法（送審稿）の審議を提起した¹³⁴。その後、2006年6月7日反壟断法草案が国務院常務会議を通過し、同月22日に全人代常務委員会へ審議が提出された¹³⁵。その後、2006年6月から2007年8月まで、3回の審議を経て、ようやく2007年8月30日に、反壟断法が可決された¹³⁶。20世紀80年代から「反壟断法」の制定に至るまで、結局20年以上が経過した。その後、2008年8月から、国務院反壟断委員会と三つの執行機構は、一連の関連法規、規章、ガイドラインを公布して¹³⁷、反壟断法によって確立した反壟断制度はさらに明確化、具体化し、

我国反壟断法的再思考」『中国法学』2004年第3期。

¹³⁴ 曹康泰・張穹・前掲注128、9頁。

¹³⁵ 中国人大網 「反壟断法草案初審前的一段新聞插曲」（2015年4月14日公開）、http://www.npc.gov.cn/npc/fzgzwyh/2015-04/14/content_1932852.htm（2016年1月11日閲覧）

¹³⁶ 具体的に、①2006年6月24日、第十回全人大常務委員会第二十二次會議、反壟断法草案の第一次審議（中国人大網http://www.npc.gov.cn/npc/wbgwyz/hyhd/2006-06/24/content_349864.htm（2016年1月11日閲覧））、②2007年6月25日、第十回全人大常務委員会第二十八次會議、反壟断法草案の第二次審議（中国人大網http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/lfdt/2007-06/26/content_367617.htm（2016年1月11日閲覧））、③2007年8月24日、第十回全人大常務委員会第二十九次會議、反壟断法草案の第三次審議（中国人大網http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/lfdt/2007-08/25/content_370688.htm（2016年1月11日閲覧））、④2007年8月26日、全国人大法律委員会、常務委員会の審議意見の逐一研究、草案審議（中国人大網http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/lfdt/2007-08/30/content_371097.htm（2016年1月11日閲覧））、⑤2007年8月30日、第十期全人大常務委員会第二十九次會議、通過（中国人大網http://www.npc.gov.cn/npc/zt/2007-08/30/content_1382600.htm（2016年1月11日閲覧））。

また、反壟断法（草案）の具体的な修正過程や、修正意見については下記のサイトを参照。中国人大網 「反壟断法立法」 http://www.npc.gov.cn/npc/zt/node_2141.htm（2016年1月11日閲覧）

¹³⁷ たとえば、国務院が公布した行政法規：①「国務院關於經營者集中申報標準的規定」（「經營者集中の申告基準に関する規定」、2008年8月3日施行）、②「国務院反壟断委員会關於相關市場界定的指南」「関連市場の確定に関する国務院反壟断委員会の指針」（2009年5月24日施行）など。

商務部が公布した部門規章：①「金融業經營者集中申報營業額計算弁法」（「金融經營者集中申告における營業額の計算規則」、2009年8月14日施行）、②「經營者集中申報弁法」（「經營者集中申告規則」、2010年1月1日施行）、③「經營者集中審査弁法」（「經營者集中審査規則」、2010年1月1日施行）、④「關於實施經營者集中資産或業務剝離的暫行規定」（「經營者集中における資産または業務の分離の實施に関する暫定規定」、2010年7月5日施行）、⑤「關於評估經營者集中競争影響的暫行規定」（「經營者集中の競争への影響評価に関する暫定規定」、2011年9月5日施行）、⑥「未依法申

制度の操作性が強化された。これによって、競争政策体系が初歩的に構築された。

三、反壟断法の制定作業が長期に及んだ理由

反壟断法の誕生が遅くなった理由として、以下のようなことが指摘されている。まず、計画経済時代、真の市場は、存在しておらず、企業は市場の主体でなく、ただ政府の付属品であった。そのために、企業間において真の競争が存在していなかった。また、地方分権的な経済体制が形成されていたため、全国単位での独占企業は、実体としてほとんど存在しておらず、むしろ 1980 年代は、地方に乱立する企業を再編し、効率的な協業体制を形成することが課題とされた¹³⁸。このような状況のもとでは、反壟断法は必要なものではない。さらに、認識上の問題があった。たとえば、反壟断法と規模の経済性の関係が正しく理解されていなかった。反壟断法は、①国家が企業合併を奨励し、企業を大きくし、強くさせる政策を妨げるものであり¹³⁹、②企業の国際競争力を強化することや、規模の経済性を実現することに不利である、という観念が

報経営者集中調査処理暫行弁法」（「法にしたがい申告していない経営者集中に対する調査処理に関する暫定規則」、2012年2月1日施行）、⑦「關於経営者集中申報的指導意見」（「経営者集中申告に関する指導意見」、2014年6月6日施行）など。

国家發展改革委員会が公布した部門規章：①「反價格壟断規定」（「價格独占禁止規定」、2011年2月1日施行）、②「反價格壟断行政執法程序規定」（「價格独占禁止にかかわる行政による法律執行手續規定」、2011年2月1日施行）など。

国家工商行政管理総局が公布した部門規章：①「制止濫用行政權力排除、限制競争行為程序規定」（「行政權限の濫用による競争の排除または制限行為の制止手續に関する規定」、2009年7月1日施行）、②「查处壟断協議、濫用市場支配地位案件程序規定」（「独占合意、市場支配的地位濫用事件の取締手續に関する規定」、2009年7月1日施行）、③「禁止壟断協議行為的規定」（「独占合意行為の禁止に関する規定」、2011年2月1日施行）、④「禁止濫用市場支配地位行為的規定」（「市場支配的地位濫用行為の禁止に関する規定」、2011年2月1日施行）、⑤「制止濫用行政權力排除、限制競争行為的規定」（「行政權限の濫用による競争の排除または制限行為の制止に関する規定」（2011年2月1日施行）、⑥「關於禁止濫用知識產權排除、限制競争行為的規定」（「知識財產權濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」、2015年8月1日施行）など。また、「關於濫用知識產權的反壟断執法指南（国家工商総局第七稿）」（「知的財產權の濫用に関する反壟断の法執行にかかる指針（国家工商総局第七稿）」）はすでに公表され、2016年2月4日、一般からの意見募集を開始した（意見募集期間は同月23日まで）（中央人民政府門戸網 http://www.gov.cn/xinwen/2016-02/04/content_5039315.htm（2016年3月1日閲覧）

そのほかに、最高人民法院が公布した司法解釋：「關於審理因壟断行為引發的民事紛糾案件応用法律若干問題的規定」（「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」、2012年6月1日施行）。

¹³⁸ 田中信行・前掲注8、118頁。

¹³⁹ 李常青・馬紅梅「反壟断法応暫緩制定」『法制日報』2002年3月6日。

存在していた¹⁴⁰。特に、WTO への参加が実現したことによって、中国は国際市場で競争力をもつような巨大企業を育成する必要に迫られ、反壟断法は邪魔な存在のように思われていた¹⁴¹。さらに、一部の既得利益集団、特に独占的業界にある国有企業は、反壟断法を制定することを反対・妨害し、または当該産業の適用除外を強く主張していた。くわえて、多数の行政部門が自己利益のために、反壟断法の執行権を奪い合ったこと、行政的独占に対する規制が反壟断法に入るべきかどうかについて意見が一致しなかったこと、反壟断法に存在する合理性に関する争議があったことが発生した¹⁴²。これらの事情があったため、立法者が反壟断法の制定を促進する決意は一定の影響を受けており、結局、法律制定作業を遅らせてしまった¹⁴³。

¹⁴⁰ 王晓晔「入世与中国反壟断法的制定」『法学研究』2003年第2期130～131頁。

¹⁴¹ 田中信行・前掲注8、118頁。

¹⁴² 王晓晔・前掲注140、131～132頁。

¹⁴³ 王先林・前掲注124、18～19頁。

第三章 産業政策と競争政策との関係および反壟断法の調和機能

第一節 産業政策と競争政策との関係をめぐる論争

一、両者の関係についての基本的な認識

前述したように、産業政策と競争政策の本質は、政府の経済に対する介入であり、両者はともに政府が経済を管理する活動に重要な役割を果たしている。この両者の関係に関する検討は、実は、政府と市場はどのような関係にあるのか、すなわち、政府が直接経済活動に介入し、資源を配分するか、あるいは市場メカニズムが資源配分において決定的な役割を果たすか、という二種類の資源配分方式に関する検討である。そして、両者には一致点もあれば、相違点もあるため、国家は社会・経済発展の目標を実現するために、両者の関係を調整しなければならない。

産業政策と競争政策は、それぞれ異なる資源配分の方式を強調しているが、計画経済期における直接的な計画的指令や、経済への行政的介入と異なり、現在、中国における産業政策と競争政策は、ともに市場経済システムのもとで、制定・実施されている。また、産業政策と競争政策は、ともに国家の資源配分の手段であり、両者が相互に補完しあい、政府の失敗または市場の失敗を是正している。なお、国家の経済効率を高め、社会公共の利益を保護し、最大化することは、両者に共通の最終的な目標である。さらに、反壟断法が産業における競争を維持しているため、産業に関する各政策が実現できるようになる。こういう意味で両者は一致している点がある¹⁴⁴。これによって、両者が調和することが可能となる。

一方、競争政策は公平な競争を保護し、促進することを通じて、消費者全体の福利を向上させる。したがって、反壟断法は、企業が結合して競争を制限する行為を禁止

¹⁴⁴ また、両者の目標について、学者が次のように主張している。産業政策または産業政策法の目標は、産業の発展を促進し、効率を向上し、消費者の福利厚生を強化することであり、反壟断法と一致している（韓立余「反壟断法対産業政策的拾遺補缺作用」『法学家』2008年第1期20頁）。

産業政策の実施によって、産業が発展し、最終的に消費者は利益を得ることができるが、企業間の合併によって、消費者は利益を失う可能性があると思われる。したがって、産業政策はいつも消費者利益の増進を目指して行われているとはいえないかもしれない。

ほかには以下のような主張がある。長期的、動態的視点から、産業政策の一つの目標は、産業内における競争を維持することである。一方、競争政策の根本的な目的は、競争を維持することである。両者はともに企業の競争力強化を図っている（王先林・丁国峰「反壟断法実施中对競争政策与産業政策的協調」『法学』2010年第9期30頁）。

しかし、産業政策では、産業競争力や企業の国際競争力を強化するために、公平かつ自由な競争を犠牲にする場合が多くある。したがって、この主張については、一定の前提条件をつけて捉えるほうがよいと思われる。

し、市場支配的地位を有する企業がその地位を乱用する行為を規制する。しかし、これは、産業競争力の強化にマイナスの影響を与える可能性がある。これに対して、産業政策は、往々にして市場主体における後発の優勢性の発揮、規模の経済性、産業競争力の強化を重視しており、幼稚産業を保護し、重点産業または相対的に劣勢にある産業および企業を援助して、差別待遇を体現している。これは、自由、公平な競争にマイナスの影響を与える可能性がある。また、このような産業政策が実施される際に、消費者の利益が無視される可能性がある。このような差異が存在するため、競争政策と産業政策は矛盾する場合がある¹⁴⁵。

競争政策と産業政策との関係をめぐっては論争があるが、両者は必然的に対立するものではなく、両者の関係を調和させることは、可能性である¹⁴⁶。この基本的な認識を念頭に置き、各国の経済体制下、両者は一体どのような関係にあるのか、またはどのようにすれば両者の関係を調和させられるのかが問題となる。

二、両者の関係をめぐる論争

1. 経済の発展段階および国家の国情にもとづいて、両者の関係を捉える論調

ある経済学者は、産業政策と競争政策との関係は、経済発展段階によって異なっていると主張する。つまり、経済離陸期においては、産業政策の影響力はきわめて大きく、経済発展に必要性が著しく高い。したがって、産業政策は、政府の基本的な経済政策システムに、とくに重要な地位を占める。しかし、経済成熟期では、経済成長の

¹⁴⁵ また、両者の相違点について学者が以下のように列挙している。

①競争政策は、おもに反壟断法に反映されており、強制性、安定性がある。産業政策は、国家の経済全体マクロ・コントロールする権限を体現しており、その実施は手段が多様である。なお、産業政策は頻繁的に調整され、変更している。

②経営者集中の場合、事前届出審査が必要であるが、それ以外に、競争政策では、事後的、受動的な規制が一般的である。一方、産業政策には事前的、自発的、激励型の規制が多い。

③競争政策は、市場メカニズムの外在的欠陥を正す。すなわち、競争政策は、市場の障害をクリアして、競争メカニズムを維持する。産業政策は、産業構造を適宜改良させ、市場メカニズムの内在的欠陥、市場の失敗を正す（王先林・丁国峰・前掲注 144、30～31頁）。

ほかに、両者の関係を違う視点から論じる論文もある。たとえば、孟雁北・前掲注 84、馮曉琦・万軍「從産業政策到競争政策：東亞地区政府干預方式的轉型及對中國的啓示」『南開經濟研究』2005年第5期、劉繼峰・前掲注 79、王志強・陸夏「試論反壟断政策与産業政策的協調途徑」『價格理論与实践』2014年第11期、礼理・前掲注 81、などがある。

¹⁴⁶ この観点は日本の学者の主張と一致している（小川正雄・高橋岩和・前掲注 90、89頁を参照）。

潜在能力に制限があるため、産業政策が経済成長に及ぼした影響が大きな制限を受け、経済離陸期と比べると、地位が低くなる。発展途上国の場合、経済発展に不均衡的成長という現象があり、市場は未熟なものである。したがって、発展途上国において、資源を効果的に配分し、経済の成長を促進するために、政府の役割はきわめて重要である。

なお、各国の資源配分の実践は、以下のようなことを表明している。経済の発達の間が低く、市場経済が未熟であるほど、①政府の資源配分に介入する役割や、導く効果が大きく、②市場は、資源の再配置の効率が高くなり、経済成長の潜在力は高くなる。これに対して、市場メカニズムの完備化とともに、政府の資源配置率はゼロに向かっていく。発展途上国は、経済の超越を実現するために、優位産業の国際競争力を保証しなければならない。この競争力の育成は、産業政策の優位産業に対する保護および支持と切り離せない。産業政策は発展途上国の経済成長に不可欠の役割を果たしている¹⁴⁷。

また、国家の国情の違いにもとづいて、ある法学者は次のように主張している。産業政策は、国家の地位と関連しており、抽象的に産業政策の正当性を否定することは妥当でない。つまり、国家は、世界をリードする地位にあるとき、その産業政策は、多くの場合に秩序維持の役割を果たしており、直接的に市場の正常な運営に介入しない。しかし、国家は経済や技術が相対的に立ち遅れているとき、その国家は、先進国の先進的な経験を参考にして、各種の手段をとって経済の発展を促進することができる。後発国にとって、このようなことは非常に自然な選択である。この背景のもとで、法治の視点から、産業政策を効果的に制限することが、肝心である¹⁴⁸。

¹⁴⁷ 韓小威「経済全球化背景下産業政策有効性問題研究」（吉林大学博士学位論文、2006年）44～46頁。

¹⁴⁸ 叶衛平・前掲注105、117頁。

ほかには、似ている観点を持っている学者がいる。具体的に、両者の関係について、違う国家が異なる意見を持っている。市場経済を比較的完備させた国家は、両者が衝突した時に、競争政策を優先して実施するべきであると考えられている。一方、発展途上国は通常、産業政策をもって、工業化を促進している。このように、市場ではなく、政府が直接に資源を配分することは、経済発展初期に必要である。しかし、多数の発展途上国と経済転換期にある国家は、競争政策の経済に与える影響がますます重視されてきた。特に「超越戦略」から「持続的・包括的発展戦略」へ転換している時期、競争政策が基礎的地位にあることや、競争政策の実施が産業政策の目標の実現に重要な意義があることは次第に意識され、認められてきた（徐士英「反壟断法実施面臨功能性挑戰 兼論競争政策与産業政策的協調」『競争政策研究』2015年第1期81～82頁）。

2. 産業発展の段階および産業の需要にもとづいて、両者の関係を捉える論調

市場メカニズムが未熟な場合、完全に市場に資源配分を任せると、市場の無秩序性によって資源配分の浪費が起きる可能性がある。そうした場合、政府が一定程度機能することが必要である。しかも、産業の発展が低いレベルにある場合、一定の保護が行われなければ、過当競争によって、企業は、利潤が減少し、産業の発展水準を高めるために必要な経済・技術力が得られることが制限されるであろう。また、産業全体の競争力が低い場合、企業は海外における競争力が強い企業との競争に直面しなければならないため、適切な保護を行わなければ、国内産業は、壊滅的な打撃を受けることが起こりやすい。したがって、適切な保護と競争は、両方とも必要であり、産業発展の段階および産業の要求によって、産業政策と競争政策との関係を調整するべきである。しかし、産業政策と競争政策の実施は、市場が資源配分で基本的な役割を果たすことを前提として行わなければならない。また、国家の経済成長や、産業競争力の強化にともない、競争政策は経済政策の主軸となり、反壟断法は市場経済体制を維持する基本的な法律として、役割がますます強化されるべきである。

両者の衝突を解消するために、日本では、競争政策と産業政策との衝突が発生する前に、交渉・協力を行うルートを設定して、両者のバランスを図っている。とくに、公的サービス分野での競争制限行為を処理する場合、公正取引委員会の重要な役割が強調されている。また、公正取引委員会は、通産省とかつて緊張関係にあったが、経済成長にともない、両者は長期にわたって、すり合わせを行ってきて、協力関係を構築している。日本のモデルは合理的であり、参考になる可能性があるが、中国にとっては、反壟断法の執行機関と産業規制機関との関係をどのように調和するかは、難問をなす。

中国の反壟断法において、産業政策と競争政策を調和させることを追求していることは、正しい。しかし、実施戦略上、中国の実際の状況に即して、国際的反壟断法の発展潮流と合わなければならない。現在、貿易保護主義が時として台頭するが、貿易・投資の自由化、行政許可手続きの簡素化、企業の自律および事後規制の強化、競争政策の強化ということは、依然として国際的主流をなしている。先進国のみならず、発展途上国でも反壟断法はこれまでになく重視されている。このような背景の下、産業政策は、基本的に競争政策に従属する地位におかれている。中国における反壟断法の

実施も、この現実にしたがい、行わなければならない¹⁴⁹。

3. 競争政策の役割を強調して、1と2の観点を批判する論調

具体的に、1と2の主張には、以下のような問題がある。第一に、市場の初期発展段階において最も重要なのは、引き続き政府が主導して資源を配分することではなく、政府が健全な市場メカニズムを構築し、関連法律体系を完備することである。政府が経済に継続的に強力な介入を行ったら、経済の転換は実現できない。これはかえって政府が引き続き産業政策によって経済に介入する理由になる。したがって、市場の発展が不健全であることは、産業政策の役割を強化する理由となるわけではない¹⁵⁰。

第二に、政府の介入は、強い慣性を持っているため、かならずしも政府がすぐに自発的に市場から撤退できるとはいえない。産業政策の放棄は、既得権益者としての行政機関や、官僚に利益を放棄させることを意味している。したがって、このことは必然に彼らの莫大な抵抗にあうことが想定される。一方、競争は市場主体に価格シグナルに対して直ちに反応させ、企業が市場の変化にしたがい、生産要素を改めて組み合わせ、資源配分の最適化を実現する。これによって、真の効率的企業が発展のチャンスを得て、産業は発展し、競争力が高まる¹⁵¹。

第三に、上述した1と2の主張は、市場メカニズムを信用しないことを意味している。実は、市場にも失敗があるが、政府の失敗がもたらした問題はより深刻である。しかも、制度の法制化を条件として、市場の失敗は、確実に是正することができる。資源配分のコアパワーは市場メカニズムという「見えない手」であり、政府は直接に経済運営に介入してはならない。その役割は、市場競争のルールを制定し、かつ法律にしたがって不正競争行為、市場支配力の濫用行為および経済の効率性を妨げる市場

¹⁴⁹ 戴龍「日本反壟断法実施中の競争政策与産業政策」『環球法律評論』2009年第3期123～124頁。

¹⁵⁰ また、論拠として、以下のようなことが挙げられる。国際金融危機に対応するために、中国政府は4兆元の投資計画を公表した。これによって、国有企業とくに中央企業、大型企業が多く政策の支持を得たが、中小企業や民間企業は、この投資計画に参加できず、排除効果が生じた。ゆえに、産業が初級階段にあることを言い訳としたら、多すぎる産業政策はさらに中国経済の健全な発展を遅らせる可能性が高い。

¹⁵¹ 論拠として、以下のようなことが挙げられる。20世紀80年代初期から90年代中期まで、中国の家電産業は、参入制限を主とした産業政策を実施したが、家電産業にある重複建設、重複生産、生産能力過剰などの問題を解決することにあまり効いていなかった。そのかわりに、競争政策が実施された後、家電産業は、国際企業の全面的な封じ込めを受けないだけでなく、むしろ激しい競争中、国内の大きな市場を占め、国際市場に進出した。これによって産業技術力と競争優位が強化されるようになった（張澤一・前掲注86、61頁）。

構造を規制することである。産業政策と競争政策は、同じ経済体制のもとで併存することができるが、二つの異なる資源配分メカニズムのもとでそれぞれ各自の機能を発揮しなければならない。したがって、産業政策と競争政策を同一視するのは妥当でない。

また、産業政策と反壟断法はそれぞれ存在価値がある一方、それぞれ制約性もある。両者は、相互に代替することができない。しかし、経済体制が構築された後、両者には明確な役割・位置付けがなければならない。市場メカニズムを根本とした国家においては、市場は経済の核心であるため、政府は健全な市場運営を土台として、その役割を果たさなければならない。この場合、産業政策は、市場メカニズムを効果的に補充する役割を果たしており、市場メカニズムを維持する反壟断法は、絶対的な支配的地位を有すべきである。他方、反壟断法に制約性がある場合、産業政策が十分に機能することが求められる。つまり、基本的な経済体制は、両者の機能領域を決めている¹⁵²。

4. 社会全体の利益の最大化、利益均衡を原則として、両者の関係を捉える論調

産業政策と競争政策との関係を協調させる際には、利益均衡という原則が堅持されなければならない。競争政策を優先する原則は、数多くの国家の独占禁止法の立法に反映されているが、競争政策と産業政策が矛盾するとき、どちらかを優先すべきかについては、社会全体の利益最大化という目標のもとで考量して、二者の関係の均衡を求め、協調を行わなければならない。反壟断法は、この均衡に条件を創造している。その理由としては、反壟断法が優先して適用されても、利益を均衡させることができるためである。たとえば、行政指導意見あるいは行政管理部門が公布したガイドラインは、産業政策と競争政策を調和する媒介になれる。

国家は、経済発展のそれぞれの水準に応じて、反壟断法と産業政策の関係を調和させなければならない。それぞれの段階に応じて、堅持すべき原則は異なっている。日本における独占禁止法の数次にわたる改正は、経済発展の異なる時期における経済成長の客観的な要求を反映している。その実施は、社会全体の利益最大化や、消費者福利の最大化を実現することを目標としている。中国も経済発展の客観的状況を考慮しながら、両者の関係を協調させなければならない。産業構造が合理的ではないこと、競

¹⁵² 李劍・前掲注 81、111～112 頁、110 頁（李劍氏の主張において、第三の論述が以下の論文から引用した。馮曉琦・万軍・前掲注 145、66 頁）。

争的な市場メカニズムが完備されていないこと、WTO 加盟後、国内競争の国際化、国際競争の国内化、外資企業の本土化ということは、中国が直面しなければならない現実である。こういう背景のもとで、競争政策と産業政策の関係は、ケースバイケースで考量しなければならない。

また、産業政策の役割は、市場メカニズムを尊重したうえで、市場メカニズムの資源配分の役割を補完し、とくに市場失敗がある領域において資源配分を促進することである。しかし、産業構造の合理化は、主に市場メカニズムによって実現される。これは、産業政策の土台である。反壟断法の目的は、市場メカニズムのなかの競争メカニズムを維持して、独占や競争制限行為が市場メカニズムの資源配分に障害をもたらし、産業の革新力が制限され、消費者が価格交渉力を失った場合、同法によって市場の障害を取り除き、市場メカニズムを引き続き機能させることである。こうした視点から、反壟断法は、産業政策の目標達成にとって有益であり、産業政策の役割を発揮するうえでの土台を築いた¹⁵³。

三、各主張に対する分析

1と2の主張は、産業政策の役割を肯定したうえで、国家の国情、経済および産業発展の段階を分析視角として、産業政策と競争政策との動的な関係を捉える論調である。3の主張は、産業政策の失効に着目して、競争政策の役割がきわめて重要であることや、競争政策が産業政策より優先して実現されるべきであることを強調している。1と2の主張は、いずれも競争政策の役割を否定してはいない。特に、2の主張は、競争政策の役割や、競争法の強化に対して、肯定的態度を持っている。したがって、1、2と3の論調は、ただ競争政策をどの程度重視するかという点での違いであり、根本的な対立点があるわけではない。

実際には、中国において産業政策と競争政策のいずれを優先すべきかについては、まだ合意に達していない。これは中国が長期にわたり「政府主導型」の経済体制を堅持してきたためである。すなわち、経済政策体系において、産業政策が中核的な存在であり、反壟断法は、産業政策を補完するものであるという主張もあれば¹⁵⁴、長い目で見ると、通常の下況下、競争政策が優先されるべきで、産業政策は、従属的地位に

¹⁵³ 孟雁北・前掲注 84、82～83 頁、79 頁。

¹⁵⁴ 白樹強『全球競争論－経済全球化下国際競争理論与政策研究』（北京：中国社会科学出版社、2000）162 頁。韓立余・前掲注 144、19 頁。

置かれるべきだという主張もある¹⁵⁵。そして、現在、後者の観点が主流である。しかし、産業政策は、すべて競争を阻害するといったものではなく、競争促進的産業政策と競争制限的産業政策が併存しているため、一律に産業政策の役割を否定することは、妥当ではない。なお、産業政策と競争政策は、ともに国家の経済政策をなす。政府は一定の経済発展の時期に、特定の目標を達成するために、両者の関係を調整し、機能させている。この意味で、両者はそもそも固定的な関係にあるわけではなく、社会・経済目標の変更にとともに変わっている¹⁵⁶。したがって、必ずどちらかを優先して適用すべきであるといった議論は、あまり意味がない。

また、現在、産業政策の法律化によって産業政策の制定・実施行為を規制しようという傾向や、中国の市場経済体制のもとで競争法が強化されている傾向が見られる。これは、競争政策と産業政策を調和させるために有利な条件を提供している。上述の点をふまえて、市場メカニズムを尊重したうえで、社会全体の利益最大化の目標を達成するために、利益均衡を原則として、両者間の調和を求める4の主張が妥当であると言えるだろう。そして、このことを主張する学者は、動的な過程中、産業政策と競争政策の衝突のリスクを次第に減少させ、「競争友好型産業政策」を構築し、競争

¹⁵⁵ その理由として、①競争政策の中核的地位は市場経済の要求に応じた結果であること、②これは、経済のグローバル化の挑戦に応じて、とくにWTO加盟後、中国の経済が世界経済と融合していくために、客観的に要求されたことであること、③これは日本の経験を参考にした結果であること、④これは中国の産業政策の実施過程を反省した結果であること、が挙げられる（劉桂清・前掲注80、48頁）。

また、ある学者は、金融危機の時期、対策としてEUが産業政策より競争政策を優先的に実施して、いい結果を得た一方、中国が産業政策をきわめて強化し、競争法の執行を重視しておらず、市場秩序の混乱を起こしたことについて、比較分析して、金融危機の影を出た後、競争政策の優先的に実施する地位を確立しなければならないという結論を出した（孫晋「国際金融危機之応対与欧盟競争政策—兼論後危機時代我国競争政策和産業政策的衝突与協調」『法学評論』2011年第1期99頁）。

ほかには、学者は、①競争政策が速めに経済政策体系の核心になるべきであり、このことを前提として、産業法と競争法との関係や、産業の管理・監督機構と競争法の執行機構との関係を捉えるべきであること、②現在、中国の経済発展の段階において、産業政策は必要性、合理性があるが、その実施は、援助すべきである重点産業またはただちに淘汰すべきである産業に限ること、を主張した（時建中・前掲注89、7～8頁）。

¹⁵⁶ 日本における競争法と産業法の関係性を分析して、日本のある学者は、産業法と競争法の関係は時代により変遷してきている、という結論を出した（小川正雄・高橋岩和・前掲注90、104頁（「日本における競争法と産業法の関係」小畑徳彦執筆部分））。

日中両国の産業政策と競争政策は、違う歴史的背景のもとで形成してきて、両者の関係の変遷過程も異なっている。しかし、少なくとも日中両国は、競争政策と産業政策が動的な関係にある点で一致していると言える。

政策と産業政策の融合を実現すべきであるという理念を明確に提起している¹⁵⁷。これが、中国の政策体系の発展趨勢であると思われる。

さらに、ある学者は、産業政策と競争政策の機能を最適化する具体的な制度設定を述べている。すなわち、その第一歩は、市場参入のリストを明確にすることである。つまり、政府が競争評価を定期的に行い、これにもとづいて、どのような業界において自由な市場参入が認められないかということ適切な時期に、明確に示さなければならない。第二歩は、規制緩和および市場開放である。つまり、第一に、政府は市場画定をして、市場において支配的地位を有する企業があるか否かを判断して、支配的地位を有する企業がない産業において、原則上、資源配分を市場にまかせる。第二に、支配的地位を有する企業がある産業において、①もし当該産業の競争が激しく、支配的企業がますます減っていたら、政府はスケジュールを策定し、次第に市場を全面的に開放することができる。②もし当該産業の競争が激しくなかったら、政府は産業政策を引き続き実施することができる。第三歩は、産業政策を通じて、市場の競争を促進することである。つまり、しばらくの間、開放すべきでない市場において、政府は、競争政策を促進することを目的として、産業政策を策定しなければならない。その後、競争評価をするとき、当該産業は市場メカニズムを主とするか否かを判断するべきである¹⁵⁸。実は、この過程において、反壟断法は役割を果たしている。

第二節 反壟断法の調和機能

現在、中国における国家の発展戦略によって、政府と市場の関係や、競争政策と産業政策の関係を検討する際に、資源配分において市場に決定的な役割を果たさせるという基本的な原則が確立されている。また、競争政策と産業政策を調和させる方途として、反壟断法の機能がますます重視されてきた。反壟断法の調和機能は、主に以下の5つ方面に体现されている。

一、多元的立法趣旨

反壟断法の立法趣旨について、同法第1条は「独占行為を防止および禁止し、市場の公平な競争を保護し、経済運営の効率を高め、消費者利益および社会公共利益を保

¹⁵⁷ 孟雁北「我国反壟断法執行機構与政府産業規制部門的關係」『中国人民大学学報』2015年第2期123～124頁。

¹⁵⁸ 侯利陽「産業政策何以向競争政策轉變：歐盟的經驗与上海的現實」『上海交通大学学報（哲学社会科学版）』2016年第1期97頁。

護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために制定する」と明確に規定している。このような多元的立法趣旨の確立は、反壟断法に公布されてから政策調整の役割を担わせたことを意味している。これは、反壟断法草案に関する政府の説明からみられる。

(一) 草案の説明

2006年6月24日に、国务院法制弁公室の主任であった曹康泰は、第十期全国人民代表大会常務委員会第二十二次会議で、反壟断法の草案について以下の4点につき説明した。第一に、反壟断法制度は、競争を制限、排除する行為を厳格的に禁止する。一方で、中国の企業は市場の主体としてまだ未熟であり、市場において競争が不十分、不適度である状況がある。他方で、各種企業の発展は均衡しておらず、企業の競争力を強化しなければならない。この状況を念頭に置きながら、適度な規制のもとで、便利に運用できる法制度を設計すべきである。第二に、反壟断法の法制度は、市場競争を保護し、良好な市場競争の環境を創造し、維持する一方、国家が現在行っている産業政策と協調し、企業を大きく、強くさせることや、規模の経済性の発揮を促進しなければならない。また、反壟断法は、独占禁止制度の誘導機能や制約機能を発揮させ、外資導入の質とレベルを向上させ、経済構造の調整を促進する有力的な政策の道具、となるべきである。第三に、反壟断法は、経済の成長、市場競争の促進、消費者利益の確保に有利な企業結合を促進する一方、国家の利益、人民の生活にかかわる産品や市場の競争的構造を保護し、経済安全を害する結合行為を徹底的に反対すべきである。第四に、反壟断法は経営者の行為規範である一方、国家が市場競争秩序を維持する手段である¹⁵⁹。これによって、中国の反壟断法は、最初から政策の道具とされており、この出発点から、反壟断法によって産業政策と競争政策の関係を協調することが期待できる。

(二) 学者の指摘

¹⁵⁹ 中国人大網 曹康泰「關於《中華人民共和國反壟断法（草案）》的説明」（2006年6月24日公開）http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2007-10/09/content_5374671.htm（2016年3月17日閲覧）

また、社会公共利益を保護することを反壟断法の目的とするか否かについては、「社会公共利益という概念が抽象的であり、立法目的として操作性が低く、反壟断法が社会的政策の道具になる可能性が高い」と指摘され、反対の意見があった。しかし、このことは、社会主義制度の本質的要求と思われ、結局第1条に書き込まれた（曹康泰・張穹・前掲注128、14～15頁）。

以上の立法趣旨に対して、ある学者は次のように指摘している。すなわち、上述の説明から、反壟断法が可決されたが、中国の公共政策の体系の中で、競争政策は特別に重視されてはおらず、企業を大きく、強くさせることや、規模の経済性の拡大が明らかにより一層重視されており、これによって、中国の制度体系において、市場メカニズムや、自由の価値は、低く評価される可能性がある、という主張である¹⁶⁰。

また、この多元的立法趣旨のもとで、反壟断法の実施中、執行機構が、政策間の衝突に直面した時、躊躇して、判断を思い切って下すことができない場合がある。たとえば、国務院国有資産監督管理委員会が2006年に「關於推進国有資本調整和国有企業重組的指導意見」（「国有資本調整および国有企業再編の促進に関する指導意見」）を公布し、この指導意見にもとづいて、重要な産業または肝要な領域において、企業結合や、「強強聯合」（国際競争力のある巨大企業を創出させようとする有力企業間の連携）が行政的手段によって促進されてきた。このような場合、反壟断法の執行機構は、競争政策の目標に反していると思いつつ、往々にして産業政策の目標に配慮し、妥協せざるを得ない。

このような政策間の衝突に直面する際に、どうすれば反壟断法は協調機能を発揮することができるのか。この点に関して、その理想的なルートは、政策評価システムや、公衆の選択システムを構築することであると主張する学者もいる。つまり、まず、独立的政策評価部門が政策を分析し、評価し、次に、選ばれた代表性を有する公民が利害損得を考慮して、最終的選択をすると説く¹⁶¹。この構想は、社会全体の利益最大化、利益均衡を原則として、産業政策と競争政策を調和させる理念を体現しているといえる。

二、適用除外あるいは適用免除（中国語原文で「适用豁免」という）制度の導入

（一）適用除外あるいは適用免除の意義に関する理論

理論上、反壟断法はすべての産業、企業を適用対象としており、すべての商業行為に適用されるべきである。しかし、事実上、独占を通じて積極的な効果が生じる場合もあれば、国家が特定の目標を達成するために、競争を制限する場合もある。また、

¹⁶⁰ 叶衛平「反壟断法的価値構造」『中国法学』2012年第3期145頁。

¹⁶¹ 徐士英・前掲注148、83頁。

ほかに、詳しく産業政策の民主的評価システムを論じた論文は、岳彩申・王力理「産業政策実施中の民主評価機制」『法学』2010年第9期、などがある。

①完全な競争は、かならずしも経済的効率性と正の相関関係にあるわけではないこと、②一定の領域において、独占は自由競争より効率性が高いこと、③自由競争は公的利益に抵触する可能性があること、④自由競争市場においても一定の独占行為が必要であることを考えて、各国は、独占を一切禁止しているわけではなく、独占禁止法に適用除外制度や適用免除制度を導入している¹⁶²。このように、適用除外制度と適用免除制度には規制適用における柔軟性があるため、競争政策と産業政策を調和する基本的な方式として見られている。

(二) 反壟断法における当該制度の導入

学界において、適用除外と適用免除を区分すべきであるという論調があるが、中国の反壟断法では、適用除外と適用免除は区別されていない¹⁶³。適用除外と適用免除を

¹⁶² 劉桂清・前掲注 118、145～146 頁。

¹⁶³ 学界において、両者を区別せず、同じ制度として検討している学者もあれば（たとえば、孫晋「反壟断法適用除外制度構建与政策性壟断的合理界定」『法学評論』2003 年第 3 期、王茂林「論我国反壟断法適用除外制度」『西部法学評論』2009 年第 1 期、黄進喜「反壟断法適用除外制度的法理分析与制度完善」『東南學術』2011 年第 1 期）、区別論を主張する学者もある（たとえば、許光耀「合法壟断、適用除外与豁免」『競争法評論（第一卷）』（中国政法大学出版社、2004 年）、黄勇「中国《反壟断法》中的豁免与適用除外」『華東政法大学学報』2008 年第 2 期、齐虹麗「例外与豁免：中国《反壟断法》適用除外之觀察」『法学雜誌』2008 年第 1 期、劉桂清・前掲注 118、など）。

前者は、結果として反壟断法が適用されないことになるため、両者を区別する必要がないと考えられている。後者は、以下のように述べている。

①適用除外（exception）とは特定の経済領域において反壟断法は適用されないことを指す。すなわち、この領域で行われた行為は反壟断法によって規制してはならない。適用免除（exemption）とは、ある行為が独占禁止法に違反するが、独占禁止法の規定する免責条件を満たしているため、独占禁止法に禁止されないことを指す。つまり、適用除外の対象は特定の産業、領域であり、適用免除の対象は独占行為である（許光耀『欧共同体競争法通論』（武漢大学出版社、2006 年）163～164 頁）。なお、適用免除はカルテル（独占協定）の免除と経営者集中の免除に分けられる。

②中国の反壟断法は、両者を区別していない。この立法モデルは一部の学者の意見に影響され、かつ日本独占禁止法の立法モデルに影響された結果である。

③一般的な状況下、両者を区別しなくても構わない。しかし、産業政策と競争政策を協調するために、両者を区別するのは、関連立法の完備や、反壟断機構が法律を確実に執行することに必要である。

④適用除外は競争政策が産業政策に対する無条件的譲歩であり、競争メカニズムが普遍的に導入された背景のもとで、このような絶対的妥協は次第に消えていくべきである。これに対して、適用免除は競争政策が産業政策に対する条件付き譲歩であり、経済情勢の変化に応じ、免除の条件、内容、手続きを調整することができる。したがって、両者では、政策を協調するメカニズムが違う（劉桂清・前掲注 118、146 頁、150 頁）。

また、ある学者は、日本の「後退的限界」と「本来的限界」、「確認説」と「創設説」を分析したうえで、「適用除外」が「適用免除」と「適用例外」に分けられると主張して

区分して捉える見解からは、具体的な条文として、第 15 条¹⁶⁴（独占的協定の適用免除）、第 27 条¹⁶⁵と第 28 条¹⁶⁶（経営者集中審査の適用免除）、第 55 条¹⁶⁷（知的財産権に関する適用除外）、第 56 条¹⁶⁸（農業の特定行為に関する適用除外）などがあげられる。これらの規定は、政府が産業政策を実施する余地を残している。しかし、条文

いる。自然独占産業での独占行為、知財法に保護されている独占行為は、適用例外に属する。一定のカルテル行為の適用除外は適用免除の典型例である（斉虹麗・同上、17頁）。

現在、後者の区別論は、多数説である。また、後者の論調によっては、除外と免除が明確に区分されており、これは、議論を進めることにきわめて意義があると思われる。

¹⁶⁴ 第15条 経営者が、締結した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明できた場合には、第十三条および第十四条の規定は適用されない。

（一）技術の改善および新製品の研究開発のためである場合

（二）製品の品質を高め、コストを削減し、効率を改善するため、商品の規格および基準を統一する場合又は分業による専門化を実行する場合

（三）中小経営者の経営効率を高め、中小経営者の競争力を強化するためである場合

（四）省エネルギー、環境保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合

（五）経済的不況による販売量の著しい減少又は明らかな生産過剰を緩和するためである場合

（六）外国との貿易および対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合

（七）法律および国務院が定めるその他の事由

本条第一号から第五号までの事由にあたることを理由として、第十三条および第十四条の規定が適用されない場合、経営者は締結した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないことおよび消費者が当該協定によってもたらされる利益を享受することができることを証明しなければならない。

¹⁶⁵ 第27条 経営者集中を審査する際には、次の各号に掲げる要素について考慮しなければならない。

（一）集中に参加する経営者の関連市場における市場占有率およびその市場に対する支配力

（二）関連市場の市場集中度

（三）経営者集中が市場への参入および技術進歩に与える影響

（四）経営者集中が消費者および他の関連する経営者に与える影響

（五）経営者集中が国民経済の発展に与える影響

（六）国務院反壟断法執行機構が考慮すべきであると認める市場競争に影響を与えるその他の要素。

¹⁶⁶ 第 28 条 経営者集中が競争を排除若しくは制限する効果を有し、又はその可能性がある場合、国務院反壟断法執行機構は、当該企業結合を禁止する決定を行わなければならない。しかし、経営者が、当該企業結合が競争に対して与える積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること又は社会公共の利益に適合するものであることを証明することができた場合には、国務院反壟断法執行機構は、当該経営者集中を禁止しない旨の決定を行うことができる。

¹⁶⁷ 第 55 条 経営者が知的財産権に関する法令の規定にもとづき知的財産権を行使する行為については、この法律を適用しない。しかし、経営者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、この法律を適用する。

¹⁶⁸ 第 56 条 農業生産者および農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、保管等の事業活動において実施する連合または協同の行為については、この法律を適用しない。

には、経営者に負わせなければならない証明責任が設けられている。これによって、反壟断法の適用が無条件的、絶対的でないことや、産業政策の適用範囲が制限されていることがうかがえる¹⁶⁹。また、反壟断法は、行政機関に一定の自由裁量権を与えている（たとえば、第15条、第27条）。そして、第15条によって、その他の法律でも適用免除を規定することができる¹⁷⁰。これは、競争政策とその他の政策との調和について、一定の可能性を提供している。

（三） 体現された理念

反壟断法が競争政策と産業政策を協調させていることは、主に法律に基づいて、産業・業種別に、異なる措置がとられていることによって体現されている。反壟断法上、意味がある産業の区分は、通常、競争的産業、自然独占産業、特別許可による独占産業という分類である。反壟断法は、自然独占産業の範囲を確定することを通じて、競争的産業に効率的な競争を行う土台を提供している。また、特別許可による独占産業の確定によって、競争の高リスクを防止する。自然独占産業と特別許可による独占産業の範囲の広さは、競争的産業の範囲と反比例関係にある。反壟断法は、参入制限によって、産業構造政策を実施している。適用除外や、カルテルの適用免除などの制度の導入は、この理念の体現である¹⁷¹。一方、反壟断法における企業結合に対する規制は、規模の経済性の発揮かまたは抑制かを体現している。

三、 行為規制の基準¹⁷²

反壟断法の実施の中、競争政策と産業政策の調和が直接に現れるのは、独占禁止行為の規制基準、競争に対する影響の評価基準などである。これらの基準によって、産業政策を含む各要素を考慮したうえで、行為の適法性・正当性を判断することが可能になる。

すなわち、第一に、反壟断法第二章は、独占的協定の規制基準を設定している。激しい価格競争に直面する場合、政府は、産業政策によって、産業構造の転換やアップグレードを促進するか、または悪性競争を抑制し価格調整を行うかについて、判断しなければならない。独占的協定の規制基準は、政府の判断に法的根拠を提供している。

¹⁶⁹ 韓立余・前掲注144、21～22頁。

¹⁷⁰ 第15条について詳しく論述した論文として、黄勇・前掲注163、があげられる。

¹⁷¹ 劉継峰・前掲注79、22頁。

¹⁷² 徐士英・前掲注148、85～86頁。

第二に、反壟断法第三章は、市場支配的地位濫用の規制基準を設定している。通常、市場支配的地位の濫用行為は、公共の利益に合致することを理由として、適用を免除することができない。しかし、市場支配的地位濫用の規制基準によって、中小企業の発展を促進するという産業政策の実施の余地が残されている。第三に、反壟断法第四章は、経営者集中の規制基準を設けている。経営者集中の規制は、過度の経済力集中を避け、独占の形成の予防的措置をなしている。一方、産業政策では、しばしば業界の有力企業を育成・保護するために、合併を促進している。ゆえに、経営者集中の問題は、産業政策と競争政策が矛盾していることを明らかに反映している。経営者集中の規制基準は、実際には、政府が産業政策の目標を考えたいで列挙した考量要素である¹⁷³。また、反壟断法草案に関する説明によれば、経営者集中の申告基準の設定は、①国家が企業の再編・結合を奨励し、企業を大きく、強くさせることを促進するという政策にしたがわなければならないこと、②経済力の過度集中によって、競争が悪い影響を受けることを防止しなければならないこと、が原則とされている¹⁷⁴。

四、反壟断法と産業規制法律との調和

競争政策と産業政策には、差異があるため、反壟断法と産業規制法律は、通常、それぞれ独自の機能を発揮している。現在、政府の産業を規制する根拠は、規章、政策文書等であるが、法により国家を治めるという理念のもとで、産業政策の法律化が加速している傾向がある。なお、産業政策と競争政策との融合と競争友好型産業政策の増加は、反壟断法と産業規制法律の調和に有利である。実は、反壟断法の立法過程において、立法者は、すでに産業政策を考慮に入れており、これによって、反壟断法と

¹⁷³ その具体的な体現として、①企業結合規制において、国内企業間の合併・買収を阻害しないように、届出基準の慎重かつ柔軟な設定が求められ、同基準の設定は国务院規定に委ねられたこと、②2007年6月の全人代常務委員会による独占禁止法草案の最終審議に際し、新たに「事業者は公平な競争と任意の提携を通じ、法に従って企業結合を行い、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる」（反壟断法第5条）という条文が挿入された。本条文の挿入は、これにより、反壟断法が市場競争環境の創出および公正な市場競争の確保を図るとともに、既存の産業政策と調和し、企業規模の拡大と競争力向上も促進しなければならないという国家の指導方針が決められていること、があげられた（林秀弥『企業結合規制—独占禁止法による競争評価の理論』（商事法務、2011年）415頁）。これによって、経営者集中規制は、産業政策と競争政策とを両立させることが求められていることが見られる。

¹⁷⁴ 中国人大網 曹康泰・前掲注159。

産業規制法の協調が一定程度実現された。これは、反壟断法第7条¹⁷⁵によって、体现されている。また、中国の多数の法律は、改正する必要がある。このような改正は、反壟断法と産業規制法の調和に契機を提供するものである。たとえば、2013年11月、「中欧合作2020戦略規畫」（「EU・中国協力2020戦略計画」）が公表され、EU・中国間で新たな戦略目標や基本政策の制定が行われた。投資協定の現実的な要求から、中国は、現行の法律、行政法規、部門規章、規範性文書などを整えなければならない。これは、反壟断法と産業規制法を調和させる契機となる¹⁷⁶。さらに、独占的産業において、反壟断法は、一般法であり、産業政策法は、特別法であると見なされている。特別法は、一般法より優先的に適用されるのが原則である。しかし、産業政策について関連規制がなく、または規定が明確でない場合、反壟断法が適用される。これによって、反壟断法は、政府の産業に対する規制行為を規制する一方、産業規制法は、反壟断法の適用範囲を制限していると考えられる。

五、法律の執行機構間の協調

独占にかかわる問題において、反壟断法と産業規制法の法執行機構間の関係や、管轄権の配分は、直接的に産業の競争秩序に影響を与えている。これに関する権限配分のモデルは、三つある。第一は、産業規制機関が法執行の権限を行使し、競争法の執行機構の管轄を排除するモデルである。これに対して、第二は、完全に競争法の執行機構によって管轄権が行使されるモデルである。第三は、両者が協調して、管轄権を行使するモデルである¹⁷⁷。前述したように、法執行機関間での管轄権の配分という問

¹⁷⁵ この条文について詳しくは後述する。ここで当該条文の内容だけを示す。

第7条 国有經濟が支配的地位を占め、かつ国民經濟の根幹および国家安全にかかわる業種ならびに法にもとづき独占經營および独占販売を行う業種について、国は、当該經營者の適法な經營活動を保護し、かつ、当該經營者の經營行為ならびにその商品およびサービスの価格に対して、法にもとづき監督管理およびコントロールを実施し、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する。

前項に規定される業種において、当該經營者は、法にもとづき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならない。その支配的地位または独占經營および独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない。

¹⁷⁶ 孟雁北・前掲注 157、125～126 頁。

¹⁷⁷ 許石慧「論競争主管機構与産業監管部門的權力配置」『時代法学』2007 年第 5 期 76 頁。

ほかに、管轄権配分のモデルについてある学者は次のように述べた。四つのモデルがある。①競争法の規制機関は各産業における競争政策の執行者である。また、經濟的規制政

題は、反壟断法の制定過程において棚上げされたが、学者はこの問題について検討している。

1. 反壟断法の執行機構が主導的地位を有すべきであるという主張

反壟断法制度は、市場を重視し、政府の市場活動に対する介入には、慎重であるべきとの理念を体現している。このような制度の本質、反壟断法の経済憲法としての地位、反壟断法の執行機構の権威性と独立性等の要素から、反壟断法の執行機構が競争を提唱する主導権を握ることには、正当性と適法性があると言える¹⁷⁸。また、中国で、市場における競争秩序の形成と発展を保障するために、反壟断法の執行機構は、産業の管理・監督機構に優先して、権限を行使すべきである。これによって、同じ規制対象に対して、規制機関の管轄権の衝突や、違う規制機構によって異なる結論が出されるということは、回避され得る¹⁷⁹。

2. 共同管轄は原則であり、専属管轄は例外であるという主張

この主張によれば、反壟断法の執行機構と産業管理・監督部門間の管轄権限配分は、共同管轄を原則として、専門管轄を例外とするべきであると説く。これは、反壟断法を実施するため、競争政策と産業政策を調和させる法的保障である。反壟断法の執行機関と産業の管理・監督部門は、それぞれ競争政策、産業政策を根拠として管轄を行い、各自の職責、任務および関連情報について、交渉を行うべきである。一方、専属管轄は、主に産業の管理・監督部門が行うべきである。具体的に、当該部門は、①市場参入、価格制御、公共サービス提供、消費者権益保障などの領域において、一般的、経済的監督・管理を行い、②安全、職業健康、環境保護などの領域において、社会的、専属的監督・管理を行う権限を有しており、事前規制を通じて、公共の利益の目標を達成すべきである。これは、産業内において競争の関連問題を解決する際に、専門性の高い産業の管理・監督機構がその優位を発揮できるようにするためである。一方、反壟断法の執行機関は、その有する適度な介入権限によって、産業の管理・監督機構

策がないが、非経済的規制がある。代表的な国はニュージーランドである。②競争法の規制機関は競争政策、他の経済的規制政策の執行者である。代表的な国はオーストラリアである。③競争政策と規制政策が併存しているが、競争法の規制機関は競争政策の排他的執行権限を有する。ほかの管理・監督機関はその他の規制政策の排他的執行権限を有する。大多数の国はこのモデルである。④両者が競争政策の執行権限を共有する。また、管理・監督機関は規制政策の排他的執行権限を有する。代表的な国はイギリスである（肖竹「論競争法主管機関与産業監管機関的管轄権劃分」『行政法研究』2009年第2期62～63頁）。

¹⁷⁸ 張占江・前掲注118、118頁。

¹⁷⁹ 許石慧・前掲注177、72～74頁。

に競争法を遵守させるべきである¹⁸⁰。

3. 管轄権の共有を認めたいうえで、反壟断法の執行機関が統一的な規制をするべきであるという主張

現在、中国の航空、電気通信、電力、郵政業界においては、特定業務領域で競争が一定程度存在している。他方、鉄道、石油などの業界では、大部分が独占的経営である。そして、各業界における（国有企業）改革の進度は、一様ではない。非競争的産業においては、競争の管轄権を完全に反壟断法の執行機構に付与する条件がそろっていない。しかし、業界の監督・管理機関に実施される規制は、改革の実践に比べて、明らかに立ち遅れている。独占的業界における競争行為の管轄権を配分することについては、そのまま適用できるモデルが存在しない。しかし、各国の経験と教訓を参考にしたいうえで、体制改革のプロセスにしたがい、中国の特性を有する個別的な選択をすることができる。このような状況の下で、競争法の執行機構と業界協会が管轄権を共有することは、実行可能である。しかし、競争法執行機関の主導的地位が明確すべきである。また、機関間における管轄権の配分は、静態的ではなく、異なる機関が権限を行使する際に、機関間で相互協力や相互制約などの動的協調が必要である。市場競争力の強化とともに、業界に対して管理・監督を行うことは、収益の減少をもたらす、コストが増加していく傾向がある。したがって、長い目で見ると、反壟断法の執行機関が統一的に規制するほうが、より効率的である¹⁸¹。

4. 各種状態が併存することを認めたいうえで、調和を求めるべきであるという主張

第一に、反壟断法と産業規制法の執行機関は、独自に法に従い機能している状態にある。反壟断法の執行機関が市場の競争メカニズムを保障する一方で、産業規制法の執行機関は、産業安全や技術基準等に関する規制を行う¹⁸²。第二に、両者は相互制約という状態にある。反壟断法によって、政府の適法的でない産業規制行為が制限されている一方で、産業政策によって、反壟断法の適用範囲が制限されている¹⁸³。第三に、

¹⁸⁰ 王先林・丁国峰・前掲注 144、34～35 頁。

¹⁸¹ 徐士英・前掲注 148、87～88 頁。

¹⁸² 経営者集中の反壟断法による規制制度および外資による国内企業の買収に関する国家安全審査制度は、この状態の体現である。

¹⁸³ たとえば、河北省交通庁、物価局、財政庁が、河北省の旅客運輸企業に対して「過路費」（道路通過料金）、「過橋費」（橋梁通過料金）を半額徴収する政策を施行した。その他の省の旅客運輸企業はこの優遇を享受できない。このことについて、反壟断法の執行機構として、国家発展開発委員会は、韓国大使館の報告を受けて、河北省政府に公文書を出し

両者においては、法執行の領域が重なっている。つまり、同一産業において、競争を制限する行為に対して、反壟断法と産業規制法の執行機関が、ともに規制を行う場合がある¹⁸⁴。第四に、両者には、社会全体の利益を最大化する最終的目的のもとで、相互協調性と相互独立性がある。両者がそれぞれ優位を保ちつつ、法執行の過程において、両者間での情報交流や協力を行うことは必要である¹⁸⁵。上述の状態が併存することは事実であるが、両者には根本的な利益衝突はない。したがって、競争友好型産業政策の制定や当該政策の法律化を通じて両者の関係を調和させることは、可能である¹⁸⁶。

ところで、法執行機関間の関係をめぐる各主張は、それぞれの学者が産業政策と競争政策の関係に対する認識、産業政策法と競争政策法の関係に対する認識にもとづいて提出した見解である。産業政策と競争政策は、決して矛盾しているわけではなく、一方的に競争法の執行機関の役割や地位を強調するという主張は、妥当でない。また、4の主張は、機関間の関係について、各種の状態が存在することを認めたいうえで、機構間の協調や各機構の機能の最適化を強調している。このような中立的、客観的な見解の方が、より合理性がある。

また、ある学者は、以下のような現象について指摘している。現在、電力、電気通信、郵政、民航、鉄路、銀行、証券、保険などの統制型産業において、「商官回転門」という現象がある。つまり、ある人が現時点で、被管理・監督の企業に勤めているが、明日は行政的管理・監督機関に転職するような例である。そして、逆方向の転勤の場合もある。とくに、被管理・監督の企業に転勤する管理・監督機関の退職者は数多い。このような「回転門」というシステムのもとで、被管理・監督者と管理・監督者は、独占行為に関して暗黙の合意を達成する可能性が高い。ゆえに、産業内にある過当競争行為、独占行為に対して、管理・監督者は、このような行為が産業全体の利益に悪

て、当該三機構が錯誤を正すことを命じた。2014年9月、当該三機構は改めて、同省と他省の旅客運輸企業が平等に優遇政策を享受することについて公表した。

¹⁸⁴ たとえば、「電信条例」第4条は、電信業界の監督・管理では政府と企業の職責の分離、独占禁止、競争の奨励、発展の促進および公開・公平・公正の原則を遵守すると規定している。

¹⁸⁵ たとえば、反壟断法の執行機構は、特定な産業に関する問題を判断する際に、産業規制機構に意見を聴取する必要がある。また、産業規制機構に競争に関する意見や、専門家の報告書などを提出する必要がある。

ほかに、明確に産業政策と競争政策の事前相談制度を構築しようという論調がある（許昆林「逐步確立競争政策的基礎性地位」『価格理論与实践』2013年第10期7頁）。

¹⁸⁶ 孟雁北・前掲注157、127～129頁。

い影響を与えるため、当該行為を規制する可能性があるが、この規制は、容易にできるとは言えない。また、産業の規制機関は、自己の価値を強調し、当該機構の利益を維持するために、往々にして参入規制を強化していく¹⁸⁷。このような問題があるため、産業の規制機関に対しては、独占禁止の執行権を付与してはならないということが原則である。この点についてはとくに注意しなければならない。

さらに、反壟断法では、商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局に執行権限を配分し、国務院反壟断委員会が三者の間の調整等を担当している¹⁸⁸。なお、

¹⁸⁷ 時建中・前掲注 89、6 頁、8 頁。

¹⁸⁸ ここでは各機関の権限について簡単に説明する。

2008 年国務院が所管部門の主要職責、内設機構、人員編成などについて、規定を打ち出した。この一連の規定はよく「三定規定」と呼ばれている（中華人民共和国中央人民政府「従三定規定看中央政府機構改革：転変職能提高効能力」（2008 年 9 月 7 日公開）http://www.gov.cn/zfjs/2008-09/07/content_1089397.htm（2016 年 3 月 20 日閲覧））。国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局、商務部の反壟断法や、反不正競争法の執行体制は、「三定規定」において明記されている。

つぎは、各部門の「三定規定」によって、反壟断法の執行機関の権限を説明していく。

① 国家発展改革委員会

関連規定：「国家発展改革委員会主要職責内設機構和人員編成規定」（「国家発展改革委員会の主要職責、内設機構および人員編成規定」）

具体的な内容は次のサイトを参照：山西省人民政府（2008 年 9 月 17 日公開）<http://www.shanxigov.cn/n16/n8319541/n8319612/n8321663/n8322659/n8335873/n8338497/8684893.html>（2016 年 3 月 20 日閲覧）

反壟断法の執行に関する規定：二、主要職責（三）

権限の範囲：価格違法行為、価格独占行為の調査・処理

具体的な執行部門：価格監督検査司（価格監督検査司（三、内設機構（二十三）））。同司は、2011 年、価格監督検査与反壟断局（価格監督検査および反壟断局）に改組された。

② 国家工商行政管理総局

関連規定：「国家工商行政管理総局主要職責内設機構和人員編制規定」（「国家工商行政管理総局の主要職責、内設機構および人員編成規定」）

具体的な内容は次のサイトを参照：中華人民共和国中央人民政府（2008 年 7 月 26 日公開）http://www.gov.cn/gzdt/2008-07/26/content_1056531.htm（2016 年 3 月 20 日閲覧）

反壟断法の執行に関する規定：二、主要職責（六）

権限の範囲：A. 独占的協定、市場支配的地位の濫用、行政権限の濫用による競争排除・制限行為（価格独占行為を除く）に関する法執行。B. 不正な競争、商業賄賂などの違法行為の調査・処理。

具体的な執行部門：反壟断与反不正競争執法局（反壟断と反不正競争法執行局（三、内設機構（三）））

③ 商務部

関連規定：「商務部主要職責内設機構和人員編制規定」（「商務部の主要職責、内設機構および人員編成規定」）

具体的な内容は次のサイトを参照：中華人民共和国中央人民政府（2008 年 8 月 23 日公開）http://www.gov.cn/gzdt/2008-08/23/content_1077586.htm（2016 年 3 月 20 日閲覧）

国務院反壟断委員会は、上記の3機関以外に、運輸交通部、財政部、工業・情報化部、銀監会、証監会などの機関から構成され、一種の連合会議のような組織である。この組織のもとで、各部門主管機関は、それぞれ所管分野において独占行為を規制している。このようなシステムによって、競争政策と産業政策が調和する可能性がある。一方、国務院反壟断委員会の職責には、競争政策の研究・立案、反壟断法に関する行政機関による法執行業務の調整などの役割が付与されている（反壟断法第9条）。これによって、同委員会が競争政策を立案する際に、産業政策を考慮に入れることが想定される¹⁸⁹。

覧))

反壟断法の執行に関する規定：二、主要職責(十五)

権限の範囲：経営者集中行為、企業の国外における訴訟対応、競争政策の国際的交流・協力

具体的な執行部門：反壟断局（三、内設機構（十一））

¹⁸⁹ 王先林・丁国峰・前掲注144、35頁。林秀弥・前掲注173、416頁。徐士英・前掲注148、88頁。

実は、反壟断法が公布される前、国がいくつかの反壟断法の執行機構を設置することはよくないと学者に指摘された。理由として、①機構間において、管轄権の配分に関する衝突が起きる可能性がある。②三つの政府部門は、レベル（等級）が高くなくて、権威が低くて、各自独立していない。③他の産業規制機関との関係は協調しにくい。したがって、反壟断委員会を設置しようということが主張された。

また、電気通信、電力、郵政、鉄道、石油、銀行、保険、証券などの領域に、主管部門または管理・監督部門がある。これらの部門は各自に事業法を適用して競争制限行為を処理したら、効率が低いという問題が指摘された。この状況に鑑み、反壟断法の執行機構と産業規制機関間の相談、意見聴取制度の構築が提起された。なお、草案第44条の規定は批判された（王晓曄「我国反壟断行政执法機構多元化的難題」『中国發展觀察』2006年第9期56頁、58頁。「2006年中国反壟断法評述」『法治研究』2007年第5期14頁）。現在、反壟断委員会と3機関の共同管轄という二層構造は、学者の意見を考えた後、一種の妥協であると思われるだろう。

実は、反壟断法が公布された後、同学者が、引き続き「一つの法律のため多数の法執行機関が設置されることは単一機関を設けることに比べてコストが高く、効率が悪いだけでなく、これらの機関の間の管轄権の衝突の発生が避けられない」こと、「国家發展改革委員会と国家工商総局の間は特にそうであり、「主管部門である国家發展改革委員会が国家のマクロ経済政策を制定・実施する重要な機関であるため、その下にある反壟断法執行機関の法執行は独立性が確保しにくい」こと、を指摘した。なお、同学者は、三つの反壟断法執行機関を一つの機関に統一しようとして主張した（王晓曄（韓巍（訳））「中国反壟断法の施行3年と法治国家」『新世代法政策学研究』2012年17号268頁）。

ほかに、似ている意見を持っている学者は、現在の執行機構の設置は既存体制に過度に妥協したものであると指摘した（時建中「我国《反壟断法》的特色制度、亮点制度及重大不足」『法学家』2008年第1期15頁）。

一方、中国の反壟断法の執行機関のレベルは比較的に高いと主張している学者もいる。前述のように、2008年7月、国家工商総局が「反壟断与反不正当競争執法局」を設立した。同年8月、商務部が反壟断局を設立した。その後、2011年7月、国家發展改革委員

会は、「価格監督検査司」を「価格監督検査与反壟断局」に名称変更をした。同学者は、このような機関に準司法権を導入することが必要であると主張した（朱宏文・王健「從“兩權合一”走向“三權合一”－我国反壟断執法機關導入準司法權的理論、路經和内容」『法学評論（双月刊）』2012年第5期109～110頁）。

現在、中国の反壟断法の執行体制において、三機関の共同執行によって、法執行の混乱、執行基準の差異などの問題が生じている。これは反壟断の効果があまりよくない原因の一つである。ゆえに、反壟断法の執行体制の改革を行うことが必要となる。具体的に、商務部の反壟断局、国家工商総局の反壟断与反不正当競争執法局、国家發展改革委員会の価格監督検査与反壟断局の法執行権限を整合させ、統一的な国家反壟断局を設立しようという意見が提出された。なお、同局は、国務院直轄の機構または商務部直轄の機構のいずれかとして、存在するべきである。また、①異なる所有制の企業に対して、統一的な管理・監督の基準および規制ルールを実行すること、②行政審査・認可部門の改革を考慮しながら、従来、前段階にある審査機関の人員をなるべく反壟断法の執行機関に移すこと、③国際慣例と統合に向け、徐々に内資企業に適用される同時に、外資企業に適用され、かつ法治化・規範化した反壟断法の執行体制を確立することが提唱されている（これらの意見は《行政改革藍皮書：中国行政体制改革報告 No. 5（2016）》に乘せられている（法制網「反壟断多頭執法致其效果大打折扣 專家呼吁建立国家反壟断局統一反壟断体制」（2016年5月22日公開）

http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2016-05/22/content_6640727.htm?node=20908（2016年5月23日閲覧）

第四章 反壟断法の国有企業に対する規制

中国の反壟断法は、「粗線條立法」(大雑把な立法)モデルを採用した。これは、積極的な一面もあれば、同法の実施に問題をもたらした一面もある。そして、この反壟断法には、三つの特色ある制度がある。第一に、行政的独占を制限する規定がおかれている(第8条¹⁹⁰および第五章(行政権力の濫用による競争の排除または制限))。第二に、第7条は二つの特殊業種に関して、特別な規定を設けている。第三に、法執行システムが特別である(第9条、第10条¹⁹¹)¹⁹²。そのうち、第7条は、国有企業に関する規定と思われ、この条文は、学者がよく議論するところである。

第一節 反壟断法第7条に関する基本的な認識

一、第7条の内容

第7条の規定は、次のとおりである。「国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹および国家安全にかかわる業種ならびに法にもとづき独占経営および独占販売を行う業種について、国は、当該経営者の適法な経営活動を保護し、かつ、当該経営者の経営行為ならびにその商品およびサービスの価格に対して、法にもとづき監督管理およびコントロールを実施し、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する。

前項に規定される業種において、当該経営者は、法にもとづき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならない、その支配的地位または独占経営および独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない」。

この条文を分析すると、まず、第1項に規定する「国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹および国家安全にかかわる業種」とは何かについて、法的な説明

¹⁹⁰ 第8条 行政機関および法律・法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して競争を排除・制限してはならない。

¹⁹¹ 第10条 国務院が規定する、独占禁止の法執行の職責を担当する機構(以下「国務院反壟断法執行機構」という)は、この法律の規定にもとづき、独占禁止の法執行に責任を負う。

国務院独占禁止法執行機構は、業務上の必要におうじて、省、自治区および直轄市の人民政府の対応機関に対し、この法律の規定により独占禁止関連の法執行を行わせることを授権することができる。

¹⁹² 時建中・前掲注189、14～15頁。

がない。しかし、2006年国資委が「關於推進国有資本調整和国有企業重組的指導意見」（「国有資本の調整と国有企業再編の推進に関する指導意見」）を公布し、同意見によれば、「国家安全」および「国民經濟根幹」にかかわる重要業種の範囲が示されている。すなわち、重要業種及び基幹領域とは、国家安全にかかわる業種、重大なインフラ施設と重要な鉱物資源、重要な公共製品とサービスを提供する業種、基幹産業および重要なハイテク産業である、とされている（同意見二（三））。また、国資委の責任者は、これを具体的に軍事工業、電力、石油・石油化学、電気通信、石炭、民用航空および海運などの7つの分野と解釈した¹⁹³。しかし、第7条が規定している「国有經濟が支配的地位を占め、かつ国民經濟の根幹および国家安全にかかわる業種」は、簡単にこの7つの分野だと解することはできないという主張もある。その理由は、同「意見」は、政策的なものであり、反壟断法より法的効力が低く、また、国資委の文書による説明は、所有権や産業の重要性に関する政策的なものであり、その科学性についてさらに検討を要するというものである¹⁹⁴。一方、「法にもとづき独占經營・独占販売を行う業種」について、現在、中国では、「煙草專売法」¹⁹⁵と「食塩專營弁法」¹⁹⁶があり、独占經營および独占販売を行う業種は、これらの業種を指す¹⁹⁷。

¹⁹³ 西安晚報電子版 「国資委明確国有經濟將絕對控制七大行業」（2006年12月19日公開）http://www.xiancn.com/gb/wbpaper/2006-12/19/content_1063838.htm（2016年3月1日閲覧）。

ほかに、国有資産委員会は次のように述べた。

軍事、石油、天然ガスなどの重要な資源の開発および電力、電気通信などのインフラ分野における中央企業に対して、国有資本は、独資あるいは絶対支配の持株比率を維持すべきである。なお、上述の企業の重要な子企業および民用航空、航運などの分野における中央企業に対して、国有資本は、絶対支配の持株比率を維持すべきである。石化の下流製品の經營、電気通信の付加価値サービスなどの分野における中央企業に対して、改革・再編を促進し、非公有制經濟と外資を導入し、投資主体と所有権の多元化を推進すべきである。

また、9つの分野（設備製造、自動車、電子情報、建築、鋼鉄、有色金属など）に対して、国有經濟は相対的に強い支配力を維持すべきである。

さらに、他の分野（商業貿易流通、投資、医薬、農業、地質調査など）において、国有經濟は必要な影響力を保有すべきである。

¹⁹⁴ 時建中 主編『反壟断法—法典积評与学理探源』（中国人民大学出版社、2008年）57頁。

¹⁹⁵ 1992年施行、2009年、2013年、2015年改正。

¹⁹⁶ 1996年施行、2013年改正。

¹⁹⁷ 煙草、食塩以外に、①甘草と麻黄、および②化学肥料、農薬、農膜（農業用プラスチックフィルム）という二つの産業は、国民の身体健康に直接かかわる商品を生産・提供しているため、独占經營・独占販売を行う業種とされている。関連法律として、「甘草和麻黄草專營和許可証管理弁法」（「甘草と麻黄の専門經營および許可証の管理指針」2001

また、第2項は、前項で規定する二つの業種の経営者に対して義務を定めている¹⁹⁸。その立法理由として、国有経済が支配的地位を占めており、かつ国民経済の命脈および国家安全にかかわる業種は、往々にして広範な人民大衆と密接な関係がある業種であり、その経営者の行為は、直接に人民大衆の生活や、党と国家の名誉に影響を与えているということをあげる。ある時期以来、人々は、①いくつかの独占産業が支配的地位を利用し、独占価格を高く設定し、消費者の利益を害すること、②一部産業は内部で収入が極めて高く、社会的公平さを失ったこと、③一部産業は接客態度が悪く、サービス品質が劣る状況にあること、に強く反応してきた。この現実の問題を解決するために、反壟断法は、上述した産業における経営者の経営行為に法的要求を設定している。つまり、①法にもとづいて経営する。ここでの法とは、反壟断法および関連法律・法規の規定を指す。②誠実に信用を守り、名誉を重視し、消費者を欺いてはならない。③厳格に自己を規律し、国家の税収、会計および国有資産管理に関する規定に従い、賃金基準を設定し、サービス態度を改善し、サービス品質を高め、公衆の監督を受ける。④支配的地位または独占的経営・独占的販売という地位を利用して消費者の利益を害してはならない。不公平な値上げをしたり、相手との取引を拒絶したり、抱き合わせ販売をしたり、不合理な取引条件を付したりしてはならない¹⁹⁹。

さらに、第7条が規定している「経営者」は、「国有企業」と同等ではなく、「中央企業」と同等視することもできない。なお、「支配的地位」についても、どのような基準により認定するかが明確に規定されていない。したがって、反壟断法の実施ガイドラインにおいて、安全支配、絶対支配と相対的な支配を区分し、異なる産業、異なる事情に応じて具体的な基準を明確化することが緊急課題になる²⁰⁰。

二、第7条の立法の背景

年公布・施行)「国务院關於化肥、農薬、農膜実行專營的決定」(「化学肥料、農薬、農膜の独占経営の実行に関する国务院の決定」1988年公布、1989年施行)があげられる(馬傑「国有企業的壟断法規制問題探析—《中華人民共和國反壟断法》第七條積義」『企業活力』2009年第10期15頁。張蕊卿「對《反壟断法》第七條性質的研究」『法制与社会』2013年第12期(中)237頁)。

¹⁹⁸ 戴龍「中華人民共和國独占禁止法調查報告書(抜粋)」、7頁(<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf#search=中華人民共和國独占禁止法調查報告書%28抜粋%29>) (2016年3月4日閲覧)。

¹⁹⁹ 全国人大常委会法制工作委员会經濟法室 編『中華人民共和國反壟断法條文說明、立法理由及相關規定』(北京大学出版社、2007年)34~35頁。

²⁰⁰ 時建中・前掲注194、56頁。

前述したように、中国の経済・政治の問題で、一部の国有企業は、反壟断法を制定することに抵抗があった。国有企業数は、20世紀最後の10年に、急速に減少したが、反壟断法の起草段階で、まだ多くの国有企業があり、かつこれらの国有企業は、非常に実力を有するものであった。そして、数多くの重要な市場において支配的地位を有する企業は、政府が所有あるいはコントロールしていた。このような国有企業や政府の関連部門に対して、反壟断法の制定・執行は脅威になる。なぜなら、反壟断法で国有企業の管理者の自由裁量権が制限され、企業が「官商勾結」（役所商売あるいは商人と官僚の通謀）を通じて独占利潤を取得する行為が、規制されるためである。ゆえに、一部の国有企業や政府部門は反壟断法の制定に強く反対した。彼らは、行政的独占を規制することについて質疑を行い、国有企業の適用除外を設定し、政府の関連部門に当該産業の独占的行為を規制させようと主張した。しかし、この主張は、厳しく批判され、結局草案から削除された²⁰¹。

実は、立法グループが反壟断法草案を作成した際に、第7条の規定は設けられていなかった。また、同7条は、国務院が全人代の検討に付すために提出したもののうちには存在しておらず、第一次審議の審議稿のなかにも、当該条文がなかったのである²⁰²。その後、一部の委員や全人代の代表は、①反壟断法の土台は、中国の公有制が主体となり、多種の所有制経済が共同で発展するという基本経済制度であること、および②現段階において、国有企業が一部の産業において支配的地位を有することは、経済発展および政治安定に重大な意義を有するため、戦略的産業における当該企業の重要な地位を維持する必要があること、を強調した。また、一部の委員や全人代の代表は、国有企業改革が進行中であり、完成するまでまだ時間がかかり、反壟断法はこのようは状況を考慮し、制定されたものであり、当該企業の行為を規制し、市場を次第

²⁰¹ See Yong Huang, Pursuing the second best: The history, momentum, and remaining issues of China's Anti-Monopoly Law, *Antitrust Law Journal*, Vol. 75, p. 126. 王晓曄・前掲注 75、74 頁。

²⁰² 盛傑民「《反壟断法》第7条不是国企实施壟断行為的保护傘」『洪範評論』第13輯、生活・読書・新知三聯書店 2011年版 90頁。

実は、第7条は、第二次審議の時、新規定として添付された（中国人大網 「二審反壟断法草案新增六項規定 促進公平有序」[新規定四]（2007年6月26日公開）http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/lfdt/2007-06/26/content_367617.htm（2016年1月11日閲覧））

に開放するべきであると主張した。このような主張は、立法者に認められ、第7条が加筆された²⁰³。

また、第十回全人大常務委員会においても、第7条をめぐる論争があった。たとえば、ある委員は、上述した7つの分野に区別したうえで、分野によって異なる政策を制定するべきであり、第7条第1項について、より明確に定義しようと主張した。ある委員は、第7条第1項が規定した一部の経営者に対する保護を認めたいと、当該経営

²⁰³ See Zhenguo Wu, Perspectives on the Chinese Anti-Monopoly Law, *Antitrust Law Journal*, Vol.75, No. 1 (2008), p.98.

具体的に、胡康生（全国人大法律委員会副主任委員）が行った報告（「全国人大法律委員会關於《中華人民共和國反壟斷法（草案）》修改情況的匯報—2007年6月24日在第十屆全國人民代表大會常務委員會第二十八次會議上」）によって、第7条に関する具体的な意見は、以下のとおりである。

第十回全人大常務委員会第二十二次會議で、反壟斷法（草案）の初めての審議が行われた。また、6月12日に条文の逐一審議がなされ、6月19日に再び審議がされた。草案に関する主要問題点および修正状況は下記のようなになる。

一、一部の常務委員会の委員、全人代代表、地方・部門の提案によると、我が国の反壟斷法の立法は、我が国の国情から出発し、社会主義市場経済に適應し、国家のマクロ・コントロールの指導のもとで、独占禁止と国家産業政策およびその他の経済政策の実施との関係を統一的に調和し、公平な秩序のある市場競争を保護・促進しなければならない。法律委員会は、財政経済委員会と國務院の関係部門との共同研究を経て、上記の原則を体现するため、「総則」で一つの規定、すなわち「国は、社会主義市場経済に適應する競争規則を制定し、実施するとともに、マクロ・コントロールを改善し、統一的・開放的・競争的かつ秩序のある市場体制を健全化する。」を補足しようと提案した。

.....

四、一部の常務委員会の委員および全人代代表の提案によると、国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の命脈および国家安全にかかわる業種ならびに法にもとづき独占経営および独占販売を行う業種について、国は当該経営者の適法な経営活動を保護すると同時に、その商品およびサービスの価格に対して、価格法、消費者權益保護法などの法律、行政法規の規定にもとづき、監督管理およびコントロールを強化し、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進するべきである。法律委員会は、財政経済委員会と國務院の関係部門との共同研究を経て、「総則」で一つの規定、すなわち「国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹および国家安全にかかわる業種ならびに法にもとづき独占経営および独占販売を行う業種について、国は、当該経営者の適法な経営活動を保護し、かつ、当該経営者の経営行為ならびにその商品およびサービスの価格に対して、法にもとづき監督管理およびコントロールを実施し、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する。」「前項に規定される業種において、当該経営者は、法にもとづき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならない、その支配的地位または独占経営および独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない。」という規定を補足しようと提案する。

.....

中国人大網 http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2007-10/09/content_5374670.htm (2016年4月20日閲覧)

ほかに、史際春 等著『反壟斷法理解与適用』（中国法制出版社、2007年）59頁。

者に対する規制を強化するべきであると主張した。ある委員は、国有経済が支配的地位を有しても、独占を行ってはならないと主張した²⁰⁴。

上述したように、市場経済発展の客観的な要求と国有企業の特別な地位としての保護は、相互に矛盾しながら、ともに第7条の形成に影響を与えた。しかし、反壟断法の審議および修正過程において、委員と代表は、中国の現行経済制度や国有企業の特別な地位を強調していた。また、国資委が出した意見によって、独占的国有企業の特別な地位が規定された。こうしたことに、企業が差別的取り扱いをされ、その結果、

²⁰⁴ 中国人大網、「關於反壟断法的原则規定一分組審議反壟断法草案發言摘登（二）」（2007年6月29日公開） http://www.npc.gov.cn/npc/zt/2007-06/29/content_368173.htm（2016年3月7日閲覧）

第7条に関する各意見は、以下のとおりである。

①王宋大委員：「消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する」という文句を削除するべきである。理由として、第2項は「消費者の利益を害してはならない」と規定しているためである。これは内容の重複となる。また「技術進歩を促進する」という言葉は牽強附会である。

②倪岳峰委員：国民経済の安全および国家安全にかかわる業種を保護することに賛成する。しかし、第7条に規定された業種の内容は不明確である。7つの分野に対する国家の保護が必要であるが、区別して取り扱うべきである。たとえば、電気通信産業のインフラ施設と当該施設を利用して提供されたサービスを区別して、両者に対して、異なる政策を実施するべきである。もし電気通信産業を特殊な産業として扱ったら、電気通信料の高騰は変わらない。一方、電気通信のインフラ施設は、国家の重点保護の範囲にあたる。ゆえに、当該産業に対して、具体的事情を考察し、分析する必要がある。これをふまえて、区別して取扱うべきである。また、電力産業も同様である。

③楊興富委員：第1項は極めて重要な規定である。しかし、当該産業の行為に対する規制は強化しなければならない。また、第2項に国家利益を害してはならないという内容を加えるべきである。その理由として、一部の経営者は国有資産を占有し、消費者の利益だけでなく、国家利益も害されている。なお、ある経営者は、国有資産を売却し、または自分の企業に移転した。また、国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹および国家安全にかかわる企業は、当該企業の経営者の賃金を非常に高く設定しており、これは国家利益を害する行為である。ゆえに、国有資産の保護を強化する一方、少数の経営者が少数の人の賃金を高く設定することを国家利益の侵害行為として取り扱うべきである。

④尚瑞芬（全人大代表）：独占経営および独占販売を行う産業では、適正な利潤を得た後、統一価格が設定され、この価格は物価部門が審査しなければならない。つまり、適正な利潤が保障されたことを前提として、全国で販売が行われ、これにより消費者の利益を守る。

⑤馮之浚委員：国有経済が支配的地位を有するが、独占を行ってはならない。また、法的責任の部分で、国有経済の独占行為に対するサンクションを設けるべきである。

ほかに、反壟断法の第二次審議において、下記の意見が出された。

呉昌元（海南省人大常委会副主任）：政府はある産業に着目してはならず、全社会の利益のために、独占産業の規制を強化しなければならない。電気通信産業の問題は、すでに大多数の人の反感を招いた。このような産業に対する保護は過度に行なわれている。このように保護し続けると「落後」を保護することになる（史際春等・前掲注 203、56～57頁）。

公平な競争を保証することが難しくなると考えられる。これは、反壟断法の実施に不利であると学者は指摘している²⁰⁵。

第二節 第7条をめぐる論争

一、経済学者と法学者との意見の相違

(一) 経済学者の意見

経済学の発展からみると、独占には二種類あり、厳格に区分しなければならない。その一は、必要な資源を独自に占有したことに起因して（とくに政府の特別な政策によって）形成された独占である。その二は、企業家の革新活動によって形成された独占である。独占が有害であるか否かを判断する基準は、企業の規模ではなく、人為的に行った制度上のアレンジメントでスケールメリットを得た行為があるか否かということである。マーケットパワーを抑制することのみに着目する政策に基づくのでは、企業が消費者の需要を満足させることに成功しても処罰される可能性がある。また、単純に産業集中度を低下させ、企業合併を分割させ、または禁止しても、効率や社会福祉を高めることができない。この理論によっては、実際には、政府が行政権力をもって創設した独占は、反独占の矛先となる。

こうした背景のもとで、中国の反壟断法は、第五章を設け、行政的独占行為を規制することとした。これは、中国の市場経済の法制建設において重大な進展と思われる。とくに、地方政府が実施した地域封鎖と市場分割に関しては、明確な規定が置かれた。このことは、統一的な市場体系を構築する上で重大な意義がある。しかし、行政的独占行為に対する規制は、行政機関および法律・法規によって授権された公共事務を管理する職能を有する組織が行政権力を濫用して競争を排除・制限する行為を規制対象としている。反壟断法は、石油、石油化学、煙草などの業界における独占的企業および水道、電力、通信、電気通信、郵政、鉄道などの自然独占的国有企業を適用対象から排除している。このような企業は、実際には、適用免除を獲得した。つまり、第7条の規定に基づいて、国有経済がコントロール地位を占める、国民経済の根幹および国家安全にかかると認められる業種ならびに法にもとづき独占経営および独占販売を行う業種に

²⁰⁵ 張駿「《反壟断法》第7条述評 兼論壟断国企的規制」『競争政策研究』2015年9月号52～54頁。

ついて、国は、当該経営者の適法な事業活動を保護することになる。また、独占的国有企業および産業の競争に関する管理・監督については、関連部門が法律にしたがって行う。これにより、国有企業の独占的行為は、反壟断法の規制を受けておらず、むしろ産業の関連法律により保護されている。一方、第51条²⁰⁶によって、行政権力が濫用された結果として、上級機関が当該行為の是正を命じる。反壟断法の執行機関の管轄は、実際には、排除されている²⁰⁷。

(二) 法学者の意見

反壟断法が反対するのは、独占的企業の存在ではない。国が国家利益あるいは公共の利益を考えたいうえで、法に従い、一定の産業における国有企業の独占的地位を認めることは適切である。反壟断法で禁止されているのは、独占的行為である。たとえば、市場支配的地位を濫用し、競争を制限する行為である。ゆえに、第7条は、一定の産業において、特別な経営者が独占的地位を適法的に有することを認めているが、そのことは当該経営者が反壟断法によって規制されることはないというわけではない。一旦このような企業が市場支配的地位を濫用したら、反壟断法が当該行為を規制するのは当然である²⁰⁸。したがって、第7条に対する最大の誤読は、反壟断法が国有企業を保護しているという理解である²⁰⁹。また、国有企業は、経営者の一種である。もし、出資者が国家であるため、当該企業には反壟断法を適用しないとしたら、これは、明らかに市場経済下、各種の主体の法的地位が平等であるという基本原則に反する。そ

²⁰⁶ 第51条 行政機関および法令の授権により公共事務を管理する権限を有する組織が行政権力を濫用して、競争を排除または制限する行為を行った場合には、上級機関が当該行為の是正を命じる。直接責任を負う責任者およびその他の直接責任者に対して法にもとづき処分する。反壟断法執行機関は、関連する上級機関にたいし法にしたがい処理意見を提出することができる。

行政機関および法律・法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織が、行政権力を濫用して競争を排除または制限する行為の処理に関して、法律・行政法規に別段の規定がある場合には、その規定にしたがう。

²⁰⁷ 網易新聞、「専門家熱議《反壟断法》：市場経済進程的里程碑」劉志銘の論述（2007年9月5日公開）<http://news.163.com/07/0905/13/3NKNIROG000120GU.html>（2016年4月1日閲覧）

ほかに、直接に第7条は独占を保護していると主張した学者がいる（保育鈞「為国企壟断弁護毫無道理」『中国民营科技与経済』2012年22期43頁）。

²⁰⁸ 同意見を持っている学者として、李国海「反壟断法応大胆規制国企」『上海国資』2008年第10期、江中遊「論国有企業的改革与反壟断法的適用」『中国社会科学院研究生学報』2009年第4期、丁国民「国有企業壟断問題的立法回應」『學術論壇』2011年第3期、孟雁北「我国《反壟断法》之于壟断行業適用範圍問題研究」『法学家』2012年第6期、劉健「国有企業反壟断規制分析」『中国物価』2013年第11期、などがあげられる。

²⁰⁹ 時建中・前掲注189、15頁。

して、中国では、国有企業が国民経済において主導的地位を有している。このことは現実である。このような場合、もし、市場経済のもとで、国有企業に対して、企業の行為規則としての反壟断法を適用しなければ、反壟断法は、実質的意義がなくなる²¹⁰。つまり、反壟断法は、規定された適用除外の場合を除き、すべての企業に適用される²¹¹。また、国有企業が行政的性質を有するため、反壟断法を当該企業に適用しないことを認めないのは、各国の共通認識である²¹²。

二、法学者間の意見の相違

上述したように、第7条を国有企業の保護に関する条文とみなすことが反壟断法に対する誤読である点については、法学者の意見はほとんど一致している。しかし、第7条の理解に関しては、法学者の意見が分かれている。論争の焦点は、第7条は反壟断法の適用除外に関する規定であるか否かという点にある。

1. 反壟断法の規制範囲は、独占的国有企業の規制すべき事項の範囲とは完全には重なっていないため、独占的国有企業の規制枠組みを改めて構築すべきであるという主張（徐曉松教授の意見）²¹³

(1) 独占的国有企業がもたらす社会的矛盾と独占の起因—独占的国有企業の特殊性

一般的な独占企業と比べると、独占的国有企業の問題には特殊性がある。まず、独占的国有企業の従業員は、一般企業の従業員より2倍以上の高給を得ており、恵まれた福利厚生を享受している。しかも、当該国有企業には、巨大な浪費という問題がある。民営企業が倒産しつつあり、失業者が増えている状況下で、このような問題は世間の反感を招いている。そして、独占的国有企業が全人民の資金および資源を利用して得る利潤は企業内でのみ循環して、社会に幸福をもたらしていない。また、独占的国有企業は、社会の資源をほぼ無償で利用している。これによって、民営企業の成長・発展の余地が大幅に圧縮され、独占的国有企業と民営企業の間で利害の衝突が生じる。したがって、独占的国有企業がもたらす問題は、社会全体に幅広い影響を及ぼすことになる。

²¹⁰ 王先林「論中国反壟断法の平等適用」『法治研究』2007年第5期18頁。

²¹¹ 方小敏「論反壟断法对国有経済的適用性—兼論我国《反壟断法》第7条的理解和適用」『南京大学法律評論（2009年春季卷）』136頁。

²¹² 史際春等・前掲注203、38頁。

²¹³ 徐曉松「論壟断国有企業監管法律制度框架的重構」『政治与法律』2012年第1期102～106頁。

このように、一般的な企業による独占という問題は、当該独占が市場における競争を制限し、競争ルールを破壊することである。この問題では、企業間または独占企業と消費者との間に利益の衝突を起こす。しかし、独占的国有企業による独占の問題は、国家・政府による独占に起因する。独占的国有企業は、国家・政府の市場介入の道具として利用され、公益を実現する。これは、当該企業の積極的な役割である。ただし、当該企業の消極的な役割は、まさに利用されている過程において、社会の公共的な利益が破壊された点にある。ゆえに、独占的国有企業と全社会との利害衝突を、どうすれば解決できるのかという問題は、独占的国有企業を規制するための基本的な考え方をなす。

(2) 反壟断法の規制枠組みが、独占的国有企業の規制すべき事項の範囲と完全には重なっていないといえる理由

① 独占的国有企業の合理性に関する考慮－反壟断法とほぼ無関係

反壟断法によって規制される独占行為は、市場競争において生ずるものである。これは、反壟断法の規制制度が構築される土台をなす。しかし、独占的国有企業の独占的地位は、市場競争において生ずるものではなく、国家・政府の行為の結果である。したがって、独占的国有企業の資産は、全人民所有であるため、当該企業の規制については、二つの問題がある。第一に、独占の合理性の問題である。つまり、なぜ独占が必要かという問題である。第二に、独占的国有企業の合理性の問題である。つまり、なぜこの独占は必ず国有企業によって行われるかという問題である。この二つの問題の本質は、独占的国有企業に対する規制は、実際には、政府に対する規制であるというところにある。国有企業の独占行為によって損害が生じた場合においても、国家が法的手続に従い、利害を考慮し、独占的国有企業の合理性を確保することは予想される。これは、公共選択の結果である。言い換えれば、国有企業による独占の形成した原因は、市場行為ではなく、政府行為にあるため、独占的国有企業の合理性に対する審査・規制は、反壟断法とほぼ無関係である。

② 独占的協定、経営者集中行為を行う可能性－反壟断法の機能を発揮する余地がない

国家が価格統制を行っており、独占的国有企業は指令（決定）価格または指導価格を実行している。したがって、市場において、独占的国有企業が価格独占協定を締結する可能性は低い。一方、独占的国有企業は、国家（政府）が付与する独占的地位を有するため、安定的な利潤を得ることができる。また、市場において経営者集中を行

うことより、独占的国有企業は政府と特別な関係にあるため、当該企業が自己の政策に対する影響力を発揮し、独占的地位を維持・強化することは、より一層直接的な効果があり、コストが低い。そのため、独占的国有企業には、市場において独占行為を通じて独占的地位を維持・強化するインセンティブがない。したがって、反壟断法は、機能を発揮する余地がない。

(3) 規制制度のあるべき姿と反壟断法第7条に関する分析—適用除外と捉える²¹⁴

このようにみえてくると、独占的国有企業は、独占的地位を濫用して、消費者の利益だけではなく、全人民の利益を侵害しているということになる。しかし、このような独占的地位の濫用行為に対して、反壟断法によって規制することができるかは、疑問である。ゆえに、独占的国有企業の規制制度を構築する際に、立法者は二つの選択肢に直面している。第一に、独占的国有企業の規制制度をすべて反壟断法に組み入れることである。第二に、反壟断法を含めて、独占的国有企業の規制制度の枠組みを再編することである。このうち、前者の可能性は低い²¹⁵。中国では、自然独占産業には競

²¹⁴ この点について賛否両論があるが、ここで例として以下の関連論文をあげる。

賛成意見：張蕊卿・前掲注 197、237 頁。また、同論文は、第7条の規定が適用除外にあたるか、それとも適用免除にあたるかについて述べている。

反対意見：方小敏・前掲注 211、138 頁。同論文は、第7条は除外条文ではないと主張した。

²¹⁵ 実は、独占的国有企業が反壟断法の適用除外にあたるか否かについて、徐曉松教授は大量の文献を調べたうえで、次のように述べている。

①中国国内で学者の意見が一致していない。独占的国有企業が反壟断法の適用除外にあると主張している学者：李昌麒（主要編集者）『経済法学』（中国政法大学出版社、2007年版）、潘静成・劉文華『経済法』（中国人民大学出版社、1999年版）、楊紫煊『経済法』（北京大学出版社・高等教育出版社、2006年）。

一方、独占的国有企業が反壟断法の適用除外にあたるいなかを明確に述べていないが、自然独占の適用除外と国有企業の関係性を明確に述べた学者：劉繼峰『競争法』（對外經濟貿易大学出版社、2007年版）、李曙光『経済法学』（中国政法大学出版社、2007年版）。

②外国の立法から見ても、独占的国有企業を反壟断法の適用範囲から排除することを明確に規定している法律がない。しかし、20世紀70年代以前、自然独占産業と特別許可による独占産業を反壟断法の適用除外の対象として認めるのは、欧米諸国の伝統的な認識である。欧米諸国の独占的国有企業は、おもにこのような産業に集まっていたため、反壟断法を適用していなかったということが推測される。また、電信法、鉄道法、郵政法、航空法などの法律によって、独占的国有企業を規制する可能性が高い。

その後、国有企業の私有化にともない、自然独占産業と特別許可による独占産業においても競争メカニズムが導入され、適用除外の範囲がますます縮小してきた。しかし、これは、独占的国有企業の問題をすべて反壟断法によって解決することを意味していない。なぜなら、これらの産業に競争メカニズムを導入することは、国有企業がこれらの産業に参入する際に、適法的独占地位を持っておらず、他の企業と同様に反壟断法にしたがわなければならないと意味しているためである。つまり、競争メカニズムが導入されたことによ

争メカニズムが全面的に導入されてはいない一方で、独占的国有企業が多数存在している。そのため、独占的国有企業の特殊性を考えたいうえで、当該企業の問題は反壟断法の適用除外として扱う方が適切である。反壟断法の第7条は、この理念を体現するものである。

しかし、学界では、第7条が適用除外の規定であるか否かについて論争がある。その理由は、立法趣旨と法律の条文の間に矛盾があるためである。すなわち、まず、反壟断法の附則には、適用除外の条件が明記されているが、当該附則は独占的国有企業の問題に触れていない。そのため、第7条から、独占的国有企業の規制制度を完全に反壟断法に組み入れようという立法者の意図が明らかに現れている。ゆえに、第7条をめぐる論争が生じる。また、条文の内容からみると、第7条1項は、国有企業の独占的地位を認めた規定として捉えられる。しかし、第7条の1項と2項をあわせて考えると、「適法な事業活動」とは、「法にもとづき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならない、その支配的地位または独占経営および独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない」ということを意味している。ゆえに、第7条に対する理解は、人によって異なる。上述したことをまとめると、第7条の意味は、以下のとおりである。国有企業は、法にもとづいて独占の特権を取得し、これによって形成された独占には、反壟断法を適用しない。しかし、独占的国有企業が独占的地位を濫用して消費者の利益を損害した場合は、この限りでない。このように理解すると、この条文は、明らかに反壟断法の適用除外を規定していると思われる。一方、第7条は、独占的国有企業の支配的地位の濫用行為について、逐一列挙していない。この問題は、反壟断法を補足することによって解決することができるが、独占的国有企業の利潤分配、賃金、価格統制などの規制制度を反壟断法に導入すると、反壟断法の内在的ロジックが崩される可能性がある。したがって、当該企業が行った支配的地位の濫用行為に対して、反壟断法のみによって規制を行うことは難しい。

(4) 独占的国有企業の規制制度のあるべき内容

独占的国有企業の規制制度のあるべき内容として、①独占的国有企業の設立審査制度を構築すること²¹⁶、②独占的国有企業が社会の資源を利用することを規制する制度

って、反壟断法を適用するのは、競争的産業にある国有企業であり、独占的国有企業ではない。

²¹⁶ 具体的に、国家がある独占的国有企業の位置付けを決定している。独占国有企業を設

を構築すること²¹⁷、③独占的国有企業の産品価格および産品とサービスの質に関する規制を強化すること²¹⁸、が挙げられている。なお、独占的国有企業が支配的地位を濫用して消費者の利益を害する行為は、反壟断法によって規制すべきである。

2. 反壟断法の実施の特殊性、制約性を分析したうえで、独占産業に対して反壟断法の実施を強調するという主張（王先林教授の意見）²¹⁹

（1）反壟断法の実施に関する基本的な認識－伝統文化の影響

反壟断法の実施方式は、おおむね反壟断法の遵守、執行と司法に分けられる。法執行の理想的な状態は、法の自発的な遵守の最大化と国家的強制の最小化である。ゆえに、経営者および行政主体が法を遵守すること、反壟断法の執行機関が法を執行すると同時に、反壟断法を宣伝し、競争を提唱することは、きわめて重要である。また、反壟断法の執行には、行政的執行と私的（経営者、消費者などによる）執行の相互協力、相互補完が必要である。

一方、反壟断法は、新しい法制度であり、その実施は、往々にして特定の社会環境、経済状況の影響を受けている。実際、多くの国々の独占禁止法は、最初から厳格に実施されたわけではない。2008年に中国の反壟断法が施行されたが、この時、世界金融危機に遭遇した。したがって、経済を安定・振興させ、社会公共の利益を維持するため、反壟断法は妥協しなければならなかった。また、中国の国民は、伝統文化の影響を受けているため、競争があまり強調されず、むしろ協調、調和が強調される。こうした文化的、道徳的背景によって、経営者は、往々にして、価格支配行為を含む反壟断法の違反行為に対して、排斥的意識を持っていない。したがって、海外で経営者が非常に隠密裡に行っているカルテル行為は、中国で公然と行われている。マイクロソフトやインテルなどの真の産業における独占者が自身の独占的地位をひた隠しにし

立しようとする場合、国有資産の出資者として職責を果たす機構は、この位置付けにもとづいて、関連報告書を作成し、同級の人大に提出すべきである。一方、同人大が専門委員会を設立し、公聴会を開き、合理性の審査を行うべきである。この公聴会を通過した後、独占的国有企業を設立することが可能となる。

²¹⁷ たとえば、国有資本の経営予算制度を構築し、厳格に予算をコントロールすること、資源税制度を改革すること、厳格に賃金・待遇・福利厚生をコントロールすること、などである。

²¹⁸ たとえば、独占的国有企業の自由価格決定権を制限すること、支配的地位の濫用によって消費者の利益を侵害した場合、反壟断法を適用し、処罰を科すこと、消費者が独占的国有企業の不法行為に民事訴訟を提起することを支持する制度を構築すること、などである。

²¹⁹ 王先林「我国反壟断法実施的基本機制及其効果－兼論以壟断行業作為我国反壟断法實施的突破口」『法学評論（双月刊）』2012年第5期101～103頁。

ている一方、中国の企業は、独占的地位を有しないものの、「業界を独占している」、「市場シェアがナンバーワン」と宣伝している。

(2) 第7条に関する分析－独占的状态と独占的行為の区分および反壟断法の制約性

反壟断法は、たしかに独占に反対し、競争を維持・促進する。しかし、同法によって、すべての独占に関する問題を解決することができるわけではない。ところで、独占といっても、独占的状态と独占的行為に分けられる。独占的状态そのものは一般的には適法である。独占的状态に関して、反壟断法第7条は、国有経済がコントロール地位を占める、国民経済の根幹および国家安全にかかる業種、ならびに法にもとづき独占経営および独占販売を行う業種については、国は、当該経営者の適法な事業活動を保護する、と規定している。なお、同法のサンクションの部分（第7章 法律責任（法的責任））においても、独占的地位を有する企業に関する特別な規定はおかれていない。ゆえに、反壟断法によって、鉄道、煙草、食塩などの領域における独占の局面を打破することは期待できない。この問題は、国家の産業政策または他の経済政策によって解決すべきである。

一方、独占的行為は、反壟断法が直接に規制する対象である。反壟断法第3条は、独占的行為として、①経営者間で独占的協定を達成・実施すること、②経営者が市場において支配的地位を濫用すること、③競争を排除もしくは制限する効果を有し、またはそのおそれのある経営者集中を行うこと、を明確に列挙している。このような規定は、経営者が単独でまたは通謀して独占的高価格を設定することなどのような行為に対しては、制限する効果がある。しかし、反壟断法の実施によって、中石化や国家電網などの独占的国有企業に、値下げを促すようなことは、現実的ではない。その理由として、当該企業の関連産品またはサービスは、国家が定価を設定しているからである。このような価格の設定行為は、経営者が自主的に市場価格を決定する行為ではない。したがって、企業の定められた価格を実行する行為には、反壟断法は適用されない。もちろん、反壟断法の関連規定は施行されているが、反壟断法の法体系には、規定が完全に整っていないという問題（とくに執行機関や執行手続に関する問題）や、規定の具体性・操作性が乏しいという問題がある。

(3) 反壟断法の実施を促進するための突破口－独占産業での反壟断法の実施

反壟断法の実施を促進するための突破口は、独占産業において反壟断法を実施することである。まず、中国の独占産業は、おもに石油、煙草、食塩、郵政、採鉱、情報

伝送、ソフトウェア、電気通信、金融、暖房、水道、ガス、航空、航空、鉄道などである。このような独占産業は、ほとんど国民経済のインフラ事業であり、国民経済において非常に重要な地位を占めている。当該産業において反壟断法が実施されることは、競争を促進し、民生を改善し、所得分配の不公平という問題を解決し、国際競争力を強化するうえで、重要な意義がある。

また、中国の独占産業には、次のような特徴がある。①競争によって生産が集中してから形成されたものではなく、国家所有制、政府部門の独自経営に起因して形成されたものである。②政府との関係が緊密であり、石油、石油化学、電力などの産業は、政府の部門から転換したものである。③中国の独占産業では、産業内の企業数が少なく、市場集中度がきわめて高い。④独占産業においては、すでに集团的利益が形成され、企業は、独占利潤によってもたらされた高給、高福利を享受しており、危機感がない。反壟断法第7条は、このような産業における経営者の適法的な独占的地位を認める一方、当該経営者の独占行為を規制すると規定している。しかし、一部の大型国有企業は、反壟断法に従って、経営者集中を申告するということをせず、正々堂々と独占行為をしている。このような産業において、反壟断法を実施することは、中国の独占産業改革に有利である。

さらに、食塩、電気通信などの産業に、反壟断法を実施することは、反壟断法の意味と価値を世の中に強く示すことができる。例えば、消費者が中国移動および中国電信に対して訴えを提起したことや、国家発展開発委員会が中国電信および中国聯通の独占行為を調査したことからも明らかである²²⁰。そして、最高人民法院が公布した「関

²²⁰ ここでは中国電信と中国聯通の反壟断調査事件について紹介する。

2011年11月9日、中国中央テレビ(CCTV)は「新聞30分」という番組で、国家発改委による中国電信と中国聯通の反壟断調査事件を報道した。反壟断調査はブロードバンド接続分野の独占、高額な利用料やインターネット接続の低速度が対象になっているとCCTVは伝えた。疑いが裏付けられれば、両社は2010年の営業収入に対し1%から10%にあたいする罰金の対象になる可能性がある。

中央テレビが伝えた電信、聯通の独占禁止調査という報道に対して、工業情報化部傘下の「人民郵電報」(「人民郵便新聞」)の新聞記事によって、電信と聯通の独占といううわさが成り立たない。また、工業情報化部が主管する「通信産業報」(「通信産業新聞」)に掲載された記事によって、インターネットアクセス市場において、通信と聯通が市場支配的地位を有すること自体は違法ではない。

2011年12月2日、電信と聯通双方は、それぞれの公式サイトで、発改委に対して独占禁止法違反調査の中止を求めるとともに、プロバイダー間の相互接続および接続料金に合理的でない状態があることを認めた。同時に、当該状態を改め、相互接続の通信速度を改善し、ブロードバンド利用料金の値下げを約束した。

於審理因壟斷行為引發的民事紛糾案件応用法律若干問題的規定」の第9条²²¹によって、原告の証明責任が軽減される。これにより、反壟斷法の私的实施が促進されることが期待できる。

3. 1と2の意見を指摘したうえで、国有企業を種類別に取り扱うべきであるという主張（孫晋教授・張田氏の意見）²²²

（1）徐曉松教授の見解に対する質疑

①第7条の理解について

徐曉松教授の主張するとおり、第7条1項によって、一定の条件の下、国家は、經營者が適法的に独占地位を有することを認めている。しかし、同条2項は、独占的国有企業の經營者が支配的地位を濫用してはならないということを明確に規定している。すなわち、適法的に独占地位を有する市場の主体が、支配的地位を濫用した場合には、反壟斷法が適用される。

2012年3月、報道によって、両社のブロードバンド帯域幅はすでに当初の10Gから100Gに拡張されており、接続費用をさらに引き下げること約束した。また、国家發改委の価格監督検査および反壟斷局は、一貫して両社にたいし、ブロードバンド接続分野の独占に関する問題を是正するよう促していく。

2012年12月、国家發改委の価格監督検査および反壟斷局の許昆林局長は初回の「中国競争政策論壇」において両社の反壟斷調査事件を言及し、両社が整頓・改革報告を提出したが、本件調査は終結していないと語った。

2013年12月23日と2014年1月7日、両社はそれぞれ最新の整頓に関する報告を提出した。2014年2月19日、發改委は、反壟斷法にしたがい、両者が安全に整頓・改革の約束を完全に履行したか否か、および整頓・改革の措置によって独占疑惑を払拭できるか否かなどの事情について判断し、かつ判断結果によって処理決定を下していくと声明した。

当該事件は最後の結論的な意見がまだ出ていない。

孟雁北「我国壟斷行業反壟斷執法的若干思考—以中国電信、中国聯通反壟斷調查案為例」『中国工商管理研究』2014年第6期14～15頁。同論文で孟雁北教授は関連新聞記事や報道によって当該事件の發展過程を整理した。ほかに、当該事件に関する詳しい情報（メディア間の論争、事件の發展、関係者の評論）は、鳳凰網「中国電信与聯通遭反壟斷調查」<http://tech.ifeng.com/telecom/special/fanlongduan/>（2016年4月20日閲覧）、財政網「電信聯通遭發改委反壟斷調查」<http://www.caijing.com.cn/2011/monopoly2011/index.html>（2016年4月20日閲覧）を参照。

²²¹ 「關於審理因壟斷行為引發的民事紛糾案件応用法律若干問題的規定」第9条 訴えられた独占行為が、公共企業またはその他の法により独占的地位を有する經營者による市場支配的地位の濫用に属する場合、人民法院は、市場構造および競争状況の具体的な状態にもとづき、被告が関連市場における支配的地位を有すると認定することができる。ただし、覆すに足る反対証拠のある場合は、この限りではない。

²²² 孫晋・張田「關於《反壟斷法》對壟斷国企適用問題的思考—對王先林、徐曉松兩篇文章的回應」『法治研究』2014年第8期52～59頁。

実際、第7条によって、独占的国有企業には、反壟断法の適用範囲を逸脱する特権は付与されておらず、ただ一部の根幹的産業における企業の独占状態が肯定されているだけである。しかし、当該産業の経営者が適法的に取得した独占地位を濫用して行った行為は、反壟断法によって規制されるべきである。独占状態と独占行為を区別することなく、独占的特権をもつ国有企業による独占行為には、一律に反壟断法を適用しないという主張は、妥当ではない。また、現在、国有企業改革の趨勢は、競争メカニズムをより多くの産業に導入しようという方向であり、独占的産業は、次第に少なくなっている。

②独占的国有企業を種類別に扱うことについて

徐曉松教授は、独占的国有企業の特異性を詳細に述べたうえで、新たな管理・監督システムを構築し、この新たなシステムによって、このような企業を規制しようと主張している。しかし、徐曉松教授は、中国における独占的国有企業は、公益的国有企業と競争的国有企業に分けられるということを見落としている。

公益的国有企業については、新たな監督・管理のシステムを構築し、特別な政策によって当該企業を保護すればよいが、競争的国有企業の場合は、一般的な市場主体として、本来、他の私的企業と平等に市場の競争に参加するわけで、当該企業の行為に反壟断法を適用することは当然である。

③適法な独占地位を有する国有企業が、違法な方式によって独占的地位を維持するという事は可能であるか

反壟断法第3条によれば、独占的行為には、a. 経営者間で独占的協定を行なう行為、b. 経営者が市場支配的地位を濫用する行為、c. 競争を排除もしくは制限する効果を有し、またはそのおそれのある経営者集中を行う行為が含まれる。独占的国有企業は、通常、aとc行為を行う必要はない。しかし、現在、この種の独占的国有企業は、b行為を行い、競争者を排除し、民営企業の成長空間を押しつぶすことによって、独占的地位をさらに強化している。これが現実である。そのため、独占的国有企業には、不公平な高給、高福利厚生などの問題が生じてきている。徐曉松教授は、市場支配的地位の濫用ということを見落している。

④独占的国有企業の設立審査権を同級人大に与えようとする提案の現実性について

現在、中国の行政的権限はきわめて肥大化してきており、人大のメンバーは、同級政府と多くの接点を持ち、両者の関係はより密接になってきている。とくに、行政機

関の官僚は、一定の年齢になると、同級人大に勤めるようになる。また、省と市レベルで、党委書記が同級人大の主任を兼任するのが一般的となってきた。このような人事上の密接な関係によって、人大が政策や戦略を決定する際に、政府の影響を受けている。したがって、人大によって独占的国有企業の設立を審査することは、実現可能性が低い。これより、むしろ専門学者や各産業の代表者からなる独立的な委員会を設立し、当該委員会によって審査を行う方が合理的である。

(2) 王先林教授の見解の補充

王先林教授は、競争を提唱している。中国の大多数の民衆が反壟断法のことをよく知らない現在、このような主張には重大な意義がある。ただ、この主張について補充すべき点は、メディアや学校など社会的機構の力を発揮させるようにすべきであるということである。

また、王先林教授も、独占的国有企業を公益的国有企業と競争的国有企業に分けて検討することを見落としている。王先林教授が挙げる独占産業のなかには、ガス、水道などの公益的国有企業もあれば、電力、郵政などの競争的国有企業もある。両者を区別せずに、同じような競争政策によって規制することは、資源の浪費になる。たとえば、一部の公益的産業（水道、暖房など）および軍事工業に、競争メカニズムを導入することは、社会的資源の浪費をもたらし、国家の安全にとって不利である。このような認識をふまえ、独占的国有企業を区分し、そのうちの競争的産業に競争メカニズムを導入することは必要である。

(3) 独占的国有企業には反壟断法を適用すべきであるという主張

独占的国有企業は、反壟断法の適用除外にあたらない。まず、反壟断法第7条は、独占的国有企業の独占的地位が適法であるということを認めている。しかし、このような企業が、優越的地位あるいは支配的地位を利用し、競争者を排除した場合、反壟断法によって、当該行為を規制することは当然である。

また、反壟断法第1条（立法目的）、第2条（適用範囲）、第12条（とくに関連定義のなか、経営者の定義）によって、反壟断法は、所有制が異なる各種の企業を対象としているということが明らかとなっている。国有・非国有を問わず、いずれの企業も、独占行為を実施した場合、法に従い、法的責任を負わなければならない。独占的国有企業は反壟断法によって規制されないという認識は、法律の誤解である。

さらに、実証面からみても、2011年11月、国家発展改革委員会が中国電信と中国聯通に対して、インターネット接続市場での反壟断法違反の疑惑に関して調査を行った。

これは、国有企業といえども反壟断法によって規制されることを証明するものである。なお、2012年、「關於審理因壟断行為引發的民事紛糾案件応用法律若干問題的規定」が公布された。同規定第9条は、ある側面から、独占的国有企業が反壟断法の適用対象にあたるということを反映している²²³。

ところで、世界各国の独占禁止法では、所有制を基準として企業が適用除外にあたるか否かを判断していない。そして、1980年以来、独占的産業に競争メカニズムを導入する国家がますます増えてきており、いずれの国の独占禁止法も、伝統的な国家独占産業に対する態度を変えてきている。このような産業に独占禁止法を適用するのは、一般的である。

したがって、中国における独占的国有企業に反壟断法を適用することは、政府の経済活動への行政介入を制限し、民営企業の成長を促進することに有利である。一方、当該適用は、ある意味で、WTO加盟後、市場開放義務の履行とみられ、当該企業の経営・管理の改善および国際競争力の強化にも有利である。しかし、独占的国有企業に関する反壟断法の実施ガイドラインの完備が、緊急課題になった。

第三節 諸学説の分析と第7条の理解

一、諸学説の分析

上述したように、反壟断法が単純に国有企業を保護しているわけではない点について、法学者の意見は一致している。これは、法律そのものから導き出されることである。また、反壟断法の規制の枠組で、国有企業の問題を分析・解決するということは、中国の経済発展の客観的な要求である。なぜなら、①学者の指摘するとおり、国有企業には特殊性があるものの、国有企業といえども一種の企業である。そして、中国の数多くの産業において、最も有力な企業は国有企業である。このような市場の主体が、反壟断法の適用対象にあたらなるとすれば、反壟断法は意義を失ってしまう。②反壟

²²³ ほかに、立法的解釈、体系的解釈、目的論的解釈、比較法的解釈、社会学的解釈などの視点から第7条を分析している学者がいる。体系的解釈の部分において、反不正競争法の第6条は公共企業が競争を排除・制限してはならないと規定していることが言及された。これは反壟断法の第7条が適用除外に関する規定ではないと言える理由の一つであると同学者が述べている（杜昶「從法解釋学角度論《反壟断法》第七条的理解—從電信、聯通涉嫌壟断案切入」『法制与社会』2012年第32期68～69頁）。

断法は、産業政策と競争政策との関係を調和させる道具として使われている。国有企業の問題の本質は、産業政策と競争政策の問題であり、この問題を反壟断法の視点から検討することは当然である。

この認識を踏まえて、国有企業の問題のなかでも、さらに独占的国有企業に対する規制の問題が焦点に据えられている。そして、この問題については、法学者間でも意見の対立点がある。この点で、実は、独占的国有企業の特異性および反壟断法の制約性について、徐曉松教授と王先林教授の主張は一致している。すなわち、徐曉松教授は、明確に第7条を適用除外の規定として捉えるべきであり、つまり、原則上、国有企業が適法に獲得された独占状態では、反壟断法を適用することはなく、ただし、独占的国有企業が独占的地位を濫用して消費者の利益を損害する場合には、適用対象となるとの立場をとる。このような分析をふまえて、徐曉松教授は、反壟断法以外に、独占的国有企業の規制制度を構築する必要があると主張する。他方、王先林教授によれば、独占的国有企業による独占は、独占的状态と独占的行為に分けられるが、このいずれに対しても、規制を行う際に反壟断法では無力であり、産業政策による規制が必要であり²²⁴、また、将来においては、独占産業での反壟断法の実施が期待できるという。

上述の如く、まず、明確に適用除外を主張しているか否かを問わず、徐曉松教授と王先林教授の意見によれば、独占的国有企業による独占的状态については、実際には反壟断法を適用されない。また、徐曉松教授と王先林教授は、ともに反壟断法と産業政策の調和を通じて国有企業の問題を解決すべきであると主張している。そして、このような徐教授と王教授の見解は、反壟断法の立法趣旨や立法機関の考慮に合致しているように見える²²⁵。しかし、独占的国有企業の問題について、徐教授の示す①独占

²²⁴ ほかに同意見を持っている学者がいる。たとえば、孟雁北・前掲注 208、55～56 頁。

また、具体的に、産業規制法によって規制することとして、市場参入に関する規制、普遍サービスを提供する要求、価格統制、電気通信産業の一部の業務の規制などがあげられた（史際春等・前掲注 203、60～66 頁）。

²²⁵ 全国人大常委会法制工作委员会經濟法室・前掲注 199、33～34 頁。

具体的に、中国の社会主義市場經濟の性質および國民經濟の健全な秩序ある發展の要求により、國民經濟の命脈および国家安全にかかわる業種、たとえば、電力網、鉄道網、供水、ガス提供、加熱管網、長距離送油配管およびガス送気配管などのインフラは、重複建設や複数の経営者による経営を行うことが適宜ではなく、自然独占の性格を持っている。

一方、法にしたがい、独占経営および独占販売を行なう業種、たとえば煙草、食塩などは、国家が設立した企業、あるいは支配している企業によって経営されている。このような企業は、数量が少なく、競争力が低下であり、国家は当該企業の経営行為を規制しなけ

行為の合理性に関する見解や、②独占的協定、経営者集中行為を行う可能性に関する論述は、やや極端であり、検討の余地がある。

他方、孫晋教授と張田氏は、①独占的状态と独占的行為、公益的国有企業と競争的国有企業をそれぞれ分けて問題を扱うという方法論、および②独占的国有企業が、市場支配的地位の濫用し、独占行為を行った場合には、当該企業には反壟断法を適用すべきであると主張する。孫晋教授と張田氏による徐曉松教授に対する批判が妥当であるか否かは、ともかくとして、両者の強調する方法論は、実際には、産業政策と競争政策を総合に考えたうえで、「状態」か「行為」か、「公益的」か「競争的」かという区別を行なうということである。そして、反壟断法の規制対象は、独占的状态なのか独占的行為なのかという問題は、立法段階ですでに考慮されていた。つまり、中国の反壟断法は、直接的に独占的状态を規制するのではなく、独占的行為を規制すべきであるという態度をとっていた。まさに、このような認識をふまえ、反壟断法の第2条は、中国域内で行われる経済活動における独占行為には、本法を適用すると規定したのである²²⁶。他方、政策面からの国有企業に対する新たな分類は、既存の独占産業

ればならない。

まず、当該企業は法律で定められた範囲内で生産・経営を行わなければならないが、国家に保護されている。同時に、このような企業は市場支配的地位を有しているため、当該地位を濫用し、競争を排除・制限し、消費者の利益を害する行為を行いがちである。上述した行為に対して、国家は法律や法規を制定することを通じて、関連制度を構築し、断固として制止する。反壟断法は、当該企業を含む経営者が市場支配的位置を濫用し、随意に価格をつり上げ、または独占契約締結を達成し、消費者の利益を害する行為を禁止しており、サンクションを規定している。

また、政府および関連部門は、価格法、消費者権益保護法などの法律、行政法規の規定にしたがい、上述した企業の価格設定行為に対して監視・監督を行い、消費者の利益を保護しなければならない。

さらに、国家は、法律、法規および関連政策を通じて、上述した産業に市場への参入機会を次第に広げさせ、競争メカニズムを導入し、企業の技術革新を励まし、経済的効率を高めなければならない。つまり、反壟断法の制定と実施は、第十六回党大会以来、国有経済の重要産業と根幹領域における支配的地位を保証すると同時に、独占産業の改革を加速・促進し、競争メカニズムを導入し、経営者を効果的に規制するという中央の精神を全面的に体现しなければならない。

²²⁶ 曹康泰・張穹・前掲注 128、18～19 頁。

具体的に、独占的状态に対する規制とは、一つまたは多数の経営者が関連市場において独占的状态にあることを違法として判断されることを意味する。また、反壟断法の規定により、このような市場に対して、独占企業を分割させ、一部の構造調整をし、営業の一部を分離させるなどの措置をもって、当該市場の構造を調整し、競争主体を増やし、競争を回復することが必要となる。

一方、独占的行為に対する規制とは、反壟断法によって市場主体が実施した競争を排除・制限する独占的行為を規制することを意味する。これは市場構造を調整することによ

に競争メカニズムを導入しようという政府側の態度を明らかに体现している。その意味で、反壟断法の独占的国有企業に対する適用（とくに当該企業による市場支配的地位の濫用行為に対する規制）を強調するのが、孫晋教授と張田氏の主張である。

二、独占的国有企業をめぐる経済理論と法的理論の基礎

（一）日本の学者の見解

独占的国有企業の問題は、自然独占に起因する。そこで、まず日本の学者の見解をみとめることにする。その内容は、以下のとおりである。

①政府によって、他企業の参入が認められていない場合（たとえば、特許制度）、②規模の経済が存在する場合に、長期的に独占が維持される。とくに規模の経済が起因で発生する独占は、自然独占であり、その理論的基礎として、規模の経済や、平均費用逓減が説かれる。つまり、市場に何社の企業が存在していたとしても、小さな規模の企業から順番に淘汰され、最終的に最大規模の生産者のみが生き残り、「自然に」供給者が一人になってしまう。しかし、競争のない市場では、独占の弊害が生まれる可能性が高いため、政府はこのジレンマの中で何らかの対応をとる必要がある。この対応には二種類ある。その一つは、自然独占企業の公有化であり²²⁷、その二は、生産量や価格などに規制を課すことである²²⁸。しかし、独占の弊害が生じないようにするためには、民営化と政府の規制がともに必要である²²⁹。

また、具体的な産業からみると、電力、都市ガス、鉄道、電気通信などのいわゆる

って競争を維持することとは違う。

世界で、独占的状態そのものを直接に規制している国家は数が少ない。なかで、日本はこのような立法モデルの代表的な国である。しかし、日本においても独占的状態に関する規定は、現在まで真に運用したことがない。大多数の国家は、独占的状態を違法として認めておらず、独占的行為を厳格に規制している。中国では反壟断法の制定過程において、反対されるのは独占的行為か独占的状態かについて認識が一致している。

²²⁷ しかし、①政府や公共部門による意思決定のスピードが速くないこと、②効率改善のインセンティブがないこと、③コスト削減や財・サービスの品質向上といった努力がおろそかになりがちであること、④社会的厚生を最大化するという崇高な目的よりも、関係者の私的な欲求や、自らの所属する意識の維持、あるいは圧力団体の利益などが優先されること、などの政府の失敗という問題が現出しやすいと指摘されている。

²²⁸ 日本は長期で電力産業や、ガス産業でこの方式を取り入れてきたが、近年、電力・ガスの自由化ガスが進んだため、部分的に競争が導入されつつあり、一般家庭に対する電力・ガス供給は、戦後一貫して民間企業による地域独占制度が維持されている。また、日本の国鉄・電電公社・専売公社のいわゆる三公社や、道路公団、郵政公社などが民営化されている。

²²⁹ 小川光・西森晃『公共経済学』（中央経済社、2015年）118～123頁。

公益事業は、自然独占産業にあたり²³⁰、従来、当該産業で市場競争は機能しないとされてきた。すなわち、市場によってではなく、参入退出や料金の規制などによって、政府が望ましい供給を実現すべきであるとされてきた。しかし、技術進歩や密接な代替財の供給、市場規模の拡大など産業を取り巻く環境が変化し、競争の導入による経営効率化やサービス改善の可能性が認識されて、規制の見直しが進められるようになった²³¹。

他方、日本の独占禁止法と事業法による公益事業規制のあり方を考察した論者は、

²³⁰ 当該産業は「法的独占」と呼ばれる場合もある。つまり、電力や鉄道などのように、排他的な私的使用が可能であるにもかかわらず、公共機関もしくは独占状態を法的に保障された私企業によって財、サービスが提供される産業が自由主義経済体制経済体制のもとでも少なからず存在しており、このような独占は一般に「法的独占」と呼ばれている（井澤裕司「自然独占の理論と電気事業－火力発電の費用関数－」『電力経済研究』1983年7月 No. 17、127頁）。

²³¹ 奥野信広『公共経済学 第3版』（岩波書店、2008年）87～88頁。

同書により、自然独占の環境変動は規制改革と緊密な関係があり、日本の規制緩和の過程は次のように述べられている。規制緩和は国民生活の改善と経済活力の向上のために、先進諸国で共通の課題であると思われ、日本は欧米のあとを受けて1970年代後半頃から、公的部門の効率化や規制緩和がこれからの経済活力のために必要だという認識が広がってきた。具体的に、まず、85年に電電公社がNTT(株式会社)に改組され、翌々年には国鉄がJR各社へ分割改組されるなど、公共法人の民営化が実施された。同時に農業、建設業、卸・小売業、金融・保険・証券、運輸・通信、エネルギー関連など幅広い分野で規制緩和が実施で移されつつある。

日本の実証経験からすると、まず、電気通信産業における規制緩和が典型例としてあげられる。具体的に、電電公社のNTTへの改組や、その後のNTT東西会社への分割、NTT市内回線網への参入企業に対するアクセス料金制度の改訂など、参入規制や料金規制の緩和、参入環境の改善が行われて参入が相次いでいる結果、長距離電話や、携帯電話、市内電話、国際電話などの各市場は、複数の供給者による競争市場になって料金は急速に低下し、提供されるサービスが多様になった（同書87頁、93頁）。

また、電力産業において、小売市場の段階的な自由化によって電気料金の低下効果が期待されている。当該産業は典型的な自然独占産業である。火力発電、水力発電、原子力発電など、本来発電には巨大な設備が必要であったが、技術革新により小規模で効率の良い発電が可能となり、電力産業、特に発電部門における規模の経済性に疑問の余地が出てきた。規模の経済が存在しなければ自然独占が成立せず、規制は不要になるような流れを受けて、近年世界中の先進国で電力産業の自由化が進められている。日本では、1996年には電力の卸売制度を導入し、2000年には小売の部分自由化を認めた。2007年にいったん完全自由化の議論が止まったが、2011年の東日本大震災とそれにともなう原発事故にともない、ふたたび電力自由化や発送電分離が検討され始めた。なお、電力自由化にともなう弊害、たとえば、一部の国で電力の自由化で電力価格が上昇にたり、停電が頻発に起きること、などが見えてきたと学者に指摘されている。各国は手探りで電力供給のあり方を模索しているところであり、自由化とその弊害の因果関係についてははっきりとした結論を出すにももう過ごし時間が必要であると同学者に主張されている（小川光・西森晃・前掲注229、121頁）。

以下のように指摘している²³²。

現実には、公益事業（電気通信、電力、ガス、運輸（鉄道、航空）など）では、戦後長らく公社形態の公的独占体がサービスを提供し（電気通信、鉄道）、あるいは参入規制（事業の免許制、許可制）によって保護された私企業がほぼ独占に近い形でサービスを提供してきた（電力、航空、国際通信など）。こうした背景のもとで、日本の独占禁止法旧 21 条が「鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であってその事業に固有のもの」について適用除外を規定していた。このような時代には、これら事業体に独禁法を適用する余地はほとんどなかった。これは、独禁法の競争制限の禁止と他の法律による競争制限の容認が「衝突」する場合に必要となる調整のルールである（法律による明示の適用除外、解釈による黙示の適用除外）。しかし、経済規制法の定める参入規制や価格規制は大幅に緩和され、経済規制法が競争制限的事前規制法から、少なくとも一部は、競争中立的ないし競争維持・促進的事後規制法に変容しつつある。

また、どの国であれ、国や地域、企業や産業（電気通信、電力、ガス、航空、鉄道など）の歴史的あり方によって、あるいは規制改革の進行の程度に応じて、当該公益事業が「自然独占－移行期－競争」のどのフェイズに位置するかによって、事業法と独禁法の関係のあり方も、異なってくる。多くの国・地域では、公益事業・ネットワークインフラストラクチャー産業は、事業による程度の差はあれ、自然独占性を一部に残しつつ（電気通信の市内回線網、電力の送配電線網、都市ガスの導管網など）、潜在的競争が存在した部門において競争が顕在化し、あるいは顕在化しつつあるものが多い。そのため、多くの国の公益事業・ネットインフラ産業は、完全な自然独占が全部門にわたって維持されているわけではないが、有効競争が支配的であるわけでもない「移行期」にあるといえる。このような「移行期」にある公益事業・ネットインフラ産業においては、なお残存するドミナントな既存事業者の市場支配力を事業法と独禁法でいかに規制すべきかが重要な課題となっている。この課題についてある程度共通する結論は、公益事業・ネットインフラ産業における規制は、当該事業が自然独

²³² 土田和博・須網隆夫・前掲注 88、153～154 頁、162 頁～163 頁。

ほかに、事業規制法制（事業開始規制（参入規制）、料金規制、事業終了規制（退出規制））と業務規制法制（利用者保護的業務規制、競争促進的業務規制）や、エネルギー産業、交通産業、通信産業等の産業特性を持つ主要分野から、日本の自然独占産業の規制制度を全面的に論じた学者がいる（友岡史仁『要説 経済行政法』（弘文堂、2015 年））。しかし、紙幅の関係で、詳細に述べることができない。

占から移行期を経て競争状態に推移するとしても、とくに移行期においては、事業法と独禁法を組み合わせる必要があるというものである。その組み合わせとしては、自然独占に近い市場構造が維持されている場合には、事業法の競争状態に近づくとつれて独禁法のウエイトを大きくするという考えのようである。その意味で両者は、移行期にある限り、いずれかを優先適用すべきかという代替関係ではなく、補完関係として捉えることになる。なお、この相互補完説の実例としては、電気通信事業における独禁法と事業法の具体的なあり方があげられてきた²³³。

(二) 中国の学者の見解と立法段階での考慮

中国の法学者は、自然独占理論をふまえて、中国の独占的国有企業の問題を見ており、自然独占産業においても競争システムを導入することが可能である、という共通認識が構築されている。つまり、反壟断法の自然独占産業にたいする態度は、「適用することは一般的であり、除外することは例外である」という方向に、転換してきた

²³⁴。

²³³ ほかに、土田教授は、アメリカの電気事業規制改革、EU のエネルギー規制改革を概観したうえで、規制改革における事業法中心主義と競争法中心主義への批判について詳しく分析し、事業法と独禁法を組み合わせるべきであるという一貫した主張を持っている。また、ひるがえって日本における電気事業規制の現状を考察し、次のように述べている。

日本では、1995年の電気事業法改正により、独立電気事業者による卸電力取引が、1999年の改正により、特定規模電気事業者による小売供給と託送制度が認められ、発電部門と小売部門の自由化が始まった。しかし、自由化された大口需要家への供給のうち新規参入者が占める割合は3%程度にとどまる。垂直的に統合された既存事業者の市場支配的状態が継続している。

また、3.11後の脱・減原発指向によって、自然エネルギー電気の開発・促進も重要な課題となっている。2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は、自然エネルギー別に買取価格と買取期間を定めた。これらはいずれも、発電部門と送配電部門に一層の改革を要請する事情と言える。

しかし、日本では、従来、事業法も独禁法も電気事業の規制改革を推進する方向では用いられてこなかった。外国の電力危機と大停電に鑑み、電力自由化の具体的な制度設計には細心の注意を要すると言える。日本の現状はあまりにも保守的であるようにみえる。

規制改革には、事業法と競争法を組み合わせるべきであるが、その際、電力市場は、①市場支配力に対して一般産業よりも著しく脆弱であること、②送配電網へのアクセスは、短期的・静態的・価格中心の競争と長期・動態的・イノベーション中心の競争のバランスを確保することが肝要であることに留意する必要がある(土田和博「規制改革と競争政策—電力自由化の比較法学的検討」日本国際経済法学会『国際経済法講座Ⅰ—通商・投資・競争』(法律文化社、2012年)409~410頁)。

²³⁴ 具体的に、中国の法学者は自然独占について次のように述べた。自然独占とは、ある経営者が、二つまたは数多くの経営者より低いコストで市場に製品あるいはサービスを提供することができ、これにより形成した独占である。自然独占産業には、おもに電気通信、

実は、反壟断法の起草、審査過程において、独占的状态にある産業・企業をいかに取り扱うかについて、初めから異なる意見が存在していた。そのうち、一つの意見として、このような産業、企業、特に公益企業には、明確に反壟断法を適用しないように規定すべきであるということが主張されていた。しかし、その反対意見として、このような産業、企業には、反壟断法を適用するだけでなく、当該産業、企業による独占が違法となることを明言したうえで、このような独占的状态を変更させる方法を明確に規定すべきであるということが述べられていた。結局、反壟断法は、大多数の意見にしたがって、この問題を下記の通り処理した。

まず、反壟断法は、原則上、すべての産業、企業を適用範囲に入れており、特定の産業全体を対象とする適用除外を規定していない。中国の反壟断法におけるこのような規定は、ある産業の全般的な適用除外を規定することなく、特定の行為のみを適用免除する各国の独占禁止法の発展の傾向を考慮した結果である。他方、中国の独占産業の改革が進行中であり、競争メカニズムの導入は、改革の一つの目標をなしている。

電力、石油、ガス、暖房、水道、一部の交通運輸など、公共サービスを提供する企業または部門（すなわち公用企業）などが含まれる。現在、数多くの国家が、自然独占産業に競争システムを導入している。「適用が一般的であり、除外が例外である」ということは潮流になる（王先林・前掲注 210、18 頁）。

ほかに、自然独占を論じた学者は、当該独占の形成と存在は、必然性および合理性があると述べた。その本質は、経済的独占である。規模の経済に関する理論や、費用の劣加法性（複数の企業による供給より単独の企業による供給のほうが、費用が安くすむことで、そのときに自然独占が発生する）に関する理論によって、自然独占産業で、一つの企業が産品を提供するのは、最小のコストで最大の生産効率を実現できる。これにより、自然独占は、資源の効率的な配分や、消費者の利益に有利である。しかし、自然独占産業では、産品の単一化の問題があり、消費者の選択権が剥奪される可能性がある（劉大洪・謝琴「自然壟断行業改革研究－從自然壟断行業是否為合理壟断的角度出發」『法学論壇』2004 年第 19 卷第 4 期、48 頁）。

さらに、自然独占という概念に関して、経済学者の認識の変更を分析したうえで、競争システムを導入することを論じた学者もいる。具体的に、伝統的な独占的産業でも、自然独占的事業と非自然独占的事業（競争的な事業領域）に分けられる。競争的な事業領域に競争システムを導入することは必要である。これにより、自然独占産業において全面的に反壟断法の適用を免除するという理論の基礎が動揺した。自然独占産業に対して、反壟断法の態度は「適用が一般的であり、除外が例外である」という方向に転換した。独占的事業領域において、企業の独占的構造は、反壟断法の適用を免除する。反競争的行為は規制の対象となる。一方、競争的な事業領域において、企業構造と反競争的行為は、厳格に規制されるべきである（張占江「自然壟断行業的反壟断法適用－以電力行業為例」『法学研究』2006 年第 6 期 55～58 頁）。

また、自然独占、競争との関係、自然独占産業の規制を詳しく論じた論文として、戚隼東「自然壟断管制的理論与实践」『当代財經』2001 年第 12 期、鄭鵬程「論我国自然壟断行業的壟断特徵与法律規制」『法学評論』2001 年第 3 期などがあげられる。

そうしたことで、独占産業・領域に反壟断法を適用することには、条件が揃っており、改革の深化を促進するうえで有利である。

また、反壟断法は、独占産業、独占企業の存在に反対しない。その理由は、以下のとおりである。第一に、これは、国際上、独占禁止法の一般的取扱方法である。早期の反壟断法では、電力、電気通信、鉄道、航空など自然独占産業について国が直接統制すべきである、という態度を取っていた。したがって、このような産業には、反壟断法を適用していなかった。しかし、技術の発展と進歩につれて、自然独占と思われた産業も、次第に競争に参加する要件を満たす状態になった。そのため、各国とも反壟断法に規制されていない産業、企業は、徐々に減ってきた。他方、各国の反壟断法では、独占的状态と独占的行為をともに規制することから、おもに独占的行為を規制することに転換していた。

第二に、これは、中国における実際の状況に符合している。中国の独占産業、独占企業が存在している理由には、四つある。①産業自体が自然独占の性格を持っている。たとえば、電気通信、電力、鉄道などである。②一部の独占産業は、計画経済体制の産物である。③煙草産業のような法に定められた独占産業がある。④国民経済の命脈にかかわる特殊な産業や企業がある。石油業は、その典型例である。このような独占産業における企業は、おもに大型の国有企業であり、国民経済や社会の発展に非常に大きな歴史的貢献をした。社会主義市場経済のもとでは、これらの独占産業、独占企業の関連独占を打破し、競争メカニズムを導入し、経済的効率性を高めることが必要である。しかし、この任務は、反壟断法のみによって完成できるものではない。もし、反壟断法を公布して、このような企業は、一夜にして違法な存在になったとしたら、どのような光景が現出するか、本当に想像しがたい。独占の打破は、改革によって徐々に独占産業と独占企業を減少させ、競争メカニズムを導入するほかない。そして、現在、電力、電気通信、民間航空などの産業において、改革・再編はすでに実質的進展を遂げ、競争的市場構造が初歩的にであるが形成されている²³⁵。

²³⁵ 中国における従来の自然独占産業の発展について、ここで電力産業と電気通信産業を例として簡単に紹介する。

①電力産業 中央政府は、2002年末、電力体制改革を実施し、発電部門と送電部門を分離し、国家電力公司を、送配電事業を営む国家電網公司と南方電網有限責任公司（以下、「南方電網公司」）の2社と、発電事業を営む5大発電会社（中国華能集团公司、中国大唐集团公司、中国華電集团公司、中国国電集团公司、中国電力投資集团公司）に分割した。これら7社はいずれも中央政府が管理する国有企業である。送配電会社2社は、原則として

一方、反壟断法は、独占産業、独占企業の存在には反対しておらず、それらの適法的経営活動を保護しているが、国家は、消費者の利益を保護し、技術の進歩を促進するために、このような産業、企業に対して、必要なコントロール、監督・管理を行っている。つまり、当該企業が実施した独占的行為（独占協議の締結、市場支配的地位の濫用、など）に対して、国家は、厳格に規制し、禁止している。むしろ、反壟断法の実施において、当該企業は、反壟断法の執行機関による重点的規制対象となる。このような事情を考慮したうえで、第7条の規定が設けられた²³⁶。

ピーク対応以外の電源を保有しないことになっている。5大発電所会社は全国各地に発電所を保有しており、いわゆる地域割という形はとられていない。一方、発電事業者は、5大発電会社のほかに、中央政府が管理する国有企業や地方政府が保有する発電会社、民間、外資など約3800社が存在するといわれているが、そのほとんどは小規模事業者である（電気事業連合会 https://www.fepec.or.jp/library/kaigai/kaigai_jigyo/china/detail/1231598_4770.html（2016年4月25日閲覧））。また、2015年中国で新たな電力体制改革が全面実行の段階を迎えた。国家発展改革委員会、国家能源局は電力市場の整備、取引機構の設立と運営、発電・電力使用計画の段階的な開放、送配電価格改革、売電側改革と自家発電所の規範化の6つの関連文書を発表し、電力販売体制の改革や、取引機構の設立などに関する詳細を明らかにした。電力需要が低迷するなか、数兆円規模の市場をにらみ、送配電企業、売電分野に参入する発電企業、地方の電力企業などの競争は激化する。これがやがて電力価格の低下に結び付く（中国網「中国電力改革のロードマップが決まる 市場競争で電力価格は低下へ」（2015年12月1日公開） http://japanese.china.org.cn/business/txt/2015-12/01/content_37206779.htm（2016年4月25日閲覧））。

②電気通信産業 かつては国（旧郵電部）自身が独占的に電気通信サービスを提供していたが、その後、新たな電気通信事業者の設立や分離・統合等、数回の再編があり、2008年に工業情報化部と発改委、財政部の3組織が共同で政府主導の再編計画として「關於深化電信体制改革的通告」（「電気通信体制改革の深化に関する通告」）を発表し、従来の6大通信事業者（中国電信、中国網通、中国移动、中国聯通の4大通信事業者に中国鉄通、中国衛星通信集団公司（中国衛通）を加えた6事業者）を中国電信、中国移动、中国聯通の3事業者に集約する再編が行われた。なお、3社全てに固定・ブロードバンドおよび移動業務を行わせることにより、国際的な競争力の向上を企図した。また、国家発展改革委員会の意見として通知された「2013年経済体制改革深化の重点」において、投融資体制改革の一環として通信分野への民間資本参入推進が盛り込まれ、…競争が一層活発になるものと見込まれる（大森一顕「中国だより」『ITUジャーナル』2013年Vo43.No.11、62頁）。その後、工業情報化部は、2013年5月に移動通信事業の民間開放を決定し、12月末には11の民間企業の参入を認めた。また、同部門は、2014年12月25日、「ブロードバンド・アクセス網市場の民間資本への開放に関する通告」を公表し、参入企業は増え続け、2015年3月時点で42社に達した（三浦有史「中国の国有企業はどこに向かうのかー成長の持続性を左右する改革の暫定評価ー」『環太平洋ビジネス情報』2015年Vol.15 No.58、46頁 <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/8337.pdf>（2016年1月7日閲覧））。

²³⁶ 曹康泰・張穹・前掲注128、19～21頁。

三、問題の本質および解決策の探索

(一) 中国国有企業の問題－特殊性と本質

自然独占の理論をふまえ、中国の国有企業についての独占問題を理解する際に、国有経済の支配的地位と国有企業の法的独占、独占的状态と独占的行為を区別して考えることが必要である。また、独占的産業・国有企業に対する競争メカニズムの導入、反壟断法の適用、適用除外範囲の縮小ということは、すでに反壟断法の立法段階での考慮、学者の主張、一部の産業の新たな発展、国有企業の反壟断調査事件から、明らかに示されていた。このような理論と実践の発展は、実際には、中国経済改革の根本的な要求に応じたものである。

また、中国国有企業の問題には、特殊性がある。この特殊性は、以下の面に現れている。第一に、中国の現実の状況として、国有企業は、国民経済に占める割合が比較的に大きく、多数の業界において支配的地位を有する。しかも、国家は、私有化の概念を使用することを回避しており、国有経済の主導的な地位を強調している。このような背景のもとで、以下のような問題が生じる。つまり、競争メカニズムを導入することを通じて独占的産業を改革し、国有企業を平等な市場の主体へ転換させ、市場に資源配分で基本的な役割を果たせることは可能であるか。競争メカニズムの導入は、国有経済の主導的な地位と矛盾しないか。このような問題は、国有経済が競争に参加することに関する理論を構築する際に、もっとも大きな難問をなす。この難問に対する答えは、社会主義市場経済理論と実践において見つけなければならない。社会主義市場経済は、国有経済と市場経済の間を架橋するものである。社会主義市場経済によって、国有経済を含む経済の主体は、競争法則と価値法則を遵守しなければならない。また、競争メカニズムによって、経済主体の革新能力と競争力を強化することが、強調されている。そして、競争を通じて、企業活力を強化することは、国有経済の価値を保持・増加させるうえで必ず経由すべき道であり、唯一の選択をなす。さらに、社会主義市場経済によって強調されているのは、市場主体の平等、独立な競争機会である。各企業は、独立した競争主体であり、所有制によって不平等な競争地位にとどまってはならない²³⁷。したがって、国家利益と国有企業の利益、国家の機能と企業の機

²³⁷ 同意見はほかの学者にも主張されている。たとえば、孟雁北教授は、以下のように主張している。①市場経済のもとで、国有企業は経営者として、取引を行う時、当然に特権を取得することができない。なお、投資者が国家であるため、当該企業が行った行為は反壟断法に規制されないわけではない。②独占産業の形成は、所有制と必然的關係がない。

能を区分して、国有企業を真の経済の主体として公平な競争に参加させることは、国有経済と市場経済を融合・併存させるポイントをなす。現在、事実上、独占的産業に属する電気通信、電力、民用航空、鉄道、郵政、都市の公用事業に対して市場参入規制を緩和し、競争メカニズムを導入することは、社会主義市場経済を建設するうえで重要な任務となる。また、国有企業にたいする反壟断法の適用は、当該企業が競争に参加する前提条件となる²³⁸。

第二に、中国の独占産業における国有企業の一部の経営行為は、政府の主導によって行われ、企業自身で決定したことはない。たとえば、国資委が公布した「關於推進国有資本調整和国有企業重組的指導意見」（同意見の二 主要政策措施（八））によって、以下の方針が打ち出された。すなわち、国有大型企業の調整と再編を速め、企業資源の最適化を促進し、法に従い、国有企業の「強強連合」（大手国有企業間の合併・統合）を推進する。この「強強連合」は、市場原理に沿って、国家の産業政策に従わなければならない。これにより、資源配分の最適化を図り、企業の規模の経済性を高め、合理的な産業の集中を形成し、国際競争力を備えた特大企業集団を育成し

独占産業は、国有資本によって経営することもできるし、私人の資本によって経営することもできる。どちらによって経営するかを決定するため、利害得失の分析や政策の選択は、反壟断法の適用に影響を及ぼさない。③反壟断法の執行機構による茅台と五粮液の処罰事件から、所有制の差異は反壟断法の適用に影響を与えられないことが見られる（孟雁北・前掲注 220、16 頁）。

ここで茅台と五粮液の処罰事件について簡単に説明する。

2013年2月19日、国家発展改革委員会から得た情報によると、茅台（マオタイ）と五粮液（ウーリャンイエ）が価格独占を実施したことにより4.49億元の罰金が下された。物価部門の関与の下、茅台グループは声明を発表し、以前反壟断法に違反したのある関連のマーケティング政策を取り消すし、直ちに徹底的な整理・改善を行うと宣言した。その後、この会社では以前会社が長年実施してきた「限度価格令」を取り消している。

中国の反壟断法第 47 条にもとづいて、経営者は法律規定に違反し、市場支配地位の濫用を行った場合、独占禁止の法執行機関により違法行為を停止するよう命じられ、違法所得が没収され、ならびに前年度の売上高の 1%以上 10%以下の罰金を処されることになっている。

4.49 億元という額は、中国が反壟断法を実施して以来、関連部門が列記した最大の罰金リストとなったが、茅台、五粮液の 2 社の前年度の販売収入の 1%を占めたにすぎず、「最低の罰金」に属すると言える。2012 年に茅台、五粮液の上場企業の見込み純利益はそれぞれ 131 億元と 95 億元となっており、推定して計算すると、茅台と五粮液の罰金合計額も純利益の約 2%にすぎない（新華網日本語版「茅台と五粮液 価格独占により罰金」（2013 年 2 月 20 日公開） http://jp.xinhuanet.com/2013-02/20/c_132180841.htm（2016 年 4 月 26 日閲覧））。

²³⁸ 方小敏・前掲注 211、133～134 頁。

ていく。また、国家の関連産業の管理規定および市場規則を厳格に執行するという前提のもとで、電気通信、電力、民用航空など業界の改革再編を引き続き進めていく。

このような方針からわかることは、独占的国有企業の再編は、多くの場合、政府に主導されており、異なる所有権者間での利益に関するゲームの結果であると思われる。もう一つの例として、2008年5月24日に工業情報化部、発改委と財政部が共同で発表した「關於深化電信体制改革的通告」があり、ここでは「電気通信事業の現状にもとづき、上述の改革目標を実現するため、中国電信が中国聯通のCDMA網(資産および顧客を含む)を買収し、中国聯通と中国網通が合併し、中国衛通の基礎電気通信業務が中国電信に編入され、中国鉄通が中国移动に編入されることを奨励する」という方針が打ち出された。当時、このような合併事件をめぐって反壟断法の規制免除が可能か否かについて広く議論されていた。その争点は、以下の通りである。すなわち、この合併について、もし届出でが必要な場合、反壟断局が、承認せず、または条件付き承認という決定を下すことは可能であるか。もしこのような可能性がないとすれば、届出手続きをしなければならないということの目的は、何であろうか。もし形式上の審査・許可が非効率であれば、このような独占産業における国有企業の、自己決定権がない合併行為に対して、反壟断法の届出・承認制度を実施する意義があるか。実際には、一般的市場主体としての企業と比べて、独占産業における国有企業は、政府の管理・統制と国家の株式所有権による管理の二重制限を受けている。このような二重制限によって、管理要素と競争要素が交錯している場合、法執行機関が、反壟断法を適用する際に、国有企業に自己決定権がない行為という状況を考慮しなければならず、結局、このような行為は適用免除となる可能性がある。他方、反壟断法と産業規制法との関係や、反壟断法の施行機関と産業の規制部門との関係については再考を余儀なくされ、反壟断法のみによって解決できるものではない²³⁹。

²³⁹ 孟雁北・前掲注220、16～18頁。

また、価格独占行為という視点から、独占的国有企業の行為と政府の管理との関係を述べている学者がいる。具体的に、独占的国有企業の価格独占行為は、行政的独占行為であるか、あるいは経済的独占行為であるかを問わず、合理的でない高い価格に設定するものとみなされる。このような高い価格は、最終的に消費者としての大衆が負担させられたため、社会に大きな負の影響を引き起こした。たとえば、高い原油価格、通信料金、および電力、民間航空、鉄道などの高値は、このようなものである。これらの合理的でない高値の背後にあるのは、歪曲的な市場の価格形成メカニズムである。このような価格形成メカニズムは、大きい程度で体制の問題と言える。また、この歪曲的な価格形成メカニズムは、政府による商品やサービスの価格統制と密接に関係している。政府権力の介入によって、これらの商品やサービスの価格は、市場の需給関係ではなく、政府にコントロールされて

上述したように、独占産業における国有企業の問題は、政府、市場、企業三者間の利益均衡および関係調整に関する問題である。この問題の本質は、政府の失敗と市場の失敗の是正、すなわち産業政策と競争政策の調和という点に帰結する。しかし、中国の特殊な国情から、経済体制の転換、国有企業と政府部門の関係、国有企業の改革、国民の競争に対する認識など多種多様な要素が絡んでいるため、国有企業の問題は、中国経済発展のもっとも重要な課題、極めて複雑な難問になした。そして、この問題を理解する時、当該問題について日中両国の歴史的差異が大きいということを念頭におきながら、日本の学者の指摘する「自然独占－移行期－競争」、中国の学者の指摘する「管理・規制システムの成立－失敗－緩和－再構築」²⁴⁰という動的な視点から捉えることが必要である。他方、中国が移行期にあり、かつ規制システムの再構築段階にあるという背景のもとで、反壟断法と産業規制法が補完関係にあるという認識を構築し、これにもとづいて、両者の関係を調和させ、企業の問題を解決することが、基本的な原則となる。

（二）中国国有企業の問題－解決策の探索

前述の如く、反壟断法の立法段階での考慮、各委員や代表の意見、学者の見解、国有企業分類の動向からわかることは、区分論に立って国有企業の問題を解決しようという傾向が見られるということである。つまり、①独占を独占的状态と独占的行為に分けて、企業の形態を問わず、反壟断法に違反した独占的行為を禁止することや、②国有企業を競争型国有企業と非競争型国有企業に、国有企業の業務を競争的業務と非競争的業務²⁴¹に細分したうえで、競争的分野に競争メカニズムを導入し、競争者を参

いる。価格に関する政府の介入は、もし適法な価格統制であれば、反壟断法によって規制されない。当該行為は、関連法律によって、または制度の改定を通じて、規制しなければならない。もしこの介入は、法的根拠がなければ、あるいは手続きが違法であれば、あるいは市場競争の排除・制限という結果が出れば、行政的独占行為とみなされ、反壟断法の第五章によって規制すべきである（黄勇・鄧志松「壟断性国有企業価格壟断行為的法律規制」『社会科学』2011年第9期96頁）。

さらに、中国は長期に計画経済体制を維持しており、公共企業には「政企合一」という問題があった。体制改革後、監督・管理者と被監督・管理者とは、利益面で、緊密な関係にあり、監督・管理機関は往々にして法にしたがい、仕事をする事ができず、「レントシーキング」（中国語で「尋租」）という現象が普遍的である（史際春等・前掲注203、57頁）。

²⁴⁰ 時建中・前掲注194、59～61頁。

²⁴¹ 鄭鵬程・前掲注234、33頁。孟雁北・前掲注208、45頁。

たとえば、電力事業には電力設備の供給、電力の生産（発電）、高圧送電、低圧配電と電力供給など様々な業務が含まれている。これらの業務のなかで、高圧送電と低圧配電だ

入させ、当該分野には、反壟断法を当然に適用すること、③反壟断法の適用免除と適用除外に分けて、各産業を市場化改革の進展に応じて適用除外または免除すること²⁴²について、共通認識に達したように見える²⁴³。

その理由としては、ある学者は、経済的合理性の視点から、次のように指摘している。中国は、歴史的な原因または現実的な原因で、国有経済が多数の領域や業界において、実際には、支配的地位を有しており、または独占経営や独占販売を行っている。一方、一部の業界においては、市場の失敗という問題がある。このような産業に競争メカニズムを導入することは、経済的合理性が欠けている。そして、当該業種において、経営者は、法律によって適法的な独占地位が授与されているので、当該業種は反壟断法の適用除外として取り扱われるべきである。これは、法定的国有経済の独占に当たる。これ以外の産業に競争メカニズムおよび価値法則を導入することは、効率的な資源配分を実現し、あるいは新的・効率的な産業を促進するうえで有利である。すべての産業における国有企業を反壟断法の適用範囲から排除し、法律上、当該企業の独占的地位を認めることは、独占を区別せずに合法化させることを意味している。これは、経済改革の進行をストップさせ、市場経済体制の構築を妨げることになる。

また、国資委が言及した七つの分野には、①国家安全にかかわり、政治的な任務を担っている産業、たとえば軍事工業、石油工業、自然独占産業に属する電網（電力を除き）、電気通信（おもにネットワーク建設部分を指す）、民用航空（おもに民用航空の基礎施設を指す）もあれば、②電力、石油化学、石炭、民用航空（非基礎施設部分）、電気通信（非ネットワーク建設部分）、航運などの競争的産業もある。前者は、非競争的産業であるため、国有企業の適法的独占地位を認め、反壟断法の適用を排除することは、経済合理性、政治合理性がある。他方、後者は、競争的産業であるため、競

け自然独占業務に属しており、電力設備の供給および電力の生産と供給は、競争的な業務に属する。

²⁴² 張占江「反壟断法与行業監管制度關係的建構—以自然壟断行業内限制競争問題的規制為中心」『当代法学』2010年第1期 116～117頁、119頁。また、同学者は、産業規制法に当該産業の適用除外事項に関する規定を設けようと主張している。

²⁴³ また、このような認識をふまえて、学者が各産業での反壟断法の適用と実施について検討している。たとえば、王曉曄「欧盟電信反壟断法及對我国的啓示」『内部文稿』1999年第24期。張占江・前掲注233。李昇・張強「中德電力壟断規制模式比較」『華北電力大学学报（社会科学版）』2010年第5期。龐鉄力「我国石油行業壟断的法律規制」『求索』2010年第1期。邱潤根・黄江東「我国電力行業改革的困境与出路—以經濟法為視角」『江西社会科学』2011年第11期。王崇魯「電信聯通寬帶反壟断調查迷局探究」『資本市場』2012年第1期。陳玉峰「王曉曄：鐵路政企分開是改革第一步」『法人』2013年第4期、などがある。

争メカニズムを導入することは、生産効率の向上、コストの軽減に有利であり、社会主義市場経済の要求に対応する。これらの産業は、国民経済に非常に重要な存在であるが、競争メカニズムを導入することは、国民経済の発展にマイナスの影響がない。したがって、このような産業においては、国有経済の法的独占地位についての経済的合理性も必要性もない。少数の国有企業が、高い競争力または優遇政策によって独占地位を占めることは、法律では禁止されていないが、このような産業は、反壟断法の適用除外の対象となるわけではない。つまり、法律によって、このような産業における競争が排除されているわけではない²⁴⁴。

²⁴⁴ 方小敏・前掲注 211、132 頁、137 頁。

第五章 小括

周知のとおり、1949年10月1日、新中国が成立し、1978年12月、中国共産党第十一期三中全会で「改革・開放」政策が決定された。これにより、中国の経済体制は1978年を境に大きく二区分できる。つまり、改革・開放政策が実施されることによって、中国の経済体制は、計画経済から市場経済へ転換し始めた。この経済体制の転換過程における中国経済の主役である国有企業の改革は、私営企業の成長、外資の導入、株式会社制度の実施などとかかわり、重大な意味を持ち、一連の改革の目玉といっても過言ではない。むしろ、この国有企業改革は、移行期における中国の産業政策と競争政策との共同作用のもとで行われてきた。

産業政策面では、80年代、中国の学者や官僚たちは日本の産業政策に関する理論から影響を受け、中国における産業政策の理論的基礎が次第に構築されてきた。そして、理論の発展過程において、市場と政府との関係および産業政策の役割が検討される中で、これについて論争が展開された。また、産業政策を制定・実施する行為に法的規制を加えるために、「産業政策法」の概念が提起され、産業政策の法律化は今後の産業政策の進めるべき方向として重視されていくだろう。他方、競争政策面では、反壟断法は高級的市場経済の法として位置付けられ、ますます重要な役割を果たしてきている。また、さまざまな要素の総合的な影響によって、中国の反壟断法の法律制定作業はかなり遅れた。この諸要素の中には規模の経済性および企業の国際競争力の強化や、独占的国有企業の既存利益の保護などに関する考慮が含まれている。中国の反壟断法は、競争政策と産業政策が相互に影響しあって、現出した産物である。

中国における産業政策と競争政策に対する基本的な認識を形成したうえで、次に両者は一体どのような関係にあるのかが検討の対象となった。この関係をめぐっては、両者は異なる資源配分の方式を強調しているが、社会公共の利益を保護し、最大化することは両者の最終的な目標であるため、両者の関係を調和させる可能性があるといえる。また、両者の関係について、産業政策と競争政策の対立を強調し、両者のいずれを優先すべきかについて検討することより、むしろ、社会・経済目標の変更にともしない両者の関係が変わっていることを念頭におきながら、利益均衡を原則として、両者間の調和を求める方が現実的、合理的だといえる。そして、このような産業政策と競争政策の調和を求める過程において多面的機能を発揮しているのが中国の反壟断法である。

前述したように、国有企業の問題は、競争政策と産業政策の関係を反映している。他方、反壟断法は、両者の関係を調整するために機能している。この反壟断法の国有企業に対する影響についていえば、以下のとおりである。条文からみると、反壟断法第7条は、国有企業に対する基本的な規定である。立法過程からみて、当該条文の形成は国有企業に関する産業政策と競争政策を総合的に考慮した結果であるということがわかる。そして、第7条をめぐる論争については、多数の意見により、独占的国有企業が反壟断法の規制対象とされたが、日本の独禁法と異なり、当該企業の独占的状态は認められ、独占的行為のみが禁じられるということになった。これも産業政策と競争政策を考えたいえで導かれた結論だと考えられる。また、現実面で、中国の電力、電気通信などの産業において、競争的市場構造が初歩的に形成され、特に電気通信産業では反壟断調査が行なわれるようになってきている。こうしたことを近年出された政策と合わせて考えると、中国における国有企業は、公平な競争に参加させられると同時に、反壟断法との接点も多くなり、その結果、同法がますます適用されていく傾向にある。

したがって、現在、産業政策にもとづいて、中国における大型国有企業間で若干結合事件が起きていることは事実であるが、産業政策、競争政策および関連規制システムが「自然独占－移行期－競争」、「管理・規制システムの成立－失敗－緩和－再構築」という動的過程にある背景のもとで、中国の国有企業は、類型と業務の区分によって、市場競争に邁進していくことが期待できる。

しかし、上述したことは、ほとんど理論面の検討から導かれた結論である。この結論がどの程度事例研究によって、支えられるのかが次の問題となる。そこで、次に、実証研究という視点から、中国における反壟断法の国有企業に対する規制のあり様をみてみたい。

第二編 中国における反壟断法の国有企業に対する規制—実証的分析を視点として—

第一章 中国の反壟断法を中心とした競争法体系の形成—競争法システム及び反壟断法体制の概観

本論文は、競争政策に関する理論的検討の部分において、すでに反壟断法の制定過程や、同法の法執行体制について簡単に言及したが、ここで、①なぜ中国で現在ののような反壟断法の法執行システムが形成されたのか、②反壟断法の法執行システムはどのような構造になっているのか、③反壟断法の法執行機関はそれぞれどのようなガイドラインをもって、各自が担当する分野における規制を行っているのか、を明確にするために、再び中国の反壟断法を中心とした競争法体系を紹介しておきたい。

第一節 反壟断法以前の関連法律・法規及び反壟断法の誕生

一、反壟断法以前の関連法律・法規等

中国の反壟断法は、2007年8月30日の全国人民代表大会常務委員会において可決され、2008年8月1日より施行された。反壟断法制定・施行前の主な競争法関連法律・法規は、下記の通りである。

(一) 1980年代の関連法律、法規、規章等

1980年、「国務院關於開展和保護社会主义競争的暫行規定」（「社会主义競争の展開・保護に関する国務院の暫定規定」（略称：「競争十条」。1980年10月17日施行、既に失効²⁴⁵）が公布され、同暫行規定によって、競争保護・独占禁止が初めて法律上、政府・企業の義務として提起された。その後、国家の法律、法規、規章等のうち、競争促進・独占禁止の問題に関する規定が次第に増えてきた。たとえば、国務院は1982

²⁴⁵ 失効理由：同暫行規定の内容は、1993年7月2日に公布された「科学技術進歩法」、1993年9月2日に公布された「反不正当竞争法」、1996年5月15日に公布された「促進科技成果转化法」（「科学技術成果转化促進法」）、1997年12月29日に公布された「価格法」、1992年7月23日に公布された「全民所有制工業企業轉換經營機制条例」（「全民所有制工業企業經營システム轉換条例」）の内容と合わなくなった。

年「物価管理暫行条例」（「物価管理暫定条例」（1982年8月6日施行、1987年失効）、1986年「国務院關於認真解決商品搭售問題的通知」（「商品の抱き合わせ販売の問題を慎重に解決することに関する国務院の通達」（1986年5月25日施行））、1987年に「中華人民共和国価格管理条例」（1987年9月11日施行）、1990年に「国務院關於打破地区間市場封鎖進一步搞活商品流通的的通知」（「地域間における市場封鎖を打破し、商品流通をさらに活発化させることに関する国務院の通達」（1990年11月10日施行））をそれぞれ公布した。このような価格の管理行為、抱き合わせ行為、取引地域の制限行為等に関する規定によって、中国における競争法体系の雛形が形成された。また、1987年8月に、元国務院法制局が反壟断法起草グループを設立し、同グループにより、1988年「反对壟断和不正当竞争暫行条例草案」（「反壟断及び反不正当竞争の暫定条例草案」）が作成された。

（二）1990年代から2007年までの関連法律、法規、規章等

「反壟断及び反不正当竞争の暫定条例草案」の流れを踏まえ、1993年12月1日に、経済活動にとって不正と思われる行為類型を広く規制している「中華人民共和国反不正当竞争法」が施行され²⁴⁶、同法第3条によって、県級以上の人民政府の工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督検査を行うことになった。同年12月14日に、「關於禁止公用企業限制競争行為的若干規定」（「公用企業による競争制限行為の禁止に関する若干の規定」）が国家工商行政管理総局²⁴⁷により公布され、同日施行された。なお、この時期に、法律レベルで、「中華人民共和国価格法」（1998年5月1日施行）²⁴⁸、「中華人民共和国招標投標法」（即ち「入札法」（2000年1月1日施行））

²⁴⁶ 同法の「改正草案送審稿」が2016年2月25日に発表された。

²⁴⁷ 国家工商行政管理総局は、市場の監督管理及び関連の行政法執行業務を主管する国務院の直屬機関である。ここで、国家工商行政管理総局の沿革について簡単に説明する。

中国の建国初期、政務院財経委員会内において「中央外資企業管理局」と「中央私営企業管理局」が設置されており、1953年に両局が合併し、「中央工商行政管理局」となった。文革時期、中央工商行政管理局は「中央人民政府商業部」に合併されたが、1978年9月再び設立され、「国家工商行政管理局」に改称された。2001年4月、国家工商行政管理局は、「国家工商行政管理総局」に改称された（新華網「工商総局歴史沿革与職能」http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2003-02/26/content_746623.htm（2016年11月10日閲覧））。

²⁴⁸ 同法第5条は、「国務院の価格主管部門は、全国の価格業務について統一的に責任を負う。国務院のその他の関係部門は、各自の職責範囲内において、関係する価格業務に責任を負う。県級以上の地方各級人民政府の価格主管部門は、当該行政区域内の価格業務に責任を負う。県級以上の地方各級人民政府のその他の関係部門は、各自の職責範囲内において、関係する価格業務に責任を負う」と規定している。

²⁴⁹、「中華人民共和国対外貿易法」（1994年公布、2004年改正、新法2004年7月1日施行）において、独占禁止に関する規定が設けられている。

また、民用航空総局が1996年2月27日に公布した「制止民用航空運輸市場不正競争行為規定」（「民用航空運輸市場の不正競争行為を制限する規定」）、国務院が2000年9月15日に公布した「中華人民共和国電信条例」（「中華人民共和国電気通信条例」）、2001年4月21日に公布した「国務院關於禁止在市場經濟活動中实行地区封鎖的規定」（「市場經濟活動における地域封鎖の禁止に関する国務院の規定」）、2001年4月27日に公布した「国務院關於整頓和規範市場經濟秩序的決定」（「市場經濟秩序の整頓及び規範化に関する国務院の決定」）等が競争法としてあげられる。

さらに、競争法システムにおける価格に関する規定として、①元国家發展計画委員会²⁵⁰が1999年8月1日に「価格違法行為行政処罰規定」を公布して、同日施行された。しかし、その後、この規定は2006年、2008年、2010年と3回にわたって改定された。②「価格行政処罰程序規定」（「価格行政処罰手續規定」（同名の旧規定が1998年施行））が、2001年9月20日に公布され、2002年1月1日に施行された。しかし、元国家發展計画委員会によって公布されたこの規定は、国家發展改革委員会が2013年3月6日新たに改定された「価格行政処罰程序規定」（最新規定が2013年7月1日施行）を公布したため、廃止された。それと同時に、2000年4月25日公布され、同年6月1日施行された「価格監督検査管轄規定」も廃止された。③元国家發展計画委員会は、2002年1月1日に「禁止価格欺詐行為的規定」（「価格詐欺行為禁止規定」）を公布し、同日に施行された。その後、国家發展改革委員会は2006年、2015年同規定の解釈を公布したが、現在有効であるのは2015年6月15日に公布された解釈である。④国家發展改革委員会は、2006年1月17日に「政府制定価格成本監審弁法」（「政

²⁴⁹ 同法第3条によって、入札法に列挙される特定プロジェクトの具体的範囲及び規模の基準については、国務院發展計画部門が国務院關係部門と共同でこれを制定し、国務院に届け出て許可をもらうものとする。

また、「中華人民共和国招標投標法實施条例」（すなわち「入札法實施ガイドライン」）は2012年2月1日より施行され、同「条例」の第4条によって、国務院發展改革部門は全国の入札業務を指導・調整し、国家重大建設プロジェクトの工事入札活動について、監督、検査を実施し、国務院の工業情報化、住宅都市農村建設、交通運輸、鉄道、水利、商務などの部門は、規定に基づいて職責を分担し、關係する入札活動の監督を行う。

²⁵⁰ 「国家發展計画委員会」は、「国家發展和改革委員会」（日本語で「国家發展改革委員会」）の前身である。「国家發展和改革委員会」は、産業政策の策定に非常に重要な意味を有する。「国家計画委員会」、「国家發展計画委員会」、「国家發展和改革委員会」の沿革については、前掲注77を参照。

府制定価格コスト監督審査弁法)を公布した。同弁法の2006年3月1日施行に伴い、2002年11月1日に元国家発展計画委員会が公布した「重要商品และบริการ価格成本監審暫行弁法」(「重要商品及びサービス価格コスト監督審査暫定弁法」)は廃止された。

⑤国家発展改革委員会は、2006年3月17日に「政府制定価格行為規則」を公布し、2006年5月1日に施行された。それと同時に、元国家発展計画委員会が2001年12月16日に公布した「政府制定価格行為規則(試行)」は廃止された。他方、中国銀行業監督管理委員会と国家発展改革委員会は、2003年6月26日に、「商業銀行服務價格管理暫行弁法」(「商業銀行サービス價格管理暫定弁法」)を公布したが、2014年8月1日に「商業銀行服務價格管理弁法」(「商業銀行サービス價格管理弁法」)が施行されたため、暫定弁法は廃止された。

その他、①国際合併・買収に関する規定として、対外經濟貿易合作部²⁵¹などが2003年3月7日に「外国投資者并購境内企業暫行規定」(「外国投資者による国内企業の合併・買収の暫定規定」)を公布した。2006年に、同暫定規定は改正され、新しい規定として、「關於外国投資者並購境内企業的規定」(「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定」)が2006年9月8日に施行された(反壟断法施行後、この規定が再び改正され、同名の新たな規定は、2009年6月22日に施行された)。

②実務において、法院が頻繁に参照する司法解釈として、最高人民法院は、2007年1月12日に「最高

²⁵¹ 「対外經濟貿易合作部」は「商務部」の前身である。商務部は、經濟・貿易を管轄し、國務院に属する重要な行政部門である。ここで、「対外經濟貿易部」、「対外經濟貿易合作部」、「商務部」の沿革について簡単に説明する。

1949年11月2日、「中央人民政府貿易部」が成立した。その後、対外貿易を強化し、貿易部の仕事を軽減し、中国の貿易を国内貿易と国外貿易に分け、各自に展開しようという政府の考えから、1952年8月7日、中央人民政府貿易部が廃止され、「中央人民政府對外貿易部」(對外貿易事務を管理する)と「中央人民政府商業部」(国内貿易事務を管理する)が成立した。

1982年3月、中央人民政府對外貿易部、對外經濟連絡部、国家進出口管理委員会、国家外国投資管理委員会が合併し、「對外經濟貿易部」となった。同部門によって、對外經濟・貿易に関する事務が統一的に管理・実施されていた。同年3月8日、中央人民政府對外貿易部が廃止された。そして、1993年3月16日、對外經濟貿易部が「對外經濟貿易合作部」と改称された。一方、1993年3月、中央人民政府商業部が廃止され、「国内貿易部」が成立した。しかし、1998年3月、国内貿易部が廃止され、国家局に改組され、「国家經濟貿易委員会」の管理下に置かれた。

2003年3月10日、對外經濟貿易合作部と国家經濟貿易委員会が廃止され、商務部が成立した(元国家經濟貿易委員会の職能は、国有資産監督管理委員会、国家発展改革委員会、商務部に分担される)。商務部は、中国国内外貿易、國際經濟協力を管轄する國務院の構成部門となった(中国商務部「機構沿革」<http://www.mofcom.gov.cn/mofcom/yange.shtml>(2016年11月1日閲覧))。

人民法院關於審理不正當競爭民事案件應用法律若干問題的解釋」（「最高人民法院不正當競爭民事案件的審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」）を公布した。

以上、反壟断法の制定に先立って、一連の競争関連規定が一定程度存在したが、この種の規定は散在しており、完備されていないため、法体系として市場経済の発展や、企業、消費者の需要に応じられない場合が存した。そのため、計画経済体制から市場経済体制への移行を目指す中国において、反壟断法の制定・施行が期待されていた。他方、国务院の統合管理の下で、工商行政管理部門、商務部、国家發展改革委員会が、それぞれ競争法の関連分野を管轄する競争法体系の雛形を作成した。

二、反壟断法の立法過程

前述の通り、1987年8月に元国务院法制局が反壟断法起草グループを設立し、1988年、「反对壟断和不正当競爭暫行條例草案」が提出された。その後、①1994年、反壟断法が「第八期全国人大常委会立法計画」に加えられ、元国家經濟貿易委員会及び国家工商行政管理総局により共同起草された。1994年5月、反壟断法起草指導グループと起草作業グループが設置され、1997年7月、「反壟断法」（草案大綱第一稿）が、1998年11月、「反壟断法」（草案大綱第二稿）が作られ、②1998年、「反壟断法」が「第九期全国人大常委会立法計画」に加えられ、2000年6月、起草グループが「反壟断法」（草案大綱）に対し修正を加え、第一次「反壟断法」（意見募集稿）が作られ、③2003年12月、「反壟断法」が「第十期全国人大常委会立法計画」に加えられ、かつ重要經濟立法プロジェクトとされた。④2004年、国务院が「反壟断法」を立法計画に加えた。そして、2004年2月26日、商務部が単独で国务院に対し「反壟断法」（送審稿）を提出した。⑤2005年2月、「反壟断法」が全国人大常委会の2005年立法計画に加えられた。そして、2005年、国务院が「反壟断法」審査修正指導グループ、「反壟断法」修正作業グループ、「反壟断法」審査修正専門家グループを設立し、中国の「反壟断法」草案に対し審査修正を実施した。その後、2006年6月7日、「中華人民共和國反壟断法（草案）」は国务院常務會議で討論に付され、同国务院常務會議においてさらなる修正を加えられた後、国务院を通じて全国人大常委会による審議のため提示することが決定された。また、①2006年6月24日から29日、第十期全国人大常委会第二十二次會議での反壟断法草案の第一次審議、②2007年6月24日から29日、第十期全国人大常委会第二十八次會議での反壟断法草案の第二次審議、③2007年8月24日から30日第十期全国人大常委

会第二十九次会議での反壟断法草案の第三次審議を経て、2007年8月30日、十届全国人大常委会第二十九次会議にて「中華人民共和国反壟断法」が採択され、2008年8月1日より施行された²⁵²。

このように、国家發展改革委員会、国家工商行政管理総局及び商務部は、反壟断法の執行前、独占禁止、競争保護に関する仕事を担当しており、反壟断法の立法に際して、それぞれ重要な役割を果たした。このような経緯を踏まえ、反壟断法施行後、三機関を同法の執行機関とする法執行の基本的な構造が形成された。

第二節 反壟断法施行後形成された反壟断法を核心とする法体系

一、反壟断法体系の立法考慮及び実態

反壟断法の執行機構を如何に設置するのは、国の国情や行政管理体制と切り離せない。中国では、商務部が外資による中国国内企業の買収・合併審査を行い、国家發展改革委員会が価格法に基づいて価格関連の独占行為を規制し、国家工商行政管理総局が反不正競争法により抱き合わせや公益企業の市場支配的地位濫用等の行為を規制している。反壟断法公布後、法執行作業の連続性を保障し、関連各部門がそれぞれ法執行するという構造を維持することが適切であると立法機関が考えていたため、国家發展改革委員会、国家工商行政管理総局及び商務部という三つの機関が、反壟断法の主な法執行機構とされた。また、反壟断法の執行活動の統一性、公正性及び権威性を維持するために、国務院反壟断委員会が設定され、同委員会には、法執行業務の組織、協調、指導職能が付与されている。さらに、立法には一定の予測性がなければならない。したがって、今後発生する可能性がある法執行機関の改革や、機関の職能調整のために、立法上の余地が残されている。つまり、反壟断法は、法執行機構の職責及び法執行の手続を規定しているが、具体的な反壟断法の執行機構は国務院が別途指定することとなった²⁵³。上述した立法上の考慮は、反壟断法の第9条と第10条に

²⁵² 時建中「中国独占禁止法施行後の状況と今後の課題」(日本語訳:川島富士雄)、公正取引委員会競争政策研究センター 公開セミナー(2011年10月12日) [²⁵³ 曹康泰・張穹・前掲注128、44頁、48頁。](https://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h23/27_notice_files/111012opseminar_2.pdf#search='時建中「中国独占禁止法施行後の状況と今後の課題」(日本語訳:川島富士雄)'>https://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h23/27_notice_files/111012opseminar_2.pdf#search='時建中「中国独占禁止法施行後の状況と今後の課題」(日本語訳:川島富士雄)' (2016年10月30日閲覧)</p></div><div data-bbox=)

体現されている。そして、このような考慮に基づき、現在中国における反壟断法の「二層多機構」という法執行体制は、下記の表のようになる。

中国反壟断法の担当官庁の二層構造及び法執行分担体制表（関連法規定・情報等に基づいて筆者作成）								
第一層	官庁名称	國務院反壟断委員會						
	主要職責	反壟断委員會は國務院によって設立され、独占禁止業務の組織、調整及び指導について責任を負い、次に掲げる役割及び責任を履行する。(一)競争に関する政策の検討及び策定、(二)市場の全般的な競争状況の調査及び評価の実施並びに評価報告書の公表、(三)独占禁止に関する指針の制定及び公布、(四)独占禁止に関する行政機関による法執行業務の調整、(五)國務院が定めるその他の役割及び職責。同委員會の構成及び作業規則については、國務院がこれを規定する（反壟断法第9条）。						
	基本設置	反壟断法第9条の規定を受け、法施行前に同委員會の構成が決定された（「國務院弁公庁關於國務院反壟断委員會主要職責和組成人員的通知」（「國務院弁公庁の國務院反壟断委員會の職責と構成人員に関する通知」）国弁発〔2008〕104号(2008年7月28日)）。それによれば、主任は王岐山（國務院副總理）、副主任は陳德銘（商務部部長）、周伯華（國家工商行政管理總局局長）、張平（國家發展改革委員會主任）、畢井泉（國務院副秘書長）がそれぞれ担当し、さらに他の委員として發展改革委副主任、工業・情報化部副部長、監察部副部長、財政部副部長、交通運輸部副部長、商務部副部長、國有資産監督管理委員會副主任、工商總局副局長、知的財産権局副局長、法制弁公室副主任、銀行業監督管理委員會副主席、証券監督管理委員會副主席、保険監督管理委員會副主席が名を連ねている(それぞれ当時)。 その後、これらの後任がそれぞれ委員を務めている。具体的に、主任は汪洋（國務院副總理）、副主任は高虎城（商務部部長）、徐紹史（國家發展改革委員會主任）、張茅（國家工商行政管理總局局長）、畢井泉（國務院副秘書長）がそれぞれ担当している。構成部門(15部門)：國家發展改革委員會、工業情報化部、財政部、交通運輸部、商務部、人民銀行、國有資産監督管理委員會、國家工商行政管理總局、國家統計局、國家知的財産権局、國務院法制弁公室、銀行業監督管理委員會、証券監督管理委員會、保険監督管理委員會、國家エネルギー局（李青（価格監督検査反壟断局副局長）「中国の価格独占禁止に関する主な法律規定及び業務の進展」第18回日中民商事法セミナー（2013年12月） http://www.icclc.or.jp/pdf/info140324_tmp04.pdf#search= 「中国の価格独占禁止に関する主な法律規定及び業務の進展」(2016年11月1日閲覧)）。						
	関連規定・ガイドライン	「國務院關於經營者集中申報標準的規定」（「經營者集中申告基準に関する國務院の規定」、國務院令第529号、2008年8月3日施行） 「國務院反壟断委員會關於相關市場界定的指南」（「関連市場の画定に関する國務院反壟断委員會の指針」、2009年5月24日制定、同年7月7日發布・施行）						
担当官庁（二層構造）	官庁名称	國家工商行政管理總局（略称：「工商總局」 英語略称：「SAIC」）	國家發展改革委員會（略称：「發展改革委」、「國家發改委」または「發改委」 英語略称：「NDRC」）	商務部（英語略称：MOFCOM）				
	主要職責	独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争制限行為(価格独占行為を除き)に関する反壟断法の執行権限が付されている。これとは別に、工商總局は、市場の不正競争行為、商業賄賂、及び密輸・スマグラーなどの経済違法行為をも調査・処理する。 （「國家工商行政管理總局主要職責内設機構和人員編制規定」（「國家工商行政管理總局の主要職責、内設機構及び人員編成の規定」、頒布文書番号：国弁発〔2008〕88号、根拠文書番号：国発[2008]11号）、二、主要職責(六)）	価格違法行為と価格独占行為の調査・処理以外に、國家産業政策及び經濟安全に係わる広範な権限が与えられた（「國家發展和改革委員會主要職責内設機構和人員編制規定」（「國家發展改革委員會の主要職責、内設機構及び人員編成の規定」、頒布文書番号：国弁発〔2008〕102号、根拠文書番号：国発[2008]11号）、二、主要職責(三)、(六)等）。	法に基づき經營者集中（企業結合）行為に対して独占禁止調査を行い、中国企業による海外での独占禁止訴訟への対応策を指導し、多国間又は二国間の競争政策の交流と協力を展開する（「商務部主要職責内設機構和人員編制規定」（「商務部の主要職責、内設機構及び人員編成の規定」、頒布文書番号：国弁発〔2008〕77号、根拠文書番号：国発[2008]11号）、二、主要職責(十五)）。				
	担当部署（内設機構）	工商總局では、「反壟断与反不正当竞争執法局（規範直銷与打擊伝銷弁公室）」（略称：「反壟断・反不正当竞争執法局」）が設立されている。同局により独占禁止と不正競争防止の具体的措置の研究・企画、反壟断法の関連執行、市場の不正競争行為の調査・処理、商業賄賂、スマグラーなどの経済違法行為の調査・処理などが担当されることになる。 反壟断・反不正当竞争執法局においては、総合処、独占禁止法律指導処、独占禁止法執行処（独占禁止法執行一処、独占禁止法執行二処）、反不正当竞争処、經濟検査処等が設立されている（工商總局、「機構設置」、「反壟断与反不正当竞争執法局（規範直銷与打擊伝銷弁公室）」（2009年5月23日掲載） http://www.saic.gov.cn/zzjg/jgsz/200905/t20090523_48854.html （2016年10月10日閲覧））。	価格司、価格監督検査与反壟断局（価格監督検査及び反壟断局）、産業協調司、外資利用・域外投資司等が設立されており、反壟断法における価格カルテル、産業政策と國家經濟安全に係わる関連業務を調査・処理することになっている。 価格司には、市場価格変動の観測、國家マクロ価格改革の方針の提出、価格関連政策と法規の起草、重要工業製品及び公共企業商品の政府指導価格又は指定価格の制定、主要農産品、独占的産業、公共事業等のコストの調査などの権限が付されている（發展改革委員會、「価格司」、「機構設置」 http://jgs.ndrc.gov.cn/jgsz/ （2016年10月10日閲覧））。 価格監督検査及び反壟断局（反壟断法施行当初は価格監督検査司が設置され、2011年8月初以降は同司から価格監督検査及び反壟断局に改組された）は、価格監督検査又は独占禁止法規草案及び規程の起草、商品・サービス及び國家機關費用徴収の価格違反行為の調査及び処理、価格独占行為の調査及び処理、価格処理決定に対する行政不服審査の受理などの権限が付されている。同局は、総合処等5処、市場価格監督管理一処と二処、価格独占禁止調査一処と二処及び競争政策・國際協力処を設置している（發展改革委員會、「価格監督検査与反壟断局」、「機構設置」 http://jgs.ndrc.gov.cn/jgsz/ （2016年10月10日閲覧））。	「反壟断局（國務院反壟断委員會弁公室）」（略称：「反壟断局」）が設立されている。同局は、企業結合関連法規の起草、企業結合に対する審査、企業結合に関する独占禁止申告、交渉、調査、公聴の実施、通報の受理、對外貿易における独占行為の調査、弊害の除去、企業の国外における独占禁止応訴業務の指導、多角的及び二国間協定における競争条項の協議及び交渉、競争政策國際交流及び協力等の國務院反壟断委員會の具体的な仕事を担当する（商務部反壟断局「重要職能」（2011年6月13日掲載） http://fdj.mofcom.gov.cn/article/gywm/200809/20080905756026.shtml （2016年10月10日閲覧））。 同局において、2010年3月13日公表の内設機構改編によると、改編前に総合処、調査一、二処、經濟分析処、競争政策処及び監察法執行処の6処体制であったものが、改編後には弁公室、競争政策処、審査一、二、三処、監察法執行処、委員會協調処の7処体制となった（商務部反壟断局「内設機構」（2010年3月13日掲載） http://fdj.mofcom.gov.cn/article/gywm/200811/20081105868495.shtml （2016年10月10日閲覧））。				
	地方授權	省・自治区・直轄市レベルの地方工商行政管理局に一括授權なし、個別案件毎に授權 （「工商行政管理機關查处壟断協議、濫用市場支配地位案件程序規定」（國家工商行政管理總局令第42号、2009年5月26日公布、2009年7月1日施行）第3条） （工商行政管理機關構造：國家工商行政管理總局⇒省・自治区・直轄市工商行政管理局⇒（区のある）市級工商行政管理局⇒区（区のない）市・県級工商行政管理局⇒工商所）	省・自治区・直轄市レベルの地方物価局等に一括授權、重大案件は直接処理 （「國家發展和改革委員會關於反壟断執法授權的決定」（發改價檢[2008]3509号、2008年12月15日）及び「反壟断執法程序規定」（國家發展和改革委員會令第8号、2010年12月29日公布、2011年2月1日施行）第3条） （價格管理機關構造：國家發展改革委員會⇒省級價格主管部門⇒地級市價格主管部門）	現在、地方授權ないが、将来地方に授權する可能性がある（搜狐新聞、「反壟断局：正在研究反壟断執法機構对地方授權」（2008年12月5日掲載） http://news.sohu.com/20081205/n261035353.shtml （2016年10月10日閲覧））。				
担当官庁	國家工商行政管理總局（略称：「工商總局」、SAIC）		國家發展改革委員會（略称：「發展改革委」、「國家發改委」または「發改委」、NDRC）		商務部（略称：MOFCOM）			
規制分野（反壟断法による）	反壟断法の関係章節	独占協定（第2章、第13～16条）	市場支配的地位の濫用（第3章、第17～19条）	行政権力の濫用による競争の排除・制限（第5章第32～37条）	独占協定（第2章、第13～16条）	市場支配的地位の濫用（第3章、第17～19条）	行政権力の濫用による競争の排除・制限（第5章第32～37条）	經營者集中（企業結合）（第4章、第20～31条）
	行為類型及び関係条文	数量制限（第13条1項2号）	取引拒絶（第17条1項3号）	行政による取引の指定（第32条）	（水平的）価格独占協定（第13条1項1号）	高価販売等（第17条1項1号）	差別的な料金または価格の設定または実施（第33条1項1号）等	合併（第20条1号）
		市場分割（第13条1項3号）	強制的・排他的取引（第17条1項4号）	外部地域の商品への差別的技術措置の採用（第33条（二））	市場分割に関する価格独占（第13条1項3号）	原価割れ販売（第17条1項2号）		株式または資産の取得による支配権の取得（第20条2号）
		技術制限（第13条1項4号）	抱き合わせ及び不合理な取引条件付き販売（第17条1項5号）	行政許可による外部地域の商品の市場参入制限（第33条（三））	（水平的）共同の取引拒絶（第13条1項5号）	価格面での取引条件差別待遇（第17条1項6号）		契約等による支配権取得等（第20条3号）
		（水平的）共同の取引拒絶（第13条1項5号）	取引条件に関する差別待遇（第17条1項6号）	外部地域の商品の市場流入妨害及び当該地域の商品の流出妨害（第33条（四））	再販売価格固定（第14条1号）	価格面でのその他の支配的地位の濫用行為（第17条1項7号）		
		その他の独占協定（第13条1項6号、第15条1項3号）	その他の支配的地位の濫用行為（第17条1項7号）	その他の地域間の商品自由流通妨害行為（第33条（五））	最低再販売価格拘束（第14条2号）			
		經營者協会の独占行為（第16条）		行政権力濫用による入札参加の制限（第34条）	価格面での經營者協会の独占行為（第16条）			
				行政権力濫用による外部地域の事業者の市場参入制限（第35条）				
				独占行為の強制（第36条）				
				競争制限的規定の禁止（第37条）				
注記	価格独占行為を除く		価格独占行為規制+國家安全審査		經營者集中規制+國家安全審査+海外反独占訴訟対応の指導+國際競争政策交流及び協力			

担当官庁	国家工商行政管理総局（略称：「工商総局」、SAIC）	国家發展改革委員会（略称：「發展改革委」、「国家發改委」または「発改委」、NDRC）	商務部（略称：MOFCOM）
関連規定・ガイドライン	①「工商行政管理機関制止濫用行政権力排除、限制競争行為程序規定」（「行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の制止手続に関する工商行政管理機関の規定」、国家工商行政管理総局令第41号（2009）、2009年7月1日施行）	①「反価格壟断規定」（「価格独占禁止規定」、国家發展和改革委員会令第7号（2010）、2011年2月1日施行）	①「關於外国投資者併購境内企業の規定」（「外国投資家による域内企業の合併・買収に関する規定」（2006年同名規定の改訂版）、商務部令2009年第6号、2009年6月22日施行）
	②「工商行政管理機関查处壟断協議、濫用市場支配地位案件程序規定」（「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」、国家工商行政管理総局令第42号（2009）、2009年7月1日施行）	②「反価格壟断行政執法程序規定」（「価格独占禁止行政執法手続規定」、国家發展和改革委員会令第8号（2010）、2011年2月1日施行）	②「金融業經營者集中申報營業額計算弁法」（「金融經營者集中申告における營業額の計算規則」、商務部・中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会・中国证券監督管理委員会・中国保險監督管理委員会令 2009年第10号、2009年8月15日施行）
	③「工商行政管理機関禁止壟断協議行為的規定」（「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」、国家工商行政管理総局令第53号（2010）、2011年2月1日施行）	その他、①「關於濫用知識産権的壟断指南」（徵求意見稿）（「知識財産権濫用に関する反独占ガイドライン」（意見聴取稿）が2015年12月31日に公表され、意見聴取期間は2016年1月1日～2016年1月20日となる。	③「經營者集中申報弁法」（「經營者集中申告規則」、商務部令 2009年第11号、2010年1月1日施行）
	④「工商行政管理機関禁止濫用市場支配地位行為的規定」（「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」、国家工商行政管理総局令第54号（2010）、2011年2月1日施行）	②「横向壟断協議案件寬大制度適用指南」（徵求意見稿）（「水平的独占協定案件におけるリエンシー制度の適用ガイドライン」（意見聴取稿）が2016年2月3日公表され、意見聴取期間は2016年2月3日～2016年2月22日となる。	④「經營者集中審査弁法」（「經營者集中審査規則」、商務部令 2009年第12号、2010年1月1日施行）
	⑤「工商行政管理機関制止濫用行政権力排除、限制競争行為的規定」（「行政権力の濫用による競争の排除または制限行為の制止に関する工商行政管理機関の規定」、国家工商行政管理総局令第55号（2010）、2011年2月1日施行）	③「反壟断案件經營者承諾指南」（「独占禁止案件における經營者承諾ガイドライン」）が2016年2月3日に公表され、意見聴取期間は2016年2月3日～2016年2月21日となる。	⑤「關於實施經營者集中資産或業務剝離的暫行規定」（「經營者集中における資産または業務の分離の實施に関する暫定規定」、商務部公告2010年第41号、2010年7月5日施行、2015年1月5日廃止）
	⑥「關於禁止濫用知識産権排除、限制競争行為的規定」（「知識財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」、国家工商行政管理総局令第74号（2015）、2015年8月1日施行）	④「關於汽車業的壟断指南」（徵求意見稿）（「自動車業に関する反独占ガイドライン」（意見聴取稿）が2016年3月23日に公表され、意見聴取期間は2016年3月23日～2016年4月12日となる。	⑥「商務部實施外国投資者併購境内企業安全審査制度有關事項的暫行規定」（「商務部が外国投資家による域内企業の合併・買収の安全審査制度を實施する関連事項の暫定規定」、商務部公告2011年第8号、有効期間：2011年3月5日～8月31日）
	その他、「關於濫用知識産権的壟断執法指南（国家工商総局第七稿）」（「知識財産権濫用に関する独占禁止の法執行ガイドライン（国家工商総局第七稿）」）が2016年2月4日に公表され、一般からの意見募集を開始した（意見募集期間は同月23日まで）。	⑤「關於壟断協議豁免一般性条件和程序的指南」（徵求意見稿）（「經營者の独占行為による違法所得の認定及び罰金の確定に関するガイドライン」（意見聴取稿）が2016年5月12日に公表され、意見聴取期間は2016年5月12日～2016年6月1日となる。	⑦「商務部實施外国投資者併購境内企業安全審査制度的規定」（「商務部が外国投資家による域内企業の合併・買収の安全審査制度を實施する規定」、商務部公告2011年第53号、2011年9月1日施行）
		⑥「關於認定經營者壟断行為違法所得和確定罰款的指南」（徵求意見稿）（「經營者の独占行為による違法所得の認定及び罰金の確定に関するガイドライン」（意見聴取稿）が2016年6月17日に公表され、意見聴取期間は2016年6月17日～2016年7月6日となる。	⑧「關於評估經營者集中競争影響的暫行規定」（「經營者集中の競争への影響評価に関する暫定規定」、商務部公告2011年第55号、2011年9月5日施行）
		また、独占禁止規制に係る価格管理・監督に関する規定等	⑨「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」（「法に従い申告をしていない經營者集中の調査処理暫定規則」、商務部令2011年第6号、2012年2月1日施行）
		①「關於加強藥品市場價格行為監管的通知」（發改備監 [2015] 930号、「藥品市場價格行為の管理監督の強化に関する通知」、2015年5月4日公布・施行）	⑩「關於經營者集中簡易案件適用標準的暫行規定」（「經營者集中に係る簡易案件の適用標準に関する暫定規定」、商務部公告2014年第12号、2014年2月12日施行）
		②「省級電網輸配電價定價弁法（試行）」（徵求意見稿）（「省級電網の送配電價格の定価規則（試行）」（意見聴取稿）が2016年11月16日に公表され、意見聴取期間は2016年11月16日～2016年11月25日となる。	⑪「關於經營者集中附加限制性条件的規定（試行）」（「經營者集中に付加する制限的条件に関する規定（試行）」、商務部令2014年第6号、2015年1月5日施行）
		③「商業銀行收費行為執法指南」（「商業銀行費用徵收行為執行ガイドライン」、2016年6月5日施行）	その他、商務部反壟断局により制定・公布された規定・ガイドライン：
		④「網絡交易價格學報管轄規定（試行）」（「インターネット取引價格告発管轄規定（試行）」）2016年10月25日に公布され、2017年1月1日に施行される。試行期間は1年となる。	①「關於經營者集中申報文件資料的指導意見」（「經營者集中申告文書資料に関する指導意見」、商務部反壟断局、2009年1月5日施行）
		その他、「價格行政処罰程続規定」（「價格行政処罰手続規定」、国家發展和改革委員会令第22号（2013）、2013年7月1日施行）	②「關於發布並施行經修訂的『經營者集中反壟断審查申報表』的說明」（「修正後の『經營者集中反独占審査申告表』の公布及び施行に関する説明」、商務部反壟断局、2012年6月6日施行）
			③「關於經營者集中簡易案件申報的指導意見（試行）」（「經營者集中簡易案件の申告に関する指導意見（試行）」、商務部反壟断局、2014年4月18日施行）
		④「關於經營者集中申報的指導意見」（「經營者集中申告に関する指導意見」（2009年1月5日公布された同名意見の改訂版）、商務部反壟断局、2014年6月6日施行）	
		⑤「關於規範經營者集中案件申報名称的指導意見」（「經營者集中申告案件名称の規範化に関する指導意見」、商務部反壟断局、2015年2月6日施行）	
		⑥「監督受託人委託協議」（示範文本）（「監督受託人への委託協定」、商務部反壟断局、2015年11月27日公布、参照価値あり、法的効力無し）	

二、反壟断法体系の問題点及び発展動向

前述の如く、競争法・独禁法の執行機関に関しては、日本の公正取引委員会（JFTC）、アメリカの司法省反トラスト局（ADDJ）、連邦取引員会（FTC）及び州司法長官²⁵⁴、EUの欧州委員会（the European Commission）の競争総局²⁵⁵などと異なり、中国では、「二層三機関」の反壟断法執行体系が形成された。しかし、このような反壟断法執行体系は、完璧とは言えず、様々な潜在的な問題が存する。すなわち、これらの問題について、中国の学者は、次のようなことを指摘している。①経営者間の独占協定が価格カルテルと市場分割の両方に跨る場合、これは国家発展改革委員会が受理するのか、それとも工商総局が受理するかが問題になる。同学者が2009年3月に国家発展改革委員会価格監督検査司の職員に対して行ったインタビューによれば、同司の職員は価格カルテルがその他のカルテルと重なる場合には、その他のカルテルが価格カルテルに従属する行為であるとみなしており、同司による調査・処理権限を拡大する姿勢を強く見せている。②市場支配的地位の濫用と経営者集中規制においては、関連市場の画定がその前提作業になるが、これは、工商総局と商務部とでそれぞれ行われる場合に、基準の同一性の問題が発生する。③外資による国内企業の合併・買収の場合には、発展改革委員会と商務部の間で国家安全審査をめぐる審査基準と手続をどのように定めるかも課題になる²⁵⁶。そのため、この学者は、三つの反壟断法執行機構間の協力体

²⁵⁴ 公正取引委員会、「各国・地域の競争法」、「米国」（2008年1月現在）
<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/u/america.html>（2016年10月1日閲覧）

²⁵⁵ 公正取引委員会、「各国・地域の競争法」、「EU」（2010年2月現在）
<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/e/eu.html>（2016年10月1日閲覧）

²⁵⁶ ③の問題点は、反壟断法施行直後、学者によく指摘されたが、法の完備化に伴い、国家安全審査の関連制度が次第に明確化されてきた。ここで、国家安全審査に関する主な法規定を簡単に説明する。

まず、原則的な規定として、反壟断法第31条は、「外資が域内企業に対する合併・買収を行い、もしくは他の方法により経営者集中に参加し、国家安全に関わる場合は、本法の規定に基づき経営者集中審査を行う以外に、国家の関連規定に基づき国家安全審査を行わなければならない」と規定している。

その他、「關於外国投資者併購境内企業的規定」（「外国投資者による域内企業の合併・買収に関する規定」）第12条で「外国投資者が域内企業に対する買収・合併を行い、実質の支配権を取得する際、それが重点業種に関わり、国の経済安全に影響する若しくは影響の恐れがある要素が存在し、または馳名商標や中国の老舗の店名を保有する国内企業の実際の支配権の移行を招くことになる場合、当事者はこれについて商務部に申告しなければならない。」と規定している。

制が不可欠であり、且つ三つの法執行機構の責任分担をより一層明確化させることが必要であると述べている²⁵⁷。実際のところ、中国における反壟断法の学界では、「二層多機構」の反壟断法執行体制について賛否両論が存するが、反対論が主流であり、近年、法執行体制の改革や整合化を行うべきであるとの声が強まっている²⁵⁸。

他方、上記の表の通り、2016年に、国家発展改革委員会を中心にして、「知識財産権濫用に関する反独占ガイドライン」、「自動車業に関する反独占ガイドライン」

また、具体的な規定として、2010年4月に、国務院により公布された「国務院關於進一步做好利用外資工作的若干意見」（「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」（国発[2010]9号））では、安全審査体制を確立した上で外資による域内企業の合併・買収を奨励する内容が盛り込まれている。

その後、2011年2月3日に、「国務院弁公庁關於建立外国投資者併購境内企業安全審査制度的通知」（「外国投資者による域内企業の合併・買収に対する安全審査制度の確立に関する国務院弁公庁の通知」（国弁発[2011]6号））が国務院弁公庁から公布され、同年3月5日から施行されている。同「通知」により、外国投資者による域内軍事関連企業、国家安全に係わる重要農産品、重要エネルギーと資源、重要インフラ、重要運輸サービス企業等、審査範囲に該当する域内企業を合併・買収する際に新たに安全審査が求められるようになった。なお、同「通知」は、過去の関連規定に定められた安全審査制度確立の方針に従い、安全審査の範囲以外に、安全審査の内容、安全審査体制及び審査プロセス等について規定している。そのうち、安全審査体制及び審査プロセスによって、商務部は、安全審査申請/申請撤回の受理及び審査結果の通告の窓口とされる。また、安全審査の聯席會議（合同會議）制度が設置されている。当該聯席會議は、国家発展改革委員会と商務部が外資による合併買収案件に係わる業界と領域に基づき、関連部門を召集し、合併・買収安全審査を行う。そして、商務部経由で提出した合併・買収安全審査申請について、聯席會議は、まず、一般性審査を行い、一般性審査を通過できない場合、特別審査を行うこととなる。

そして、2011年3月に、商務部が上述した国務院弁公庁の「通知」に基づき、「商務部實施外国投資者併購境内企業安全審査制度有關事項的暫行規定」（「商務部が外国投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度を実施する関連事項の暫定規定」（商務部公告2011年第8号））を公布した。同「暫定規定」により、商務部がその管轄範囲における申請者確定、申請に必要な資料、申請手続等について更に明確化した。同「暫定規定」の有効期間は、2011年3月5日～8月31日となる。

さらに、2011年8月25日に、「商務部實施外国投資者併購境内企業安全審査制度的規定」（「商務部が外国投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度を実施する規定」（商務部公告2011年第53号））が、商務部により公布され、同年9月1日より施行された。同「規定」は、適用期限満了を迎える「暫定規定」に代わるものであり、内容については「暫定規定」に微調整を行ったのみで大きな変更点がない。同「規定」により、商務部において、国家安全審査の申請者、申請プロセス、申請書類、申請結果通知事項等が、正式に定められている。

これにより、国家安全審査制度の基本的な枠組は、従来の外国投資者による合併・買収関連規定、反独占関連規定と合わせた上で構築されている。

²⁵⁷ 戴龍・前掲注198、64頁。

²⁵⁸ 反壟断法が公布される前、国がいくつかの反壟断法の執行機構を設置することが妥当ではないと学者に指摘されていた（前掲注189を参照）。

等を含む 6 つのガイドラインの制定が同時に行われるという動向が注目された²⁵⁹。2016 年のこの 6 つのガイドラインはまだ正式に公布・施行される段階には至っていないが、これらのガイドラインについてパブリックコメント募集が行われた。そして、2017 年 1 月 12 日に開催された「中国競争政策与法律年会（2016/2017 年）」において、反壟断・反不正当竞争法執行局の副局長李青氏は、国家発展改革委員会が当該 6 つのガイドラインの正式な公布・施行及び反壟断法の改正を促しているところであると述べた²⁶⁰。当該 6 つのガイドラインは、2017 年に公布される可能性が高い。また、2016 年 6 月 14 日に、「国务院關於在市場體系中建立公平競爭審查制度的意見」（「国务院による市場体系において公平競争審査制度を確立することに関する意見」）が公布された。この「意見」によって、市場の主体の経済活動に関して、行政機関または授權された組織が制定した規章・規範性文書や、他の政策措置に対して、「公平競争審査」が行われる必要がある。これによって、今後、行政的独占がさらに制限されていくことが予想される。さらに、反壟断法の執行機関は、法執行を全面的に強化しているとしている。以下、主に三つの反壟断法の執行機関の公開している情報に基づいて、各機関における法執行の実態について検討してみたい。

²⁵⁹ 工商総局が公布した「知識財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」は、2015 年 8 月 1 日に施行されたが、当該規定は、「知識財産権濫用に関する反独占ガイドライン」の一部を先行施行したものである。

²⁶⁰ 中国発展網「三大反壟断執法機構推動反壟断法修訂 六部指南即将出台」（2017 年 1 月 13 日 公 開）
<http://price.chinadevelopment.com.cn/ygwj/fjgld/2017/01/1116715.shtml>（2017 年 1 月 15 日閲覧）

第二章 工商行政管理機関による反壟断法の執行状況

第一節 非価格独占行為規制に関する法規定

国家工商行政管理総局は、価格独占行為を除いて、企業結合以外の反競争行為に対する反壟断法の執行を担当する。つまり、同局は、市場支配的地位の濫用、独占的協定及び行政権の濫用による独占という3種類の行為に対して規制を行っている。2011年2月1日、当該3種類の行為について、3つの実施規則が施行され、これが2009年施行された2つの手続的規則と合わせて、国家工商行政管理総局の主な反壟断法執行システムを構成している。その他、当局は、知的財産権に対する反壟断法の適用について、「知的財産権の濫用による競争の排除または制限行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」を公布し、この規定は2015年8月1日に施行された。他方、「価格」と「非価格」の反競争行為の違いが、明確ではないため、特定の場合に国家工商行政管理総局と国家発展改革委員会の双方が、管轄を主張することも起こり得る。以下、国家工商行政管理総局の主な反壟断法執行システムについて検討していく。

一、市場支配的地位の濫用及び独占協定に関する規定

(一) 市場支配的地位の濫用行為に関する実体的規制

「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」によれば、市場の支配的地位とは、経営者が関連市場内において商品価格、数量若しくはその他取引条件を規制し、又はその他の経営者による関連市場への参入を阻害・影響できる能力を有する市場地位をいう（第3条）。当該支配的地位の認定に際しては、①関連市場に占める市場シェア及び関連市場の競争状況、②販売市場又は原材料調達市場を支配する能力、③経営者の財力及び技術条件、④その他の経営者が取引において当該経営者に対する依存度、⑤その他の経営者が関連市場へ参入する難易度などの要素が考慮される（第10条）。また、一般的に、①一人の経営者が関連市場に占める市場シェアが二分の一に達している場合、②二人の経営者が関連市場に占める市場シェアの合計は三分の二に達している場合、③三人の経営者が関連市場に占める市場シェアの合計は四分之三に達している場合には、経営者が市場の支配的地位を有していると推定できる（第11条）。しかし、市場支配的地位を有すると推定された経営者であ

っても、市場を支配する能力がないことを証明できる場合、当該経営者につき市場支配的地位を有すると認定してはならない（第 12 条）。

そして、市場の支配的地位を有する経営者は、正当な理由なく、①取引相手との取引を拒否すること（第 4 条）、②取引限定行為を実施すること（第 5 条）、③正当な理由なく抱き合わせ販売を行い、又は取引時にその他の不合理な取引条件を付け加えること（第 6 条）、④条件が同一の取引相手に対して、取引条件において差別待遇を実行すること（第 7 条）が禁止されている。また、正当な理由の認定に際しては、①関連行為は経営者が自社の正常な経営活動及び正常な効果・利益に基づいて実施したものか否か、②関連行為による経済の運行効率、社会公共利益及び経済発展への影響等の要素を総合的に考慮しなければならない（第 8 条）。

工商行政管理機関は、市場の支配的地位の濫用行為に対して、当該行為の停止を命じ、違法所得を没収し、また前年度売上高の 1%以上 10%以下に相当する罰金を科すことができる。また、具体的な場合、工商行政管理機関は事情を斟酌して、当該経営者に対する処罰を軽減又は免除することができる（第 14 条）。

（二）独占的協定行為に関する実体的規制

「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」によれば、独占的協定とは、「独占禁止法」第 13 条、第 14 条、第 16 条の規定に違反し、経営者の間で締結し、又は経営者団体が当該業界の経営者を組織して締結した競争を排除し、又は制限する協定、決定又はその他の協調行為を指す（第 2 条）。

同規定によれば、競争関係にある経営者が、①商品の生産数量又は販売数量を制限することについて独占的協定を締結すること（第 4 条）、②販売市場又は原材料の購入市場を分割することについて独占的協定を締結すること（第 5 条）、③新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限することについて独占的協定を締結すること（第 6 条）、④取引を共同でボイコットすることについて独占的協定を締結すること（第 7 条）が禁止されている。また、同規定が明確に定めていないその他の独占的協定について、価格独占協定を除き、国家工商行政管理総局が法により認定する（第 8 条）。

経営者が、上述の規定に違反し、独占的協定を締結・実施した場合、工商行政管理機関は、違法行為の停止を命じ、違法行為による所得を没収し、かつ前年度の売上高の 1%以上 10%以下の制裁金を科す。また、締結した独占的協定がまだ実施され

ていない場合は、50 万元以下の制裁金を科することができる（第 10 条）。

他方、経営者団体が当該業界の経営者を組織して同規定の禁止する独占的協定行為を行わせることが禁止されている（第 9 条）。経営者団体が、同規定第 9 条に違反した場合、工商行政管理機関は、当該経営者団体に対して 50 万元以下の制裁金を科することができる。また、情状が重い場合、工商行政管理機関は社会团体登記管理機関に対して法によりその登記の抹消を求めることができる（第 10 条）。

工商行政管理機関は、具体的な制裁金額を確定する際に、違法行為の性質、経緯、程度及び継続期間などの要素を考慮しなければならない。経営者が談合し、又は経営者団体が経営者の談合を組織したものの、独占的協定を締結していない場合、工商行政管理機関は、速やかにこれを制止しなければならない（第 10 条）。また、経営者が自主的に工商行政管理機関にその締結した独占的協定の関連状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合、工商行政管理機関は、状況により当該経営者への処罰を減輕し、又は免除することができる（第 11 条）。締結した独占的協定の関連状況を最初に自主的に報告し、重要な証拠を提供し、かつ調査に全面的に積極的に協力した経営者について、処罰が免除される（第 12 条）。さらに、経営者が証拠を提供し、その締結した協定が反壟断第 15 条に符合していることを証明することができる場合、工商行政管理機関の認定を得たうえで、同規定が適用されない（第 14 条）。

（三）市場支配的地位の濫用行為及び独占的協定行為に関する手続的規制

「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」によれば、国家工商行政管理総局は、業務の必要に応じ、関連する省、自治区、直轄市の工商行政管理局（以下「省級工商行政管理局」という）に授權し、独占協定、市場支配的地位の濫用の分野における独占禁止の法執行業務を担当させることができる（第 2 条）。また、工商行政管理機関は、職権に基づき、又は通報、その他の機関からの移送、上級機関からの引渡し等のルートを通じ、独占行為を発見し、かつ法により調査・処理する（第 4 条）。さらに、省級工商行政管理局は、主に当該行政区域内において発生した独占の疑われる行為にかかる通報について審査を行い、かつ審査状況及び立件するか否かについての意見を国家工商行政管理総局に報告しなければならない（第 7 条）。

一方、独占行為が疑われる経営者は、調査対象期間において、調査中止の申請を提出し、工商行政管理機関が認める期限内に、行為による影響を除去するための具体的

な措置を講ずることを承諾することができる（第 15 条）。工商行政管理機関は、調査対象経営者の申請に基づき、行為の性質、継続期間、結果及び社会的影響等の具体的な状況を考慮した上で、調査中止を決定し、かつ調査中止決定書を発行することができる（第 17 条）。そして、工商行政管理機関は、経営者による承諾の履行状況について監督を行い、経営者がすでに承諾を履行していると確定した場合、調査終了を決定し、かつ調査終了決定書を発行することができる。しかし、一定の事由に該当する場合、調査が再開される（第 19 条）。

二、行政権力の濫用による競争の排除・制限行為への制止に関する規定

（一）行政権力の濫用による競争の排除・制限行為に関する実体的規制

「行政権力の濫用による競争の排除または制限行為の制止に関する工商行政管理機関の規定」第 3 条によれば、行政機関及び法律、法規より授権され公共の事務を管理する職能を有する組織が、行政権力を濫用し、①明確な要求、暗示又は拒絶、行政許認可の遅滞及び検査の重複等の方式により、単位又は個人に対し、その指定した経営者より提供された商品を経営、購入及び使用することを限定又は形を変えて限定し、又は他人の正常な経営活動を制限すること、②地方商品に対し、地元における同類の商品と異なる技術要求、検査基準、又は重複検査、重複認証等差別的な措置を執行し、地方商品の地元市場への参入を阻害、制限すること、③地方商品のみに対し行政許認可制度を制定し、又は地方商品に対して行政許認可を与えるに際して、異なる許認可条件、手続、期限等を設定し、地方商品の地元市場への参入を阻害、制限すること、④関所の設置又はその他の手段により、地方商品の地元市場への参入又は地元商品の地方市場への輸送を阻害、制限すること、⑤差別的な資格要求、審査基準又は違法な情報の公布等の方式を設定することにより、地方経営者の地元における入札応札の活動への参加を排斥、又は制限すること、⑥不平等な待遇を取る等の方式により、地方経営者の地元における投資又は分枝機構の設立を排斥又は制限し、又は地方経営者の地元における正常な経営活動を阻害すること、⑦経営者間において競争の排除、制限を実施する独占協議の締結を強制し、市場支配地位を有する経営者に対し、その市場支配地位の濫用行為に従事することを強制すること（第 3 条）、⑧決定、公告、通告、通知、意見、会議紀要等の形式により、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定、公布すること（第 4 条）をしてはならない。行政機関及び法律、法規より授権された公共の事務を管理する職能を有する組織が、上述の規定違反した場合、国家工商行政

管理総局及び省、自治区、直轄市の工商行政管理总局は、「独占禁止法」第 51 条の規定に従い、行政機関及び法律、法規より授権された公共の事務を管理する職能を有する組織が行政権職を濫用して競争を排除、制限する行為及びその結果について、その関連する上級機関に対し法に従って処理するよう建議を提出することができる（第 6 条）。

他方、経営者は、行政機関及び法律、法規より授権された公共の事務を管理する職能を有する組織による行政限定、行政授権、制定・公布された行政規定を理由に、独占協議を締結、実施し、市場支配地位を濫用する行為に従事してはならない（第 5 条）。経営者が上記の規定に違反し、独占行為に従事した場合、「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」に従い処理する（第 7 条）。

（二）行政権力の濫用による競争の排除・制限行為に関する手続的規制

「行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の制止手続に関する工商行政管理機関の規定」によって、行政機関及び法律、法規により授権され、公共事務を管理する職能を有する組織が、行政権力を濫用し、競争の排除、制限行為を実施した場合、上級機関が是正を命ずる。直接の責任を負う主管者及びその他の直接の責任者については、法により処分する。国家工商行政管理总局及び省、自治区、直轄市の工商行政管理总局（以下「省級工商行政管理总局」という）は関連する上級機関に対し法により処理することを提案することができる（第 2 条）。一方、経営者が独占協定及び市場支配的地位の濫用行為に従事した場合には、「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」を適用する（第 5 条）。

第二節 実例から見る工商総局の法執行の実態

一、事件の統計

工商総局は、2013 年に、同局の公式サイトで、工商行政管理機関による規制事例に関して、「競争執法公告」（「競争法執行公告」）を公開し始めた。このような情報の公開は、工商総局が、①反壟断法の執行機関に対して、法執行の透明性や予測可能性が低いとよく指摘されていること、②公開された規制事例には、今後の規制作業に対して参考になるという価値があること、等の要素を考えたうえで行った行為であると

考えられる。また、2017年1月10日まで、公開されたこのような「公告」は、総計49件に達した。そして、年度別の事件数は、2013年12件、2014年8件、2015年14件、2016年14件、2017年1件である。当該「公告」及び関係事件の概況は、下記の統計表のとおりである。

番号	事件名	工商総局の競争法執行公告番号	関連行政決定書	当事者	法執行機関	立案・調査日	決定日	関連市場	違法行為	処罰			企業性質	主な適用された規定
										没収した違法所得(元)	課した制裁金(元)	金額合計(元)		
1	江蘇省連雲港市建築材料と建築機械行業協会混泥土委員会組織本行業經營者從事壟斷協議案(江蘇省連雲港市建築材料と建築機械行業協会コンクリート委員会が、当該業界の經營者を組織し、独占協定を達成させた事件)	2013年第1号(2013年7月29日付)	江蘇省工商行政管理局行政処罰決定書 蘇工商案字【2010】第00037号	江蘇省連雲港市建築材料と建築機械行業協会コンクリート委員会	江蘇省工商行政管理局	2009年11月16日	2008年8月31日	連雲港市におけるレディーミクスコンクリートの販売市場	当事者は、經營者が独占的行為に従事するよう組織した。	なし	200000.00	200000.00	社会団体法人	反壟斷法第16条、第46条3項
			江蘇省工商行政管理局行政処罰決定書 蘇工商案字【2010】第00038~42号	江蘇省連雲港市のコンクリート会社5社					市場分割協定	38号: 26896.08 39号: 24247.83 40号: 18993.83 41号: 30357.91 42号: 35985.56	38号: 78248.34 39号: 97933.87 40号: 46226.95 41号: 185260.54 42号: 123053.49	38号: 105144.42 39号: 122181.70 40号: 65220.78 41号: 215618.45 42号: 159039.05	民営	反壟斷法第13条1項3号、第46条1項
2	江西省泰和県液化石油氣經營者從事壟斷協議案(江西省泰和県液化石油氣經營者による独占協定事件)	2013年第2号(2013年7月29日付)	江西省工商行政管理局行政処罰決定書 贛工商公処字【2010】01号	泰和県華維液化石油氣儲配站(普通パートナーシップ企業)	江西省工商行政管理局	2010年8月6日	2011年4月1日	泰和県における液化石油氣のバラ売り市場	市場分割協定	205537.00	130230.00	335767.00	パートナーシップ	反壟斷法第13条1項3号
3	河南省安陽市旧機動車經營者從事壟斷協議案(河南省安陽市中古自動車經營者による独占協定事件)	2013年第3号(2013年7月29日付)	河南省工商行政管理局行政処罰決定書 豫工商處字【2012】第001号	①安陽市旧機動車交易市場有限責任公司(民営企業) ②安陽旧機動車交易市場(全人民所有制企業) 等を含む11社の企業	河南省工商行政管理局	2011年8月24日	2012年1月4日	安陽市における中古自動車市場	市場区域・シェア分割協定(及び市場におけるサービスの価格を統一させる)	(11社にそれぞれ)120816~143136.65	15672.18~ 37992.83	1733122.45	民営、国有	反壟斷法第13条1項3号、第46条1項
4	遼寧省建築材料工業協会組織本行業經營者從事壟斷協議案(遼寧省建築材料工業協会が当該業界の經營者を組織し、独占協定を達成させた事件)	2013年第4号(2013年7月29日付)	遼寧省工商行政管理局行政処罰決定書 遼工商處字【2012】19号	遼寧省建築材料工業協会	遼寧省工商行政管理局	2011年7月1日	2012年3月~8月	遼寧省におけるセメントクリンカー生産市場	当事者は、經營者が独占的行為に従事するよう組織した。	なし	100000.00	100000.00	社会団体法人	反壟斷法第16条、第46条3項
			遼寧省工商行政管理局行政処罰決定書 遼工商處字【2012】2、3、5~11、17、18、23、24号	①遼寧省 灰水泥有限公司(台湾・香港・マカオ合資) ②遼陽冀東水泥有限公司(国有企業) ③遼寧交通水泥有限責任公司(国有企業) ④遼寧遼東水泥集团山河水泥有限公司(民営企業) を含む11社の企業(実際に13社の企業に処罰書が出された。そのうち、第6号と第18号の当事者や、第23号と第24号の当事者は、それぞれ経営管理上関連性があり、この4社は実際に2社として見られている。)					数量制限協定(及び最低販売価格を固定する)(処罰された公司のうち、4社が協定を実施しなかった。)	本事件で、「違法所得」と「制裁金」が区分されておらず、処罰決定書において中国語で「罰款」と表現されている。	当事者のうち、契約を実施しない4社はそれぞれ50万円の制裁金が課された。他の11社は、それぞれ101万円~254万円の制裁金が課された。	16270000.00	民営、国有等	反壟斷法第13条1項2号、第46条1項
5	湖南省永州市保険行業協会組織本行業經營者從事壟斷協議案(湖南省永州市保険行業協会が当該業界の經營者を組織して独占協定を達成させた事件)	2013年第5号(2013年7月29日付)	湖南省工商行政管理局行政処罰決定書 湘工商處處字【2012】1号	永州市保険行業協会	湖南省工商行政管理局	2012年5月31日	2012年11月30日	永州市における新自動車保険市場	当事者は、經營者が独占的行為に従事するよう組織した。	なし	400000.00	400000.00	社会団体法人	反壟斷法第16条、第46条3項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第9条2号、第10条2、3項
			湖南省工商行政管理局行政処罰決定書 湘工商處處字【2013】3~12号	①中国人民財產保險股份有限公司永州市分公司(国有企業) ②中国平安財產保險股份有限公司永州市分公司(民営企業) ③中国人壽財產保險股份有限公司永州市中心支公司(国有企業)を含む12社の企業が独占協定を締結したが、そのうち10社が当該協定を実施した。					市場分割協定	なし	10社は、それぞれ0.18万円~41.81万円の制裁金が課された。	982800.00	民営、国有等	反壟斷法第13条1項3号、第46条1項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第5条1号、第10条3項
6	湖南省張家界市保険行業協会組織本行業經營者從事壟斷協議案(湖南省張家界市保険行業協会が当該業界の經營者を組織して独占協定を達成させた事件)	2013年第6号(2013年7月29日付)	湖南省工商行政管理局行政処罰決定書 湘工商處處字【2012】2号	張家界市保険行業協会	湖南省工商行政管理局	2012年5月30日	2012年12月3日	張家界市における自動車(新車と観光車両)保険市場	当事者は、經營者(8社の保険企業)が独占的行為に従事するよう組織した。8社の保険企業は、市場分割について独占協定を達成・実施した。	なし	400000.00	400000.00	社会団体法人	反壟斷法第16条、第46条3項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第9条2号、第10条2、3項
7	湖南省常德市保険行業協会組織本行業經營者從事壟斷協議案(湖南省常德市保険行業協会が当該業界の經營者を組織して独占協定を達成させた事件)	2013年第7号(2013年7月29日付)	湖南省工商行政管理局行政処罰決定書 湘工商處處字【2012】4号	常德市保険行業協会	湖南省工商行政管理局	2012年6月19日	2012年12月3日	常德市における自動車(新車)保険市場	当事者は、經營者(16社の保険企業)が独占的行為に従事するよう組織した。16社の保険企業は、市場分割について独占協定を達成・実施した。	なし	450000.00	450000.00	社会団体法人	反壟斷法第11条、第16条、第46条3項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第9条2号、第10条2、3項
8	湖南省郴州市保険行業協会組織本行業經營者從事壟斷協議案(湖南省郴州市保険行業協会が当該業界の經營者を組織して独占協定を達成させた事件)	2013年第8号(2013年7月29日付)	湖南省工商行政管理局行政処罰決定書 湘工商處處字【2012】3号	郴州市保険行業協会	湖南省工商行政管理局	2012年6月20日	2012年12月3日	郴州市における自動車(新車)保険市場	当事者は、經營者(10社の保険企業)が独占的行為に従事するよう組織した。10社の保険企業は、市場分割について独占協定を達成・実施した。	なし	450000.00	450000.00	社会団体法人	反壟斷法第11条、第16条、第46条3項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第9条2号、第10条2、3項
9	浙江省江山市混泥土經營者從事壟斷協議案(浙江省江山市コンクリート經營者による独占協定事件)	2013年第9号(2013年7月29日付)	浙江省工商行政管理局行政処罰決定書 浙工商案【2012】16号	①江山市江山虎商品混泥土有限公司 ②江山永成混泥土有限公司 ③江山市恒江商品混泥土有限公司	浙江省工商行政管理局	2011年11月 日	2012年12月14日	江山市におけるコンクリート市場	市場分割(及び共同値上げ等)協定	(言及されていない)	①471600.00 ②258450.00 ③453150.00	1183200.00	民営	反壟斷法第13条1項3号、第46条1項

10	浙江省慈溪市建設工程檢測協會組織本行業經營者從事壟斷協議案（浙江省慈溪市建設工程檢測協會が当該業界の経営者を組織して独占協定を達成させた事件）	2013年 第10号 （2013年 7月29日 付）	浙江省工商行政管理局壟斷案件 中止調査決定書 浙工商案 〔2011〕15号 浙江省工商行政管理局壟斷案件 終止調査決定書 浙工商案 〔2013〕8号	慈溪市建設工程檢測協會 ①寧波市開源工程檢測技術有限公 司 ②浙江中浩工程檢測有限公司慈溪 分公司 ③浙江新世紀工程檢測有限公司慈 溪經濟開發區分公司	浙江省工 商行政管 理局	2012年12月 日	2011年11月7日 2013年3月14日	慈溪市における建築の省エネに 関する検測サービス市場	市場分割協定	(調査中止、有効期間：1年) (調査終止)	なし なし	0 0	0	社会団法人、 民営	反壟斷法第13条1項3号、第45条 「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調 査・処理手続に関する工商行政管理機關の規 定」第17条、第19条 「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調 査・処理手続に関する工商行政管理機關の規 定」第19条2項
11	四川省宜賓市磚瓦協會組織本 行業經營者從事壟斷協議案 （四川省宜賓市磚瓦協會が当 該業界の經營者を組織して独 占協定を達成させた事件）	2013年 第11号 （2013年 7月29日 付）	四川省工商行政 管理局行政処罰 決定書 川工商 処字〔2013〕 7003号 四川省工商行政 管理局行政処罰 決定書 川工商 処字〔2013〕 7001号、7004～ 7006号 四川省工商行政 管理局行政処罰 決定書 川工商 処字〔2013〕 7007号	宜賓市磚瓦協會 7001号：高泉福溪溪岩磚廠 7004号：高泉勝天鎮新和真岩磚廠 7005号：宜賓鼎丰洞頁岩機磚廠 7006号：宜賓市翠屏区 創力機磚有限 責任公司 付杉（無免許經營者）	四川省工 商行政管 理局	2012年2月13日	2013年3月6日（しか し、7006、7007号： 同年3月27日）	宜賓市における磚瓦の生産市場	当事者は、經營者（16社の保險企業）が独占的行為に従事するよう組 織した。16社の保險企業は、市場分割について独占協定を達成・実 施した。 数量制限協定	なし (言及されていない) (言及されていない)	500000.00 7001号：120000.00 7004号：110000.00 7005号：170000.00 7006号：100000.00	500000.00 60000.00	500000.00 60000.00	社会団法人 民営 (自然人)	反壟斷法第16条、第46条3項 反壟斷法第13条1項2号、第46条1項
12	雲南省西双版纳州旅遊協會・ 西双版纳州旅行社協會組織本 行業經營者從事壟斷協議案 （雲南省西双版纳州旅遊協 會・西双版纳州旅行社協會が 当該業界の經營者を組織して 独占協定を達成させた事件）	2013年 第12号 （2013年 7月29日 付）	工商行政管理機 關行政処罰決定 書 雲工商競争 処字〔2013〕第 01号 工商行政管理機 關行政処罰決定 書 雲工商競争 処字〔2013〕第 02号	西双版纳州旅遊協會 西双版纳州旅行社協會	雲南省工 商行政管 理局	2012年4月27日	2013年4月7日	西双版纳州における旅行市場	当事者は、經營者（20社の旅行社、2社の観光バス公司、15観光地、 46ホテル）が独占的行為に従事するよう組織した。上記の經營者は、 価格カルテル（価格固定）および排他的取引を実施した。 当事者は、經營者（24社の旅行社）が独占的行為に従事するよう組織 した。上記の經營者は、価格カルテル（価格固定）を実施した。	なし なし	400000.00 400000.00	400000.00 400000.00	社会団法人 社会団法人	反壟斷法第16条、第46条3項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機關の規定」第9条2項、第10条2項	
13	広東省惠州大亞湾溢源淨水有 限公司濫用市場支配的地位案 （広東省惠州大亞湾溢源淨水 有限公司による市場支配的地 位の濫用事件）抱き合わせ事 件	2014年 第13号 （2014 年1月16 日付）	広東省工商行政 管理局行政処罰 決定書 粵工商 競争案字〔2013〕 第2号	惠州大亞湾溢源淨水有限公司（中国 水務集团有限公司の子会社）	広東省工 商行政管 理局	2013年3月11日	2013年12月16日	大亞湾区で、西区、澳頭という2 つの町事務所（原文：街道弁事 処）の管轄地域における都市の 公共水道水供給サービス市場 （当事者の市場シェア： 100%）	抱き合わせ 不合理な取引条件の付加	860236.09	2363597.45	3223833.54	国有	「関連市場の画定に関する国务院反壟斷委員 会の指針」第2条 反壟斷法第12条、第17条1項5号、第18条1項 1、2、4、5号 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機關の規定」第6条4項、第10条 1、2、4、5号	
14	北京盛開体育發展有限公司壟 斷案（北京盛開体育發展有限 公司による独占行為事件）	2014年 第14号 （2014 年6月11 日付）	国家工商行政管 理總局壟斷案件 中止調査決定書 工商競争案字 〔2014〕1号	北京盛開体育發展有限公司	国家工商 行政管 理總局	2014年3月19日	2014年6月3日	中国大陸におけるコースチケッ トの販売市場（2014年ブラジ ルワールドカップのチケットは、 一般消費者向けの普通チケット と上級ラングの消費者向けの コースチケットがある。）	抱き合わせ（当事者は、コースチケットを、ブラジル現地のホテルで の宿泊、交通、旅行サービスと合わせて、商品パッケージングとして販売 していた。）	(調査中止)	なし	0,00	民営（中外合 資？）	反壟斷法第45条及び「独占協定、市場支配 的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工 商行政管理機關の規定」第17条、第18条、第 19条	
15	内モンゴル自治区赤峰中心城 区煙花爆竹批發企業實施壟斷行 為案（内モンゴル自治区赤峰 中心城區煙花批發（卸売）企 業による独占行為事件）	2014年 第15号 （2014 年7月24 日付）	内モンゴル自治区工 商行政管理局行 政処罰決定書 内工商処罰字 〔2014〕001号	赤峰市衆慶煙花爆竹有限公司、赤 峰市財安煙花爆竹有限公司等6社	内モン 古自治区工 商行政管 理局	2014年1月 日	2014年5月27日	赤峰市中心城區における花火の 卸売販売市場	市場分割協定等	(言及されていない)	6社それぞれ2.24万元～15.40万 元	583700.00	583700.00	民営	反壟斷法第13条1項3号、同条2項、第46条 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機關の規定」第2条
16	内モンゴル自治区煙草公司赤 峰市公司濫用市場支配地位案 （内モンゴル自治区煙草公司 赤峰市公司による市場支配的地 位の濫用事件）	2014年 第16号 （2014 年7月30 日付）	内モンゴル自治区工 商行政管理局行 政処罰決定書 内工商処罰字 〔2014〕002号	内モンゴル自治区煙草公司赤 峰市公司 （全人民所有制）	内モン 古自治区工 商行政管 理局	2014年4月21日	2014年7月4日	赤峰市行政区域内のたばこの卸 売市場（市場シェア100%）	市場支配的地位の濫用による抱き合わせ	(言及されていない)	5957000.00	5957000.00	国有	反壟斷法第17条1項5号、第47条	
17	重慶亞溪渠東輸採石場等四家 採石場壟斷協議案（重慶亞溪 渠東輸採石場等四家採石場に よる独占協定事件）	2014年 第17号 （2014 年10月 31日付）	重慶市工商行政 管理局行政処罰 決定書 渝工商 競争案字〔2014〕5 号	張小波、文愛遠、文順学、吳功政 （砂石材採掘場の請負經營者）	重慶市工 商行政管 理局	2012年12月17日	2014年8月8日	亞溪渠上礦片区における砂石材 の販売市場分割	市場分割協定	(違法所得が計算できない)	各当事者に、それぞれ4万元、7 万元、20万元、9万元の制裁金 を課した。	400000.00	400000.00	民営	反壟斷法第13条1項3号、第46条1項
18	江蘇省徐州市煙草公司邳州分 公司濫用市場支配地位案（江 蘇省徐州市煙草公司邳州分公 司による市場支配的地位の濫 用事件）差別取扱事件	2014年 第18号 （2014 年10月 31日付）	江蘇省工商行政 管理局行政処罰 決定書 蘇工商 案字【2014】第 00578号	徐州市煙草公司邳州分公司（国有企 業）	江蘇省工 商行政管 理局	2013年8月19日	2014年9月29日	邳州市におけるたばこの卸売市 場（市場シェア100%）	(商品供給回数と売れ行きおよびタバコの供給数量に関する)差別取 扱	当事者は、市場支配的地位の濫 用行為によって、予定額を超過 する収入を取得していないた め、違法所得の没収をしない。	1723745.04	1723745.04	1723745.04	国有	反壟斷法第12条、第17条1項6号、第18条、第 19条、第47条 「関連市場の画定に関する国务院反壟斷委員 会の指針」第3条2項

19	重慶燃氣集團股份有限公司壟斷行為案（重慶燃氣集團股份有限公司による独占行為事件）	2014年 第19号 （2014年11月21日）	重慶市工商行政管理局行政処罰決定書 渝工商經処字【2014】1号	重慶燃氣集團股份有限公司（台湾・香港・マカオ・大陸合資の企業であるが、そのうちの国有企業が支配権を有する。）	重慶市工商行政管理局	2011年6月 日	2014年4月28日	重慶主城の渝中区、沙坪壩区、南岸区、九竜坡区、大渡口区、北碚区、江北区など7つの地域の範囲内における都市の公共の天然ガスの供給サービス市場（当該市場において、供給者は2社あるが、当事者がほとんどのシェアを占めている。）	市場支配的地位の濫用による不合理な取引条件の付加	（言及されていない）	1793588.55	1793588.55	国有	反壟断法第12条、第17条1項5号、第18条1項1、2、4、5号、第47条1項「関連市場の画定に関する国务院反壟断委员会の指針」第2条「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機關の規定」第10条1、2、4、5号	
20	上虞市商品混凝土協会及共会員単位壟断協議案（上虞市商品混凝土協会及び会員単位による独占協定案）	2014年 第20号 （2014年12月1日）	浙江省工商行政管理局行政処罰決定書 浙工商案【2014】9号	上虞市混凝土協会	浙江省工商行政管理局	2011年8月26日	2014年9月5日	上虞市における生コンクリート市場	当事者は、経営者（8社）が独占的行為に従事するよう組織した。	なし	10000.00	10000.00	社会团体法人	反壟断法第16条、第46条3項	
			浙江省工商行政管理局行政処罰決定書 浙工商案【2014】10～17号	上虞市永固混凝土有限公司を含む8社					市場シェア分割協定	（言及されていない）	40万、25万、25万、25万、25万、15万、15万、1万	1710000.00	1710000.00	民営	反壟断法第13条1項3号、第46条1項
21	北京盛開体育發展有限公司壟斷行為案（北京盛開体育發展有限公司による独占行為事件）	2015年 第1号 （2015年1月12日付）	国家工商行政管理総局壟断案件終止調査決定書	北京盛開体育發展有限公司	国家工商行政管理総局	2014年3月19日立案、2014年6月2日調査中止	2015年1月12日	中国大陸におけるコースチケットの販売市場（2014年ブラジルワールドカップのチケットは、一般消費者向けの普通チケットと上級ラングの消費者向けのコースチケットがある。）	抱き合わせ（当事者は、コースチケットを、ブラジル現地のホテルでの宿泊、交通、旅行サービスと合わせて、商品パッケージングとして販売していた。）	（調査終止）	なし	0.00	0.00	民営（中外合資？）	反壟断法第45条2項「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機關の規定」第19条1項
22	海南省東方市自來水公司壟断案（海南省東方市自來水公司による独占事件）不合理取引条件付加事件	2015年 第2号 （2015年2月12日）	海南省工商行政管理局行政処罰決定書 琼工商処字【2015】2号	海南省東方市自來水公司（全人民所有制）	海南省工商行政管理局	2014年7月25日	2015年1月9日	当事者の給水区域（東方市八所地区の80%の区、及び八所鎮、新竜鎮、三家鎮、四更鎮と大田鎮という5つの郷・鎮の65%の村）における都市の公共水道水の給水サービス市場（当事者の市場シェア100%）	市場支配的地位の濫用による不合理な取引条件の付加（用水保証金に関する条件）	38521.48	593208.06	631729.54	国有	反壟断法第17条1項5号、第18条1項1、2、4、5号、第47条「関連市場の画定に関する国务院反壟断委员会の指針」第3条「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機關の規定」第6条4号、第10条1項1、2、4、5号	
23	麻陽苗族自治県頁岩磚經營者壟断案（麻陽苗族自治県頁岩レンガ經營者による独占案）市場分割等協定事件	2015年 第3号 （2015年4月29日付）	湖南省工商行政管理局行政処罰決定書 湘工商經総案処字【2015】1～4号、（2014）1～6号	陳海生（麻陽苗族自治県龍興頁岩磚廠の自然人經營者（个体工商戶）を含む9人及び湖南麻陽宏發建材有限公司）	湖南省工商行政管理局	2013年10月16日	2014年12月31日～2015年1月5日	麻陽苗族自治県頁岩磚市場	生産・販売数量制限及び市場分割に関する協定	（言及されていない）	それぞれ54000～205000	1389400.00	1389400.00	民営	反壟断法第13条1項2、3号、第46条1項「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機關の規定」第10条3項
24	中国鉄通集團有限公司寧夏分公司壟断案（中国鉄通集團有限公司寧夏分公司による独占案）	2015年 第4号 （2015年5月27日）	寧夏工商行政管理局壟断案件中止決定書 寧工商競争処字【2015】第2号	中国鉄通集團有限公司寧夏分公司	寧夏工商行政管理局	2013年6月26日	2015年5月14日調査中止	寧夏におけるインターネットと固定電話販売市場	抱き合わせ（固定のインターネットを販売する際に固定電話を抱き合わせ販売する。）	（調査中止）	なし	0.00	0.00	国有	反壟断法第45条「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機關の規定」第17～19条
25	中国聯合網絡通信有限公司寧夏回族自治区分公司壟断案（中国聯合網絡通信有限公司寧夏回族自治区分公司による独占案）	2015年 第5号 （2015年5月27日）	寧夏工商行政管理局壟断案件中止決定書 寧工商競争処字【2015】第3号	中国聯合網絡通信有限公司寧夏回族自治区分公司	寧夏工商行政管理局	2013年6月26日	2015年5月14日調査中止	寧夏におけるインターネットと固定電話販売市場	抱き合わせ（固定のインターネットを販売する際に固定電話を抱き合わせ販売する。）	（調査中止）	なし	0.00	0.00	国有	反壟断法第45条「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機關の規定」第17～19条
26	中国電信股份有限公司寧夏分公司壟断案（中国電信股份有限公司寧夏分公司による独占案）	2015年 第6号 （2015年5月27日）	寧夏工商行政管理局壟断案件中止決定書 寧工商競争処字【2015】第4号	中国電信股份有限公司寧夏分公司	寧夏工商行政管理局	2013年6月26日	2015年5月14日調査中止	寧夏におけるインターネットと固定電話販売市場	抱き合わせ（固定のインターネットを販売する際に固定電話を抱き合わせ販売する。）	（調査中止）	なし	0.00	0.00	国有	反壟断法第45条「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機關の規定」第17～19条
27	遼寧省煙草公司撫順市公司濫用市場支配地位案（遼寧省煙草公司撫順市公司による市場支配的地位の濫用事件）	2015年 第7号 （2015年8月12日）	工商行政管理機關行政処罰決定書 遼工商処字【2015】第2号	遼寧省煙草公司撫順市公司	遼寧省工商行政管理局	2014年6月 日	2015年6月1日	撫順市におけるタバコ卸販売市場（市場シェア100%）	市場支配的地位の濫用による抱き合わせ（当事者は、本事件に係る産業に、反壟断法を適用しないと主張していた。当該主張は、認められなかった。）	（言及されていない）	4334498.00	4334498.00	国有	反壟断法第7条、第17条1項5号、第18条、第19条、第47条	
28	中国移動通信集團内蒙古有限公司壟断行為案（中国移動通信集團内蒙古有限公司による独占行為事件）	2015年 第8号 （2015年9月14日付）	内蒙古自治区工商行政管理局壟断案件中止調査決定書（内工商競争案字【2015】第1号）添付ファイル：中国移動内蒙古公司2015データ流量（通信量）費用整頓・改革案	中国移動通信集團内蒙古有限公司	内蒙古自治区工商行政管理局	2014年4月21日	2015年9月1日	内蒙古における毎月の通信流量提供市場	市場支配的地位の濫用による不合理な取引条件の付加	（調査中止）	なし	0.00	0.00	国有	反壟断法第45条「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機關の規定」第17～19条
29	对信雅達系統工程股份公司拒絕配合調查的行為的処罰決定書（信雅達系統工程股份公司による調査への協力拒否行為に対する処罰決定書）	2015年 第9号 （2015年11月5日）	安徽省工商行政管理局行政処罰決定書 皖工商公処字【2015】2号	信雅達系統工程股份有限公司	安徽省工商行政管理局	2015年2月5日立案、2015年6月18日当事者に「調査通知」を送達した。2015年7月3日まで、当事者は要求された材料を提出していなかった。したがって、2015年7月8日に、再び当事者に「限定期間内に調査を受けることに関する通知」を送達した。しかし、当事者は、期限後、ただ「申述意見」を提出し、要求通り関連資料を提出していなかった。	2015年9月18日	（言及されていない）	調査に対する協力（関連資料の提出）を拒絶した。	なし	200000.00	200000.00	民営	反壟断法第42条「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機關の規定」第14条	

30	中国聯合網絡通信有限公司内 蒙古自治区分公司壟断案（中 国聯合網絡通信有限公司内蒙 古自治区分公司による独占事 件）	2015年 第10号 （2015 年10月 30日付）	内蒙古自治区工 商行政管理 局壟断案件中止調査 決定書 内工商 競争案字 〔2015〕第2号	中国聯合網絡通信有限公司	内蒙古自 治区工商 行政管理 局	2014年4月21日	2015年10月28日	内蒙古におけるブロードバンド アクセスサービス市場と電話に よる通信サービス市場（内蒙古 における当事者のブロードバン ドサービスのユーザーは136万 戸である。）	当事者が、①ブロードバンドアクセスサービスを提供した時に、携 帯電話に関するサービスや携帯端末を組み合わせ販売し、②ブロードバ ンドアクセスを携帯電話や固定電話の費用に関連させ、携帯電話や固 定電話の費用が払えない場合、ブロードバンドサービスの提供が直ち に停止される。	（調査中止）	なし	0.00	国有	反壟断法第45条 「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調 査・処理手続に関する工商行政管理機関の規 定」第17～19条
31	広州市番禺動漫遊藝行業協會 壟断協議案（広州市番禺動漫 遊藝行業協會による独占協定 事件）	2015年 第11号 （2015 年12月8 日付）	広東省工商行 政管理局行政 処罰決定書 粵工商 競処字〔2015〕 第2号	広州市番禺動漫遊藝行業協會	広東省工 商行政管 理局	2014年7月21日	2015年7月9日	広州におけるアニメ・ゲーム展 覧会市場	当事者は、経営者が独占的行為（共同取引拒絶）に従事するよう組織 した。つまり、52社の会員企業は、「展覧会連盟協定書」を締結し た。当該協定の参加企業は、当事者が主催あるいは請負して行った広 州における展覧会（例えば「番禺商用アニメ・ゲーム産業博覧会展示 会」）にしか参加しないと約束した。契約者は、広州におけるその 他の展示会に参加する必要がある場合、当事者の許可を得なければなら ない。当該行為の実質は、その他の展覧会に対するボイコットである。	なし	100000.00	100000.00	社会団体法人	反壟断法第11条、第13条1項5号、第16条、第 46条3項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機関の規定」第9条2号
32	重慶市青陽薬業有限公司涉嫌 濫用市場支配的地位拒絶交易 案（重慶市青陽薬業有限公司 による市場支配的地位の濫用 に関する取引拒絶事件）	2015年 第12号 （2015 年12月 22日付）	重慶市工商行 政管理局行政 処罰決定書 渝工商 競処字〔2015〕 15号	重慶市青陽薬業有限公司（国有企業 から再編された「混合所有制公 司」）	重慶市工 商行政管 理局	2014年11月 日	2015年10月28日	中国全国におけるアロプリノール の原薬市場（2012年7月から 現時点まで、当事者は100%の 市場シェアを占めていた。）	市場支配的地位の濫用による取引拒絶 当事者は、2013年9月、「湘 百合公司」と、中国におけるアロプリノールの原薬について、一手販 売代理契約を締結した。2013年10月から2014年3月まで、湘百合公 司を含むすべての企業に対して、アロプリノールの原薬の販売を拒絶 した。	なし	439308.53	439308.53	民営	反壟断法第17条1項3号、第47条1項
33	中国太平洋人壽保險股份有限 公司湖北分公司等12家保險公 司壟断協議案（中国太平洋人 壽保險股份有限公司湖北分公 司等12社の保險公司による独 占協定事件）	2015年 第13号 （2015 年12月 29日付）	湖北省工商行 政管理局行政 処罰決定書 鄂工商 競処字〔2015〕 3001～3012号	①中国人民財產保險股份有限公司 武漢市江漢支公司（国有企業） ②平安養老保險股份有限公司湖北 分公司（民営企業） ③中国人壽保險股份有限公司武漢 市漢陽区支公司（国有企業） ④中国太平洋人壽保險股份有限公 司湖北分公司（以下、「太平洋人 壽」という。国有企業）を含む12社 の企業	湖北省工 商行政管 理局	2014年10月 日	2015年6月3日	武漢市の市政府が管理する建設 工事に関する意外傷害保險市場	共同保險という名義で、市場のシェアを分割した（各保險公司の保險 金額が総保險金額に占める割合について、1社の保險公司（太平洋人 壽）は、主要な保險人として、12%を占め、他の11社の保險公司 は、普通の共同保險人として、各自に8%を占める）。	3001号（太平洋人壽）：91.40万 3002号（富徳）：43.32万 3003号（永誠）：43.32万 3009号（太平洋財產）：13万 ……	3001号：6.53万 3002号：1.45万 3003号：1.45万 3009号：1.45万 ……	3001号：97.93万 3002号：44.77万 3003号：44.77万 3009号：14.45万 ……	国有、民営等	反壟断法第13条1項3号、第46条
34	永州奥都混凝土有限公司等7家 公司壟断協議案（永州奥都混 凝土有限公司等7社の公司によ る独占協定事件）	2015年 第14号 （2015 年12月 29日付）	湖南省工商行 政管理局行政 処罰決定書 湘工商 競処字〔2015〕1 ～7号	永州奥都混凝土有限公司を含む7社 の企業	湖南省工 商行政管 理局	2012年11月8日	2015年11月3日	永州市の冷水灘、零陵中心城 区における生コンクリートの販売 市場	市場シェア及び販売数量の分割（当事者は、協定を達成したが、実施 していない。）	なし	1～4号及び6、7号：3万/社 5号：処罰免除	180000.00	民営	反壟断法第13条1項3号、第46条1項、第49条 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機関の規定」第5条1号、第10条1項、3項
35	中国人壽、泰康人壽等保險公 司江西分公司による壟断協議 案（中国人壽、泰康人壽等保 險公司の江西分公司による独 占協定事件）	2016年 第1号 （2016 年2月3日 付）	江西省工商行 政管理局行政 処罰決定書 贛工商 競処字〔2015〕1 ～17号	①中国人壽保險股份有限公司江西 省分公司（以下、「中国人壽」とい う。国有企業） ②中国人民財產保險股份有限公司 江西分公司（国有企業） ③中国平安財產保險股份有限公司 江西分公司（民営企業） を含む17社の企業	江西省工 商行政管 理局	2013年8月9日	2015年12月28日	江西省における建設工事に関 する意外傷害保險市場	市場分割協定	なし	1号（中国人壽）：209.197万 2号（泰康）：90.567万 3号（中国人民財產）：68.2389 万 …… 17号（中国人健康）：0.5934 万	（略）	国有、民営等	反壟断法第12条1項、第13条1項3号、第46条1 項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機関の規定」第5条、第10条1項
36	青島新興新城燃氣有限公司濫 用市場支配的地位案（青島新 興新城燃氣有限公司による市 場支配的地位の濫用事件）	2016年 第2号 （2016 年5月17 日付）	山東省工商行 政管理局行政 処罰決定書 魯工商 公処字〔2016〕 第24号	青島新興新城燃氣有限公司（中外合 資）	山東省工 商行政管 理局	2014年9月29日	2016年3月21日	（一部地域を除く）青島市城陽 区行政管轄区域におけるパイプ ラインガスの供給サービス市場	市場支配的地位の濫用による不合理な取引条件の付加	52308.49	6818533.79	6870842.28	中外合資	反壟断法第17条1項5号、第18条 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機関の規定」第6条4号、第10条
37	山東天元同泰會計師事務所 有限公司臨沂分所等涉嫌濫用、 實施劃分銷售市場的壟断協議 案（山東天元同泰會計師事務 所有限公司臨沂分所等による 独占協定の濫用・實施事件）	2016年 第3号 （2016 年5月17 日付）	山東省工商行 政管理局行政 処罰決定書 魯工商 公処字〔2016〕 第1～23号	①山東天元同泰會計師事務所有限 公司臨沂分所 ②新聯誼會計師事務所有限公司臨 沂分所を含む23社の企業 （しかし、行政処罰決定書によ って、独占協定を達成した企業は、25 社であった。）	山東省工 商行政管 理局	2014年9月3日	2016年3月21日	臨沂における會計士事務所の會 計監査・資金検査に関する業務 市場	市場分割協定（協定の参加企業は、毎月、臨沂における會計監査・資 金検査などの関連業務収入を、専用口座に入れ、また①各参加企業に おける特定年度の収入が、全部の企業の収入に占めるシェアや、②公 認會計士の人数等の基準に従って、各企業の年収を再分配する。）	なし	1号（天元同泰）：304859 2号（新聯誼）：246640 3号（元真）：227513 ……	（略）	民営	反壟断法第13条1項3号、第46条1項
38	内蒙古自治区阿拉善左旗城市 給排水公司濫用市場支配地位 案（内蒙古自治区の阿拉善左 旗城市給排水公司による市場 支配的地位の濫用事件）	2016年 第4号 （2016 年5月31 日付）	内蒙古自治区工 商行政管理 局行政処罰決定書 内工商競罰字 〔2016〕1号	阿拉善左旗城市給排水公司（全人民 所有制）	内蒙古自 治区工商 行政管理 局	2015年7月24日	2016年4月22日	阿拉善左旗巴彦浩特鎮の管轄地 域の範囲内における都市の公共 の給水サービス市場（当事者の 当該市場における市場シェアは 100%である。また、本事件 は、水道メーターの生産・販売 市場や、給排水工事施工市場と 関係がある。）	市場支配的地位の濫用による不合理な取引条件の付加（ユーザーが当 事者が提供するメーターを使用しなければならない。また、給排水工 事については、当事者が必ず自ら施工する。）	300741.00	451600.00	752341.00	国有	「関連市場の画定に関する國務院反壟断委員 会の指針」第3条 反壟断法第17条1項5号、2項、第18条、第47 条 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機関の規定」第10条
39	内蒙古廣播電視網絡集團有限 公司錫林郭勒分公司濫用市場 支配地位案（内蒙古廣播電視 網絡集團有限公司錫林郭勒分 公司による市場支配的地位の 濫用事件）	2016年 第5号 （2016 年6月28 日付）	内蒙古自治区工 商行政管理 局行政処罰決定書 内工商競罰字 〔2016〕002号	内蒙古廣播電視網絡集團有限公司錫 林郭勒分公司（国有独资）	内蒙古自 治区工商 行政管理 局	2015年11月13日	2016年6月7日	シリングル盟錫林浩特市の管轄 都市内におけるケーブルテレビ やIPTV（IP（Internet Protocol） ネットワークを使用して映像コ ンテンツを流すシステム）に よって伝送されるテレビサービ ス市場（ユーザー数から、当事 者のケーブルテレビユーザは、 98.6%の市場シェアを占めて いる。一方、IPTVのユーザは、 1.04%の市場シェアを占めて いる。）	市場支配的地位による抱き合わせ（当事者が、2015年3月から、市場 支配的地位によって、受信料を徴収する際に、ユーザーに告知せず、 26元の基本視聴の維持費を徴収すると同時に、「4元の基本有料番組 パック」に関する費用を強制的に加算し、徴収していた。）	91600.00	98000.00	189600.00	国有	「関連市場の画定に関する國務院反壟断委員 会の指針」第3条 反壟断法第17条1項5号、第47条

40	湖北省保険行業協會組織本行 業經營者從事壟斷協議案（湖 北省保險業界協會による当該 業界の經營者を組織し、独占 協定を達成・実施させた事 件）	2016年 第6号 （2016 年6月29 日付）	湖北省工商行政 管理局行政処罰 決定書 鄂工商 処字〔2016〕201 号 （各保険公司に 対する処罰は不 明である）	湖北省保險行業協會	湖北省工 商行政管 理局	2013年3月 日	2016年5月6日	湖北省における新車保険市場	市場分割協定を達成させた（2003年、当事者が、4社の保険公司を組 織し、独占協定を達成させた。当該協定によって、4社の市場シェア が確定された。その後、新しい保険会社の参加や、毎年の恒例に よって、当該市場シェアは再配分される。2006年9月、また独占協定 によって、12社の保険公司の市場シェアが確定された。2008年9月、 再び市場分割に関する独占協定が達成された。結局、27社の保険公司 が、市場分割協定を達成した。また、2012年6月、当事者は、ある 「通知」において、「反壟斷法を遵守し、市場分割や市場シェア配分 の方式を通じ、市場競争を制限し、市場秩序を攪乱する行為を禁止す る」と主張した。2013年11月、当事者は、関連独占協定を廃止し た。）	なし	200000.00	200000.00	社会团体法人	反壟斷法第16条、第13条、第46条 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機關の規定」第10条3項	
41	内蒙古赤峰市塩業公司濫用市 場支配地位行為処罰決定（内 蒙古赤峰市塩業公司による市 場支配地位の濫用行為に對す る処罰決定）	2016年 第7号 （2016 年9月29 日付）	内蒙古自治区工 商行政管理局行 政処罰決定書 内工商処罰字 〔2016〕4号	内蒙古赤峰市塩業公司（全人民所有 制）	内蒙古自 治区工 商行政管 理局	2014年11月21日	2016年8月16日	赤峰市行政区域内の食塩卸売市 場（当事者の市場シェアは 100%である。）	2014年9月、当事人とその所属支店は、食塩の在庫が十分にあるにも かかわらず、食塩卸売業務を行う際に、取引条件が同じである食塩小 売業者に対して、取引に係る食塩の種類について、異なる待遇を實行 した。	1940544.00	1047814.00	2988358.00	国有	反壟斷法第7条2項、第12条2項、第17条1項6 号、2項、第18条、第47条 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機關の規定」第7条1項1号	
42	江蘇省電力公司海安興供電公 司涉嫌壟斷行為案終止調査決 定書（江蘇省電力公司海安興 供電公司による独占の疑いがある行為に對する調査終止決 定書）	2016年 第8号 （2016 年9月29 日付）	江蘇省工商行政 管理局壟斷案件 終止調査決定書 蘇工商案終字 〔2016〕1号	江蘇省電力公司海安興供電公司（全 人民所有制）	江蘇省工 商行政管 理局	2013年8月19日	2014年9月5日 調査 中止決定 2016年8月19日 調 査終止決定	海安県における給電市場	市場支配地位の濫用による不合理な取引条件の付加	（調査終止）	なし	0.00	0.00	国有	調査中止・反壟斷法第49条及び及び11独占協 定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理 手続に関する工商行政管理機關の規定」の関 連規定 調査終止：反壟斷法第45条2項、「独占協 定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理 手続に関する工商行政管理機關の規定」第19 条1項
43	安徽信雅達等三家密碼器企業 独占協議案（信雅達等3社の企 業による独占協定事件）	2016年 第9号 （2016 年11月4 日付）	安徽省工商行政 管理局行政処罰 決定書 皖工商 公処字〔2016〕1 ～3号	①上海海基業高科技有限公司 ②信雅達系統工程股份有限公司 ③北京兆日科技有限責任公司	安徽省工 商行政管 理局	2015年2月5日	2016年9月18日	安徽省における「支払暗号器」 の販売市場	市場分割協定（3当事者は、直接に協定を締結していないが、独占行 為に関する意思連絡があり、市場分割について、一致している行為を 行った。）	1号（上海海基業）： 19854770.81 2号（信雅達）：4113690.09 3号（北京兆日）：5380259.16	1号：75913.85 2号：76170.94 3号：258502.50	1号：19930684.66 2号：4189861.03 3号：5638761.66	民営	反壟斷法第13条1項3号、2項、第46条1項 「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理 機關の規定」第2条4項 「行政権力の濫用による競争の排除または制 限行為の制止に関する工商行政管理機關の規 定」第5条1号	
44	利業濫用市場支配地位案（利 業による市場支配地位の濫用 事件）	2016年 10号 （2016 年11月 16日付）	国家工商行政管 理総局行政処罰 決定書 工商競 争案字〔2016〕1 号（当該決定書 は、総計47ペー ジである。）	①利業國際股份有限公司 ②利業中国有限公司 ③利業包装（昆山）有限公司 ④利業包装（佛山）有限公司 ⑤利業包装（北京）有限公司 ⑥利業包装（呼和浩特）有限公司 （ここで、上記の6社のことを「利 業」と通称する。）	国家工商 行政管 理総局	2012年1月17日	2016年11月9日	中国大陸液体食品無菌紙バック 設備市場（設備市場）、無菌紙 バック設備の技術サービス市場 （技術サービス市場）及び無菌 紙バック包装材料市場（包装材 料市場）の3つの市場（当事者は それぞれ市場支配的地位を有す る。）	①設備市場及び技術サービス市場における市場支配的地位を利用して、 設備及び技術サービスの提供過程において、包装材料を抱き合わせ た。 ②包装材料市場における市場支配的地位を利用して、原料紙供給業 者の競争者との協力の制限と原料紙供給業者の関連技術情報の使用制 限を通じて、原料紙供給業者の競争者に対する原料紙の提供を妨害し た。 ③包装材料市場における市場支配的地位を利用して、適及的な累計 販売量レポート及び個別的な購入量目録レポート等競争を排除又は制 限する忠誠度レポートを実施し、包装材料市場の公正競争を妨害し た。	なし	667724176.88	667724176.88	外資	反壟斷法第17条1項4号（正当な理由のない排 他的取引等取引制限）、5号（正当な理由のない抱き合わせ）及び7号（その他市場支配的地位 の濫用行為）、第47条	
45	烏魯木齊水業集團有限公司濫 用市場支配地位限定交易案 （烏魯木齊水業集團有限公司 の市場支配的地位の濫用によ る取引制限事件）	2016年 11号 （2016 年12月 12日付）	新疆維吾爾自治 区工商行政管理 局行政処罰決定 書 新工商競処 〔2014〕39号	烏魯木齊水業集團有限公司	新疆維吾 爾自治 区工 商行政 管理 局 （職権に よって発 見された 事件）	2014年12月28日	2016年10月12日	ウルムチ市の主城区における都 市の公共給水サービス市場（当 該市場における当事者の市場 シェアは100%である。また、 本事件は小型工事施工市場及び 水道メーター販売市場と関係が ある。）	当事者は、市場支配的地位の濫用によって、ユーザーが指定された経 営者と取引するよう制限した。	なし	1493891.00	1493891.00	国有	「関連市場の画定に関する國務院反壟斷委員 会の指針」第2条 反壟斷法第12条、第18条、第17条1項4号、第 47条 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機關の規定」第5条2号、第10条	
46	重慶西南製菓二廠有限責任公 司壟斷行為案（重慶西南製菓 二廠有限責任公司による独占 行為事件）	2016年 12号 （2016 年12月 12日付）	重慶市工商行政 管理局行政処罰 決定書 渝工商 競処字〔2016〕 15号	重慶西南製菓二廠有限責任公司	重慶市工 商行政管 理局	2016年6月7日	2016年11月24日	中国全国におけるフェノールの 原薬市場	市場支配的地位の濫用による取引拒絶	482883.90	17240.00	500123.90	国有	反壟斷法第12条2項、第17条1項3号、第47条1 項 「関連市場の画定に関する國務院反壟斷委員 会の指針」第3条、第4条1項3号	
47	宿遷銀控自來水有限公司壟斷 行為案（宿遷銀控自來水有限 公司による独占行為事件）	2016年 13号 （2016 年12月 12日付）	江蘇省工商行政 管理局行政処罰 決定書 蘇工商 案〔2016〕 00025号	宿遷銀控自來水有限公司（台湾・香 港・マカオ法人獨資公司）（当事 者は、元「宿遷市自來水總公司」（国 有企業）が2004年4月に改編され、 設立された企業である。）	江蘇省工 商行政管 理局	2015年6月8日	2016年11月28日	宿遷市の宿城区、洋河新区、 苏 宿工業園区、市經濟開發区にお ける都市公共水道水の給水サー ビス市場（当該市場における当 事者の市場シェアは100%であ る。）	当事者は、市場支配的地位の濫用によって、取引相手が指定された経 営者と取引するよう制限した。	3665347.08	1835071.66	5500418.74	外資	反壟斷法第17条1項4号、第47条 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機關の規定」第5条2号	
48	湖南塩業股份有限公司永州市 分公司壟斷行為案（湖南塩業 股份有限公司永州市分公司に よる独占行為事件）	2016年 14号 （2016 年12月 23日付）	湖南省工商行政 管理局行政処罰 決定書 湖工商 競処字〔2016〕2 号	湖南塩業股份有限公司永州市分公司	湖南省工 商行政管 理局	2015年7月15日	2016年10月26日	永州市における食塩の卸売り市 場（当該市場における当事者の 市場シェアは100%である。）	市場支配的地位の濫用による抱き合わせ	698300.00	272887.00	971187.00	国有	反壟斷法 第7条、第17条1項4号、2項、第18 条、第45条1項、第47条 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する 工商行政管理機關の規定」第5条2号	
49	国網山東省電力公司煙台市牟 平区供電公司涉嫌壟斷行為中 止調査決定書（国網山東省電 力公司煙台市牟平区供電公司 による独占の嫌疑がある行為 に對する調査中止決定書）	2017年1 号 （2017 年1月4日 付）	山東省工商行政 管理局壟斷案件 中止調査決定書 魯工商公処字 〔2016〕第29号	国網山東省電力公司煙台市牟平区供 電公司	山東省工 商行政管 理局	2014年9月18日	2016年12月26日	煙台市牟平区における給電市場 （当該市場における当事者の市 場シェアは100%である。）	当事者は、市場支配的地位の濫用によって、取引相手が指定された経 営者と取引するよう制限した。	（調査中止）	なし	0.00	0.00	国有	反壟斷法第45条 「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調 査・処理手続に関する工商行政管理機關の規 定」第17～19条

この統計表が示すように、①地方の工商行政管理機関による規制事例と比べると、工商総局が自ら規制を行った事件は、3件（2014年第14号、2015年第1号、2016年10号（特別な説明がない場合、「工商総局の競争法執行公告番号」とのことを指す））しかなく、極めて少ない。そのうち、利楽による市場支配的地位の濫用事件は、課された制裁金が高く、工商総局による分析が詳しく（関連処分決定書が47ページである）、外国の大企業相手の工商総局の法執行決定例として注目されている。この事件を初めとして、今後、工商総局が、外国の大企業による独占行為を規制する事件が増えていく可能性がある。②経営者による独占行為に関する規制例が多数存在している一方で、業界協会が独占行為を行ったため規制された事件も数件ある。そして、業界協会が規制対象となった事件は、とくにコンクリート、保険、旅行という産業に集まっている。③工商行政管理機関の規制例は、主に非価格カルテルや、市場支配的地位の濫用に関する事件である。そして、このような事件の中には、経営者によって価格に関連する行為が行われた場合がある（例えば、2013年第3号、2013年第4号等）。このような事件に関して、経営者の主な違法行為が非价格的行為である場合、工商行政管理機関は、これに対する管轄権があると言える。一方、行政的独占の規制例は極めて少ない。「行政権力の濫用による競争の排除または制限行為の制止に関する工商行政管理機関の規定」第5条1号、つまり経営者は、行政機関および法律、法規より授権された公共の事務を管理する職能を有する組織による行政限定を理由に、独占協議を締結、実施し、市場支配地位を濫用する行為に従事してはならない、という規定が適用された事件がある（2016年第9号）。しかし、当該事件は、行政機関および法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織による独占行為の直接の規制例とは言えない。④経営者としては、民営企業、国有企業、外資企業及び個人等が、規制・処罰の対象となっている。これによれば、工商行政管理機関は、行為者の経済的性質によって経営者を不当に差別的に扱っているとは言えない。⑤電力、電気通信、天然ガス、水道、煙草、食塩、製薬等の産業における企業（とくに国有企業）の独占行為は、当然反壟断法の規制対象となっている。とくに2016年に、工商行政管理機関は、自然独占産業や、独占経営および独占販売を行う業種における国有企業、公的企業の独占行為に対して、規制に力を入れている傾向が強く見られる。しかし、石油、軍事産業に関する規制例は少ない。このような産業における国有企業の行為に対して、工商行政管理機関は非常に慎重な姿勢をとっている。

実際に、2016年に、工商総局は全国の工商機関を組織し、公的企業の競争制限行為、

独占行為を対象として、「集中的に規制を行う」という特別な法執行活動を展開していた。この特別な法執行活動の期間において、全国の工商機関は、給水、給電、ガス、公共交通、葬祭業等を重点業種として、公的企業による強制的な取引行為、不合理な取引条件の付加行為、費用の不当徴収行為、業界の障壁の設定による競争を制限・排除する行為等を調査、処理していた。このような行為に関して、事件として立件されたのは1267件、判断が下されたのは585件、没収された金額は1億6700万元、返還された過徴収費用や、消費者および経営者の法執行によって減された損失は4.7億元となった。そして、工商機関は、地方政府や関係部門に対して、バス、電力、水道、ガスなどの業界における競争制限の疑いがある政策・規定を廃止するよう提案した²⁶¹。また、公的企業の競争制限行為には、三つの特徴があるとされている。すなわち、第一に、水道、ガス、公共交通、電力に関する事件は、それぞれ65件、49件、42件、36件であり、公的企業に関する事件数の48.2%を占めている。第二に、公的企業による費用の不当徴収という問題が深刻である。第三に、区、県級の行政地域における公的企業に関する事件が多い²⁶²。

次に、工商行政管理機関の具体的な規制例を検討してみたい。

二、典型的な事件の分析

(一) 反壟断法第7条の適用について

①2015年第7号：遼寧省煙草公司撫順市公司による市場支配的地位の濫用事件

本件において、当事者は、行為の正当性について下記のとおり主張している。煙草業界は、中国における独占経営及び独占販売を行う業種である。当事者は、法律によって独占的地位を有し、一般的な市場における競争行為に関するルールを守る必要がない。当事者に、反壟断法を適用すべきではない。

しかし、工商行政管理機関は、以下のように主張している。反壟断法第7条1項は、「…適法な事業活動…」、同条2項は「…法に基づき事業活動を行い…」と規定してい

²⁶¹ 工商総局の公式サイト、「工商総局召開集中整治公用企業限制競争和壟断行為新聞發布會」（2017年1月13日公開）
http://www.saic.gov.cn/ywdt/xwfb/201701/t20170113_174252.html...（2017年1月15日閲覧）

²⁶² 中国競争法律与政策網、「国家工商総局：公用企業集中整治7個月查出17類系統性問題」（2017年1月12日公開）
http://ccip.sjtu.edu.cn/Show.aspx?info_lb=672&info_id=4035&flag=648（2017年1月13日閲覧）

る。ここで、「法」という概念には、当然反壟断法が含まれている。国が保護しているのは、反壟断法を含む法律・法規に従って行なわれている経営活動である。第7条1項が規定している業種は、反壟断法の適用除外には当たらない。当事者は煙草の独占販売企業であるが、反壟断法、「煙草専売法」を遵守し、法に従って、経営しなければならない。よって、工商行政管理機関は、当事者の主張を認めなかった。

②2016年第7号：内蒙古赤峰市塩業公司による市場支配地位の濫用行為に対する処罰決定

本件において、当事者は、食塩の十分な在庫があるにもかかわらず、独占的地位を利用し、食塩の小売業者に対して、食塩の供給を拒絶した。このような行為は、国家の食塩専売制度構築の目的に背き、反壟断法第7条2項に違反したと判断された。

上記の二つの事件において、反壟断法第7条が適用され、これによって、経営者の法によって有する独占的地位が法執行機関に認められる一方、反壟断法に違反した独占行為は、禁止されているという理念が明確化された。

(二) 天然ガス業界に関する事件における反壟断法の適用

2016年第2号：青島新奥新城燃氣有限公司による市場支配的地位の濫用事件

事件の概要：本件で、調査の理由として、2014年7月、青島市工商局は、山東省工商行政管理局に事件に関する手がかりを提出し、青島市工商局が数回にわたって、当事者が経営過程でユーザーのガス使用量を制限するなどの独占の疑いある行為に関して、消費者から苦情を受けていたと述べた。

そして、山東省工商行政管理局は、本件の関連市場について、以下のように主張している。

①関連商品市場 この事件では、当事者が提供する商品はパイプガスの供給サービスである。商品の特性についていえば、天然ガスはクリーンエネルギーであり、石炭、石油などのエネルギーに比べて、より環境に優しく、現地の環境保護部門の大気汚染の予防に関する要求に合致する。商品の用途について、工商業者が、炊事道具、ボイラーなどを使用する際に、伝統的な習慣や器具を使用するための要求に基づいて、往々にしてガスで加熱している。また、缶ガスに比べて、パイプガスは、使用上より安全で便利である一方、ガス供給がより安定的である。そのため、工商業者がパイプガスを生活と生産エネルギーとして使用する傾向が強く、パイプガスの代替可能性はかなり低い。これが、パイプガスを使用する工商業者が当事者に最も依存性が高い原

因である。したがって、本件で関連商品市場としては、パイプラインガスの供給サービスとする。

②関連地域市場 青島市城陽区都市計画・建設局が当事者と締結した「青島市城陽区のパイプガスに関する経営特別許可協定」によって、当事者が特別許可による経営権を行使する地域範囲は、協定締結時の（一部地域を除く）城陽区行政管轄区域である。「山東省ガス経営許可管理弁法」及び「山東省住建庁による『山東省ガス経営許可管理弁法』の発行についてのお知らせ」によれば、一つの区域内で経営できるガス企業は、1社のみである。また、パイプガスについては、市政でパイプライン網を通じて統一輸送されるという特徴がある。このことからして、当事者が唯一の経営者となり、同類の経営者との競争関係は存在しない。さらに、本件に関する地域市場範囲内で、当事者が唯一の経営者であること及びパイプガスの特殊性によって、ユーザーは他の地域からパイプガスを購入することができない。ユーザーがパイプガスを得ることができる他の代替地域市場も存在しない。そのため、本件に関する地域市場は、（一部地域を除く）青島市城陽区行政管轄区域とする。したがって、本件の関連市場は、（一部地域を除く）青島市城陽区行政管轄区域におけるパイプラインガスの供給サービス市場となる。

また、市場支配的地位の認定についていえば、反壟断法第 17 条によって、市場支配的地位の有無が、当事者の行為が市場支配的地位濫用行為に当たるか否かを判断する前提をなす。

①当事者の関連市場の市場シェア及び関連市場の競争状況

本件の地域市場の範囲内では、当事者が唯一のパイプガスの供給企業であり、関連市場における市場シェアは 100%で、他の競争者が存在せず、市場競争が存在しない。

②当事者の本件での関連市場における支配能力

本件の関連市場では、当事者が唯一の経営者である。したがって、当事者は、パイプガスを供給するか否か、如何に供給するのかということについて、またその他の関連取引条件について、支配する能力がある。

③取引上、その他の経営者の当事者への依存度

当事者は、本来、自然独占性を持っている。このことから、当事者には、代替不可能性と選択不可能性の特徴を有する。また、本件の関連市場において、当事者は唯一の経営者であり、ガスユーザーは他の経営者からガスを購入することができない。パイプガスの供給サービスについて、ガスユーザーは当事者に完全に依存している。

④他の経営者が本件の関連市場に参入する難易度

「都市ガス管理条例」の規定により、県級以上の地方人民政府のガス管理部門は、自ら当該行政区域のガス発展計画を策定する。また、「山東省ガス経営許可管理弁法」及び「山東省住建庁による『山東省ガス経営許可管理弁法』の発行についてのお知らせ」によれば、一つの区域内で経営できるガス企業は1社しかなく、2社以上の経営者は存在してはならない。ゆえに、他のガス経営者が本件の関連市場に参入し、パイプガスを経営することはできない。したがって、反壟断法第18条と「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第10条の規定により、当事者は本件の関連市場において市場支配的地位を有するものと認定できる。

市場支配的地位の濫用行為の認定について、法執行機関は、以下のように主張している。現在、当事者のガスを供給する範囲内で、工商業者が使用するガスメータは二種類ある。つまり、知能ICカードメータと普通のガスメータである。知能ICカードメータのユーザーは、プリペイド方式をとっている。ガスを使用する前に、ICカードにチャージする必要がある。ICカードの金額を使い切ったら、ガス供給が自動停止する。普通のガスメータのユーザーは、当事者と締結したガス供給協定によって、ポストペイド方式がとられている。当事者は、毎月25日に、工商業者のところに行き、メータを読み、料金を計算する。工商業者は、月末までに当月のガス料金を支払う。2010年4月16日から、当事者は、知能ICカードメータのユーザーと「ガス供給協定」を締結する一方、普通のガスメータのユーザーに対しては、一方的に「ガス料金の事前取得に関する通知」を送達してきた。このようにして、当事者は、工商業者に「前払いガス料金」を要求した。つまり、知能ICカードメータのユーザーと締結した「ガス供給協定」によって、当事者は、工商業者に対して、ガス供給前、当事者が一定の基準に基づいて推計した一ヶ月分の「前払いガス料金」を支払うよう要求した。もし工商業者が当該料金を支払わなければ、「ガス供給協定」を締結できず、当事者はガスを供給しない。また、知能ICカードメータのユーザーが当該「前払いガス料金」を支払った後、その料金は当事者によって無償占用され、ガスを購入するICカードのチャージ金額としては使用されない。他方、普通のガスメータのユーザーに対しては、当事者は、「ガス料金の事前取得に関する通知」を送達し、工商業者が支払うべきガス料以外に、当事者が定めた「前払いガス料金」を支払うことが求められる。また、当該通知には、「期限を過ぎても、当該料金を支払わない場合、弊社は安定的なガス供給を保障できない」などの強い調子の言葉が記されている。訪問調査やアンケート

一ト調査によれば、工商業者は、以下のように主張している。当事者は、当該通知を出す前に工商業者と交渉しておらず、工商業者は、圧力に迫られ「前払いガス料金」を支払わざるをえなかった。そして、工商業者の支払った「前払いガス料金」は、普通のガス料金と相殺できず、工商業者は、毎月末に、当事者が計算したガス料金を支払わなければならない。工商業者がガスの使用を停止する時しか、当事者は上記の「前払いガス料金」を返還しない。また、現在、調査によれば、当事者は 209 工商業者から「前払いガス料金」8989095.05 元を取得した。2015 年 3 月 18 日、本局の行政指導に従い、当事者は工商業者に「前払いガス料金」の返還をし始めた。

このような判断に対して、当事者は、正当な理由に関して次のように主張している。

①上流のガス企業が、当事者から前払いガス料金を徴取しているため、当事者は、資金回転について大きなプレッシャーを受けている。②工商業者が悪意でガス料金を滞納することを防ぐために当該行為を行った。③当事者は、工商業者と交渉して合意を達成した上で「前払いガス料金」を徴収した。しかし、法執行機関は、その主張を認めなかった。その理由として、以下の 3 点が挙げられている。①上流企業の料金徴収行為は本件と関係がなく、工商業者に「前払いガス料金」を徴収する理由にならない。②当事者が自己負担すべき経営リスクを工商業者に転嫁してはならない。当事者は、日常経営で、工商業者がガス料金を滞納する状況に遭う可能性がある。しかし、これは普遍的な現象ではなく、当事者は、このような経営リスクを工商業者に負担させてはならない。工商業者が悪意でガス料金を滞納した場合、当事者は「青島市ガス管理条例」第 35 条によって、ガスの供給を停止するか、または他の法的ルートを通じてこの問題を解決できる。③当事者の、工商業者の合意を得た上で前払いガス料金を徴収したとの主張は、事実と合わない。調査によれば、90%以上の工商業者が、受動的に当該料金を払ったと述べている。

そして、本件での独占行為の結果として、①工商業者の合法的な利益と社会の公共的な利益が損害され、②現地のガス業界の健全な発展に不利な影響が与えられ、③取引の公平性が害われ、市場経済の健全な発展に不利な状況をもたらした。

以上により、当事者の行為は、反壟断法第 17 条 5 号及び「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第 6 条 4 号に違反し、正当な理由なく取引の際に不合理な取引条件を付する市場支配的地位の濫用行為に該当する、と判断され、当該行為に対する処罰については、当事者が自発的に違法行為の結果を取り除いたことに鑑み、反壟断法第 47 条と他の規定によって、法執行機関は、以下の処罰

を下した。すなわち、①違法行為の停止、②違法所得 52308.49 元の没収、③当事者の 2013 年度関連市場における売上高の 3%に相当する制裁金 6818533.79 元の賦課が科された。

その他、法執行機関は、当事者に「公聴会告知書」を送達したが、法定期間内に、当事者は公聴会開催を請求しなかった。また、救済措置として、当事者が国家工商行政管理総局かあるいは山東省人民政府かに、複議を申請すること、または済南市歴下区人民法院に訴訟を提起することができるとされている。

私見：本件は、中外合資企業の市場支配的地位の濫用に関する典型的な規制例である。当事者は、「山東省ガス経営許可管理弁法」及び「山東省住建庁による『山東省ガス経営許可管理弁法』の発行についてのお知らせ」によって、関連市場における唯一の経営者となった。また、パイプガスについては、市政でパイプライン網を通じて統一輸送される特徴がある。パイプガスの特殊性により、ユーザーが他の地域からパイプガスを購入することができない。このようなことに起因して、当事者は市場支配的地位を取得し、当該地位を濫用して独占行為を行った。実際には、電力、水道、食塩等の産業においては、法的規定や当該産業の特性によって、独占的地位を有する経営者特に国有企業が多数存在している。本件では、このような法的規定が合理性に欠けるか否かという問題については、検討されていない。この問題については、反壟断法によって解決されるものではないという法執行機関の考え方がうかがえる。他方、本件において、法執行機関は、訪問調査やアンケート調査を行い、大量の証拠に基づいて判断を下している。特に、関連市場の確定、支配的地位の認定、正当な理由の有無に関する分析は高く評価される。また、本件で、公聴会の開催や当事者に対する救済措置に関する説明が行われ、反壟断法の執行過程において、経営者の適法的権利が保護されていると言える。

（三）電力産業における調査中止・終了事件

1. 2017 年 1 号：国網山東省電力公司煙台市牟平区供電公司による独占の嫌疑がある行為に対する調査を中止した事件

事件の概要：2014 年 7 月、法執行機関は通報を受けた。その通報によれば、当事者は、地方政府の料金徴収書類によって不動産の電力設備工事を独占し、民間企業が煙台市牟平区の不動産の給配電工事市場に参入することを制限しているというものがあった。調査によると、当事者は、煙台市牟平区において唯一の給電企業である。2012 年 9 月から 2014 年 9 月まで、当事者は、新築住宅団地の給配電建設工事の実施を組

織する際に、9 新築住宅団地の臨時電気工事を当事者の関連企業の山東恒源電力有限公司に任せ、当該会社に工事を施行させた。

本件の調査過程において、当事者は、新築住宅団地の給配電建設工事の実施を組織する際に、施工企業を指定した事実を認め、その行為が競争に不当な影響を与えたことを認識し、積極的に是正措置を講じ、整頓・改革を行う旨を表明して、山東省工商行政管理局の調査の中止を請求した。また、当事者は、2016年6月2日に、反壟断法第45条の規定に従い、当局に「国網山東省電力公司煙台市牟平区給電公司の調査中止申請書」を提出した。当事者が承諾した主な是正措置は、以下の通りである。①真剣に自粛し、整頓・改革を行う。全面的に自粛自糾を実行し、関連制度の整備・改善に取り組み、新築住宅団地の給配電建設工事に関して、既存の業務プロセスを全面的に見直し、仕事に存在する問題と管理の弱点を速やかに発見し、逐一整頓・改革を行い、企業の自律的な規範を強化する。②法に基づいて業務を展開する。法に従い入札募集を行い、顧客の自由選択権を保障する。国網山東省電力公司与牟平区政府の制度・規定を厳格に執行し、団地の工事施行管理を規範化し、電力工事を高品質で施工し、広範の電力顧客に恩恵を及ぼす。また、電力工事法規及び制度の宣伝を強化し、自発的に監督を受けるようにする。③公平に競争に参加する。反壟断法等の法律・法規を遵守し、グループ企業との関係を見直し、法により関連取引行為を規制する。その関連企業の山東恒源電力有限公司は、市場ルールに従い、電力工事市場の競争に平等に参加し、業務の実施をルールに合わせ、自発的に公平な競争の市場秩序を維持し、サービス品質を向上させ、サービスレベルを上げるように監督する。④法律の学習・研修を行う。全従業員に対して、競争法律・法規の宣伝と教育を強化し、反壟断法、反不正当竞争法等の法律・法規の知識に関する研修を行い、競争文化を提唱する。また、当事者は、上記の承諾に背いた場合、関連する法律上の責任を取り、処罰を受ける意思を表明した。

これに対して、法執行機関は、以下のように判断した。反壟断法の目的は、市場支配地位の濫用行為を規制し、公平な競争を保護することである。本局は、事件の調査過程において当事者が積極的に調査に協力し、存在する問題を深く認識し、真剣に是正措置を策定し、当該措置を積極的に実施し、直ちにその行為の結果を除去したため、反壟断法執行の目的は達成されたものとする。反壟断法第45条及び「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」第17条、第18条、第19条の規定によって、本局は、以下の通り決定する。①本件に関す

る調査を中止する。②当事者は、2017年2月28日前までに上記の承諾を履行すべきであり、本局に書面にて承諾の履行状況を報告しなければならない。③本局は、当事者が、定められた期限内に（2017年2月28日前までに）承諾を履行する状況に対して監督を行う。当事者が反壟断法第45条第3項及び「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」第19条第2項の規定に違反した場合、本局は本件に対する調査を再開する。

2. 2016年第8号：江蘇省電力公司海安県供电公司による独占の疑いがある行為に対する調査を終了する事件

事件の概要：2012年10月18日、海安県の一部の電気使用企業が、工商機関に通報をした。当該通報によれば、当事者は、企業が一定限度額の前払電気代を支払うことを当該企業に給電する条件として設定し、企業がその給電条件に従って電気代を前納しなければ、当事者は、当該企業に給電せず、当事者は企業の前払電気料金を取得した上で、企業は当期の電気料金を別途支払わなければならないというものであった。

調査によれば、2008年以来、当事者は、企業が高圧電気の使用を申請し、給電契約を締結する際に、口頭告知あるいは書面での書類を配布する形式でもって、当該企業に最低限度額の前払い電気代を求めていた。そして、当事者は、この条件を給電の前提条件として設定し、電気使用企業が前払で電気代を支払わなければ、電気設備が完備しても、当事者は給電せず、また、企業の電気使用后、その電気代を、その前払電気料金から控除するわけでもなく、別途支払わなければならないとした。さらに、2010年、当事者は、電子メールで、当事者の所属営業所に評価基準を通知し、前払の電気代の未払いをなくし、前払電気代の徴収率を100-105%に達成させ、引き続き電気代を支払わない電気使用者に対して断固として停電を実施するよう要求した。結果として、当事者は、403社の高圧電力使用者から前払電気代を徴収した。2013年6月まで、当事者が徴収した前払電気代は、1992.98万元となった。

本件の調査過程において、当事者は、上記の事実を認め、その行為によって、企業の経営コストが増加し、企業の公平取引権が侵害されたことを認識し、速やかに是正措置を講ずる旨を表明して、調査の中止を求めた。また、当事者は、2014年8月19日に、法に従い、当局に「調査中止申請書」を提出し、是正措置を策定した。その是正措置は下記の通りである。①営業場所やサイトで、給電の手続きを公開し、無差別に給電する義務を履行し、不合理な取引条件を付加しない。②すでに徴収した前払電気代を全面的に精算し、処理を行い、関連取引先と新たな電気代決済協議を締結する。

③電力販売の過程において、一括後払決済、複数回の後払決済などの多種の電気代決済方式を提供し、ユーザーに選択させる。また、当事者は、上記の承諾に背いた場合、関連の法律上の責任を取り、処罰を受ける意思を表明した。

これに対して、法執行機関は、下記のとおり判断した。反壟断法の目的は、独占を規制し、競争を保護し、消費者の合法的な利益を確保することである。当事者が事件の調査に積極的に協力し、存在する問題を深く認識し、是正措置を積極的に実施したため、反壟断法執行の目的は達成された。反壟断法第 45 条及び「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」の関連規定によって、法執行機関は、2014 年 9 月 5 日に調査中止の決定をした。

また、調査中止期間において、法執行機関は、当事者の承諾履行状況について監督・検査を行い、当事者は、以下の是正措置を講じた。①営業場所に「電力使用者告知書」を掲示し、テレビ、新聞、政府公式サイトで給電手続き及び電気代徴収方式を公開した。②多種の電気料金の決済方式を提供し、ユーザーの選択に供した。③すでに徴収した前払電気代を全面的に精算し、処理を行い、ユーザーに電気料金の決済方式を解釈し、関連取引先と新たな電気代決済協議を締結した。4230 ユーザーと決済方式について交渉を行い、16616.96 元の前払電気代を減少させた。そして、2015 年 1 月 9 日、当事者は、法執行機関に書面で承諾の履行報告を提出し、調査の終止を申請した。法執行機関は、この申請を認めた。

私見：1 と 2 の事件は、ともに電力産業における国有企業の独占行為に対する規制例である。そして、独占産業における独占行為としては、工事の取引相手を指定する行為、不当な取引条件を付加する行為、とくに料金を不当に徴収する行為がよく行われている。また、前述したとおり、電力産業における国有企業は、往々にして、法律上、関連市場において市場支配的地位を有する。この二つの事件は、調査を中止または終了した事件である。このような事件に関する行政決定書においては、当事者の市場支配的地位の認定が詳細に論じられてないのが一般的である。当事者の地位について、事件 1 では、関連地域的市場における唯一の給電企業であると言で述べられているが、事件 2 では、言及されていない。そして、いずれの事件においても、当事者の行為によってもたらされた競争に対する影響が、あまり分析されていない。したがって、特定の産業において、当事者が違法行為を否定せず、是正措置の承諾を行い、それを着実に履行すれば、当事者の市場支配的地位の有無、当該行為の効果を開かず、調査中止または調査終止という決定が下される可能性が高いと考えられる。つまり、

このような場合、法執行機関は、当事者の承諾した是正措置の方をより重視している。しかし、事件1での当事者の是正措置は、ただ形式的なもののように見える。このような是正措置によって、違法行為の結果を除去できるかは、疑問である。他方、工事施工企業が指定された取引相手や、料金を不当に徴収されたユーザーが損害を被った場合、違法行為者に賠償を請求できるかどうかという点については、検討する余地がある。

(四) 電気通信産業における調査中止事件

2015年第8号：中国移動通信集団内蒙古有限公司による独占行為事件（調査中止）

事件の概要：2014年3月、CCTVの「3・15晚会」という番組で、携帯電話の「月末に流量がゼロリセットされる」という問題が暴露された。また、内モンゴルの携帯電話のユーザーは、法執行機関に対して当該問題について苦情を伝え、そのため、内蒙古自治区工商行政管理局は、本件の調査を開始した。そして、調査によって、2015年3月31日まで、当事者のネットユーザーは総計1557.7584万戸で、全区の総戸数に64.08%を占めており、当該当事者は携帯ネットサービスを提供する際に、約款を定めて、毎月消費者の未使用の流量を当月の末にリセットしていることが判明した。

本件の調査過程において、当事者は、未使用のインターネットの通信流量を月末にリセットしている事実を認め、その行為が競争に不当な影響を与えたことを認識し、市場支配的地位の濫用に当たる嫌疑があり、積極的に是正措置を講じ、整頓・改革を行う旨を表明して、本局の調査の中止を求めた。また、当事者は、2015年5月12日に、反壟断法第45条の規定に従い、当局に「中国移動内蒙古会社の独占の嫌疑がある行為の調査中止に関する申請」を提出した。当事者が承諾した主な是正措置は、以下の通りである。①自選套餐（プラン）を最適化する。新しい自由選択できるプランでは、音声、流量などの業務について、それぞれ自由選択できるオプションが提供されており、ユーザーが自分の需要によって、任意にオプションを組み合わせることができる。②使用量を異なる段階に分けて、各段階に応じてそれぞれ使用料を設定する。使用量が多ければ多いほど、料金が安くなり、流量の非プラン化を実現し、本来のプランにつく流量の「リセット」問題がなくなる。③月を単位で料金を課すプランについては、消費者は、基本プラン内での流量が当月にリセットされないサービスを選択できる。つまり、基本プラン内での余剰流量を来月に回し、来月に当該流量が優先使用される。繰越した流量は、来月の末に失効する。④是正措置を二段階に分

けて実施する。第1段階は6月1日から8月31日まで、第2段階は9月1日から11月30日までとする。そして、是正措置について、当事者は「中国移動内蒙古公司2015データ流量（通信量）費用整頓・改革案」を提出し、上記の承諾に背いた場合、関連の法律上の責任を取り、処罰を受ける意思を表明した。

これに対する法執行機関の判断は、以下のとおりである。反壟断法の目的は、独占を規制し、競争を保護し、消費者の合法的な利益を確保することである。事件の調査に当事者が積極的に協力し、存在する問題を深く認識し、是正措置を積極的に実施したため、反壟断法執行の目的は達成された。ゆえに、反壟断法第45条及び「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」第17条、第18条、第19条の規定によって、法執行機関は、以下の通り決定を下した。①本件の調査を中止する。②当事者は、2015年9月25日前、10月25日前、11月25日前までに、それぞれ本局に書面で承諾の履行状況のレポートを提出する。③本局は、2015年12月1日前までに、当事者が承諾を履行する状況について監督を行い、2016年5月31日前までに当該状況に対して評価を行う。また、当事者が反壟断法第45条3項または「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」第19条2項の規定に違反した場合、本局は本件に対する調査を再開する。④当事者が是正措置の実施期限内に、承諾を履行し、本局の評価を受け、承諾の効果が認められる場合、当局は法により本件の調査を終了する。

私見：本件は、電気通信産業における国有企業による独占行為の規制例である。同産業の関連事件としては、2015年第4号、2015年第5号、2015年第6号、2015年第10号があげられる。これらの事件においても、調査中止という決定が下された。ここであげられた事件は、主に、寧夏または内モンゴルで発生した事件であり、立案時間は、2013年または2014年である。これによって、この時期、寧夏または内モンゴルでの電気通信産業における国有企業の違法行為が、法執行機関の重点規制対象となっていたことが考えられる。実際、電気通信産業においては、市場集中度が高い。そして、当該産業における国有企業は、ある独占行為を特定の行政区域においてのみ行っているわけではなく、全国的規模で同じような行為を行っている可能性が高い。例えば、本件における「月末に流量をゼロリセットする」という行為は、中国移動通信集団の一種の経営戦略として、内蒙古自治区に限らず、他の地方においても実行されていることが考えられる。また、上記の電気通信産業に関する規制例は、2015年に、工商総局によって公開された。したがって、今後、公開された事件を模範例として、全

国で電気通信産業に関する抱き合わせ行為や、市場支配的地位の濫用による不合理な取引条件の付加行為等に対して、規制が行われることが予見できる。他方、現在、電気通信産業における独占行為事件では、調査中止という決定がしばしば下されていることからして、反壟断法の執行が徹底しないことがわかる。

また、本件では、法執行機関が、事件の調査に当事者が積極的に協力し、存在する問題を深く認識し、是正措置を積極的に実施したため、反壟断法執行の目的が達成されたとして、調査中止との判断を下し、「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処理手続に関する工商行政管理機関の規定」第 17 条をその法的根拠として示している。しかし、法執行機関は、当事者が承諾した是正措置について、①どのような視点から、どのような基準によって、当事者が当該是正措置を実施すれば、反壟断法執行の目的が達成されると判断したか、または②どのように、上記の規定の第 17 条に基づいて、調査対象経営者の行為の性質、結果及び社会的影響等を考慮したか、という点については、本件の決定書は、明確に書かれていない。

さらに、本件での当事者が承諾した主な是正措置を見ると、未使用の流量が結局リセットされ、ユーザーが無条件で未使用の流量を引き続き使用できないことが明らかである。

(五) 製薬産業に関する事件における反壟断法の適用

2016 年 12 号：重慶西南製薬二廠有限責任公司による独占行為事件

事件の概要：サリチル酸/フェノールシート（通称「魚の目膏」）の生産業者は、当事者がフェノールの原薬市場における市場支配的地位を濫用し、河南商丘市新先鋒薬業有限公司（以下「新先鋒公司」という）以外の企業に、商品の供給を拒絶したことを告発した。これに基づいて、法執行機関が、立案し、調査を行った。

そして、調査の結果、以下のことが判明した。本件の関連商品市場は、フェノールの原薬市場と画定される。「薬品管理法」第 102 条は、薬品を定義している。同法 23、32 条は、薬品生産資格について規定している。中国では、新薬の研究開発は、4 つの段階に分けられる。つまり、発見と仕分け、前臨床研究、臨床研究、新薬の申告とその後の仕事である。製剤の処方箋は主に第 2 段階前臨床研究で確定される。原薬は、加工を経なければ、臨床応用の薬品になれない。本件に係る商品は、フェノールの原薬であり、その需要者は、主に病院と製剤の生産企業である。製剤の生産企業は、フェノールの原薬によって、サリチル酸/フェノールシートを生産することができる。

フェノールの原薬の製剤がある処方では、フェノール及びフェノールの含有量は、複雑な、長い新薬の研究開発過程において確定されたものであり、他の薬で代替できず、その含有量も変更することができない。「薬品管理法」第 37 条は、処方箋薬と非処方箋薬の分別管理制度について規定している。また、調査によって、当事者が生産したフェノールの原薬は、製剤の生産企業に購入され、製剤の生産のために使われている。または、病院によって購入されている。フェノールの製剤のうち、魚の目膏は、現在、市場における魚の目治療の唯一の皮膚科用薬類の非処方箋薬である。魚の目膏の代替可能性はかなり低い。魚の目膏の生産企業は、フェノールの原薬を使わなければ、魚の目膏を生産できない。2012 年 7 月以来、当事者は、全国で唯一のフェノールの原薬を生産・販売する企業である。2012 年と比べて、2015 年全国でフェノールの原薬の平均価格は、5.38 倍に値上げした。上述の通り、フェノールの原薬は、フェノールを含む製剤にとっては、代替不可能なものである。特に、一部のフェノールの原薬は、魚の目を治療する唯一の非処方箋薬魚の目膏を生産するために使われている。ゆえに、本件の関連商品市場は、フェノールの原薬市場と確定できる。他方、②本件の関連地域市場は、中国全国市場である。国家薬品管理の法律・法規によれば、フェノールの原薬の生産資格認証範囲には、地域制限がない。全国的範囲内で、どの企業も、関連資格を有し、かつ生産したフェノール原薬が経関連部門の検査に合格すれば、当該原薬を全国各地で販売できる。当該企業は、国内のその他の関連資格がある生産企業と競争できる。また、需要者は全国的範囲で当該商品を購入することができる。さらに、「薬品管理法」第 39 条の規定によれば、薬品の輸入は、国务院の薬品監督管理部門の審査を通さなければならない。現在、フェノール原薬の輸入は、まだ許可されていない。フェノール原薬の需要者は、無断で海外から購入してはならない。したがって、本件の関連地域市場は、全国市場である。

また、市場支配的地位の認定については、反壟断法第 17 条 2 項、第 18 条に基づき、法執行機関はいくつかの要素を考慮した上で、当事者の市場支配的地位を判断した。その考慮要素は、以下の通りである。

①当事者の商品の関連市場における市場シェア

「薬品管理法实施条例」によれば、薬品を生産するためには、薬品生産許可証明書、薬品登録認証、GMP 認証を取得しなければならない。2012 年 6 月、当事者は、フェノール原薬を生産する GMP 認証を取得し、中国におけるフェノールの唯一の現生産者と

なる。2012年6月から現在まで、当事者は、フェノール原薬の生産と販売を完全に独占する地位を有する。

②当事者が販売市場を支配する能力

当事者は、フェノール原薬の価格、供給か否か、いかに供給するのか及びその他の取引条件について、支配力がある。2014年1月前より、フェノール原薬の価格が高まってきた一方、販売数量が減っていない。他方、消費者のニーズはほとんど変わっておらず、消費者の人気は依然として高い。当事者の販売方式の支配力は強い。

③他の経営者が市場に参入する難易度

中国の現行法律によれば、原薬産業における市場参入は難しい。薬品生産企業が大量の資金や、研究開発力を投入し、さまざまな資格を取得しなければならない。

④他の経営者が当事者に対する依存性

当事者は現在、全国フェノール原薬市場で100%の市場シェアを占めている。中国国内でのフェノール原薬の使用者は、当事者から原薬を購入しなければならない。2014年に1月までで、当事者の販売対象は、全国で約40社のフェノール製剤の生産企業と医薬会社であった。しかし、2014年2月以来、当事者が供給拒絶をした後、フェノール原薬を購入できない医薬会社は、フェノール原薬の経営を諦めてしまった。また、フェノール製剤の生産企業は、原薬を仕入れることができないため、損失を被った。当事者は、その他のフェノール需要企業の生産・経営規模、経営利益などに対して決定的な影響を与えており、フェノール需要企業は当事者に対する依存性が強い。したがって、法執行機関は、当事者が中国全国でフェノール原薬市場において市場支配的地位を有すると認定した。

そして、市場支配的地位の濫用行為については、反壟断法第17条1項及び「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第4条1項が、取引拒絶行為について規定している。当事者は、2012年6月、フェノール原薬を生産するGMP認定を取得し、フェノール原薬の生産を開始し、全国に向けて販売し始めた。そのフェノール原薬の年間生産量は、約6トンから8トンまでになった（規格：1.0 kg/本、賞味期限：2年）。2012年6月から12月まで、当事者は、39社の企業にフェノール原薬を販売した。販売量は7621 kg、販売価格は平均118.62元/kgであった。2013年1月から12月まで、当事者は、46社の企業にフェノール原薬を販売した。販売量は5510 kg、販売価格は平均139.71元/kgであった。2014年1月、当事者は、11社の企業に1.13トンのフェノール原薬を販売した。販売価格は、平均128.82元/kgで

あった。2014年2月8日、当事者は、新先鋒公司与「全国総代理契約」を締結し、契約の有効期間を5年とした。契約成立後、当事者は、2014年2月から2014年4月までの3ヶ月間で、市場のすべての需要者への供給を停止し、その間、中国国内の多数の魚の目膏の製剤生産企業と医薬会社が、電話や手紙などによって、当事者にフェノール原薬の供給を請求した。しかし、当事者は供給を拒絶した。2014年5月から2015年12月まで、当事者は、新先鋒公司を含む6社の企業にフェノールを販売した。しかも、この6社の企業は、当事者の常連客ではなかった。2014年5月以前において、当該6社の企業は当事者からフェノール原薬を購入したことがなかった。その間、当事者の従来の大口径取引先や常連客は、何度も当事者にフェノール原薬の供給を請求したが、いずれも拒否された。当事者の取引拒絶期間は、23ヶ月に及んだ。2016年以降現在に至るまで、当事者はフェノール原薬を生産していない。23ヶ月の取引拒絶期間内に、当事者が独占によって取得した違法所得は、482883.9元となった。

この行為の正当性について、当事者は以下の通り主張した。①2013年から、市場において多くの魚の目膏の生産企業が、工業用フェノールを使用し、偽物を混ぜて魚の目膏を生産していた。例えば、江蘇某薬業有限公司、上海某有限公司などがそうである。また、使用期限を過ぎたフェノールによって、魚の目膏を生産した企業もある。例えば、湖北某薬業有限公司がそうである。このような現象が生じたため、当事者のフェノール原薬の販売量は、2012年の7627kgから2013年の5510kgまで減少した。当事者は、原薬のみを生産しており、製剤を生産していないため、製剤の市場の状況を把握していない。そのため、当事者は、市場を整理するための十分なチャネルを有しておらず、1社の医薬会社を探して、当該会社を通じて市場を整理するしかない。②当事者がフェノール原薬の一手販売代理権を新先鋒公司に授与する前に、フェノール原薬を当事者から直接に購入する顧客の数量が極めて多い一方で、当事者の販売部門でわずか6人しかいなかった。一手販売代理店の形式をとったら、その販売部門の仕事量が相当減ずることが予想できる。③当事者は、2014年8月以降、フェノール原薬の一手販売代理権の授与を撤回し、市場への正常な供給を回復させ、取引拒絶行為を停止したと述べた。

しかし、法執行機関は、当事者の行為には正当な理由がないと判断した。その理由は、以下の通りである。

①当事者は、市場で工業用フェノールや使用期限の過ぎたフェノールを使用して魚の目膏を生産する現象があるため、フェノール原薬の販売量が減ったことを理由とし

て、市場を整理し、取引拒絶行為を行ったと主張したが、この主張は認められない。2014年1月以前、全国で16社の企業が魚の目膏を生産する資格を持っていた。2012年6月2014年1月まで、当事者は、この16社の企業の中の8社の企業に、フェノール原薬を販売していた。そのうち、各会社の購入量がそれぞれ魚の目膏の生産企業の総購入量に占める割合は、以下の通りである。湖北省某薬業有限公司：39.79% 江蘇省某薬業有限公司：29.18% 山東省某薬業有限公司：15.12% 浙江省某薬業有限会社：5.31%、広東省某製薬有限公司：5.31%、江蘇省某医薬股份有限公司：4.24%、広東省某製薬企業：0.53%、天津某製薬有限公司：0.53%。調査によれば、現地の食品・薬品監督部門に、総購入量の93.64%に占める魚の目膏の生産企業に関する苦情を言われたことはなく、また苦情を言われても、食品・薬品監督部門の調査の結果、工業用フェノールの使用は発見されなかった。また、当事者に挙げられた上海某有限公司は、2014年1月前に、当事者からフェノール原薬を購入したことがない。したがって、2012年の販売量と比べると、2013年当事者のフェノール原薬販売量が減少した。その原因は、魚の目膏の生産企業、または魚の目膏の生産企業が工業用フェノールか、または使用期限が切れたフェノール原薬かを使用したこととは直接関係がない。

②当事者は販売従業員が少なく、仕事の量が多いため、新先鋒公司を含む少数の企業のみ販売したと主張したが、これは、取引拒絶の理由としては成立しない。調査結果によれば、2014年度のフェノール原薬の売上高が、当事者のここ数年の売上高に占める割合は、最高の比率——1.67%に達した。当事者は、2012年6月から、全国で唯一のフェノール原薬の生産・販売企業となり、フェノール原薬の販売市場において、支配的地位を有している。また、販売方式の支配力を有している。2012年6月以来、当事者は、フェノール原薬を販売する際に、主に電話マーケティングや全国薬品交易会に参加する方式を採用していた。2013年に至って、当事者のフェノール原薬の購入顧客は、安定してきた。そして、顧客は、いずれも電話で当事者と連絡し、当事者の販売担当者とファックスによって取引をしてきた。また、2012年6月から2013年12月まで、当事者は、平均で毎月4.7社の企業に販売していた。2014年1月、11社の企業に販売した。ゆえに、フェノールの原薬の販売が販売部門の大量の労働力を占めたとの理由は成立しない。

③2014年8月から、フェノール原薬一手販売代理権の授与を撤回し、市場への正常な供給を回復させ、取引拒絶行為をやめたとの当事者の理由は成立しない。当事者は、これまでフェノール原料薬を最も多く購入しているのは、医薬会社や魚の目膏の生産

企業であることを明らかに知っていた。当事者は、2014年8月から2015年12月までの16ヶ月の期間内で、新先鋒公司、河南省某薬業有限公司、広東省某製薬有限公司、天津某薬業有限公司、安徽省某医薬経営有限公司、河北省某医薬有限公司の6社の企業のみ、フェノール原薬を販売した。また、当該6社の企業は、すべて新しい取引先であり、そのうち、1社は、魚の目膏の生産企業であり、他の5社は医薬会社である。上記した6社の企業は、2012年から2013年にかけて、当事者からフェノール原薬を購入したことがない。その間、当事者の常連客は、何度も供給を求めたが、いずれも当事者によって拒絶された。上記の16ヶ月以内での、取引先に対する当事者の販売数量は、2012年6月から2014年1月までの間の平均月間販売数量の8%に相当する。当事者の2015年のフェノール原薬の販売量は2700kgであり、2012年の7621kg、2013年の5510kg、2014年の7690kgと比べると、その半分にも満たない。全国の多数の企業が当事者に供給を請求した場合に、当事者には、2014年8月の時点で、まだ799kg在庫があったが、古い顧客に販売していなかった。2015年の初め、当事者は、新先鋒公司に行き、フェノール原薬の下流市場での販売の範囲と価格について調査をした。しかし、2015年12月、当事者は、依然として新先鋒公司と河北省某医薬有限公司の商品の需要量に応じて、フェノールを生産した。

④当事者は、フェノール原薬の独占的代理店の経営権を交渉条件として、新先鋒公司がオニノヤガラ素の販売数量を増やすために協力することを承諾するという前提の下で、新先鋒公司とフェノール原薬の独占的販売代理店契約を締結した。当事者は、フェノール原薬の独占的販売代理が行われたら、独占的利益が生じることを予測し、このことを他の商品の取引条件として設定した。これによって、当事者が取引拒絶行為を実施した主観的な故意が証明できる。2012年6月以降、当事者がフェノール原薬の生産を開始した後、新先鋒公司は、フェノール原薬の全国総代理者になることを要求した。そして、新先鋒公司は、上海某薬業有限公司が毎年当事者の生産したオニノヤガラ素を多く購入するという保証を行った。2013年12月、当事者が新先鋒公司、上海某薬業有限公司と、重慶で提携交渉を行い、三者は合意に達成した。すなわち、当事者は、フェノール原薬の全国総販売代理権を新先鋒公司に与え、上海某薬業有限公司は、毎年当事者が生産したオニノヤガラ素の購入量を増やすことに同意した。そして、当事者は、上海某薬業有限公司とオニノヤガラ素の供給・購入について「商品注文契約」を締結した。

⑤当事者は、市場支配的地位を濫用し、新先鋒公司与「全国総代理契約」締結した。また、同契約によって、当事者と新先鋒公司是、a. 商品の価格を引き上げること、b. 毎年のフェノール原薬の販売量を予め固定すると同時に、販売量を次第に増やすこと、c. 「逆方向の利益返却」（すなわち、当事者は、新先鋒公司の販売状況を監督し、新先鋒公司が下流への販売価格が 520 元を超えたら、その利潤の 40%を当事者に返却すること）を約定した。そして、当該契約は、両者に実施された。これによって、当事者は、フェノール原薬を新先鋒公司のみに販売することから生ずる独占的利益を得ただけでなく、新先鋒公司が下流の企業と取引する過程で生じた独占的利益の一部をも得た。

⑥当事者が市場を整理し、取引相手との新しい取引を拒絶した行為の目的は、独占的利益を得ることである。a. 当事者は、新先鋒公司がフェノール原薬を下流の企業に販売する価格を短時間で迅速に引き上げ、下流の企業を支配することを実現させるために、新先鋒公司を助け、様々な条件を提供した。当事者が市場を整理する行為の目的は、より多くの独占的利益を得ることである。当事者の取引拒絶は、「全国総代理契約」によって定められた。また、当該契約締結後、当事者はフェノール原薬の他の取引先に関する情報を新先鋒公司に提供した。2014 年 2 月から 4 月まで、当事者は、在庫があるにもかかわらず、新先鋒公司を含むすべての顧客にフェノール原薬を供給しておらず、市場を整理した。この行為は、正常な経営活動及び正常な効果と利益に基づいて行ったことではなく、その目的は、市場のフェノール原薬とその製剤の在庫を消費することにある。3 ヶ月で供給拒否を実施したことで、新先鋒公司がフェノール原薬を下流の企業に販売する価格を短時間で迅速に引き上げることが、実現可能になった。また、契約によって約定した販売目標を達成することができるようになり、それによって、当事者が二つの販売市場でより多く独占的利益を獲得することが保証される。b. 当事者の市場を整理し、取引を拒絶した行為は、販売量をコントロールし、独占的高価を維持し、独占的利益を得られるためであった。2014 年 2 月から 2015 年 12 月まで、当事者が市場を整理し、取引相手との新しい取引を拒絶していた間に、新先鋒公司是、全国の主な魚の目膏の生産企業に、フェノール原薬を値上げすると同時に、低価格で魚の目膏を購入し、魚の目膏の独占的代理販売をし、魚の目膏の高価を維持させるなどの条件を提出した。そして、新先鋒公司是、このような条件を承諾した企業のみにフェノール原薬を販売した。また、新先鋒公司が魚の目膏の生産企業に販売したフェノール原薬の価格は 1000 元/ kg であった。しかし、その他のフェノー

ル原薬の需要企業への販売価格は、最低 660 元/kg、最高 400 元/kg となった。一部の下流の企業は、フェノール原薬を買えないため、正常な生産・経営が影響を受けた場合、不公正な供給条件を受けざるをえないこととなった。その間に、当事者側の従業員が、新先鋒会社の販売人員と共に広東某製薬有限公司、江蘇省薬業有限公司、山東省某薬業有限公司に行って、フェノール原薬の供給条件に関する交渉に参加したが、当事者側の従業員は新先鋒会社の担当者の同行者として発言していなかった。また、当事者は、2014 年 5 月から 2014 年 9 月までフェノール原薬を新先鋒公司だけに販売したが、2014 年 10 月から 2015 年 12 月まで、他の 5 社の取引先を増やした。総計 23 か月間で、当事者は、当該 6 社の企業にフェノール原薬を販売した。当該 6 社の企業は、すべて当事者の新しい顧客である。当事者は、上述の 5 社の取引先を増やした後、フェノール原薬の販売価格を約 1000 元/kg で維持させ、在庫があるにも関わらず、古い顧客への商品供給を拒絶した。

さらに、当該行為の効果について見てみると、以下のとおりである。

①当事者の取引拒絶行為は、フェノール原薬の下流市場の競争秩序を破壊した。当該行為によって、魚の目膏の生産企業間の競争が排除・制限された。23 ヶ月の取引拒絶期間において、魚の目膏生産企業は、原料を得られないため、減産、生産転換、生産停止を余儀なくされ、魚の目膏生産企業間の正常な市場競争が排除・制限された。特に当事者が 6 社の企業のみでフェノール原薬を供給した場合、市場における正常な競争秩序が著しく攪乱された。

②取引拒絶行為は、魚の目膏の生産産業に生産能力の損失をもたらした。生産能力が十分に利用されることは、政府が市場の健全な発展に力を尽くして実現させようとするマクロの目標である。しかし、独占的企業による供給拒絶行為は、産業の生産能力の損失をもたらした。これは、独占的企業が市場支配的地位を濫用したことによって引き起こされた不公平で非効率的な市場の失敗である。このようなことは、政府が市場に対して規制を行うべき範囲に属する。本件で、市場支配的地位を有する当事者は、2014 年 2 月から 2015 年 12 月まで、フェノール原薬の供給を拒絶した。これによって、魚の目膏の生産企業は、生産の減少・停止を余儀なくされ、業界の生産能力の損失（1324270.08 元）をもたらした。

③小売業者としての医薬企業の利益が損害された。フェノール原薬を販売する医薬企業は、主に当該原薬を病院販売している。当事者の取引拒絶によってフェノールの価格が上昇したため、医薬企業は、販売価格を引き上げなければならない。しかし、

購入価格がかなり高いため、医薬企業の粗利益は減少してきた。また、医薬企業が病院に販売したフェノール原薬の価格が上昇したため、病院側には、コストをコントロールするために、フェノール原薬の需要量が大幅に下がった。医薬企業がフェノール原薬に関して大きな損失を被った。

④消費者の利益が損害された。フェノール原薬の値上げとともに、魚の目膏の価格が上昇してきた。これによって、消費者の負担が重くなってしまった。

以上の分析に基づいて、法執行機関は、当事者を処罰した。

私見：本件は、製薬産業における国有企業による市場支配的地位の濫用行為に対する規制例である。本件では、法執行機関は、関連市場の画定、当事者の市場支配的地位の認定、当該地位の濫用行為の判断及び独占行為の正当性について、詳しく論じている。そのうち、関連市場の画定については、本件の関連地域市場は中国全国市場と画定されている。その一つの理由として、『薬品管理法』第 39 条の規定によって、薬品の輸入は、国务院の薬品監督管理部門の審査を通さなければならない。現在、フェノール原薬の輸入は、まだ許可されていない。フェノール原薬の需要者は、無断で海外から購入してはならない」ということがあげられている。これによれば、製薬産業に対して、実際に、国家が厳格に管理・監督していることがわかる。そして、フェノール原薬の輸入不能ということによって、当事者が中国で市場支配的地位を取得することはより一層容易となる。

また、独占行為の正当性を論じる際に、法執行機関は、とくに当事者が業界の状況を明らかに把握していることを強調した。例えば、当事者のことについて、「…ことを明らかに知っている」、「フェノール原薬の下流市場で販売の範囲と価格について調査をした」、「その目的は、市場のフェノール原薬とその製剤の在庫を消費することである」、「当事者が取引拒絶行為を実施する主観的な故意が証明される」などの言葉が使われている。これによって、市場支配的地位の濫用行為を判断する際に、当事者の行為の人為性、当事者の故意という主観的要素が、法執行機関に重視されていることがわかる。さらに、本件において、当事者は、フェノール原薬の上、下流市場から独占的利益を取得するために、①新先鋒会社と共に、新先鋒会社と取引相手の交渉に参加し、②新先鋒会社と締結した「全国総代理契約」によって、「逆方向の利益返却」を約定し、③新先鋒会社が下流の企業を支配することを実現させるために、新先鋒会社を助け、様々な条件を提供した。このような行為によって、当事者が、フェノール原薬の上流市場に有する支配的地位を利用し、フェノール原薬の下流市場に影響を与

え、二つの市場から独占的利益を得ていることが判明し、そのことが法執行機関によって強調されている。このような行為によってもたらされた競争の制限という効果は、相当深刻であると思われる。

(六) 水道産業に関する事件における反壟断法の適用

2016年13号：宿遷銀控自來水有限公司による独占行為事件

事件の概要：宿遷銀控自來水有限公司が、都市の水道水給水サービスに係る市場支配的地位を濫用し、住宅団地の給水設備インストールなどの工事中に、取引相手を指定した。

そして、法執行機関の判断に基づいて、関連市場の画定について見てみると、以下のとおりである。

① 関連商品市場：都市の公共水道水の給水サービス市場

本件で、当事者が提供する商品（サービス）は、主に都市公共水道水の給水サービスである。現在、宿遷市の都市部及び郷・鎮の住民の生活用水源は、主に都市の公共水道水であり、ごく僅かの農村部の住民は、自分で建設した設備によって取った水を生活用水として使っている。他方、住民が購入したペットボトルの水も、主に生活飲用水として使われている。都市部の住民にとって、公共水道水は最も便利な生活用水の水源であり、取水施設を自分で建設することは無理である。また、宿遷市のごく少数の郷・鎮や、その他僻地のユーザーが、自分で建設した取水施設によって生活用水を取得しているが、これは普遍的なことではない。さらに、ペットボトルの水の供給は、都市の給水サービスの一つの補充方法であるが、その価格と利便性は、都市の公共水道水に比べようがなく、商品の代替性が弱い。そのため、本件の関連商品市場は、都市の公共水道水の給水サービス市場と画定される。

② 関連地域市場

本件で、当事者は宿遷市人民政府の授権を受け、宿遷市の宿城区、洋河新区、苏宿工業園区、市経済開発区及び宿豫区南部郷・鎮の水道水の供給に関して独占的権利を有する。しかし、実地調査の結果及び宿遷市水務局の証明によれば、当事者が実際に直接に給水サービスを提供しているエリアは、宿城区、洋河新区、苏宿工業園区、市経済開発区であり、その給水工事取引相手を指定する行為も上記の地域の範囲内で実施されていた。また、都市の公共水道水の給水については、水道管のネットを通じて市政で統一して輸送するという特徴を有する。これにより、上記の範囲内で当事者は

唯一の経営者となり、競争者がない。ユーザーは、所属地域内に当事者が提供した都市の公共水道水の給水サービスしか選択できない。他の代替性がある地域市場が存在しない。ゆえに、本件での関連地域市場は、宿遷市の宿城区、洋河新区、苏宿工業園区、市経済開発区となる。上述の部分をもとめると、本件の関連市場は、宿遷市の宿城区、洋河新区、苏宿工業園区、市経済開発区における都市公共水道水の給水サービス市場となる。

市場支配的地位の認定について見てみると、以下のとおりである。

①当事者の関連市場の市場シェア

当事者は、経営に関する特別許可がある地域で、独占的に経営する権利を有する。関連市場において、当事者が提供した都市の公共水道水の給水サービスの市場シェアは、100%を占めている。本件では、関連地域市場内の同類の経営者による競争関係は存在しない。

②当事者の関連市場におけるコントロール能力及び他の経営者の当事者に対する依拠性

当事者は、一定の地域での配水管網を運営の基礎とする公的企業に属し、2004年4月に元宿遷市水道水総会社が制度を変えた上で、設立したものである。その後、当事者は、現在の名称で都市水道水の給水サービスを提供してきた。また、今日、当事者は、本件の関連市場における唯一の経営者であり、関連市場の公共水道水の供給数量、価格及びその他の関連取引条件を支配する能力を有する。当事者は自然独占性を持っているため、その都市公共水道水の給水サービスには、代替不可能性、選択不可能性、公益性などの特徴がある。したがって、本件に係る関連地域市場で、不動産開発企業は、当事者の給水サービスに完全に依存している。

③他の経営者が本件の関連市場に参入する難易度

「都市給水条例」、「江蘇省都市・農村給水管理条例」、「宿遷市都市・農村給水管理弁法」等の規定により、都市の給水経営者の主体に関して、厳格な資格要求が設けられている。都市公共水道水の配水管網及びその付属設備の関連工事には、投資が大きく、難易度が高く、投資回収期間が長い特徴がある。また、水資源の有限性、水の品質管理の厳格性等は、関連地域市場で経営者数が少ないことを決定づけている。さらに、当事者と宿遷市政府との契約によって、契約期間内、当該地域において、当事者は特別な独占的経営権を有する。これによって、当事者は関連地域市場の都市配水管網を支配しており、他の経営者が関連市場に参入する可能性が極めて低い。

市場支配的地位の濫用行為について、2007年6月18日、当事者は、「宿遷聯合市政工程有限公司」（以下「聯合公司」という）を設立し、当該聯合公司是、当事者の独資子会社である。聯合公司設立後、当事者は、不動産開発企業が新築住宅団地への給水を請求した時、正当な理由もなく、聯合公司を給水装置工事業業者と指定した。すなわち、①不動産開発企業が給水申請をする際に、当事者が指定した給水工事の施工企業と取引をしなければならないことを要求された。具体的に言えば、不動産開発企業は、給水申請をする際に、当事者の要求に従い、「非住民用水申請表」を記載し関連書類を提出し、この申請表によって、給水工事プロジェクトを当事者へ依頼しなければならないということになった。また、当事者は、不動産開発企業の許可を得ずに関連書類を聯合公司に渡した。その後、聯合公司是不動産開発業者と「給水施設取り付け工事契約」、「住居民住宅の二次給水ポンプ所の施設建設の委託契約」、「住居民住宅の二次給水ポンプ所の施設管理の委託契約」（以下「3種類の給水工事契約」をいう）を締結し、これによって、当事者は、市場支配的地位を利用して、給水工事の施工・運行を聯合公司に委託した。不動産開発企業は、工期遅延を避ける等の考慮から、当事者の行為を受けざるを得ない状態にあった。②当事者は、不動産開発企業が提出した資料を審査した後に、「給水申請の返事」を当該企業に渡す。そして、当該申請の返事によって、二次給水施設とその付属施設の工事施行及びメンテナンスは、給水企業によって行わなければならない。また、不動産開発企業は、当事者が指定した給水工事の施工企業と取引をしなければならない。③3種類の給水工事契約によれば、不動産開発企業は、聯合公司が給水工事の請負者となることを受けるしかない。これによって、不動産開発企業は、工事企業の選択、設備・材料の調達等について、自主的選択権を失った。

正当な理由の有無に関して、当事者は、以下の通り主張した。

①行為の目的は、給水工事の質と安全性を確保することである。数年にわたり、全国各地で、現地の水道水公司または当該公司の子会社を優先して配水管工事を担当させることが、業界の恒例となってきた。これによって、不動産開発企業は使用寿命が短く、品質が良くない給水施設、材料を使用することを防止し、給水企業の後期の管理・メンテナンス作業が困難になり、コストが高くなることを回避し、給水に関する安全事故の発生を予防することが可能となる。

②当事者の行為は、2011年3月1日に施行された「江蘇省都市・農村給水管理条例」及び2012年4月1日に施行された「宿遷市都市・農村給水管理弁法」に従ったもの

である。この二つの規定によって、住民・ユーザーの二次給水施設は、建設企業の検査を経て、合格となったら、給水企業が施設の運行、メンテナンス、管理を担当する。ゆえに、二次給水工事に関して、建設・管理を統一的に実施することは、国家の政策や業界の要求に合致する。

しかし、法執行機関は、当事者が給水工事に関して取引相手を指定する行為には、正当な理由がないと判断した。その理由は、以下の通りである。

①当事者が、給水の質と安全を確保することを理由として、一次給水工事（すなわち給水装置取り付け工事）を聯合会社に担当させることには、法律・法規または政策上の根拠がない。国务院の「都市給水条例」第 28 条、「江蘇省都市・農村給水管理条例」第 14 条によって、都市の水道水の給水企業は、住宅外のパイプライン及びその付属施設に対して、検査・管理を行う権利を有し、給水工事の品質と安全を確保する合法的な手段を取ることができる。しかし、当事者は、不動産開発企業が自ら施工する工事は、品質、材料が悪いことを理由として、不動産開発企業が給水サービスを申請する場合、一次給水工事を給水企業の指定したの企業によって担当されなければならないことを要求した。この行為には、法律・法規または政策上の根拠がない。

②当事者が、二次給水工事の施工経営者を聯合会社に指定した行為には、法律・法規または政策上の根拠がない。「江蘇省都市・農村給水管理条例」第 17、18 条は、二次給水施設の運行・メンテナンス費用の交渉・取得に関する規定であり、二次給水工事は必ず給水企業または給水企業が指定した企業によって施工・構築されなければならないことは規定していない。

③当事者が聯合会社を指定し、給水工事を担当させた。これは、取引相手としての不動産開発企業の意思に背くものである。本件に係る不動産開発企業は、以下の通り主張した。当事者と締結した 3 種類の給水工事契約は、不動産開発企業が工事の検収や工期の圧力に迫られて結んだものであり、自主的に締結し、自分の真実の意思を表すものではない。このような契約は、当事者が一方的に提供した約款であり、双方が自主的に交渉した結果ではない。不動産開発企業は自主的に工事施工業者や、工事用材料を選択することができなかった。これらのことは当事者が述べたことに符合しない。

独占行為の効果については、法執行機関は、当事者の行為は、①給水工事に従事する他の経営者が競争に参加することを制限し、市場の公平な競争を阻害し、②取引相

手の不動産開発企業の自主選択権を制限し、取引相手の合法的利益を損害した、と判断した。

他方、2016年7月7日に、本局は、当事者に「行政処罰公聴会告知書」を送達し、当事者は、2016年7月8日に、公聴会を開く申請を提出した。また、本局は、2016年8月18日に公聴会を開催することを当事者に通知したが、当事者は、公聴会の延期を申請した。結局、2016年9月20日に、公聴会が開催された。当該公聴会で、当事者は、法執行機関に、書面で陳述と弁明意見を提出し、自発的に整頓・改革の状況を説明し、一部の証拠を提出した。そして、法執行機関に対して、再審査請求や、処罰の軽減請求をした。その理由として、以下の4点が挙げられた。

①当事者は、市場支配的地位を濫用して、不動産開発企業を強制し、取引させるということを行っていない。a. 聯合会社が給水工事市場に参入し、給水の安全を保障することは、政策に合致する。b. 当事者が、市場支配的地位を濫用し、取引を制限し、他の競争者を排除する経営政策を策定したことがない。c. 当事者は、不動産開発企業に、聯合会社と強引に給水工事契約を締結させたことがない。d. 当事者が、給水工事市場に参入しようとする競争者を排除したことがない。

②当事者が給水工事市場において行った行為は、社会に不良な影響を与えていない。a. 聯合公司には、施工の質によって給水安全事故を起こしたことがない。b. 聯合公司は、不公平な高価で業務を請負すること、またはサービスを提供し、暴利をむさぼったことがない。c. 積極的に調査に協力し、整頓・改革をし、影響を除去した。

③処罰根拠であるデータ（違法所得や関連商品の売上高の金額）が完全に正しいとは言えない。

④当事者に対する処罰が過重である。a. 給水産業は、収入が低く、投資が大きい産業である。b. 当事者は、積極的に社会的責任を取り、政府が直面する難題を解決するために努力した。c. 当事者の行為の性質、情状は軽く、社会的影響も小さく、調査に積極的に協力した。d. 当事者は、会社経営の問題を解決し、支配的地位を濫用する嫌疑がある行為を停止した。

こうした当事者の主張に対して、法執行機関は、再審査を経て、以下の通り判断した。①聯合公司の行為は、反壟断法第17条1項4号が規定する行為を構成する。②当事者が提出した経営関連データは認める。③当事者が調査に協力したことは、認められる。

以上のことをまとめて、法執行機関は、下記の通り判断した。

当事者は、都市の給水サービスを提供する公的企業として、特別な許可を取り経営に従事する関連市場で、市場支配的地位を濫用し、正当な理由なく、不動産開発企業に対して、当事者が指定した聯合会社との間でのみ取引するよう制限した。当該行為は、他の経営者を排除し、市場における公平な競争秩序を攪乱するものであり、市場支配的地位の濫用による取引制限行為に該当する。当該行為は、反壟断法第 17 条 1 項 4 号及び（「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」第 5 条 2 号の規定に違反する。ただし、処罰面では、当事者が違法行為を正確に認識し、本局の調査に積極的に協力し、直ちに違法行為を停止し、整頓・改革を行ったことに鑑み、処罰の軽減条件を満たしていると判断される。

私見：本件は、水道産業における水道水会社による市場支配的地位の濫用行為に関する規制例である。

まず、本件の行為者には、特殊性がある。当事者は、一定の地域での配水管網を運営の基礎とする公的企業に属し、2004 年 4 月に元宿遷市水道水総会社が制度を変えた上で、設立されたものである。つまり、当事者は、本来国有企業であり、現在も公的企業であることが明確である。現在、国有企業でない当事者は「都市給水条例」、「江蘇省都市・農村給水管理条例」、「宿遷市都市・農村給水管理条例」および当事者と宿遷市政府との契約によって、市場支配的地位や特別な独占的経営権を取得した。中国では、国有企業の改革が促進されている。株式所有権の多元化や企業の民営化等は、この国有企業改革を実現するための一つのルートとみなされている。今後、本件の当事者のような企業が増えて行く可能性が高いため、本件は、当該企業を規制する際に、参考になることが考えられる。

また、当事者は、行為の正当性を説明するために、給水工事の質と安全性を確保することや、給水に関する安全事故の発生を予防することを主張した。つまり、当事者は、行為の目的は公共利益の確保であると述べたが、法執行機関は、当事者の行為は「都市給水条例」第 28 条、「江蘇省都市・農村給水管理条例」第 14 条によって規定されている合法的な手段には該当しないとして、当事者の主張を認めなかった。本件において、法執行機関は、「公共利益」、「合法的な手段」については解釈の必要がないと考えた上で判断を下した可能性がある。しかし、今後、経営者が「公共利益」を行為の正当性の根拠として主張する事件が増えて行くことが予想されるため、実務の経験に基づいて、「公共利益」、「合法的な手段」等の抽象的概念を具体化していく必要がある。

さらに、この事件では、当事者が自分の権益を保護するために公聴会の開催を要求した。今後、公聴会が権益保護の手段として、よく利用される可能性が高い。

(七) 食塩産業に関する事件における反壟断法の適用

2016年14号：湖南塩業股份有限公司永州市分公司による独占行為事件

本件の法執行機関の判断に基づいて、関連市場の画定について見てみると、以下のとおりである。

① 関連商品市場：食塩市場

「食塩専営弁法」第2条によって、食塩に対して専営管理を実行する。この弁法において食塩とは、直接食用塩及び食品を製造するのに用いる塩をいう。また、「食品安全国家标准 食用塩」は、食塩の特性、定義の基準、食塩を代替できない商品について規定している。

② 関連地域市場：永州市市内における食塩の卸売市場

「塩業管理条例」、「食塩専営弁法」によって、永州市の行政区域内で、法に従い、食塩卸売許可を取得した経営者は、当事者とその県級分公司（支社）である。永州市の行政区域以外にある製塩工業会社は、地域にまたがって、永州市の行政区域内における食塩小売店に対して、卸売販売してはならない。一方、永州市の行政区域内における食塩の小売業者は、永州市の行政区域内にあり、食塩卸売許可を持っている当事者とその分公司から、食塩を購入しなければならず、永州市の行政区域外から食塩を購入してはならない。

市場支配的地位の認定について

「塩業管理条例」、「食塩専営弁法」によって、食塩企業には、専営・専売の権利が付与されている。また、他の経営者が永州市の行政区域内における食用塩の卸売市場に参入する可能は完全に排除されている。当事者は、関連市場の市場シェアは100%であり、法律の定めにより市場独占的地位を有する。

市場支配的地位の濫用行為について

当事者は、傘下の「湖南塩業股份有限公司江華瑶族自治县分公司」（以下、「江華分公司」）、「湖南塩業股份有限公司新田県分公司」（以下、「新田分公司」）と「湖南塩業股份有限公司祁陽県分公司」（以下、「祁陽分公司」）など8県の分公司に対して、業務・人事・財産等を全面的に管理している。そのうち、江華分公司は、江華県、江永県の行政区域内の食塩卸売業務を管轄する。当事者は、各県の分公司に、2014年、2015

年の各年度の各種の塩に関する購入・販売計画及び評価指標を定めた。また、各分公司責任者に、「年度経營業績の責任書」を締結させ、これによって、各責任者を審査・評価した。当事者は、独立採算単位であるが、傘下の各分公司は財務の自立性がない。当事者は、各分公司の責任者を任命・審査する。2014年正月から2015年3月まで、販売目標を達成するために、当事者は、新田分公司、祁陽分公司及び江華分公司に、小売業者に対して食塩の卸売をする場合、抱き合わせ販売をするよう要求した。当該期間において、当該3社は、普通の売れ行きが良い食塩を販売する際に、それぞれ異なる時間・度合・割合で、売れない食塩を抱合せ販売をした。2014年正月から2015年3月まで、当該3会社が抱き合わせで販売した売れない塩は、重量が合計366.474トンであり、売上高が合計228.18万元となった。一方、2014年度、当事者が新田、祁陽、江華、江永4県で販売した食塩は合計6605.92トンで、売上高は2728.87万元と達した。また、2015年4月後、当事者は、自発的に、新田、祁陽、江華、江永4県での抱合せ販売行為を停止した。

当該行為の効果及び正当な理由について、法執行機関は、下記のように主張した。当事者は、正当な理由なく、市場支配的地位を濫用し、小売業者や消費者の利益を損なった。

すなわち、まず①当該抱き合わせ販売行為は、当事者が正常な経営活動を通じて利益を追求するために行ったものではない。正常な商習慣によって、食塩の小売業者が卸売り業者から食塩を購入する場合、小売業者は、自主的に食塩の品種を選択することができ、抱き合わせ販売が強要されるわけではない。他方、本件では、普通の売れ行きが良い食塩の卸売価格と小売価格の設定について、販売業者は物価管理部門の審査を経て許可を取得した。この卸売価格によって、食塩の卸売業者の正常な利益が維持されるはずである。

また、②当該抱き合わせ販売行為は、市場における正常な需給関係と経済運行の効率に悪い影響を与えた。各種類の食塩の生産・卸売数量は、消費者の需給によって決定されるはずである。本件の抱き合わせ販売行為は、市場の正常な需給関係や、社会資源の合理的配置に影響を及ぼした。同時に、当該抱き合わせ販売行為によって、小売業者には、売れない食塩のデッドストックの問題が起き、経済運行の効率が影響を受けた。

③当該抱き合わせ販売行為は、小売業者、消費者の利益を損った。反壟断法第7条によれば、法に基づいて、独占経営及び独占販売を行う経営者は、法に従い、厳格に

自らを律し、その支配的な地位並びに独占経営及び独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならないと定められている。本件では、当該抱き合わせ販売行為によって、小売業者は、抱き合わせ販売され、滞貨になっている売れない食塩を、値下げ、又は原価割れで売らざるを得ない。これによって、このような小売業者の利益が損なわれた。また、この損失を填補するために、一部の小売業者は、売れ行きがよい食塩の価格を値上げした。他方、一部の小売業者は、当事者の抱き合わせ販売で、資金が占められたため、消費者に売れ行きが良い食塩を提供することが出来なくなる。従って、消費者は、自由に食塩の品種を選ぶ事ができず、利益が損なわれた。

結局、法執行機関は、本件の行為は、反壟断法第 17 条 1 項 5 号に違反し、正当な理由なき市場支配的地位の濫用による抱き合わせ販売行為を構成すると判断した。

私見：本件は、独占販売業界に属する食塩産業における国有企業による市場支配的地位の濫用行為に関する事件である。本件で、法執行機関は、反壟断法第 7 条によって、当事者の行為は消費者の利益を損ったと判断し、当該行為に反壟断法を適用した。また、本件において、法執行機関は、卸売業者の行為の小売業者に与える影響を検討する一方、当該影響を受けた小売業者による行為の消費者に対する影響についても分析した。したがって、法執行機関は、独占行為の効果进行分析の際に、当該行為が上流市場と下流市場に及ぼした影響を総合的に考慮している傾向が見られる。

他方、「塩業管理条例」によって、塩の卸売り業務は各級の塩業会社が統一経営する。塩業会社を設置していない地方では、県級以上の人民政府が授権する単位が統一組織経営する（第 20 条）。「食塩専営弁法」によって、国は、食塩に対して専営管理を実行する（第 2 条）。そして、国は、食塩の卸売りに対して卸売許可証制度を実行する。食塩の卸売業務を経営する場合には、必ず法により食塩卸売許可証を申請して取得しなければならない（第 10 条）。また、食塩小売単位、委託を受けて食塩を代理販売する個人工商業者及び代理購入代理販売店並びに塩を食品の加工に用いる単位は、当該地区において食塩卸売許可証を取得した企業から購入しなければならない（第 14 条）。

本件では、当事者は、これらの規定によって、専営・専売の権利が付与されており、市場における独占的地位を取得した。そして、他の経営者が永州市の行政区域内における食用塩の卸売市場に参入する可能は完全に排除される一方、永州市の行政区域内における食塩の小売業者も永州市の行政区域外から食塩を購入することができない。つまり、現行法によって、閉鎖的市場が形成された。

実際に、本件の決定が下された後、2016年12月9日、工業・情報化部は、「食塩専営弁法（修訂徴求意見稿）」（「食塩専営弁法（改正意見徴収稿）」）及び「塩業管理条例（修訂徴求意見稿）」（「塩業管理条例（改正意見徴収稿）」）を公布し（意見徴収期間は、2016年12月9日から2016年12月25日までとなる）²⁶³、「塩業管理条例（改正意見徴収稿）」によって、塩の卸売り業務は、食塩卸売許可書を持っている企業が経営し（第18条）、「食塩専営弁法（改正意見徴収稿）」によって、食塩生産・卸売に関する地域的制約が解除され、食塩定点生産企業は、食塩卸売許可証取得の申請ができ（第8条）、省（区、市）の食塩卸売企業は、省にまたがって経営することができ、省（区、市）以下の食塩卸売企業は、本省内において経営することができる（第10条）ようになった。そして、食塩小売業者が地元の食塩卸売企業から食塩を購入しなければならないという規定が削除された（第11条）。上記の二つの意見徴収稿に基づいて制定された新しい「食塩専営弁法」や「塩業管理条例」によって、食塩産業における競争の状況は一変することが期待できる。このような「弁法」や「条例」に基づいて、食塩卸売業者の、旧法によって形成された独占的地位は、法的根拠を失うことになる。

したがって、反壟断法によって、直接に産業規制法の合理性の有無を検討することが可能ではないが、反壟断法の独占的国有企業に対する規制を通じて、合理性にかける産業規制法の改正を促進することができる。また、このような競争友好型産業政策や産業規制法の制定・施行と反壟断法の実施によって、ある程度で、中国の独占産業に対する競争メカニズムの導入や、国有企業の改革が実現可能となった。

²⁶³ 工業和信息化部、「公開徴求《食塩専営弁法（修訂徴求意見稿）》和《塩業管理条例（修訂徴求意見稿）》的意見」（2016年12月9日公開）
<http://www.miit.gov.cn/n1278117/n1648113/c5411891/content.html>（2017年1月2日閲覧）

第三章 商務部による反壟断法の執行状況

第一節 経営者集中規制に関する法規定

一、経営者集中案件の類型

反壟断法によって列挙された典型的な経営者集中は、①合併、②株式又は資産の取得による他の経営者の支配権の取得、③契約等による他の経営者の支配権の取得、又は他の経営者に対して決定的な影響を与え得るようになるということである（反壟断法第20条）²⁶⁴。このような経営者集中を規制するために、反壟断法、「経営者集中申告基準に関する国務院の規定」、「関連市場の画定に関する国務院反壟断委員会の指針」以外に、商務部は自ら一連のガイドラインを制定・公布し、経営者集中規制システムを構築している。このシステムのもとで商務部が立案・処理する経営者集中事件は、非簡易案件と簡易案件という2種類に大別される。

そのうち、簡易案件の関連制度が構築された理由は以下の通りである。2008年に反壟断法が施行されて以来、商務部により規制された経営者集中事件は相当な数に上る。実務上、①従前（簡易案件制度構築前）の申告標準のみによる場合、申告基準を形式的に満たす案件（非簡易案件）は、基本的に申告が必要とされており、当該案件の申告件数は、相当の数に上っている。ゆえに、このような事件を処理する反独占当局には、負担が多大なものになっている。②申告された事件の中で、真に競争を排除・制限し、関連市場の構造を変更させるものは多くない。大多数の案件は、特段の制限又

²⁶⁴ 上述の「支配権」は案件毎に分析しなければならない。「経営者集中申告に関する指導意見」（2014年改正版）第3条によれば、経営者が取引を通じて他の経営者に対する支配権を取得するか否かについて判断する際、通常、以下の各号に掲げる要素を考慮するが、これらに限らない。①取引の目的及び将来的な計画、②取引前後における他の経営者の株式所有構造及びその変更、③他の経営者の株主総会における決議事項及びその決議体制、並びに過去の出席率及び決議状況、④他の経営者の取締役会又は監査役会の組織構成及びその決議体制、⑤他の経営者の高級管理職の任免等、⑥他の経営者の株主同士、取締役同士又は株主及び取締役の間で、投票権行使の委託又は共同行為者（一致行動人）等の関係が存在するか否か、⑦当該経営者と他の経営者に重大なビジネス関係、提携合意等が存在するか否か。そして、支配権の取得について、経営者は、直接取得することができ、既に支配した経営者を通じて間接的に取得することもできる。

また、同「意見」第4条によれば、新設の合弁企業について、当該合弁企業を共同支配する経営者が少なくとも2つある場合には、経営者集中を構成する。1つの経営者のみが当該合弁企業を単独支配し、その他の経営者に支配権がない場合には、経営者集中を構成しない。

は禁止がなされずに審査を終了しているというのが現状である。案件数から見てみると、反壟断法施行以来、2014年2月まで商務部による審理終結の事件は、750件を上回るが、そのうち、禁止された事件及び条件付きで承認された事件は、30件にも満たない²⁶⁵。③申告を行なう経営者には、申告に必要な文書・資料の準備に少なくない労力及びコスト負担を強いられる場合がある。また、審査期間が長期にわたる場合に、申告に係るプロジェクトが長期にわたり停止してしまうという弊害が生じる可能性がある。このような状況において、従前の申告標準のみによる場合、経営者集中の申告や審査は、反独占当局及び申請者側の負担が過大になりがちである。

したがって、反独占当局や申請者側の負担を軽減するために、2014年2月11日、商務部は「経営者集中に係る簡易案件の適用標準に関する暫定規定」を公布し、同「暫定規定」は同月12日より施行されている。従来の規定と簡易案件手続きを比べると、従来の規定によれば、経営者集中案件の申告・審査手続は、最長で180日に達する可能性がある。商務部反壟断局の尚明局長によれば、中国では、経営者集中事件は審査の終結までに30日以上を要するケースが多く、これは世界的に見ても他国の水準を超過している。一方、簡易案件に認定されると、簡易手続に従い、審査期間は非常に短縮されるようになり、20日ないし30日を下回る期間で審査終結が可能となる²⁶⁶。これが実現されれば、反独占当局と申請者の負担の軽減が期待される。また、簡易案件の関連手続きを明確化するために、商務部反壟断局は、2014年4月18日に、「経営者集中簡易案件の申告に関する指導意見（試行）」を公布した。同「指導意見」によって、簡易案件と認められる場合、経営者集中の申告に必要な情報を収集・提供する経営者側の負担は、極めて軽減されることが伺える。

簡易案件と非簡易案件の区別は、下記の表の通りである²⁶⁷。

²⁶⁵ 財新経済頻道「経営者集中簡易案件標準出台」（2014年2月14日公開）
<http://economy.caixin.com/2014-02-14/100638688.html>（2016年5月5日閲覧）

²⁶⁶ 財新経済頻道「経営者集中簡易案件標準出台」（2014年2月14日公開）
<http://economy.caixin.com/2014-02-14/100638688.html>（2016年5月5日閲覧）

²⁶⁷ 申告書類・情報面で、簡易案件、非簡易案件における申告・審査手続きの差異は、詳しく、王相「深度解説商務部反壟断局關於経営者集中簡易程序的最新規定」
http://www.globallawoffice.com.cn/content/details_13_339.html（2016年5月5日閲覧）を参照。本表は、環球律師事務所の朴雪輝が作成したものの訳文である。

申告資料・情報	簡易案件	非簡易案件
①取引名称	株式買収等の場合：「〇〇公司（收購方）收購〇〇公司（目標公司）股權案」（「〇〇公司による〇〇公司の株式買収案」） 合弁企業設立の場合：「〇〇公司与〇〇公司擬新設合營企業案」（「〇〇公司与〇〇公司的合弁企業設立予定案」）	要求無し
②取引性質	要求同様（簡易案件と非簡易案件の要求は同様であること）	
③申告の根拠	要求同様	
④手続き適用理由の説明	必要	要求無し
⑤集中に参加する経営者	a. 過去 3 年以内に、商務部に経営者集中申告を行ったことがあり、かつ当経営者が、申告表において以前提供し認証された内容または公的証明書の内容が変わらないことが確認された場合、前回認証された内容または公的証明書の内容のコピーを提供すれば十分である。改めて認証を受けることや、公的証明書をもらうことが必要ではない。 b. 中国域外と中国域内において当該経営者集中に関わる業務を行う企業の詳細な紹介を提出すれば良い。 c. 関連「実体」の名称や、株式所有構造図を提出する必要はな	a. 中国域外における申告者の公的証明書、認証書類を提供しなければならない。 b. 中国域内、域外において、当該集中に関する業務を行う企業の詳細な紹介以外に、全般的な関連「実体」の名称及び株式所有構造図、中国域内における関連「実体」の基本的情報、営業許可証、外商投資企業審査・許可証明書等の資料を提出しなければならない。

申告資料・情報	簡易案件	非簡易案件
	い。 d. 中国域内における関連「実体」の基本的情報、営業許可証、外商投資企業審査・許可証明書等の資料を提出する必要はない。	
い⑥取引に参加する他の経営者	要求同様	
⑦集中取引の概況	要求同様	
⑧集中の関連市場における競争状況に対する影響	要求同様	
⑨関連市場の供給及び需求構造に関する資料・情報	提供不要	提供必要
⑩市場参入	提供不要	提供必要
⑪水平的または垂直的提携協定	提供不要	提供必要
⑫集中による効率化	提供不要	提供必要
⑬集中が破産中の企業または破産の危機に瀕する企業に関わるかどうかに関する情報	提供不要	提供必要
⑭関連市場にお	要求同様	

申告資料・情報	簡易案件	非簡易案件
ける業界協会の情報		
⑮取引には中国政府のその他の部門の審査は必要か否か	要求同様	
⑯関連機構の本取引に対する意見	提供不要	提供必要
⑰本取引の適法性及び集中の各経営者の中国域内の適法性	要求同様	
⑱取引は他の国家/地域に申告する必要があるか否か	要求同様	
⑲ほかに説明しなければならない情報	要求同様	
⑳申告者の承諾	要求同様	

二、非簡易案件における申告義務及び未申告者に対する措置

(一) 申告基準

反壟断法第21条に従い、一定の基準を満たす経営者集中は、事前申告が要求されている。この事前申告の基準は、「経営者集中申告基準に関する国務院の規定」によって定められている。同規定の第3条に基づき、①全ての経営者の直近の会計年度における全世界の売上高の合計が100億元を超え、かつそのうち2以上の経営者の前会計年

度における中国域内での売上高が4億元を超える場合、又は②全ての経営者の直近の会計年度における中国国内での売上高の合計が20億元を超え、かつそのうち2以上の経営者の直近の会計年度における中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合、経営者は国務院反壟断法執行機関に事前申告を行わなければならない²⁶⁸。また、正式な申告を行う前に、経営者は当該経営者集中の申告に関する問題について、商務部に相談を行うことができる（「経営者集中申告規則」第8条）。他方、経営者集中を行う経営者は、親子関係にある場合、又は共通の親会社を持つ場合（それぞれ50%以上の出資関係）、反壟断法執行機関に申告する必要がない（反壟断法第22条）。

（二）申告義務者、申告の内容及び申告の撤回

「経営者集中申告規則」第9条によって、合併の方式で実施する経営者集中の場合、合併の各経営者は、経営者集中の申告義務者となる。その他の方法の経営者集中の申告は、支配権を取得したまたは決定的影響を与える経営者が行い、その他の経営者が協力する。申告義務者は自らまたは他人に委託し、申告することができる。

申告者は、「経営者集中申告に関する指導意見」第17条に基づき、「経営者集中独占禁止審査申告表」クライアント申告ソフトウェアを通じて、「経営者集中独占禁止審査申告表」もしくは「経営者集中簡易案件独占禁止審査申告表」を選択記入して申告文書を編集しなければならない。そして、同「指導意見」第20条によれば、申告の文書・資料には、①申請書、申請人の身分証明・登録登記証明、②集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明（集中取引の概況、集中の動機・目的・経済合理性分析、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェアと市場支配力、市場の主要競争者とその市場シェア、市場集中度、市場参入状況、業界発展の現状、集中による市場競争構造・業界発展・技術進歩・国民経済発展・消費者・その他の経営者に対する影響等）、③集中取引協定、④集中に参加する経営者の前会計年度の財務会計報告等の内容が含まなければならない。商務部反壟断局は、その申告書類を受け取った後に、法律に従い、申告書類の審査を行う。申告書類は、「反壟断法」第23条の定める基準に適合する場合、受理されることになる（同「指導意

²⁶⁸ 売上高の計算については、2010年1月1日から施行された「経営者集中申告規則」第4～7条、2014年6月6日から施行された「経営者集中申告に関する指導意見」第5～8条によって明確に規定されている。また、金融業売上高の計算については、「金融経営者集中申告における営業額の計算規則」に従い執行する。

見」第16条)。そして、同「指導意見」第19条によって、申告者は、申告の撤回を
書面により申請することができる²⁶⁹。

また、「経営者集中申告文書資料に関する指導意見」は、申告に際し提出すべき文
書・資料の内容について詳細に定めている。なお、同「意見」第18条に従って、経
営者集中に関して説明する必要がある状況として、破産会社、国家安全、産業政策、
国有資産等に関係する場合が挙げられている。

(三) 未申告の経営者に対する措置

未申告の経営者集中について、商務部は、「法に従い申告をしていない経営者集中
の調査処理暫定規則」を制定・発布し、この「暫定規則」は、2012年2月1日に施行さ
れた。同「暫定規則」によれば、申告せずに結合を実施した場合、商務部は50萬元以
下の罰款（行政制裁金）を課し、かつ原状回復措置命令を下すことができる(13条1項。
反壟断法第48条に沿った規定)。また、当該未申告の経営者集中に対する決定は、社
会に公表される可能性がある(15条)²⁷⁰。

三、非簡易案件における審査プロセス、考慮要素及び決定等

(一) 審査プロセス

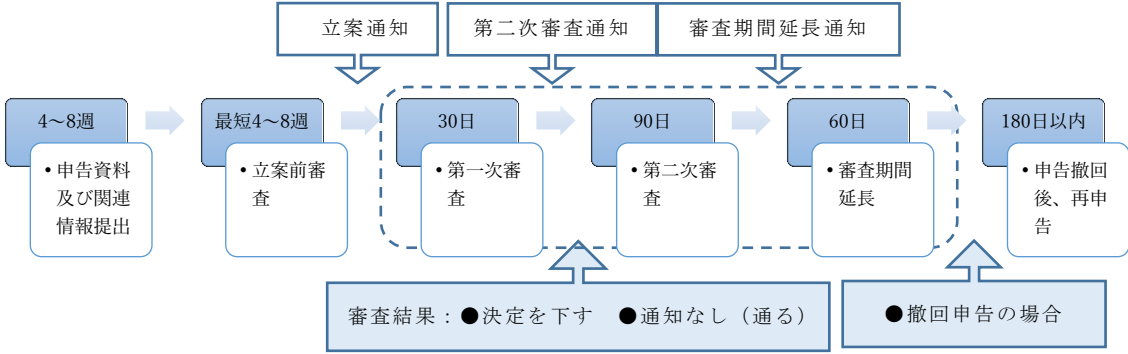
商務部の企業結合に対する審査は、正式に受理された日から開始される。経営者集
中審査は、第一次審査のほか、必要に応じて第二次審査が実施される。経営者はこれ
らの審査による決定が行われるまで経営者集中を実施することはできない。第一次審
査では、申告書類受領日から30日以内に、更なる審査の要否について決定しなければ

²⁶⁹ 列挙される撤回事由は、下記の通りである。①取引が経営者集中に該当しない場合、
②集中が申告基準に達していない場合、③集中が本指導意見第25条の規定に適合してい
る場合、④集中に実質的な変化が発生し、改めて申告する必要がある場合、⑤集中の各当
事者が取引を放棄した場合。上記事由に適合する取引について、反壟断局は、審査後に書
面でその撤回に同意しなければならない。

²⁷⁰ 実際に、商務部は、2014年3月「2014年5月1日以降商務部が正式に立件した未申告経
営者集中事件の行政処罰決定を商務部のホームページで公表する」と発表するとともに
(商務部新聞弁公室「商務部将公布違法実施経営者集中的行政処罰決定」(2014年3月20
日公開) <http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201403/20140300524145.shtml> (2016
年10月10日閲覧))、2014年12月、ホームページにおいて、当該行政処罰決定3件を公表し
た。この公表は、中国反壟断法が2008年に施行されて以来、初めてのものであるため、国
内外で大きな注目を浴びた。また、2014年まで未申告の経営者集中が多数存在した理由と
して、①経営者の法的意識の欠如、②違法コストの低さ、③法執行当局の執行力の弱さ、
④透明度の欠如等が挙げられる(陳肖盈「中国における経営者集中行政処罰問題」『公正
取引』(No. 774、2015)、52～54頁)。

ならない（反壟断法第25条）。第二次審査では第一次審査の決定日から90日以内に、経営者集中を禁止するか否かを決定しなければならない。なお、一定の要件を満たせば、第二次審査期限は更に60日まで延長することが可能である（反壟断法第26条）。

中国における経営者集中申告・審査期間図²⁷¹



(二) 考慮要素と審査方法

経営者集中審査の考慮要素としては、①市場占有率及び市場支配力、②市場集中度、③市場参入及び技術進歩に与える影響、④消費者及び他の関連する経営者に与える影響、⑤国民経済の発展に与える影響、⑥法執行機関の判断による他の要素が、法によって列挙されている（反壟断法第27条）。

2010年1月1日から施行された「経営者集中審査規則」では、審査方法について詳細な規定が設けられている。同「規則」によって、審査段階で、経営者集中に参加する経営者は、申告事項について書面による陳述、弁解を行うことができる（第5条）。一方、商務部は必要に応じて関連政府部門、業界協会、経営者および消費者から意見を聴取することができる（第6条）。おな、商務部は、自らまたは関係者の要求に応じて公聴会を開くことができる（第7、8条）。

(三) 審査決定

経営者集中を審査した後、商務部は、反競争的効果の分析を基にして、制限のレベルを区分し、審査決定を出す。審査決定は、無条件許可、条件付き承認もしくは禁止

²⁷¹ 国浩律師事務所、上海弁公室李鵬・朱佳韋「経営者集中簡易案件審査制度評述」（2014年 9 月 26 日 公 開 ）
<http://www.grandall.com.cn/grandall-research-institute/legal-study/grandall-forum/140926154558.htm>（2016年10月5日閲覧）を参照し、筆者作成。

を含むが、大部分の案件は無条件許可となっている。すなわち、競争を排除又は制限する経営者集中及びその可能性のある経営者集中については、国務院独占禁止法執行機関によって、当該結合を禁止する決定が行われる。しかし、国務院独占禁止法執行機関は、競争促進的な影響が競争減殺的な影響を明らかに上回ること、又は社会公共の利益に適合するものであること²⁷²を証明することを経営者ができた場合には、経営者集中を禁止しない旨の決定を行うことができる（反壟断法第28条）。そして、禁止されない経営者集中に対しては、競争減殺的な影響を軽減するための制約条件を付加する決定を行うことができる（反壟断法第29条）。

（四）制限的条件付加

経営者集中の制限的条件付加の法律執行工作を規範化し、経営者集中の競争に対する不利な影響を減少し、関連経営者の合法権益を保護するため、商務部が「経営者集中に付加する制限的条件に関する規定（試行）」を正式発表した（同「規定」第1条）。当該「規定」によれば、制限的条件には、①有形資産、知的財産権等の無形資産又は関連権益等を剥離する構造的条件、②ネットワーク又はプラットフォーム等の基礎施設の開放、基幹技術（特許、専有技術又はその他の知的財産権）の許可、排他的協議の終止等の行為的条件、③構造的条件と行為的条件が結びつく総合的条件、が含まれている（第3条）。商務部は、集中の有する、もしくは有する可能性のある競争の排除、制限効果を提示して理由を説明しなければならない。経営者集中の申告者がそれに依拠として制限的条件の提案（以下「付加条件の提案」という）を提出することができる。商務部が提示した競争の排除、制限効果について、申告側が付加条件の提案を提出する場合、第二審査段階終了日の20日前までに最終方案を提出しなければならない。申告者が規定の期限以内に付加条件の提案を提出せず、または提出した付加条件の提案が集中の競争に対してもたらす不利な影響を減少させるのに足りない場合、商

²⁷² 社会公共利益の範囲が不明確であり、経営者の証明責任にしても、独占禁止法執行機構の自由裁量にしてもその基準が明らかではないため、この社会公共利益テストの運用は、多くの問題が残されている。実際、2006年8月に公布された「外国投資者による国内企業買収に関する規定」において、独占禁止主管機関による外資合併の審査免除要件が定められている。それによれば、外資合併は、①市場に公平な競争条件を改善できる、②欠損企業の再編と雇用を保障する、③先進技術及び管理人材の導入及び企業の国際競争力を向上できる、及び④環境を改善できる場合に、外資合併の一方当事者が商務部及び工商総局に対して、審査の免除を申請できる（第54条）、とされている。この外資合併の審査免除要件は、独占禁止法で定められている「社会公共利益」テストより法運用面において明確であり、独占禁止法はこれを参照する価値があると思われる（戴龍・前掲注198、28～29頁）。

務部は当該集中を禁止しなければならない。申告者が規定の期限内に付加条件の提案を提出し、商務部が申告者と協商を行い、付加条件の提案の有効性、実現性及び即時性に対して評価を行い、評価結果を申告者に通知しなければならない。付加条件の提案を評価するとき、商務部は、以下の方式を採用して関連政府部門、業界団体、経営者、消費者の意見を聴取することができる（第5～8条）。その他、同「規定」は、剥離義務者の義務（第20条）、監督受託者の職責（第21条）、制限性条件の変更・解除条件（第27条）等について規定している。また、行為性条件、総合性条件の監督と実施については、構造型条件（資産剥離）の関連規定を参照して適用できると明記されている（第17条、第24条）。

また、外国投資者が、中国域内の企業を買収・合併する場合、独占禁止審査と国家安全審査という二重の審査を受ける可能性がある。

四、簡易案件に関する規定

（一）簡易案件の適用基準

2014年2月12日に施行された「経営者集中に係る簡易案件の適用標準に関する暫定規定」は、簡易案件と認定される事件、簡易案件と認定されない事件及び商務部が簡易案件認定を撤回することができる事情について、明確な規定を設けている。当該「暫定規定」第2条によって、下記のいずれかに該当する場合は、簡易審査を適用するとされている。①同一関連市場において、集中に参加するすべての経営者の占める市場シェアの合計が15%を下回る場合、②上流・下流関係の存在する集中に参加する経営者の上流・下流市場に占めるシェアが共に25%を下回る場合、③同一関連市場がなく、上流・下流関係の存在しない集中に参加する経営者の、取引に関連する各市場に占めるシェアが共に25%を下回る場合、④集中に参加する経営者が中国国外で合弁会社を設立し、当該合弁会社が中国国内で経済活動に従事しない場合、⑤集中に参加する経営者が国外企業の持分若しくは資産を買収する際、当該国外企業が中国国内で経済活動に従事しない場合、⑥2名以上の経営者が共同支配する合弁企業が、集中を通じてその中の1名若しくは1名以上の経営者により支配される場合。

（二）簡易案件の申告、審査、立案、公告等

2014年4月18日に施行された「経営者集中簡易案件の申告に関する指導意見（試行）」によって、①正式申告まで、経営者は申告予定の取引が簡易案件の基準を満足するか

否か等問題について反独占局に商談を申請することができる（第1条）。簡易案件基準を満足する経営者集中は、申告者が簡易案件として申告することができ、申告者が申請しない場合、非簡易案件として申告しなければならない（第2条）。

②申告者は「経営者集中反壟断審査申報表」（「経営者集中反独占審査申告表」というクライアント端末申告ソフトウェアを通じて、「経営者集中簡易案件反壟断審査申報表」（「経営者集中簡易案件反独占審査申告表」）を選択して書き入れ、申告書類・材料を編集し、当該クライアント端末申告ソフトウェアは商務部反独占局公式サイト（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）にダウンロードすることができる（第4条）。申告者は、商務部行政事務サービスセンターを通じて反独占局に申告書類、資料を提出し、申告書類・資料の公開バージョンと秘密保持バージョンを同時に提出し、申告者が申告書類資料中の商業秘密を明記しなければならない（第6条）。

③申告書類の審査を経て、簡易案件基準を満たす経営者集中は、反壟断局が簡易案件に基づき立案する。簡易案件基準を満たさない経営者集中は、申告者が非簡易案件に基づき申告し直しなければならない（第7条）。

④簡易案件が立案されると、反壟断局は申告者の「経営者集中簡易案件公示表」に対して商務部門反独占局公式サイトで公示を与え、公示期間は10日である（第8条）。公示期間以内に、如何なる単位、個人（第三者）も当該案件が簡易案件に認定すべきか否かについて反壟断局に書面意見を提出することができる。反壟断局は、審査を経て、簡易案件の認定を取り消すことができる（第9条）。

しかし、現在、簡易案件の審査プロセスや審査期間は、関連規定に明記されていない。

第二節 実例から見る商務部の法執行の実態

前述の通り、経営者集中申告に対しては、商務部が審査を行い、その審査決定は、無条件許可、条件付き承認、禁止に分けられる。その他、申告しなかった経営者に対する行政処罰決定書がいくつか公開されている。以下、審査決定の類型に基づき、案件の統計を説明し、関連典型例について検討していく。

一、無条件許可事件、申告しなかった経営者の行政処罰事件の統計及び関連事件の分析

(一) 無条件許可事件の統計

無条件許可事件数は、下記の表の通りである。

商務部の無条件承認の経営者集中事件統計表²⁷³

時間	事件数 (件)				総計 (年度別)
	第一四半期 (1～3月)	第二四半期 (4～6月)	第三四半期 (7～9月)	第四四半期 (10～12月)	
2008年8月1日～ 2009年9月30日					458
2012年				59	59
2013年	45	56	54	56	211
2014年	45	68	48	75	236
2015年	62	91	79	80	312
2016年	81	93	85	92	351
総計					1627

このうち、国有企業に関する経営者集中に対する無条件承認の事件が多数存在している。ここでは、2015年と2016年の当該事件の一部を整理し、表で列挙する²⁷⁴。

番号	案件名 (国有企業に関する 無条件許可事件)	経営者情報			審理終了 日
		経営者 1	経営者 2	経営者 3	

²⁷³ 商務部反壟断局が公開している情報に基づいて筆者が作成した(商務部反壟断局、「政務公開」 <http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/> (2017年1月5日閲覧))。

²⁷⁴ 商務部が公布した2015年、2016年「無条件批准経営者集中案件列表」に基づいて筆者が作成した(商務部反壟断局、「政務公開」 <http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/> (2017年1月2日閲覧))。

1	中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司の吸収合併案	中国南車股份有限公司（国有）	中国北車股份有限公司（国有）		2015年3月31日
2	中国電力投資集団公司による国家核電技術有限公司の株式買収案	中国電力投資集団公司（国有）	国家核電技術有限公司（国有）		2015年4月9日
3	大唐華銀電力股份有限公司による大唐湘潭發電有限責任公司等の株式買収案	大唐華銀電力股份有限公司（国有）	大唐湘潭發電有限責任公司（国有）		2015年5月10日
4	東風汽車集團股份有限公司と標致雪鉄龍汽車公司の合併企業設立案	東風汽車集團股份有限公司（国有）	標致雪鉄龍汽車公司（外資）		2015年8月6日
5	中国長江三峡集團公司による湖北能源集團股份有限公司の非公開株式買収案	中国長江三峡集團公司（国有）	湖北能源集團股份有限公司（国有）		2015年12月16日
6	中国遠洋控股股份有限公司による中海集團、大連有限責任公司等34社の株式買収案	中国遠洋控股股份有限公司（国有）	中国海運（集團）總公司（国有）		2016年1月29日
7	中国遠洋運輸（集團）總公司与中国海運（集團）總公司的合併案	中国遠洋控股股份有限公司（国有）	中国海運（集團）總公司（国有）		2016年2月4日

8	招商局集团による中外運長航集团有限公司の吸収合併案	招商局集团（国有）	中外運長航集团有限公司（国有）		2016年3月24日
9	風帆股份有限公司による中国船舶重工集团公司の一部事業買収案	風帆股份有限公司（国有）	中国船舶重工集团公司（国有）		2016年4月1日
10	中国化工装备有限公司による克劳斯瑪菲集团有限公司の株式買収案	中国化工装备有限公司（国有）	克劳斯瑪菲集团有限公司（外資）		2016年4月1日
11	中国広核集团有限公司による NNB 控股有限公司等の株式買収案	中国広核集团有限公司（国有）	NNB 控股有限公司等（外資）		2016年4月7日
12	中国遠洋運輸（集団）総公司による中海散貨運輸有限公司の株式買収案	中国遠洋運輸（集団）総公司（国有）	中海散貨運輸有限公司（国有）		2016年4月29日
13	四川能投分布式能源有限公司と蘇伊士環能中国投資公司の合弁企業設立案	四川能投分布式能源有限公司（国有）	蘇伊士環能中国投資公司（外資）		2016年5月6日
14	上海華誼能源化工有限公司、上海宝鋼氣體有限公司と中塩安徽紅四方股_有限公司の合弁企業設立案	上海華誼能源化工有限公司	上海宝鋼氣體有限公司（国有）	中塩安徽紅四方股份有限公司（国有）	2016年5月6日

15	中国黄金集团公司による貴州錦豊鋳業有限公司の82%株式買収案	中国黄金集团公司(国有)	貴州錦豊鋳業有限公司(国有)		2016年7月15日
16	中国五鋳集团公司による中国冶金科工集团有限公司の株式買収案	中国五鋳集团公司(国有)	中国冶金科工集团有限公司(国有)		2016年8月8日
17	中船鋼構工程股份有限公司による中船第九設計研究院工程有限公司の株式買収案	中船鋼構工程股份有限公司(国有)	中船第九設計研究院工程有限公司(国有)		2016年8月23日
18	華潤三九医薬股份有限公司による昆明聖火薬業(集团)有限公司の株式買収案	華潤三九医薬股份有限公司(国有)	昆明聖火薬業(集团)有限公司(民営)		2016年8月31日
19	重慶長安工業(集团)有限責任公司与庫卡工業有限公司の合併企業設立案	重慶長安工業(集团)有限責任公司(国有)	庫卡工業有限公司(外資)		2016年9月22日
20	宝鋼集团有限公司と武漢鋼鉄(集团)公司の合併案	宝鋼集团有限公司(国有)	武漢鋼鉄(集团)公司(国有)		2016年11月30日
21	中国電子信息産業集团有限公司、日立金融設備系統(深セン)有限公司と日立(上海)貿易有限公司の合併企業設立案	中国電子信息産業集团有限公司(国有)	日立金融設備系統(深セン)有限公司(外資)	日立(上海)貿易有限公司(外資)	2016年12月5日

22	中国旅遊集团公司による中国国旅集团有限公司の株式買収案	中国旅遊集团公司（国有）	中国国旅集团有限公司（国有）		2016年12月20日
----	-----------------------------	--------------	----------------	--	-------------

実際に、商務部は、国内外から経営者集中審査に関する透明性が低いとの批判が噴出していたことを受け²⁷⁵、2008年8月1日から2009年9月30日までの間、および2012年度の無条件承認の経営者集中事件リストを公表したが、商務部が着実に四半期毎に無条件承認決定リストを公表し始めたのは、2013年からであった。そして、各年度の公表された無条件承認決定リストを考察すると、2015年、2016年に、国有企業による経営者集中計画が商務部に届出られた事件が増えてきたという傾向が見られる。とくに、2016年に、国有企業に関する事件が少なくないという事実を確認することができる。このことから、反壟断法の実施にともない、中国の国有企業は、コンプライアンス意識が高まってきたということが考えられるが、他方、商務部は、国有企業に関する経営者集中申告に対して、ほとんど全部無条件許可という判断を下している。このような無条件許可の事件の中には、国有企業による民営企業または外資企業の買収事件もあれば、国有企業間の結合事件もある。しかし、民営企業または外資企業による国有企業の買収事件はきわめて少ない。こういう現象が何故生ずるかといえば、そもそも民営企業による国有企業の買収の場合、「経営者集中申告基準に関する国务院の規定」によって定められている基準を満たす事件が少ないということで、解釈できる。

一方、経営者集中申告に対して、無条件許可が下された事件については、国有企業に関する事件と比して、国有企業に関しない事件の方が多い。こうしたことから、商務部は、経営者の申告に対して審査を行い、経営者が民営企業か、外資企業かあるいは国有企業かを問わず、無差別的に判断を下していることがわかる。しかし、国有企業間での経営者集中申告に対して、商務部が、どのような基準に基づいて、どのような要素を考慮した上で、無条件許可を下したかについては、関連情報が公表されていない。これによって、特定の国有企業関係の事件において、無条件許可という判断が

²⁷⁵ 川島富士雄「中国独占禁止法の運用動向—「外資たたき」及び「産業政策の道具」批判について—」RIETI Discussion Paper Series 15-J-042（2015年7月）15頁 <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j042.pdf#search=%27川島富士雄「中国独占禁止法の運用動向%27>（2016年7月7日閲覧）

妥当であるかという疑問を惹起した事件がある。その典型的な例として、中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司の吸収合併事件があげられる。

(二) 中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司の吸収合併事件の分析

2014年10月28日、中国南車と中国北車は、「重大事項計画」のため、10月27日から株式の売買が停止するとの公告を同時に発表し、12月30日合併計画がようやく打ち出され、中国南車が中国北車を吸収合併して新会社を組成することが明らかになった。両者の結合に関する理由または目的は、下記の通りである。①南車北車の合併は、技術、管理、資源および市場など多方面で力を合わせて、中国の高速鉄道技術とハイエンド設備製造業の海外進出を推進し、「中国製」ブランドを確立することが目的である。一方、中国のハイエンド設備製造業の水準を向上し、世界の一流企業を見習うことも目的の一つでもある。②中国鉄道総会社に近い専門家は、中国の鉄道設備の需要量は、今後数年間でピークになると予測しているが、両社の生産能力は、需要をはるかに上回り、海外市場開拓により対応しなければならず、海外市場は、今後利益の主要源となる見通しを示した。しかし、近年、海外市場において、両社間では、海外入札における「悪性競争」、つまり低価格競争を激化しており、双方の海外業務の収益だけでなく、中国の軌道交通設備の国際的な評判にも悪影響を与えた。今回の合併により、統一した「中国製高速鉄道」というブランドで国際市場に参入し、不要な競争の回避、海外顧客に対する価格決定権の向上が可能となる。また、コスト構造の最適化および技術優勢の補完も全体の競争力を向上させ、中国製高速鉄道の売り込みを強化するメリットがあるとみられる²⁷⁶。

本件合併計画は、国内シェア 80%ともいわれる巨大企業を形成することから、中国独禁法の企業結合審査において、どのように処理されるのか国内外で注目された。両社は、実際に商務部に本件合併計画を届出たが、商務部は、2015年3月31日、ごく短期間の審査後、無条件で承認した。無条件承認の場合、承認された事実が公表されるのみであり、その理由を公表することは、反壟断上、義務付けられていないため、いかなる理由で承認されたか不明である。こうした国内での手続を経て、両社は、2015年6月1日、中国中車として統合を達成した。両社は、鉄道車両市場において世界シェ

²⁷⁶ トランザクションバンキング部 中国調査室 「鉄道車両大手 2 社の南車・北車が合併～世界最大の軌道交通企業が誕生」『BTMU(China)経済週報』2015年1月14日 第236期 2 ～ 5 頁。
https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150114_001.pdf#search=%27中国南車と中国北車%27 (2016年5月5日閲覧)

ア第1位、第2位で、両社の合併の結果、カナダ・ボンバルディア、独シーメンスを上回る世界最大の車両メーカーが誕生することになった。そして、本件は、①中国反壟断法の運用如何が、世界市場における競争を左右することを示す好例であるが、②中国反壟断法の経営者集中審査が、国家レベルの産業政策に大きく左右されることを強く印象付けた、と指摘されている²⁷⁷。

私見として、学者の指摘する通り、本件においては、反壟断法は産業政策に対して、一定程度妥協したように見える。しかし、反壟断法第27条によれば、経営者集中を審査する際には、当該経営者集中が国民経済の発展に与える影響や（第5号）、国务院反壟断法執行機関が考慮すべきであると認める市場競争に影響を与えるその他の要素について、考慮しなければならない。また、同法第28条によれば、経営者集中が競争を排除若しくは制限する効果を有し、又はその可能性がある場合、法執行機関は、当該企業結合を禁止する決定を行わなければならない。しかし、経営者が、当該経営者集中が競争に対して与える積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること、又は社会公共の利益に適合するものであることを証明することができた場合には、当該企業結合を禁止しない決定を行うことができる。本件で、法執行機関は、これらの規定によって、産業政策に関して、①企業の国際競争力を強化すること、②特定産業において「中国製」ブランドを確立すること、③経営者集中が特定の産業や国民経済に与える影響等の要素を総合的に考えたうえで、無条件許可という判断を下した可能性がないとは言えない。他方、経営者側は、①企業が海外市場を開拓する必要があること、②国際的市場での「悪性競争」を回避すること、③競争に対して与える積極的な影響が消極的な影響を上回ること、④国内市場の競争に悪い影響を与えず、社会公共の利益に適合すること等の要素に基づいて、関連経営者集中の正当性を主張する可能性もある。したがって、本件における無条件許可という判断が絶対に正しくないと言い切れない。この判断は、産業政策と競争政策との相互作用の結果であると考えられ、本件は、ある意味で、反壟断法の執行における柔軟性を体現している。

（三）申告しなかった経営者の行政処罰事件の統計

商務部行政処罰決定表²⁷⁸

²⁷⁷ 川島富士雄・前掲注275、20頁。

²⁷⁸ 関連情報に基づいて筆者が作成した（商務部反壟断局、「通知公告」<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/>（2017年1月7日閲覧））。

番号	年度別 (処罰決定日を 基準として)	文書番号	立案調査日	処罰決定日	発布日	経営者 1	経営者 2	経営者集中行為	処罰理由	競争の排除・ 制限効果	罰金(万元)その 他の措置	根拠規定	行政救済
1	2014年	商法函 [2014] 786号	2013年10月21日	2014年12月2日	2014年12月2日	西部数据公司	Viviti/HGST公司	経営者 1 が経営者 2 の発展部門を撤去し、従業員を経営者 1 に移転	経営者 2 の法人資格と独立して取引を展開する状態を維持させる義務を違反	(あり。しかし、決定書に明記されていない。)	経営者 1 : 30 違法行為解消	反壟断法第48、49条 「行政処罰法」第23条 商務部公告2012年第9号	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
2		商法函 [2014] 787号	2012年10月25日	2014年12月2日	2014年12月2日	西部数据公司	Viviti/HGST美国公司	経営者 1 が経営者 2 を西部数据科技公司へ移転(転売)	経営者 2 の法人資格と独立して取引を展開する状態を維持させる義務を違反	(あり。しかし、決定書に明記されていない。)	経営者 1 : 30 違法行為解消	反壟断法第48、49条 「行政処罰法」第23条 商務部公告2012年第9号	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
3		商法函 [2014] 788号	2014年8月12日	2014年12月2日	2014年12月2日	紫光集团有限公司 (国有控股公司)	銳迪科微電子公司	経営者 1 による経営者 2 の100%株式買収	法に従い申告していない	なし	経営者 1 : 30	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
4	2015年	商法函 [2015] 668号	2014年12月15日	2015年9月16日	2015年9月29日	福建省電子信息(集团)有限責任公司 (国有控股公司)	深圳市中諾通訊有限公司	経営者 1 による経営者 2 の35%株式買収	法に従い申告していない	なし	経営者 1 : 15	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
5		商法函 [2015] 669号	2015年3月16日	2015年9月16日	2015年9月29日	上海復星医薬産業發展有限公司	蘇州二葉制藥有限公司	経営者 1 による経営者 2 の35%株式買収	法に従い申告していない	なし	経営者 1 : 20	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
6		商法函 [2015] 670号	2015年3月3日	2015年9月16日	2015年9月29日	南車南京浦鎮車輛有限公司 (国有控股公司)	庞巴迪運輸集团瑞典有限公司	合営企業の設立	法に従い申告していない	なし	経営者別15	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
7		商法函 [2015] 671号	2015年1月6日	2015年9月16日	2015年9月29日	百視通新媒体股份有限公司	微軟公司	合営企業の設立	法に従い申告していない	なし	経営者別20	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
8	2016年	商法函 [2016] 173号	(明記されていない)	2016年4月21日	2016年5月4日	大得控股有限公司	吉林四長制藥有限公司	経営者 1 による経営者 2 の50%株式買収	法に従い申告していない	なし	経営者 1 : 15	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
9		商法函 [2016] 174号	(明記されていない)	2016年4月21日	2016年5月4日	新誉集团有限公司	庞巴迪運輸集团瑞典有限公司	合営企業の設立	法に従い申告していない	なし	経営者 1 : 30 経営者 2 : 40	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
10		商法函 [2016] 175号	(明記されていない)	2016年4月21日	2016年5月4日	北京北車投資有限責任公司 (国有控股公司)	株式会社日立製作所	合営企業の設立	法に従い申告していない	なし	経営者別15	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可
11		商法函 [2016] 965号	2016年10月21日	2016年12月16日	2017年1月4日	佳能株式会社(キャノン)	東芝医療系統株式会社	経営者 1 による経営者 2 の100%株式買収	法に従い申告していない	なし	経営者 1 : 30	反壟断法第20、21、48、49条 「国务院關於經營者集中申報標準的規定」第3条 「未依法申報經營者集中調查處理暫行弁法」第13条	異議申し立てまたは行政訴訟提起可

同表によって、2014年から2016年まで、11件の経営者が法に従い申告していない経営者集中事件について、商務部が、行政処罰決定書を下した。このような事件のうち、国有企業に関する事件が4件であり、関連企業がそれぞれ罰金を課された。このような行政処罰事件から、商務部は、経営者が国有企業であるか否かを問わず、各種の経営者に対して、無差別な反壟断法の執行を行っていると考えられる。

二、条件付き承認等の事件の統計および関連事件の分析

(一) 条件付き承認等の事件の統計

商務部の公告に関する統計は、下記の表のとおりである²⁷⁹。

²⁷⁹ 関連情報に基づいて筆者が作成した（商務部反壟断局、「通知公告」<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/>?（2016年8月1日閲覧））。

番号	年度別	商務部公告番号	審査決定発布・発効日	公告名（中国語表記）	事件の略称 （日本語表記または英語表記（公告に明記されているもの））	適用された規定または関連公告 （公告に明記されているもの）	公告の添付文書	関連市場	経営者集中（結合）のタイプ	審査結果	問題解消措置	備考
1	2008年	2008年第95号	2008年11月18日	（経営者を明示する公告名が付けられていない。経営者1：英博集团公司。経営者2：AB公司（ANHEUSER-BUSCH INC.））	インベブ（INBEV N.V./S.A.）によるアンハイザーブッシュ（ANHEUSER-BUSCH COMPANIES INC.）買収	（明記されていない）	なし	中国におけるビール市場	水平	条件付き承認	行動（株式取得・持株比率増加不可等）	運用の透明性、予測可能性が欠けている。
2	2009年	2009年第22号	2009年3月18日	關於禁止可口可樂公司收購中国匯源公司審査決定的公告	コココーラによる匯源果汁買収	反壟断法第23、27、28、29、30条	なし	中国における果汁飲料市場（また、本事件は中国の炭酸飲料市場と関係がある。）	混合	禁止	なし	法執行における強硬な姿勢が示された。
3		2009年第28号	2009年4月24日	（経営者を明示する公告名が付けられていない。経営者1：日本三菱麗陽公司。経営者2：璐彩特国际公司）	三菱レイヨンによるルーサイトインターナショナル買収	反壟断法第23、27、28、29、30条	なし	中国におけるMMA、SpMAs、PMMA粒子とPMMA板市場	水平	条件付き承認	行動（生産能力の分離・制限等）	「生産能力の分離」という条件が付された。
4		2009年第76号	2009年9月28日	（経営者を明示する公告名が付けられていない。経営者1：美国通用汽車有限公司。経営者2：美国德爾福公司）	ゼネラル・モーターズによるデルファイ買収	反壟断法第23、27、28、29、30条	なし	①ゼネラル・モーターズ：中国における乗用自動車と商用自動車市場 ②デルファイ：中国における10個の独立した自動車部品市場	垂直	条件付き承認	行動	実質的審査に入らずに審査が済まされた。
5		2009年第77号	2009年9月29日	關於附条件批准輝瑞公司收購惠氏公司反壟断審査決定的公告	ファイザーによるワイス買収	反壟断法第27、30条	なし	中国大陸における（2種類の）人間の薬品と（3種類の）動物保健品（そのうち、豚マイコプラズマ肺炎ワクチン市場において、結合したら、両当事者の市場シェアは49.4%に達する。）	水平	条件付き承認	構造：業務分離等	正式的に構造に関する条件が付された。
6		2009年第82号	2009年10月30日	關於附条件批准松下公司收購三洋公司反壟断審査決定的公告	パナソニックによる三洋電機買収	反壟断法第26、27、29、30条	なし	中国におけるコイン型リチウム二次電池、民生用ニッケル水素電池、自動車用ニッケル水素電池という三つの電池市場（それぞれ企業結合後に市場占拠率が61.6%、46.3%、77%に達する。）	水平	条件付き承認	構造：業務分離・譲渡等	
7	2010年	2010年第53号	2010年8月13日	關於附条件批准諾華股份公司收購愛爾康公司反壟断審査決定的公告	ノバルティスによるアルコン買収	反壟断法第27、29、30条 「關於實施經營者集中資產或業務剝離的暫行規定」	なし	アルコンとノバルティスが合併すれば、①眼科用抗炎症・感染症製剤の世界でのシェアは55%で、中国では60%以上となり、②コンタクトレンズのケア製品についてシェアは世界で60%弱、中国では20%弱となる。	水平	条件付き承認	行動	
8	2011年	2011年第33号	2011年6月2日	關於附条件批准烏拉爾開放型股份公司吸收合併謝爾維尼特開放型股份公司反壟断審査決定的公告	ウラルカリウムによるシリビート吸収合併	反壟断法第23、27、29条	なし	中国を含む全世界における塩化カリウム市場（特に関連海運貿易市場と国境貿易市場）（また、買収が完了すると、世界で二番目の規模を有する塩化カリウム輸出企業が出現することになる。市場シェアは世界市場の3分の1となる。中国は国際塩化カリウム市場への依存度が高く、目下、50%前後の塩化カリウムが海運貿易と国境貿易輸入に依存している。その中で、輸入量の50%以上は、両経営者とその関連企業によるものである。）	水平	条件付き承認	行動	
9		2011年第73号	2011年10月31日	關於附条件批准佩内洛普有限責任公司收購羅維奧紡織機械股份有限公司反壟断審査決定的公告	ペネロプによるサビオ紡織機械買収	反壟断法第23、27、30条 「關於實施經營者集中資產或業務剝離的暫行規定」	なし	中国を含む全世界における自動ワインダー用電子式ヤーンクリアラ市場	水平	条件付き承認	構造：株式譲渡等	
10		2011年第74号	2011年11月10日	關於附条件批准通用電氣（中国）有限公司与中国神華煤製油化工有限公司設立合營企業反壟断審査決定的公告	ゼネラル・エレクトリック（中国）及び中国神華煤製油の合併企業設立	反壟断法第23、27、30条	なし	中国における石炭をガス化する技術をライセンスする市場（市場集中度が高く、当該市場における競争者は3社しかない。）	混合	条件付き承認	行動	

11		2011年第90号	2011年12月12日	關於附条件批准希捷科技公司收購三星電子有限公司硬盤驅動器業務反壟斷審查決定公告	シーゲイトテクノロジーによるサムスン電子ハードディスクドライブ (HDD) 業務譲受	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	なし	世界におけるHDD (ハードディスクドライブ) 市場 (メーカーは、シーゲイト、ウエスタン・デジタル、日立メモリ、東芝とサムスン5社しかない。5社の世界市場での市場シェアは、それぞれ約33%、29%、18%、10%と10%であり、中国市場での市場シェアは、これに類似する。)	水平	条件付き承認	行動 (生産能力の維持等)
12	2012年	2012年第6号	2012年2月9日	關於附加限制性条件批准漢高香港与天德化工組建合營企業經營者集中反壟斷審查決定公告	ヘンケル香港及び天德化工の合弁企業設立	反壟斷法第23、27、30条	なし	中国を含む全世界におけるシアン酢酸エチル市場、シアノアクリレート単体市場とシアノアクリレート接着剤市場	垂直	条件付き承認	行動
13		2012年第9号	2012年3月2日	關於附加限制性条件批准西部数据收購日立存储經營者集中反壟斷審查決定公告	ウエスタン・デジタルによるヴィヴィティテクノロジーズ (Viviti Technologies Ltd. 旧日立GSTの親会社) 買収	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	なし	全世界におけるHDD市場	水平	条件付き承認	行動 + 構造 (資産分離等)
14		2012年第25号	2012年5月19日	關於附加限制性条件批准谷歌收購摩托羅拉移動經營者集中反壟斷審查決定公告	グーグルによるモトローラモバイル買収	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	なし	中国を含む全世界におけるスマート端末市場 (当該市場における競争は激しい) 及び同OS市場 (2011年第四四半期におけるグーグルが開発したアンドロイドの中国国内市場におけるシェアは73.99%である。一方ノキアのシンビアン・システムは12.53%、アップルのiosは10、67%であり、中国国内市場におけるシェアは3社合計97.19%であることで、スマートモバイル端末OS市場の市場集中度が高い。)	垂直	条件付き承認	行動
15		2012年第35号	2012年6月15日	關於附加限制性条件批准聯合技術收購古德里奇經營者集中反壟斷審查決定公告	ユナイテッド・テクノロジーによるグッドリッチ買収	反壟斷法第23、27、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	なし	全世界における交流発電システム (生産者は6社しかない。)、キャビン用照明システム、操縦支援システム、回転翼航空機操縦システム、水平安定板作動アクチュエータ、ミサイルオペレーティングシステム、エンジン電子制御システム、燃油計量器、メイン燃料ポンプ市場	水平	条件付き承認	構造 (業務分離等)
16		2012年第49号	2012年8月13日	關於附加限制性条件批准沃尔玛公司收購紐海控股33.6%股權經營者集中反壟斷審查決定公告	ウォルマートによる紐海控股 (ホールディングス) 33.6%株式買収	反壟斷法第23、27、30条	なし	中国におけるB2C (企業と一般消費者との間で取り交わされる商取引) ネット小売市場	混合	条件付き承認	行動
17		2012年第87号	2012年12月6日	關於附加限制性条件批准安謀公司、捷德公司和金雅拓公司組建合營企業經營者集中反壟斷審查決定公告	ARM グループ他2社 (捷德社と金雅拓社) による合弁企業の設立	反壟斷法第23、27、30条	なし	信頼できる実行環境 (TEE: Trusted Execution Environment、Secure World 用のアプリケーションを作成するための共通 API と実行環境全体の標準仕様) 市場	垂直	条件付き承認	行動
18		2013年	2013年第20号	2013年4月16日	關於附加限制性条件批准嘉能可國際公司收購斯特拉塔公司經營者集中反壟斷審查決定公告	グレンコア (Glencore International plc) によるエクストラータ (Xstrata plc) 株式買収	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	取引救済の承諾方案	中国における銅精鉱、亜鉛精鉱と鉛精鉱市場	水平+垂直	条件付き承認
19	2013年第22号		2013年4月22日	關於附加限制性条件批准丸紅公司收購高鴻公司100%股權經營者集中反壟斷審查決定公告	丸紅によるガビロン (Gavilon Holdings, LLC) 100%株式買収	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	なし	中国を含む全世界における大豆、トウモロコシ、大豆粕および酒糟市場	水平	条件付き承認	行動
20	2013年第58号		2013年8月8日	關於附加限制性条件批准美国百特國際有限公司收購瑞型金宝公司經營者集中反壟斷審查決定公告	バクスター (Baxter International Inc.) によるガンプロ (Gambro AB) 買収	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	取引の救済承諾	中国を含む全世界における持続的腎代替治療商品 (CRRTシリーズ商品) 中のCRRTモニター、CRRT透析器とCRRT管路市場及び血液透析器市場	水平	条件付き承認	行動+構造 (業務分離等)
21	2013年第61号		2013年8月26日	關於附加限制性条件批准聯發科技股份有限公司吸收合併開曼農星半導體公司經營者集中反壟斷審查決定公告	メディアテックによるエムスター半導体吸収合併	反壟斷法第23、30条 「關於實施經營者集中資産或業務剥离的暫行規定」	最終的救済方案	中国を含む全世界における液晶テレビコントロールチップ市場 (世界的市場で、開曼農星の市場シェアは43.6%であり、聯發科技の市場シェアは17.5%である。中国大陸市場で、開曼農星の市場シェアは65%であり、聯發科技の市場シェアは15%である。)	水平	条件付き承認	行動

22	2014年	2014年第3号	2014年1月14日	關於附加限制性条件批准賽飛世爾科技公司收購立菲技術公司案經營者集中反壟斷審查決定公告	サーモフィッシャーによるライフテクノロジー買収	反壟斷法第23、30条	救済方案	中国におけるバイオテクノロジー産業における分子生物学、蛋白質生物学、細胞培養技術などの領域の59種類の製品市場	水平	条件付き承認	行動+構造（業務分離、株式譲渡等）		
23		2014年第24号	2014年4月8日	關於附加限制性条件批准微軟收購諾基亞設備和服務業務案經營者集中反壟斷審查決定公告	マイクロソフト（Microsoft Corporation, US）によるノキア・モバイル（Nokia Corporation, Finland）事業買収	反壟斷法第23、30条「經營者集中申報弁法」	特許リスト	中国におけるスマートフォン市場、移動インテリジェント端末操作システム市場、移動インテリジェント端末に関する特許ライセンス市場	垂直	条件付き承認	行動（特許権関連）		
24		2014年第30号	2014年4月30日	關於附加限制性条件批准默克公司收購安智電子材料公司經營者集中反壟斷審查決定公告	メルク（Merck KGaA）による AZ エレクトロニックマテリアルズ（AZ Electronic Materials S.A.）買収	反壟斷法第23、30条	なし	全世界における液晶、フォトレジスト市場（液晶の市場シェアについて、メルクは全世界で60%以上、中国で70%を超える。フォトレジストの市場シェアについて、AZ は全世界で約35%、中国で50%以上である。）	混合	条件付き承認	行動		
25		2014年第46号	2014年6月17日	關於禁止馬士基、地中海航運、達飛設立網絡中心經營者集中反壟斷審查決定公告	A.P.モラー・マースク（A.P. Møller - Mærsk A/S）らによるP3ネットワーク結成（他の2社：①Mediterranean Shipping Company S.A. ②CMA CGM S.A.）	反壟斷法第23、27、30条	なし	アジア・欧州間、太平洋横断及び大西洋横断の各航路における国際的なコンテナライナー海運市場	水平	禁止	なし		
26		2014年第49号	2014年7月2日	關於附加限制性条件批准科力達、豐田中国、PEVE、新中源、豐田通商擬設立合營企業案經營者集中反壟斷審查決定公告	湖南科力達新能源、トヨタ中国、PEVE（Primearth EV Energy）らによる合弁企業の設立	反壟斷法第23、27、30条	なし	全世界における車載用ニッケル水素電池市場（PEVE、パナソニック、科力達、江森自製という4社の市場集中度は97%に達する）と中国におけるハイブリッド車市場（トヨタ中国の市場シェアは80.3%である。）	水平+垂直	条件付き承認	行動		
27	2015年	2015年第2号	2015年1月6日	關於解除谷歌收購羅拉部分義務的公告	グーグルによるモトローラモバイル買収（一部の義務解消）	2012年第25号公告	なし	（略）	垂直	義務解消	なし	2012年第25号公告における第（二）義務の解消	
28		2015年第35号	2015年8月20日	關於同意西百威英博認購珠江啤酒非公開發行股份的公告	インベブによる珠江ビールの非公開株式買収（同意）	2008年第95号公告	なし	（略）	水平	同意	なし	珠江ビールは依然として広州市人民政府国有资产监督管理委员会によって支配・管理されている。	
29		2015年第41号	2015年10月19日	關於变更西部数据收購日立存儲經營者集中限制性条件的公告	ウェスタン・デジタルによるヴィヴィティテクノロジーズ（旧日立 GST）買収（制限条件の変更）	反壟斷法第29、30条「關於經營者集中附加限制性条件的規定（試行）」第25～28条 2012年第9号公告	なし	（略）	水平	制限条件変更の条件付き同意	行動	2012年第9号公告廃止	
30		2015年第43号	2015年10月19日	關於变更希捷科技公司收購三星電子有限公司硬盤驅動器業務經營者集中限制性条件的公告	シーゲイトテクノロジーによるサムスン電子ハードディスクドライブ（HDD）業務譲受（制限条件の変更）	反壟斷法第29、30条「關於經營者集中附加限制性条件的規定（試行）」第25～28条 2011年第90号公告	なし	（略）	水平	制限条件変更の条件付き同意	行動	2011年第90号公告廃止	
31		2015年第44号	2015年10月19日	關於附加限制性条件批准諾基亞收購阿尔卡特朗訊股權案經營者集中反壟斷審查決定公告	ノキア・モバイル（Nokia Oyj）によるアルカテル・ルーセント（Alcatel Lucent）株式買収	反壟斷法第23、30条	なし	中国における無線ネットワークアクセスデバイス、コアネットワークシステム装置、ネットワークインフラサービス、通信標準必須特許ライセンス市場	水平	条件付き承認	行動（特許権関連）		
32		2015年第64号	2015年11月25日	關於附加限制性条件批准恩智浦收購飛思卡尔全部股權案經營者集中反壟斷審查決定公告	NXPセミコンダクターズ（NXP Semiconductors）によるフリースケール・セミコンダクタ（Freescale Semiconductor）株式買収	反壟斷法第23、27、30条「關於經營者集中附加限制性条件的規定（試行）」第20条	最終的承諾	全世界における汎用マイクロコントローラ、電源専用のアナログ集積回路（自動車への応用）とRFパワートランジスタ市場	水平	条件付き承認	構造（業務分離等）		
33			2016年第23号	2016年5月30日	關於解除沃尔玛收購紐海控股33.6%股權經營者集中限制性条件的公告	ウォルマートによる紐海控股（ホールディングス）33.6%株式買収	反壟斷法第27条「關於經營者集中附加限制性条件的規定（試行）」第25～28条 「關於放開在線數據處理與交易處理業務（經營類電子商務）外資股比例制限制的通告」（工業情報化部、2015年6月19日發布） 2012年第49号公告	なし	（略）	混合	制限条件の解除	なし	2012年第49号公告における制限的条件が解除された。

34	2016年	2016年第38号	2016年7月29日	關於附加限制性条件批准百威英博啤酒集团收购英国南非米勒酿酒公司股权案经营者集中反垄断审查决定的公告	インベブ (Anheuser-Busch InBev) による SABミラー (SAB Miller) 株式買収	反壟断法第23、27、30条 「關於经营者集中附加限制性条件的規定 (試行)」第20条 2008年第95号公告	制限的条件的最終的方案	中国におけるビール (大衆向けビールと中高級ビール) 市場	水平	条件付き承認	構造 (持株譲渡等)
35		2016年第88号	2016年7月29日	關於附加限制性条件批准雅培公司收购聖犹達医療公司股权案经营者集中反垄断审查决定的公告	アボット・ラボラトリーズによるセント・ジュード・メディカル株式買収	反壟断法第23、27、30条 「關於经营者集中附加限制性条件的規定 (試行)」第20条	制限的条件的最終的方案	中国における小腔血管閉合器市場 (両当事者の市場シェア: 95.2%)	水平	条件付き承認	構造 (業務分離等)

同表によって、すべての事件が、外国企業関係の経営者集中事件であることは、一目瞭然である。そして、当該事件のうち、事件の当事者や関係者が国有企業であるものがいくつかある。次に、このような事件について分析する。

(二) 関連事件の分析

1. 中国のビール産業に関する事件

①2008 年第 95 号：インベブ（INBEV N. V. /S. A. 以下、「英博公司」という）によるアンハイザーブッシュ（ANHEUSER-BUSCH COMPANIES INC. 以下「AB 公司」という）買収事件（条件付承認）

②2015 年第 35 号：百威英博（英博会社が AB 会社を買収した後、社名を「百威英博」に変更した）による珠江ビールの非公開株式買収（同意）

③2016 年第 38 号：百威英博による SAB ミラー（SAB Miller 以下「SAB」という）株式買収（条件付承認）

まず、事件の概要について説明しておくとして、2008 年第 95 号の事件については、2008 年 9 月 10 日、英博会社が商務部に申告文書・資料を提出した。そして、10 月 17 日および 10 月 23 日、英博会社は、申告文書・資料の補足を行った。10 月 27 日、商務部は、本件申告に対して立案審査を行い、かつ立案通知を発送した。立案後、商務部は申告文書・資料を審査し、政府の関係部門の意見を求め、かつ関連するビール業界協会、国内における主要なビールメーカー、ビール原材料メーカーおよびビール販売業者などの意見を聴取して、反壟断法第 28 条²⁸⁰の規定に基づいて、当該集中を禁止しないことを決定した。当該集中の巨大な規模に鑑み、結合後、新しい企業の市場シェアが比較的高くなり、競争力が顕著に強化されることが推測される。したがって、将来、中国のビール市場に与える不利な影響を軽減させるために、商務部は審査決定に制限的条件を付加し、英博会社に次のような義務の履行を要求する。a. 現在、AB 会社が保有している青島ビールの 27% の持株比率を増加させてはならない。b. 英博の支配株主または支配株主の株主が変わる場合に、即時に商務部に報告しなければならない。c. 現在、英博会社が保有している珠江ビールの 28.56% の持株比率を増加さ

²⁸⁰ 第 28 条 経営者集中が競争を排除若しくは制限する効果を有し、又はその可能性がある場合、国务院反壟断法執行機構は、当該企業結合を禁止する決定を行わなければならない。しかし、経営者が、当該企業結合が競争にたいして与える積極的な影響が消極的な影響を明らかに上回ること又は社会公共の利益に適合するものであることを証明することができた場合には、国务院反壟断法執行機構は、当該経営者集中を禁止しない旨の決定を行うことができる。

せてはならない。d. 華潤雪花ビールと北京燕京ビールの株式の保有を求めてはならない。また、上記の諸条件のいずれかに違反するおそれがある場合に、英博公司是事前に商務部に申告を行わなければならない、かつ商務部の承認を得る前に当該行為をしてはならない。

その後、2015年第35号の事件については、2015年7月23日、珠江ビールと広州国資発展控股有限公司、百威英博の全額出資子会社英特ブル公司、広州証券股份有限公司が契約を締結し、非公開株式発行という方式で、48億元以下の資金を集めることにした。そのうち、英特ブルは、16億元以上の株式を引き受ける予定であった。2015年7月29日、百威英博が商務部に、この株式の引受に関して、許可を申請した。取引終了後、百威英博が、英特ブル公司を通じて、保有する珠江ビールの株式の割合は、現在の25.62%から29.99%になる見込みとなった。同時に、百威英博の珠江ビールにおける取締役会と監査役会での席は不変であり、その権利についても実質的な変化はない。珠江ビールは依然として広州市人民政府国有資産監督管理委員会によって支配・管理されている。商務部は、今回の取引では、持株比率の増加が小さく、珠江ビールの支配権について実質的な変化はないと考えたうえで、今回の株式引受に関する取引を承認した。そして、商務部は、今回の取引終了後、百威英博が保有している珠江ビールの持株比率をさらに増加させる前に、商務部に申告を行わなければならない、かつ商務部の承認を得る前に当該行為をしてはならない、と判断した。

また、2016年第38号の事件では、商務部は、百威英博によるSABの株式買収について、条件付承認という決定を下した。中国のビール市場は競争者数が少なく、市場集中度が高い。2014年の販売量から見ると、中国ビールメーカーランキングにおける上位5社の市場競争者は、華潤雪花ビール（1位）、青島ビール（2位）、百威英博（3位）、燕京ビール（4位）、嘉士伯（カールスバーグ、5位）である。これらの経営者の市場シェアは、合計約80%であり、そのうち、華潤雪花ビールと百威英博の市場シェアは、合計43%に達する。そして、本件における当事者SABは、華潤ビールの51%出資子会社の華潤雪花ビールに、49%を出資している。本件の経営者集中によって、百威英博は、華潤雪花ビールの株式49%を取得することができる。商務部は、本件の経営者集中によって、a. 百威英博の関連市場における支配力がより一層強化され、b. （普通ビール市場と高級ビール市場を含む）中国のビール市場で、最も激しく競争している2つの競争者間の競争が減少し、c. 他の経営者が関連市場に参入することはより難しくなり、d. 下流市場にある販売業者の利益が損害される可能性が高いと判断し

た。ゆえに、商務部は、本件の経営者集中に、条件付き承認という決定を下した。付加された条件は、下記のとおりである。a. SAB が保有する華潤雪花ビールの株式 49% を「剥離」しなければならない。b. 百威英博の商務部へ提出した「協議」に厳格にしたがい、華潤ビールに華潤雪花ビールの株式 49% を売却しなければならない。c. 当該「剥離」は、百威英博による SAB の株式買収終了後、24 時間以内に完成させなければならない。また、公告日から、剥離終了日まで、厳格な商務部「経営者集中に付加する制限的条件に関する規定（試行）」第 2 条の規定に厳格にしたがい、剥離業務の継続性、競争性および販売可能性をを確保しなければならない。

私見として、学者の指摘するとおり、2008 第 95 号の事件について、どのようなデータや、市場状況に基づいて判断が下されたのか明らかにしていないため、運用の透明性、予測可能性の観点から問題がある²⁸¹。他方、本件の両当事者は、すべて外資企業であるが、本件の関係者として、青島ビール、広州珠江ビール、華潤雪花ビール、北京燕京ビールが挙げられ、そのうち、広州珠江ビール、北京燕京ビール、青島ビールは、すべて国有企業である²⁸²。したがって、本件において、商務部には、判断基準が不明であるという問題があるが、中国においてビール産業の健全な発展を確保するために競争を促進する一方、当該産業における競争者としての国有企業の利益を十分に考慮している姿勢が見て取れる。そして、商務部は、ビール市場において、外資企業間の結合を単純に禁止するわけではなく、国有企業と外資企業間での競争を確保することを前提として、当該結合を承認している、と考えられる。商務部のこのような考え方は、国有企業や民族ブランドへの保護という産業政策と、経営者間の競争を維持する競争政策との協調の体现であると言える。一方、消費者は、このような経営者間の競争や相互制約から、利益を得ることができる。また、2015 年第 35 号の事件においては、商務部は、「珠江ビールが依然として広州市人民政府国有資産監督管理委員会によって支配・管理されている」ということを前提として、本件における買収を

²⁸¹ 川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～[下]」国際商事法務 37 巻第 7 号（2009 年）950 頁。

²⁸² 人民網、「珠江啤酒啓動重組 広州市属公司国資改革再提速」（2015 年 6 月 5 日公開）
<http://gd.people.com.cn/n/2015/0605/c123932-25133928.html> （2015 年 9 月 10 日閲覧）

中国国際啤酒網、「燕京啤酒国企改革带来期待」（2016 年 8 月 6 日公開）
<http://www.haicent.com/List.asp?ID=67398> （2016 年 9 月 8 日閲覧）

中国国際啤酒網、「青島啤酒董事長孫明波：地方国企要競争」（2012 年 12 月 8 日公開）
<http://www.haicent.com/List.asp?ID=40079> （2016 年 9 月 8 日閲覧）

認めた。そして、2016年第38号の事件においては、華潤雪花ビールは、結局、華潤ビールの完全子会社になり、外資企業の競争者になった²⁸³。このようなことは、2008年第95号の事件における商務部の考え方の継承または体现であると考えられる。さらに、2016年第38号の事件から、商務部が果敢に法を執行している様子が見られる。そして、当事件において、商務部の、関連市場の画定、当事者の市場シェアの評価、行為が競争に与える影響に関する分析から、法執行の進歩が見られる。

2. 中国における石炭をガス化する技術をライセンスする市場における事件 2011年第74号：通用電気（中国）有限公司&中国神華煤製油化工有限公司による 合弁企業の設立事件（条件付き承認）

本件の当事者である美国通用電気会社は、アメリカを代表する大企業であり、通用電気（中国）有限公司（以下「GE(China)」という）は、上海市の外商独資企業であり、主に電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産と供給業を行っている。一方、中国神華煤製油化工有限公司（以下「神華煤製油」という）は、神華集団有限責任公司（以下「神華集団」という）の全額出資子会社である。神華集団は、1995年に設立された、中央政府が直接管理する企業・中央企業の一つである²⁸⁴。

事件の概要

GE(China)と神華煤製油は、合弁企業を設立することについて、2011年4月13日に商務部に届出を行った。第一次審査を経て、商務部は、当該集中は石炭・水スラリー気化技術の許可市場において競争を排除・制限する効果があると考えた。6月15日、商務部は、当該集中について第二次審査を実施することを決定した。また、9月13日、商務部は、第二次審査期間の延長を決定した。結果として、商務部は、この経営者集中は競争を排除・制限する不利な影響をもたらす可能性があるかと判断した。

本件における関連市場画定について

合弁企業を設立する一方当事者であるGE(China)は、GEが中国で設立した外商投資企業である。通用基礎施設技術公司（以下「通用技術」という）は、GEの子会社であり、今回設立される合弁企業にGEの石炭・水スラリー気化技術ライセンスを提供する役割を果たしている。合弁企業を設立するもう一方の当事者である神華煤製油は、主に石炭液化、石炭化学工業プロジェクト及び関連プロジェクトの開発経営を営んで

²⁸³ 網易新聞「央企華潤回購雪華啤酒49%股權 雪華成國資」（2016年3月2日公開）
<http://news.163.com/16/0302/17/BH5TV8KM00014AED.html>（2016年3月2日閲覧）

²⁸⁴ 中国煤化工網、「中国神華煤製油化工有限公司」
<http://www.coalchem.org.cn/member/html/80021202/29.html>（2016年1月2日閲覧）

いる。神華煤製油の親会社である神華集団は、総合的エネルギー企業であり、主に石炭、電力、熱エネルギーの生産と供給及び鉄道、港運送サービスを営んでいる。設立しようとする合弁企業の業務は、主に工業及び電力プロジェクトに対して石炭・水スラリー気化技術ライセンス及び工事サービスを提供することである。石炭・水スラリー気化技術とは、固形の石炭を石炭・水スラリーに転換し、再加工を経て、一酸化炭素と水素の混合ガスを産出する石炭ガス化技術の一種である。石炭・水スラリー気化技術と他の石炭ガス化技術との間には、技術、原料炭条件と原料投入方法等に顕著な差異があるため、商品市場は、石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場と画定される。また、設立しようとする合弁企業の営業範囲は、中国に限られ、かつ中国国内の石炭・水スラリー気化技術の需要者による当該技術の提供者の選択範囲は、中国国内に限られているため、当該集中における地域市場は、中国市場と画定される。

中国における石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場は、市場集中度が比較的高く、主な競争者は、通用技術の石炭・水スラリー気化技術、兗鉞華東理工多ノズル対向型（Opposed multi-burner, OMB）の石炭水スラリー気化技術及び西北化工研究院多原料スラリー気化技術（Multi-component Slurry Gasification, MCSG）の3つのみである。そのうち、通用技術の石炭・水スラリー気化技術のシェアが最も高い。

石炭・水スラリー気化技術は、原料炭の炭成分の含有量、炭の融解点と水の含有量において特殊な要求があるので、技術の需要者が新たに石炭・水スラリー気化プロジェクトを立ち上げるために、安定した原料炭の供給は必要である。中国の神府地区（内モンゴル自治区オールドスと陝西省榆林地区）の石炭は、石炭・水スラリー気化技術の要求に適合することができる。神華集団は、神府地区で採掘した石炭の総産出量が最も高く、かつ品質管理が厳しく、石炭の品質が安定している。神華集団が神府地区の炭鉞で採掘した石炭は、いくつかの石炭・水スラリー気化技術プロジェクトにおいて原料炭として使用されている。2010年、神華集団は、石炭・水スラリー気化技術の原料炭の最大の供給業者となった。また、神華集団の神府地区における石炭の主な運送手段は、同グループが自営する鉄道と石炭埠頭であり、運送コストが比較的低い。

商務部は、石炭・水スラリー気化技術のライセンス市場の参入について調査を行った。調査によると、石炭・水スラリー気化技術は、多数の複雑な技術の集合体である。なお、関係する加工技術と工事技術を成熟させるために長期間の実践を行う必要がある。ゆえに、十分な経験を経ない新技術は、高いビジネスリスクを有する。また、石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場に新規参入するために、初めての実証装置の

コストの一部を負担する技術のユーザーが存在しなければならないから、新しい技術ライセンスの市場参入は困難である。さらに、石炭・水スラリー気化技術は、要求される技術水準が高く、大量の特許の保護に関わる一方、技術の研究開発及び工業化への応用周期が長い。ゆえに、商務部は、石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場への新規参入は、困難であると判断した。

上述のように、神華集団は、石炭・水スラリー気化技術に使用される原料炭の最大の供給業者であり、通用技術は、石炭・水スラリー気化技術ライセンスの市場シェアが第1位である。GE (China) と神華煤製油は、合弁会社を設立し、石炭・水スラリー気化技術ライセンス事業を行うと、神華集団の原料炭供給の優位性を利用し、原料炭の供給を統制することを通じて、石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場の競争を制限する可能性がある。

審査決定について

GE (China) と神華煤製油が合弁企業を設立することは、中国における石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場に、競争を制限する影響をもたらす可能性がある。これに鑑み、商務部は、当該集中に制限的条件を付加して承認することを決定し、神華集団と神華煤製油に以下のような義務の履行を要求する。つまり、GE (China) と神華煤製油は、合弁企業を設立し、石炭・水スラリー気化技術ライセンスを行うことができるが、当該技術の原料炭の供給を制限すること、または原料炭の供給を条件として、技術の需要者に当該合弁企業の技術を無理に使用させること、またはその他の技術を使用するコストを上昇させることをしてはならない。

私見として、まず、本件は、競争関係にある企業間の水平型企業結合や、取引段階を異にする企業間の垂直型企業結合ではなく、これ以外の混合型企業結合である。本件の関連市場は、中国における石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場と画定されたが、実際には、本件の関連行為は、石炭・水スラリー気化技術用の原料炭（とくに神府地区の原料炭）市場にも大きな影響を与える可能性がある。一方、本件に係る経営者集中によって、石炭・水スラリー気化技術ライセンス及び関連工事サービスが必要である工業及び電力プロジェクトの市場も、一定程度の影響を受ける可能性が考えられる。このような複雑な事件に関して、商務部は、比較的単純な分析に基づいて判断を下したように見える。

また、本件は、商務部が直接に国有企業に関する経営者集中行為を規制した例とみなされる。本件の公告に書いてある「神華集団は、石炭・水スラリー気化技術に使用

される原料炭の最大の供給業者であり」、「原料炭供給の優位性を利用し、原料炭の供給を統制することを通じて、石炭・水スラリー気化技術ライセンス市場の競争を制限する可能性がある」という文言から、本件について、市場支配的地位の濫用という視点から分析する余地があると考えられる。

第四章 国家発展改革委員会による反壟断法の執行状況

第一節 価格独占行為規制に関する法規定

価格独占禁止に関する主な法律規定は、「反壟断法」、「価格独占禁止規定」、「価格独占禁止行政法執行手続規定」である。

一、「価格独占禁止規定」による価格独占行為に対する実体的規制

(一) 価格独占行為の類型及び国有企業に関する原則的な規定

「価格独占禁止規定」は、全 29 条から構成される実体的規定であり、主に価格独占行為の概念、表現形式及び構成要件について定めている。同規定によれば、価格独占行為には、①経営者が価格独占協定を達成する行為、②市場支配的地位を有する経営者が価格の手段を使用し、競争を排除・制限する行為、③行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織が行政権力を濫用し、価格面で競争を排除・制限する行為が含まれている（「価格独占禁止規定」第 3 条）。

また、特に国有企業に関する規定として、①国有経済が支配的地位を占め、国民経済の命脈及び国家の安全に係る業種並びに法律に基づき専営専売を実施する業種については、国はその経営者の合法的な経営活動を保護するとともに、経営者の経営行為及びその商品や役務の価格について法律に基づき監督管理・調節制御を実施し、消費者の利益を守り、技術進歩を促進する一方、②当該業種の経営者は法律に基き経営し、誠実及び信用を守り、厳格に自律し、社会公衆の監督を受けなければならない、その支配的地位又は専営専売の地位を利用して消費者の利益を損ねてはならない、ということが定められている（「価格独占禁止規定」第 4 条）。同規定は、反壟断法第 7 条と一致している。

(二) 価格独占協定に関する規定

「価格独占禁止規定」第 5 条から第 10 条までの条文は、価格独占協定に関する規定である。同規定でいう価格独占協定とは、価格面で競争を排除・制限する協定、決定又はその他の協同行為をいう（「価格独占禁止規定」第 5 条）。

そのうち、価格面での協定は、水平的価格独占協定と垂直的価格独占協定に分けられる。水平的価格独占協定については、「価格独占禁止規定」第 7 条によって規定さ

れている²⁸⁵。垂直的価格独占協定については、同規定第8条によって列挙されている²⁸⁶。同規定第7条と第8条は、それぞれ反壟断法第13条、第14条に基づいて設けられる規定である。

また、その他の協同行為は、基本的に①経営者の価格行為に一致性があること、②経営者に意思の連絡がとられたことに基づき、市場構造及び市場変化等の状況も考慮した上で認定する（「価格独占禁止規定」第6条）。

さらに、業界協会は、①価格競争を排除、制限する規則、決定、通知等を制定する行為、②経営者を組織して本規定が禁ずる価格独占協定を締結する行為、③経営者を組織して価格独占協定を締結または実施するその他の行為をしてはならないということが規定されている（「価格独占禁止規定」第9条）。

しかし、経営者が締結した協定が反壟断法第15条規定に符合することを証明することができる場合、「価格独占禁止規定」第7条、第8条の規定は適用されない（「価格独占禁止規定」第10条）²⁸⁷。

²⁸⁵ 「価格独占禁止規定」第7条 競争関係にある経営者が以下の価格独占協定を締結することを禁じる。

- (一) 商品又は役務(以下「商品」と総称する)の価格レベルを固定又は変更するもの
- (二) 価格変動幅を固定又は変更するもの
- (三) 価格に対して影響がある手数料、割引又はその他費用を固定又は変更するもの
- (四) 約定価格を第三者と取引するベースに採用するもの
- (五) 価格算定の根拠となる標準公式の採用を約定するもの
- (六) 協定に参加したその他の経営者による承諾がなければ、価格を変更してはならないと約定するもの
- (七) その他の方式で形を変えて、価格を固定又は変更するもの
- (八) 国務院価格主管部門が認定したその他の価格独占協定。

²⁸⁶ 「価格独占禁止規定」第8条 経営者が取引の相手と以下の価格独占協定を締結することを禁じる。

- (一) 第三者への商品再販価格を固定するもの
- (二) 第三者への商品再販最低価格を限定するもの
- (三) 国務院価格主管部門が認定したその他の価格独占協定。

²⁸⁷ ここで、再び反壟断法第15条の内容を示す。

経営者が、その達成する協定が次に掲げる状況の一つに該当するものであると証明できる場合には、この法律第13条、第14条の規定を適用しない。

- (一) 技術を改善し、新製品を研究開発するための協定
- (二) 製品の品質を向上し、コストを削減し、効率を促進し、製品の規格・基準を統一し、又は専門化を実行するための協定
- (三) 中小経営者の経営効率を向上し、又はその競争力を増強するための協定
- (四) エネルギー節約、環境保護、災害防止・救助等の社会公共利益を実現するための協定
- (五) 経済的不況期において、販売量の著しい減少、又は明白な過剰生産を緩和するた

(三) 市場支配的地位の濫用による価格独占行為に関する規定

「価格独占禁止規定」第11条から第19条までの条文は、市場支配的地位濫用の価格独占行為に関する規定である。反壟断法第17条、第18条、第19条を踏まえて、「価格独占禁止規定」は、第17条、第18条、第19条によって、それぞれ①「市場支配的地位」の定義、「その他の取引条件」の形式、「その他の経営者による関連市場への参入を阻害・影響する」ことの意味、②市場支配的地位の認定要素、③市場シェアに関する市場支配的地位の推定要件を規定している。

また、市場支配的地位を有する経営者は、当該地位を濫用し、価格に関する独占行為をしてはならないことが「価格独占禁止規定」によって規定されている。具体的には、市場支配的地位を有する経営者は、①不公平な高価で商品を販売し、又は不公平な低価で商品を購入してはならない（「価格独占禁止規定」第11条）。②正当な理由なく、コストを下回る価格で商品を販売してはならない（「価格独占禁止規定」第12条）。③正当な理由なく、過度に高い販売価格又は過度に低い購入価格を設定することで、形を変えて取引相手との取引を拒絶してはならない（「価格独占禁止規定」第13条）。④正当な理由なく、価格割引等の手段を通じて、取引相手が当該経営者又は当該経営者が指定した経営者として取引できないように限定してはならない（「価格独占禁止規定」第14条）。⑤正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対して、取引価格において差別待遇を実行してはならない（「価格独占禁止規定」第16条）²⁸⁸。⑥当該経営者は、正当な理由がなく、商品を抱き合わせ販売し、又は取引時にその他の不合理な費用を付加してはならない（反壟断法第17条1項3号、「価格独占禁止規定」第15条）。

(四) 行政権力の濫用における競争の排除・制限による価格独占行為に関する規定

「価格独占禁止規定」第20条から第22条までの条文は、行政権力の濫用における競

めの協定

(六) 対外貿易及び対外経済協力において正当な利益を保護するための協定

(七) 法律及び国務院が規定するその他の状況

前項第(一)～(五)の状況に該当し、この法律第13条、第14条の規定を適用しない場合には、経営者は、その達成する協定が関連市場の競争を著しく制限せず、並びに消費者が当該協定によってもたらされる利益を享有することができることを証明しなければならない。

²⁸⁸ 「価格独占禁止規定」第11条は、「不公平な高価」と「不公平な低価」の認定要素を規定している。また、各種の支配的地位濫用による価格独占行為に応じて、同規定第12、13、14条は、それぞれ当該行為の場合における「正当な理由」の意味を明確にしている。

争の排除・制限による価格独占行為に関する規定である。具体的には、行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織は、行政権力を濫用し、特定な行為を実施し、商品の自由流通を妨げてはならない²⁸⁹。また、当該機関と組織は、行政権力を濫用し、経営者が「価格独占禁止規定」に禁止されている各種価格独占行為を実施するように強制させてはならない（「価格独占禁止規定」第21条）。さらに、行政機関は、行政権力を濫用し、価格競争を排除・制限する内容を含む規定を制定してはならない（「価格独占禁止規定」第22条）。

その他、「価格独占禁止規定」には、①経営者、業界協会、行政機関と法律・法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織による価格独占行為に対する制裁の根拠（「価格独占禁止規定」第23条、第24条）、②政府の価格主管部門の調査を拒絶・妨害する行為に対する制裁の根拠（「価格独占禁止規定」第25条）、③知的財産及び農業活動に関する適用除外（「価格独占禁止規定」第26条、第27条）等に関する規定が設けられている。

二、「価格独占禁止行政法執行手続規定」による価格独占行為に対する手続的規制

「価格独占禁止行政法執行手続規定」は、全26条の手続的規定から構成されている。同規定は、主に、①価格独占禁止に関する法執行主体（第3条、第4条）、②通報・告発手続（第5条）、③価格独占の疑いがある行為の調査（第6～13条）、④リニエンシー制度（自発的な申告による行政処罰の減免、第14条）、⑤経営者の承諾と調査の中止・再開（第15～18条）、⑥行政権力濫用による競争排除・制限行為に対する提案（第19条）等の内容を定めている。

そのうち、リニエンシー制度において、①価格独占合意の達成に関する状況を最初に自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供した者については、処罰を免除することができること、②価格独占合意の達成に関する状況を二番目に自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供した者については、50パーセントを下回らない幅で処罰を減輕することができること、③価格独占合意の達成に関する状況を自発的に報告し、かつ重要な証拠を提供したその他の者については、50パーセントを上回らない幅で処罰を減輕す

²⁸⁹ 「価格独占禁止規定」第20条は、当該特定な行為を列挙している。①ほかの地域の商品に対して差別的な料金徴収項目を設定する。②ほかの地域の商品に対して差別的な料金徴収基準を実施する。③ほかの地域の商品に対して差別的な価格を規定する。④商品の自由流通を妨げる、その他の価格規定又は料金徴収の行為。

ることができる、ということは明らかにされている。

第二節 実例から見る国家発展改革委員会の法執行の実態

一、事件の統計及び関連分析

価格監督検査及び反壟断局の李青は、法執行の状況から見て、①価格独占事件の情報源は幅広く、マスメディアの報道、経営者や消費者からの通報、経営者集中審査の中での発見、その他の調査の中での発見、経営者の自発的申告等があり、価格独占の疑いのある行為について、いかなる単位及び個人も政府価格主管部門に通報する権利を有すること、②事件の類型としては、経営者又は業界協会による価格独占合意の達成、市場支配的地位の濫用及び行政権限の濫用による競争の排除又は制限等の各方面が含まれること、③事件は、図書、日用化学品、保険、電気通信、医薬、粉ミルク、液晶パネル、酒類、ゴールド、海砂等の多くの業種に及ぶこと、④法執行の対象は、国有企業、民間企業、外資企業及び業界協会に及ぶことを指摘している²⁹⁰。

また、学者の指摘によれば、①違法主体の観点から、a. 国際的に著名な多国籍企業、国家経済と人民の生活に重大な影響のある大規模公有企業、b. 業界組織、協会、c. 規模が比較的小さく、特定区域内でのみ影響のある中小企業、組合企業等に関する事件がある。②経営者協会が先頭に立ち、重点企業が主導する例が多い。その理由として、中国は、まさに市場経済を一步一步整備する過程にあるため、関係する業界組織と企業は市場競争の法律意識がまだ相当に希薄であるためである。③最も典型的な価格独占協定の形式は、次の2類型である。第1類型は、協会、理事会等の業界組織が関係企業を招集し、価格問題について協議し、関係価格を統一的に調整する。第2類型は、比較的大きな市場シェアを占める大企業、重点企業が関係業界会議を主導し、代表して関係商品・サービス価格を調整し、制定する。④意思の連絡の手段が直接的で、違法行為は典型的である。実際に、価格独占が厳しく規制される前、各関係企業と業界組織は、価格独占に対し明確な認識を持っておらず、一部の業界組織は、価格の調整が「業界サービス」であると考え、ひどい場合は、刊行物や文書の上で関係内容を宣

²⁹⁰ 李青（価格監督検査反壟断局副局長、2013年12月当時）、「中国の価格独占禁止に関する主な法律規定及び業務の進展」（第十八回日中民商事法セミナー、2013年12月・東京）
http://www.icclc.or.jp/pdf/info140324_tmp04.pdf#search=%27中国の価格独占禁止に関する+主な法律規定及び業務の進展%27（2016年6月8日閲覧）

伝し、或いは、直接社会に対し公報として発布していた。一部の企業は、各メンバーに遵守実施を督促し、書面で価格協定を締結し、或いは関係会議議事録上にサインすることもある。よって、価格主管部門は、しばしば価格独占の最も重要な直接証拠を獲得することができ、関係違法行為の決定も容易である²⁹¹。

このような法執行の特徴は、基本的に国家発展改革委員会が公開している行政処罰（または行政処罰免除）決定書によって見られる。この行政処罰（または行政処罰免除）決定書の略表は、下記のとおりである。

²⁹¹ 時建中・前掲注 252。

年別	文書番号	当事者	関連市場と競争者	主な違法事実（独占行為）	競争制限・排除効果	適用される主な反壟断法の規定	救済措置
2013年	国家発展和改革委員会免予処罰決定書 発改弁価監処罰 [2013] 4号（行政 処罰免除決定書、 2013年12月30日）	中国人民財産保険股份有限公 司浙江分公司（国有）	関連市場は、浙江省における自動車の商業保険（任意保険）及び当該保険の代理市場である。 本事件に係る各保険会社は競争関係にある。各保険会社は、相互に独立している。各保険会社間の意思連絡と合意は、同じ経済組織の内部における経営政策に当たらない。	2013年の処罰決定書及び処罰免除決定書（4号、7～30号）に係る各当事者は、業界協会の組織活動の下で、浙江省で水平的独占価格協定を達成・実施した。各当事者の違法行為については若干の違いがあるが、ここで処罰決定書 [2013] 7号を典型例として、同処罰決定書に基づき説明する。 2009年以来、浙江省保険業界協会は、数回にわたって、同省における各財産保険会社を集め、団体会議を開催し、「浙江省自動車保険業界自律公約」及び「実施ガイドライン」に関して、検討し、当該規定の改訂を行った。 ①浙江省保険業界協会の組織活動の下で、自動車商業保険料率を固定する協定が達成・実施された。 ②浙江省保険業界協会の組織活動の下で、自動車商業保険代理店手数料を固定・変更する協定が達成・実施された。	①自動車商業保険に係る費用比率は、各保険会社が法に従い、自主的に設定するべきである。当該協会が経営者を集め、独占協定を達成・実施させる行為は、業界の経営者を組織し、商品価格を固定させる行為に該当する。 ②競争関係がある経営者は、交渉を行い、購入価格または販売価格を固定・統一する行為は、当該経営者間の価格競争を直接に排除し、経営者が消費者を呼ぶために、商品とサービスの質を向上させるインセンティブを弱体化させ、消費者の選択権を剥奪し、消費者が質が高く、価格が低い商品・サービスを得ることを困難化させた。 ③当該協会は、浙江省の各財産保険会社を組織し、自動車商業保険代理店手数料を統一・固定させた。これによって、販売代行サービスを購入する価格が限定され、各会社が良質な代理人を引きつけることを通じて、市場を開拓しようとする競争が制限され、市場シェアが比較的固定された。結果として、各会社の保険に関する商品・サービス・価格面での競争が阻害され、自動車商業保険及び代理市場の経済効率が下げられ、消費者は損害を被った。 ④各会社が本事件に係る独占協定を達成・実施した。当該行為の直接の動機は、競争を減殺させ、産業（規模）の拡大と（競争力の）強化を図ることである。しかし、各会社は、独立した経営者として、自分自身の経営コストを考量した上で、購入価格及び販売価格を設定する経済人の「理性」を持っている。 自由・公平な競争が存在する市場において、サービス品質が悪く、経営レベルが低い経営者は、得られる利益が少なく、または赤字になる。これは市場競争の必然的な結果である。浙江省の各財産保険会社は、価格独占協定を達成することを通じて、人為的に市場競争を排除・制限し、経済効率を低下させ、低効率の企業を保護し、消費者の利益を損害してはならない。このような水平的独占協定を達成・実施する結果として、各会社の競争力の向上及び財産保険産業の健康的な発展が阻害されることは間違い無い。	第12条1項 第13条1項1号 第46条1項、2項 （その他「価格独占禁止規定」第7条1号、3号、 「価格独占禁止行政執行手続規定」第14条）	国家発展改革委員会に行政復議または人民法院に行政訴訟を提起することができる。
	国家発展和改革委員会行政処罰決定書 発改弁価監処罰 [2013] 7号（2013年12月30日）	浙江省保険行業協会（保険業界協会）				第11条 第16条 （その他「価格独占禁止規定」第9条）	
	国家発展和改革委員会行政処罰決定書 発改弁価監処罰 [2013] 8号～30号 （2013年12月30日）	中国人寿財産保険股份有限公 司浙江省分公司、中国平安財 産保険股份有限公浙江分公 司等の保険会社				第12条1項 第13条1項1号 第46条1項、2項 （その他「価格独占禁止規定」第7条1号、3号、 「価格独占禁止行政執行手続規定」第14条）	
2014年	国家発展和改革委員会免除行政処罰決定書 発改弁価監処罰 [2014] 2号（行政 処罰免除決定書、 2014年8月15日）	日立オートモティブシステムズ	中国のエンジンのスターター、発電機、オルタネーター、ワイヤーハーネスなど13種類の自動車部品市場 当事者8社は全部電装部品会社である。	国家発展改革委員会は2014年8月20日、住友電気工業など電装部品メーカー8社と日本精工などベアリングメーカー4社が共同で価格操作を行ったとして、独占禁止法違反を認定した。 8社は、2000年2月から2010年2月までの期間、競争を軽減し、最も有利な価格で注文を受けるため、日本でたびたび談合を行い、価格カルテルを結んでいたことが判明した。 価格カルテルが結ばれていたと認定されたのは、エンジンのスターター、発電機、オルタネーター、ワイヤーハーネスなど13種類である。ホンダ、トヨタ、日産、スズキ、米フォードなどの完成車メーカーの20車種以上に採用された。2013年年末の時点で、価格操作されていた部品や関係する商品が中国市場へ供給されていた。	同委員会は12社について、「自動車部品やベアリングの価格協定を結ぶことで、中国の反壟断法の規定に違反し、市場競争を排除または制限した。中国における自動車部品や完成車両、ベアリングの価格に影響を与え、川下メーカーの権益と消費者の利益を損なった」と指摘した（人民網日本語版、「中国、日系自動車部品メーカー12社に罰金203億円、独禁法違反で」（2014年08月21日掲載）、 http://j.people.com.cn/n/2014/0821/c94476-8772871.html （2015年12月20日閲覧）、日本経済新聞、「過去最大、日本車部品メーカーに中国が制裁金10社に200億円」（2014年8月20日掲載） http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM20H0F_Q4A820C1MM0000/ （2015年12月20日閲覧））。	反壟断法第13条1項1号、 第46条1項、2項 （その他「価格独占禁止行政執行手続規定」第14条）	同上
	国家発展和改革委員会行政処罰決定書 発改弁価監処罰 [2014] 3～9号 （2014年8月15日）	デンソー、愛三工業、三菱電機、ミツバ、矢崎総業、古河電気工業、住友電気工業					
	国家発展和改革委員会行政処罰決定書 発改弁価監処罰 [2014] 10～13号 （2014年8月15日）	不二越（処罰免除）、日本精工、NTN、ジェイテクト				中国のベアリング市場 当事者4社は、すべてベアリング（軸受け）会社である。 2000年から2011年3月の期間、日本や上海で企画した研究会や市場会議で、アジアや中国市場でのベアリングの値上げ時期や値上げ幅に関する情報交換を行い、その情報を基に各社が値上げを実施していたと認定された。	

2015年	<p>国家発展和改革委員会行政処罰決定書 発改弁価監処罰 [2015] 1号 (2015年2月9日)</p>	<p>高通公司 (Qualcomm Incorporated) (クアルコム)</p>	<p>1.無線標準必須特許ライセンス市場における市場支配的地位を有する。</p>	<p>1.無線標準必須特許ライセンス市場における市場支配的地位の濫用 ①不公平な高額の特許使用料 (ライセンス料) を徴収していた。 a.ライセンサーに対しライセンス対象の特許のリストの開示がなく、期間が満了した特許も含まれるライセンス料の支払いを要求していた。 b.ライセンサーが保有する非無線標準必須特許の無償クロスライセンスを要求していた(非係争条項等を含む)。 ②正当な理由なく、無線通信に関する標準必須特許と他の必須でない特許とを抱き合わせてライセンスしていた。</p>	<p>①a行為について、当事者はライセンサーに公平に交渉するチャンスを与えるべきである。 b行為によって、ライセンサーの訴訟を提起する権利が奪われ、ライセンサーの技術開発を行うインセンティブが抑制され、無線通信技術の研究開発及び発展が阻害され、無線通信技術市場の競争が排除又は制限される。当事者は、他のコアチップ生産業者より、不当な競争上の優勢を獲得し、無線通信端末製造業者が他のコアチップ生産業者の製品を購入する際にさらに高い知的財産権コストを負担させることになり、他のコアチップ生産者の競争力を弱体化し、市場競争を害する。 また、当事者が不公平な高額の特許使用料を徴収する行為は、無線通信端末製造業者のコストを増加させ、最終に消費者の利益を損害することになる。 ②当事者の抱き合わせ行為によって、クアルコムの非標準必須特許と競争関係にある代替技術の競争に参加する機会が奪われ、関連非標準必須特許ライセンス市場における競争が深刻に排除又は制限され、技術革新が抑制され、最終に消費者の利益が損害される。</p>	<p>第17条1項1号、5号 第18条 第19条1項1号 第47条 第49条</p>	<p>同上</p>
	<p>国家発展和改革委員会免予行政処罰決定書 [2015] 1号 (行政処罰免除決定書、2015年12月15日)</p>	<p>日本郵船株式会社</p>	<p>中国と他の国・地域の間を往復するローロー船貨物 (自動車、トラック、工作機械などを含む) の海上輸送サービス市場</p>	<p>証拠を調査した結果、8社は中国と他の国・地域の間を往復するローロー船貨物 (自動車、トラック、工作機械などを含む) の海上輸送サービス市場において、既存の業務の相互不可侵、輸送料金の現状維持または引き上げの共通認識に至り、ローロー船貨物のメーカーが行う中国へ輸出入する海運業務の入札や引き合いなどの動きに対し、電話、会議、会食、電子メール、訪問などの方法により2社間や多社間で頻繁に連絡を取り、重要な情報を交換し、価格について協議し、応札の意向について話し合い、顧客や路線を分配し、高額の入札価格の提示や入札不参加などについてたびたび合意を取り結んでこれを実施し、競争関係にある海運企業が受注できるようにしたことがわかった。反独占の監督管理に違反する意志があったことは明白で、さまざまな不正な手段を取った。各社の価格独占行為は行われていた期間が長く、2008年に中国で「反独占法」が施行されてから、少なくとも4年は続いていた。</p>	<p>当事者がコアチップ市場における支配的な地位を濫用し、潜在的なライセンサーに不合理な条件を含むライセンス契約を締結するよう要求することで、ライセンサーがライセンス契約について紛争又は訴訟を提起する権利を奪い、かつ不合理な条件を受け入れない潜在的ライセンサーを市場から排除し、市場競争が排除又は制限された。(翻訳は、川島富士雄「中国独占禁止法による知的財産権濫用規制」168~176頁 https://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/26_4.pdf#search (2016年6月29日閲覧) を参照)</p>	<p>各社の価格独占行為は影響する範囲が広く、ローロー船貨物の対中国輸出入海運市場のうち北米-中国、欧州-中国、中国-中南米、中国-欧州、中国近海などの主要航路が影響を受け、自動車ブランドと工作機械ブランドの多くにも影響が及んでいる。 8社は価格独占合意を取り結び実施した行為により、関連市場の競争を排除・制限し、ローロー船貨物の国際輸送価格を引き上げ、中国の関連の輸出入企業や末端の消費者の利益を損ない、中国の「反独占法」の競争関係にある経営者が固定価格を決めてこれを実施し、市場を分割するなどの独占合意を取り結ぶことを禁止するとの規定に違反した(人民網日本語版、「日本郵船など海運8社 価格独占で4億円の罰金」(2015年12月30日掲載) http://j.people.com.cn/n3/2015/1230/c94476-8997350.html (2016年3月1日閲覧))。</p>	<p>第13条1項1号、3号 第46条1項、2項 第49条 (その他「価格独占禁止行政法執行手続規定」第14条)</p>
<p>国家発展和改革委員会行政処罰決定書 [2015] 2~8号 (2015年12月15日)</p>	<p>川崎汽船株式会社、株式会社商船三井、威克滾装船務有限公司 (韓国のEUKOR)、華輪威爾森物流有限公司 (スウェーデン・ノルウェーのワレニウム・ウィルヘルムセン・ロジスティックス (WWL))、智利南美輪船有限公司 (チリのcsav)、日本東車輪船有限公司 (イースタン・カーライナー株式会社)、智利航運滾装船務有限公司 (チリのCCNI)</p>						

	<p>国家發展和改革委員 会行政処罰決定書 [2016] 1~4号 (2016年1月15日)</p>	<p>①重慶青陽薬業有限公司（以下「CQ社」という） ②重慶大同医業有限公司（以下「CD社」という） ③世貿天階製薬（江蘇）有限責任公司（以下「JS社」という） ④上海信誼聯合医業薬材有限公司（以下「SX社」という） ⑤商丘市華傑医業有限公司（以下「SH社」という）</p>	<p>Allopurinol（アロプリノールは痛風・高尿酸血症治療薬である。）錠剤の生産・販売市場である。 中国における当該錠剤の生産許可取得者は15社である。2012年から2013年までの間、実際に当該錠剤を生産する企業は7社であり、2014年以来、現生産者はCQ社、SX社、JS社3社しかない。 また、関連行政処罰決定書によって、錠剤の販売市場において、上述した3社以外に、SH社（SX社の一手販売者）とCD社（CQ社の関連販売企業）がある。</p>	<p>4つの処罰決定書に係る当事者5社は、特定の市場において相互に競争者となる。4つの処罰決定書に係る事実概況は、各当事者の行為によって異なる点があるが、ほぼ同じであるため、ここで処罰決定書 [2016] 4号を典型例として、同処罰決定書に基づき説明する。 2014年6月から2015年9月まで、錠剤の販売過程において、当事者は独占協定を達成・実施した行為を行った。この行為は下記の通りである。 ①競争関係にある経営者と「商品価格の固定または変更協定」及び「販売市場分割協定」を達成した。 ②当事者が上述した独占協定を実施した。 a.独占協定に従い、当事者は錠剤の販売価格を引き上げた。 b.当事者は独占協定に基づき分割された錠剤の市場範囲において錠剤を販売していた。</p>	<p>2014年以来、中国の全国範囲で錠剤を生産する経営者は、CQ社、SX社、JS社しかない。本事件の独占協定は、錠剤の市場競争を著しく排除・制限され、2014年4月以来錠剤の値上げに重大な影響を与えた。そして、同協定によって、痛風・高尿酸血症患者の薬剤費負担が重くなり、消費者の利益が侵害された。 本事件の独占協定に係る値上げ行為と販売市場分割行為は、性質が比較的悪く、持続時間が1年半となり、そのうち、当事者が独占協定を実施した時間は1年4ヶ月であり、錠剤市場の競争が著しく排除・制限された。</p>	<p>第13条1項1号、3号 第46条1項、第49条</p>	<p>同上</p>
<p>2016年</p>	<p>国家發展和改革委員 会行政処罰決定書 [2016] 5~7号 (2016年7月22日)</p>	<p>①華中薬業股份有限公司（国有） ②山東信誼製薬有限公司 ③常州四葉製薬有限公司</p>	<p>中国国内における ①Estazolam（エスタゾラムは催眠・鎮静薬であり、国家が厳格に管理する第2種向精神薬品に属する）成分本質市場成分本質の生産許可取得企業合計4社であり、現生産者3社である。 当該市場において、参入企業の審査・認可制が行われ、新規企業の市場参入は困難である。 ②同業の錠剤市場 錠剤の生産許可取得企業は、成分本質生産企業を含めて、合計63社である（2016年5月13日までの統計による）。当該市場における錠剤の生産企業は、成分本質の生産企業への依存度が高く、取引中弱い地位にある。</p>	<p>3つの処罰決定書に係る当事者3社は相互に競争者となる。3つの処罰決定書に係る事実概況は、各当事者の行為によって異なる点があるが、ほぼ同じであるため、ここで処罰決定書 [2016] 7号を典型例として、同処罰決定書に基づき説明する。 ①競争関係にある経営者間で、成分本質につき、共同取引拒絶協定を達成する一方、錠剤につき、商品価格の維持または変更協定を達成した。 ②成分本質につき、共同取引拒絶協定を実施した。 ③錠剤につき、商品価格の維持または変更協定を実施した。</p>	<p>このような独占行為により、当事者は、錠剤の価格を引き上げ、錠剤の供給量を減少させ、消費者の利益を侵害し、錠剤市場に競争制限・排除効果をもたらした。 ①成分本質市場における共同取引拒絶協定の目的は、錠剤市場の競争者を排除し、錠剤の価格を上げることである。成分本質市場における生産企業は3社しかない。この3社が共同で下流市場（錠剤市場）にある他の企業との取引を拒絶し、その目的は、下流市場の競争者を市場から排除することである。一方、これによって、成分本質生産企業3社の錠剤市場における市場シェアが高まり、他の錠剤生産企業との価格競争が排除され、3社の共同値上げ行為が実施可能となる。 ②錠剤市場における商品価格変更独占協定によって、当該薬品の価格が高まり、消費者の利益が侵害された。2015年以降、当事者を含む成分本質生産企業3社は、出荷価格につき、値上げ幅の加重平均が、最低88%、最高329%となり、価格上昇率が明らかに高い。 ③成分本質市場と錠剤市場における独占協定の実施によって、錠剤の市場供給量が減少し、患者の薬品利用可能性が低くなる。 錠剤の需給量が相対的に安定し、錠剤の生産数量が厳格な審査・認可を経て決められることは現実である。この状況下で、錠剤生産企業の減少、錠剤価格の上昇、市場供給量の減少は、患者が薬品を取得できないことを意味する。</p>	<p>第13条1項1号、5号 第46条1項、第49条</p>	<p>同上</p>
	<p>国家發展和改革委員 会行政処罰決定書 [2016] 8号（2016年12月5日）</p>	<p>美敦力（上海）管理有限公司</p>	<p>中国国内における心臓血管・リハビリテーション・糖尿病に係る業務分野の医療機械の販売市場（競争者については処罰書に言及されていない。）</p>	<p>当事者は、遅くとも2014年より、中国域外市場において、取引相手と独占協定を達成・実施してきた。 ①取引相手と再販価格維持及び最低再販価格限定協定を達成した。 販売ルートは下記の通りである。 当事者⇨プラットフォーム・ディーラー（原文：平台經銷商、2015年に導入された取引形式）⇨二級ディーラー⇨消費者（病院等） または、当事者⇨一級ディーラー⇨二級ディーラー若しくは消費者（病院等） 具体的な協定内容は下記の通りである。 a.直接に再販価格を維持する。 b.プラットフォーム・ディーラーの粗利益率を定めることを通じて二級ディーラーへの販売価格を固定させる。 c.ディーラーの最低の入札価格を限定する。 d.病院に対する最低の販売価格を限定する。 ②再販価格を固定し、最低の再販価格を限定する独占協定を実施した。 また、当事者は、ディーラーに対して商品販売地域と販売対象を制限し、ディーラーの競争関係にある他ブランド商品の販売を禁止する。このような制限措置は垂直的価格措置と併用され、再販価格維持行為の実施効果がさらに強化された。</p>	<p>この事件において、当事者の取引相手は、プラットフォーム・ディーラーと一級ディーラーである。両者はともに独立法人であり、美敦力とは株式所有関係や支配関係等の関係がない。当事者は、取引相手と独占協定を達成し、当該協定を実施することを通じて、本事件に係る医療機械商品の再販価格、入札価格、病院への販売価格を維持・固定し、市場競争を排除・制限し、消費者の利益を損なった。 その主な表現は下記の通りである。 ①ディーラー間の価格競争が排除・制限された。 ②医療機械産業におけるブランド間の競争が制限された。 ③病院等の購入者の合法的な権益が損害され、患者の負担は加重される。また、本事件に係る商品につき消費者が直接にディーラーに引合い、当該商品を購入しようとする場合、当事者はディーラーに「価格保護」を要求し、消費者が制限価格より低い価格で本事件に係る商品を購入する機会が排除され、消費者の利益が侵害された。</p>	<p>第14条1号、2号 第46条、第49条</p>	<p>同上</p>

上記の表のとおり、2014年、2015年の事件は、すべて外資企業の価格独占行為に対する規制例であり、特に日本の企業が規制・処罰の対象となった事件が多い。また、2014年と2015年の事件において、法執行機関が、反壟断法によって規制を行い、当事者に高額な制裁金を課したが、このような反壟断法の執行については、同法は競争政策でなく「産業政策の道具」として用いられているだけであり、同法の運用は「外資たたき」、「外資狙い撃ち」である等の批判が殺到した。しかし、こうした論調は客観的なデータに基づいたものではなく、競争法の観点からの専門的な分析を経たものとは言い難いと言われている²⁹²。

実際には、上記の表からわかるように、2013年、国家発展改革委員会は、中国の保険産業において、有力な国有企業を含む数多くの保険会社による価格独占協定に関する行為を法執行の対象として、規制を行った。その後、2016年、製薬業界において、国有企業を含む中国の薬品企業による共同の取引拒絶、商品価格の固定・変更、市場分割に関する独占協定の達成・実施行為について、同委員会は重点的に規制を行った。そして、この表で列挙された事件以外にも、中国の国有企業を含む経営者間の価格独占行為に対する規制例は、数多く存在している²⁹³。国家発展改革委員会その他の法執

²⁹² 川島富士雄・前掲注275、2頁。

²⁹³ 例えば、1. 茅台・五粮液の垂直的価格独占合意事件

2つの企業は、自身の市場における強い立場を利用して、契約の規定、管理拘束、価格コントロール、審査及び賞罰、エリア監督、末端制御等の方法により、全国の販売代理店の最低価格を限定し、及び制御し、正常な市場競争の秩序を乱した。貴州省物価局及び四川省発展改革委員会は、茅台公司及び五粮液公司にそれぞれ制裁金 2.47 億元及び 2.02 億元の行政処罰、合計 4.49 億元の制裁金を命じた（李青・前掲注 290）

2. 湖北省物価局が天然ガス会社 5 社の価格独占行為を処罰した事件

①当事者：中石油崑崙燃氣有限公司咸寧分公司、仙桃中石油崑崙燃氣有限公司、大冶華潤燃氣有限公司（国有）、江夏華潤燃氣有限公司（国有）、石首市天然氣有限公司（国有）

②関連市場画定：相關区域内のパイプラインによる天然ガスの供給市場及び関連サービス市場（具体的に、相關区域内のパイプラインによる天然ガスの供給市場及び関連サービス市場におけるフランチャイズ経営権によって、非居住者ユーザーと、ガス配管施設の建設・インストール契約を締結し、関連区域内における非居住者のガス配管施設の建設・インストール市場の市場支配的地位を取得した。）

③主な違法事実（独占行為）：2013 年以来、当事者は、関連市場における支配的地位を濫用し、不公平な高価格で商品を販売していた。つまり、当事者は、関連市場における支配的地位を濫用し、非居住者の配管ガス施設の建設・インストール・経営のコスト及び市場価格には著しい変化がない状況の下で、取引相手が設計・施工・監理などの会社及び建設・インストールの関連材料を自主的に選択する権利を剥奪し、非居住者の配管ガス施設の建設・設置費用につき、不公平の高値を設定した。

具体的に、①非居住者のガスパイプラインを建設・インストール・経営する過程におい

行機関、特に工商行政管理機関の規制例を合わせ見ると、中国国内における医療サービス（特に医薬品、医療機器）産業や、自動車産業及び関連サービス産業（自動車保険等）、都市ガス、給電、給水等のような民生分野や公的産業における独占行為が、現在、反壟断法の執行過程において、法執行機関によって最も重視され、規制されている。

また、具体的に各規制例を見ると、反壟断法の執行過程において、法執行機関による、①関連市場の画定、当該関連市場の競争状況（例えば、当事者の市場シェアと競争者、市場参入の難易度、他の経営者や消費者の当事者に対する依存度等）に対する考察、②当事者の独占行為、当該行為の競争制限効果に関する検討（例えば、関連産業、経営者、消費者に与える影響や、上流市場または下流市場に対する影響等）、③独占行為の正当性・合理性をめぐる当事者の主張と法執行機関の判断、④経営者の権益を確保するため、公聴会制度の運用状況及び法的救済措置に関する説明、⑤リニエンス制度の実施、⑥判断の根拠とされた具体的な証拠に関する説明、等については、根本的な問題はない。他方、2008年、中国において反壟断法が施行されて以来、法執行の透明性の向上に伴い、行為の結果の予見可能性も高まってきた。したがって、問題解消措置の有効性、市場のさらなる細分化等の点についてはさらに検討する余地があるが、関連機関の法執行に関する努力や、法執行活動の成果は、高く評価できる。

特に、近年、中国の独占産業における独占行為や、国有企業による独占行為は、反壟断法執行の主な対象になる傾向にある。また、反壟断法の執行活動の影響を受け、

て、取引相手が設計・施工・監理に関する自主選択権及び建設・インストールの材料を自主的に購入する権利を剥奪した。②当事者がもらった非居住者のガスパイプラインを建設・インストール・経営する費用は、実際に発生した費用より著しく高かった。③非居住者のガスパイプラインを建設・インストール・経営する過程において、（当事者が設定した）使用する（組立設備を含む）建設・インストール材料の価格は、実際購入価格を大幅に上回った。④当事者がもらった非居住者のガスパイプライン施設の建設・インストールの費用及び獲得した利潤は、他の経営者より大幅に高かった。

④競争排除・制限効果：取引相手が設計・施工・監理などの会社及び建設・インストールの関連材料を自主的に選択する権利が剥奪された。

⑤処罰決定：江夏華潤燃氣有限公司、石首市天燃氣有限公司に対する処罰を軽減し、前年度の関連売上高の2%に相当する制裁金を科す。他の3社にそれぞれ前年度の関連売上高の4%に相当する制裁金を科す。上述した制裁金は合計295.5万元。

⑥適用される反壟断法規定：第17条

（国家發展改革委員会、「湖北省物価局対5家天然氣公司價格壟断行為進行処罰」（2016年7月12日公開）
http://www.sdpc.gov.cn/fzgggz/jgjdyfld/fjgld/201607/t20160712_811024.html（2017年1月5日閲覧））

食塩、自動車等の産業における産業政策が変更される傾向にある。こうした点から、今後、このような産業への競争システムの導入、国有企業に対する反壟断法の適用、競争友好型の産業政策の構築は、さらに促進されるであろうということが期待できる。そして、競争政策と産業政策との調和に基づいて、国民経済の健全な発展を促進することや、消費者の利益を確保することも実現となる。これは、中国の反壟断法が、世界に強く示している価値の所在点である。したがって、中国の反壟断法に対して、「産業政策の道具」とか、「外資たたき」といった批判は一方的な見方である。

二、行政独占に関する事件の分析

山東省交通運輸庁による行政権力濫用事件²⁹⁴

事件の概要

メディアの報道に基づいて、山東省交通運輸庁が道路運輸安全 GPS 監視システム構築において競争を排除・制限した嫌疑があるため、国家発展改革委員会は、当該交通運輸庁の関連行為について調査を行った。

調査結果は以下のとおりである。2011年以来、山東省交通運輸庁が何度も関係書類を印刷・配布した。当該書類によって、第一に、全省の「両客一危」の車両（三類以上の旅客輸送に従事するバス（非比隣県間のバス、比隣県間のバスまたは県内のバス）、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する車両、危険物輸送企業の所属車両）は、山東省の技術サービスプラットフォームに直接アクセスしなければならない。当該技術サービスプラットフォームは「山東九通物聯網科技有限公司」（以下「九通公司」という）が開発・構築したものである。実は、2006年11月に、山東省交通運輸庁は、九通公司与契約し、契約の有効期間内で、九通公司の客車安全監督・管理システムは山東省交通運輸庁に監督・管理サービスを提供する唯一のシステムであると約定した。第二に、大型トラックとセミトレーラ牽引車は、山東省「北斗貨運動的情報プラットフォーム」に直接アクセスしなければならない。当該プラットフォームの技術サポート会社は、九通公司である。第三に、山東省市場に参入するの車載衛星測位端末は、交通運輸部の基準に適合するにもかかわらず、山東省技術サービスプラットフォーム

²⁹⁴ 国家発展改革委員会、「国家発展和改革委弁公庁關於建議糾正山東省交通運輸庁濫用行政権力排除限制競争有關行為的函」発改弁価監【2015】501号 添付書類：「山東省交通運輸庁涉嫌濫用行政権力排除限制競争的主要事實和整改建議」（2015年8月17日公開）http://www.sdpc.gov.cn/fzgggz/jgjdyfld/fjgld/201503/t20150327_668912.html（2016年1月17日閲覧）

(すなわち九通公司)による統一的なデバッグを使用しなければならない。また、2012年の交通運輸部における「北斗模範工事」の入札落札価格は、端末の最高価格であることが公布された。山東省交通運輸庁の行為は、監督・管理プラットフォーム市場や車載端末市場の競争を排除・制限し、当該市場において、道路輸送企業の自主的に選択する権利が奪われた。その結果、プラットフォームのサービス料や車載端末の販売価格が不当に押し上げられた。当該行為は、反壟断法第8条に違反し、第32条、第37条の行為に該当する。

国家發展改革委員会の調査後、山東省交通運輸庁は、自発的に一定の是正措置をとった。当該是正措置は、以下の通りである。第一に、大型トラックとセミトレーラ牽引車の監督・管理プラットフォーム市場を開放し、プラットフォームのサービス経営者の登録制を実施し、運輸企業は登録したプラットフォームのサービス経営者を自主的に選択することは可能となる。現在、19社のプラットフォームのサービス経営者が登録されている。第二に、道路運送車両の衛星測位端末市場を開放し、運輸企業は、交通運輸部が発表した衛星測位端末リスト内に、自主的に選択・使用することが可能となり、統一的にデバッグを行わないことになる。

しかし、山東省交通運輸庁は一定の是正措置をとったものの、公平な市場競争の秩序はまだ完全には回復していないと判断された。例えば、a. 「両客一危」の車両の動的監督・管理プラットフォーム市場に対する制限はまだ解除されていない。b. プラットフォームのサービス経営者の登録制を実施したが、登録に関する交通運輸部の関係規定以外の要求が提出され、要求に合わなければ登録されないことになる。c. 「(取り付け料を含む) 端末価格は「北斗模範工事」の落札価格を上回ってはならない」ことに関する規定は、廃止されていない。これに対する国家發展改革委員会の是正措置に関する提案は、以下の通りである。a. 「両客一危」の車両、大型トラック、セミトレーラ牽引車の監督・管理プラットフォームへのアクセスを全面的に開放する。道路輸送経営者が、交通運輸部の技術規範性審査を通ったプラットフォームを自主的に選択し、アクセスすることを許可する。b. 山東省の市場に参入しようとする端末設備に対する制限を解除し、道路輸送経営者が、交通運輸部の技術規範性審査を通った端末設備を自主的に選択し、購入ことを許可する。また、品質検査合格の端末設備について、同設備の関連監督・管理プラットフォームへのアクセスを許可する。c. 「(取り付け料を含む) 端末価格は「北斗模範工事」の落札価格を上回ってはならない」ことに関する規定を廃止する。

事件の分析

行政機関及び法により授権された公共事務を管理する職能を有する組織が、行政権力の濫用によって競争を排除・制限する行為は、禁止されている。当該行為に関する規制例は、2種類に分けられる。その1つは、本件のように、行政機関等が、企業を通じて、行政権力を濫用することである。その2は、行政機関等が、直接に行政権力を濫用することである²⁹⁵。改革・開放前の中国では、市場が計画経済によりコントロールされ、長い間、ほとんど政府機関の産業政策に頼って経済発展をしてきた。しかし、

²⁹⁵ 例えば、安徽省蚌埠市衛生和計画生育委員会による行政権力濫用事件

事件の概要：告発によって、薬品の集中入札募集・調達の中で、蚌埠市衛計委が行政権力を濫用し競争を排除・制限した嫌疑があるため、国家発展改革委員会は当該衛計委の関連行為について調査を行った。調査によって、蚌埠市衛計委が薬品調達に関する競争入札において行政権力を濫用し競争を排除・制限した。2015年4月から5月までの間、蚌埠市衛計委が3回に分けて公告を公布し、薬品を購入した。そのうち、単一品種の薬品で購入希望数量付きの入札募集は1回であり、複数の薬品のパッキングで購入希望数量付きの入札募集は2回である。具体的に、①2015年4月10日、蚌埠市衛計委が、蚌埠市における公立医療機関の臨床薬で、単一品種の購入希望数量付きの購入申込み（引合）に関する公告（公告番号：皖C-2015-CG-X-111）を公布した。同公告によって、30種薬品の品種、規格や剤形が確定されただけでなく、生産企業も直接に確定された。これによって、同種の薬品の生産企業間の競争が排除・制限され、同行為は市場競争による合理的な価格の形成に不利である。また、同行為は反壟断法第32条、第37条に違反した。②同年4月10日公布された市・街組の競争性交渉公告（公告番号：皖C-2015-CG-C-112）と同年5月22日公布された三県組の競争的協議公告（公告番号：皖C-2015-CG-C-168）では、当地と他の地域の経営者に対して、それぞれ異なる資質が求められ、外地の潜在的な入札者が排除された。これは関連市場において十分な競争を促進することに不利であり、薬品が制御され、価格が不当に極端に高く設定された。当該行為は、反壟断法第34条、第37条に違反した。

国家発展改革委員会は、薬品調達の公開入札における公平な競争を促進するために、安徽省政府に対して提案が出された。その提案は下記の通りである。政府は、蚌埠市衛計委に、切実な措置を取り、反壟断法の違法行為を是正することを命じ、安徽省で薬品調達に関して他の反壟断法に違反し、競争を排除・制限する行為が存在するかの確認し、当該行為を規制するべきである。具体的に：①薬品の集中仕入れにおいては、当地と他の地域の経営者に対して差別的な資質の要求と審査基準を設定し、当地と他の地域の経営者の落札の数量を限定してはならない。②市場競争を形成することが可能である薬品に関して、当該薬品の仕入れ中で、具体的な薬品の生産企業を指定してはならない。③必要な措置をとり、以前薬品集中購買において競争を制限する行為の結果を除去する。また、2015年8月31日前に、是正に関する状況を「函」で国家発展改革委員会に報告しなければならない。

（「国家發展和改革委弁公庁關於建議糾正蚌埠市衛生計生委濫用行政權力排除限制競爭有關行為的函」發改弁価監【2015】2175号

添付書類：「蚌埠市衛計委濫用行政權力排除限制競爭的主要事實和整改建議」（2015年8月17日公開）

http://www.sdpc.gov.cn/fzgggz/jgjdyfld/fjgld/201508/t20150826_748684.html

（2016年1月17日閲覧）

改革開放後、経済体制改革の推進に伴い、古い経済体制で形成されてきた市場環境や企業関係が変わり、新しい政府・市場関係が構築されてきている。それにもかかわらず、政府機関が企業の事業活動に関与する場合は、依然として少なくない。その例として、政府機関は、経済利益のため、行政手段を用いて個別の国有企業や、地方企業を保護し、地域内の競争を制限し、商品の自由流通を阻害することがあげられる²⁹⁶。このことは、本件でも体现されている。本件における九通公司是、国有企業でない可能性があるが、山東省交通運輸庁と契約を締結し、この契約によって、山東省における客車安全監督・管理システム市場での独占的地位を取得している。また、政府機関の行政命令によって、「北斗貨運動的情報プラットフォーム」に関する独占的利益を得ることができ、衛星測位端末市場における独占的地位を有する。本件で、国家發展改革委員会は、山東省交通運輸庁の是正措置が不十分であることを指摘したうえで、より完全な解決策を、山東省人民政府弁公庁に提案した。この提案によって、関連市場に競争を導入し、道路輸送経営者の權益を確保することは可能であるが、九通公司が山東省交通運輸庁と締結した契約の効力、九通公司に対する処罰、すでに損失を被った道路輸送経営者に対する賠償等の問題点には、言及されていない。つまり、独占が形成された根本的な原因については、国家發展改革委員会は検討していない。本件のように、政府と企業（特に国有企業）との特別な関係（例えば、政府が企業に特別な授權を行うこと、政府・企業間での独占協定が締結されること）に起因して独占行為が行われる場合、反壟断法の執行の不徹底、国家發展改革委員会の法執行における無力感が感じられる²⁹⁷。

²⁹⁶ 陳肖盈「中国における行政独占の規制状況について」『国際商事法務』Vol. 43, No. 11 (2015) 1717 頁（ここで、陳肖盈は、王曉晔の見解を引用している。王曉晔「行政壟断問題的再思考」『中国社会科学院研究生院学報』2009年7月49～58頁）。

²⁹⁷ 一方、関連法執行機関が下した決定について、被処罰者が、不服をもっており、行政訴訟を提起した事件がある。つまり、国家發展改革委員会陝西省における機動車（中国の機動車とは、自動車、二輪車など、動力エンジンを備えた車両を指す（人民網日本語版「中国の自家用車普及率、100世帯あたり25台」（2014年11月28日公開）<http://j.people.com.cn/n/2014/1128/c94475-8815513.html>（2016年12月29日閲覧）））検査費用に関する独占事件の一部の関係機構が、行政不服審査や行政訴訟を提起したが、棄却された。この事件の当事者は、国有企業ではないが、行政訴訟は当事者の權益保護の一手段として事実上利用されていることを証明する例として、ここで簡単に説明する。当然、今後、国有企業によって、行政訴訟を提起される事件も起きる可能性がないとは言えない。

2015年11月、陝西省においては、機動車検査料金基準の設定権を解放し、当該料金基準は、政府の指導価格を適用することから、市場価格を適用することへ転換した。その後、

陝西省機動車検査協会西安分会は、西安、商洛、楊凌という3つの地域にある31家の機動車両検査機関を組織し、通謀して検査料金基準を大幅に上げてしまった。このことにつき、国家発展改革委員会価監局は、陝西省物価局と共同で、調査を行った。2016年4月、陝西省物価局は、関係機関が価格独占協定を達成し、実施した行為に対して、法に従い、行政処罰を下した。一部の本件に係る機関は、当該処罰に不服があり、行政再議を申し立て、または行政訴訟を提起した。具体的に、2016年5月、関係会社、陝西西部国際車城有限公司は、陝西省物価局の行政処罰決定を不服として、陝西省人民政府に行政再議を申し立て、行政処分撤回を請求した。陝西省人民政府は、審理を経て、9月5日決定を下し、陝西省物価局の原行政処罰決定を維持した。2016年9月、他の関係会社、西安宏林実業有限公司は、西安鉄路運輸法院に、行政訴訟を提起し、陝西省物価局行政処罰決定書（陝価反壟断処罰〔2016〕27号）の取消を請求した。西安鉄路運輸法院は、審理を経て、12月21日に一審判決を下し、陝西省物価局の行政処罰は、事実を明確に認定し、法律・法規を正確に適用し、法定の手続きに従っていると判断し、「行政訴訟法」第69条の規定により、原告西安宏林実業有限公司の訴訟上の請求を棄却した（国家発展改革委員会、価格監督検査与反壟断局、「陝西省機動車検測価格壟断案部分涉案単位提起行政復議和行政訴訟均被駁回」（2016年12月27日公開）http://jjs.ndrc.gov.cn/fjgld/201612/t20161226_832626.html（2016年12月29日閲覧））。

第五章 小括

中国では、歴史的要因で、国家工商行政管理総局、商務部、国家発展改革委員会という三つの機関がともに反壟断法の執行機関となるという法執行の基本的な構造が形成され、この三機関が、それぞれ非価格独占行為、経営者集中行為、価格独占行為に対する規制を担当している。また、この三機関の公式サイトで公開された具体的な規制例からみると、中国の反壟断法は、企業の経済的性質が国有企業、民営企業、外資系企業のいずれかを問わず、どの経営者に対しても平等に適用されていることがわかる。そして、近年、公的産業、独占的産業における独占行為が特に反壟断法の適用対象となってきた傾向が強く見られる。

まず、工商行政管理機関による反壟断法の執行状況には、以下のような特徴が見て取れる。①全国の工商機関は、給水、給電、天然ガス等の自然独占産業、食塩、煙草等の独占経営・販売産業及び製薬産業等を重点業種として、国有企業を含む公的企業による独占行為を厳しく規制しているが、石油、石油化学、軍事等の産業や、行政的独占に関する規制例はほとんどない。②経営者が反壟断法第7条に基づいて、独占的行為の適用免除・除外を主張する場合、法執行機関が当該主張を認めないのが一般的である。③天然ガス、給電、給水、食塩等の産業においては、各事件の当事者は常に中国の法規定に従い、特別の産業政策及び当該産業の特性によって市場支配的地位を取得し、また当該地位の濫用行為を行っている。その市場支配的地位の濫用行為としては、強制的な取引、不合理な取引条件の付加、費用の不当徴収、抱き合わせ行為等があげられる。④このような行為が、(当事者と取引相手がある)上流市場だけでなく、(取引相手と当該企業の取引相手がある)下流市場にも大きな影響を与えた場合、当該行為に関わる事件は、特に法執行機関によって重視され、慎重に処理されている。⑤上記③によって列挙された独占行為は、当然に法によって規制されるが、その一方で、関連特別な法的規定や、産業政策の合理性をめぐる問題は検討されていない。つまり、現在、反壟断法を中心とする競争政策に基づいて、現行の他の法規定や産業政策を評価してはならないということは、反壟断法執行機関の基本的態度である。⑥他方、反壟断法の執行活動の影響を受けて、「競争友好型産業政策」が次第に構築されている傾向が認められる。したがって、今後、中国の社会主義市場経済の要求に対応するために、産業政策と競争政策をより一層調和させていくことが期待できる。

また、商務部による反壟断法の執行状況には、以下のような特徴が見て取れる。①

国有企業に関する経営者集中申告が増えてきている一方で、商務部がこのような申告に対して、ほとんど全部無条件許可という判断を下している。しかし、無条件許可事件の中で、民営企業や、外資企業による経営者収集の件数が圧倒的に多いため、商務部の法執行において、特に国有企業を保護しているとは言えない。②また、申告条件は満たすものの、法に従い申告をしない国有企業に対して、商務部が行政処罰を科した事件も数件ある。この点からも、商務部がどの経営者に対しても無差別に反壟断法を適用していることがわかる。③中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司の吸収合併事件（無条件許可）、中国のビール産業に関する経営者集中の3事件を考察すると、商務部が産業政策と競争政策を総合的に考慮したうえで、比較的合理的な判断を下していると言える。つまり、法執行の過程において、商務部は、一方的に反壟断法の適用を強調し経営者集中を禁止するわけではなく、企業の国際競争力の向上、または国有企業と外資企業間での競争の確保等の産業政策的要素も考慮し、柔軟性を持ちながら、反壟断法を執行している姿勢が見て取れる。④他方、通用電気（中国）有限公司&中国神華煤製油化工有限公司による合併企業の設立事件（条件付承認事件）では、商務部はやや単純な判断を下した。ただ、この事件は初期の事件であり、商務部の実務経験を積む過程の一つのエピソードにすぎない。

さらに、国家発展改革委員会による反壟断法の執行状況としては、以下のような特徴が見て取れる。①当然のことながら、中国国内の国有企業や民営企業による独占行為は、反壟断法の執行の主な対象である。そして、近年、独占産業における独占行為が、法執行機関によって厳しく規制されてきている傾向がある。②反壟断法の執行活動の影響を受け、自動車等の産業における産業政策が変更される動向がある。③国家発展改革委員会の法執行活動において、特に注目されるべき点は、行政的独占に対する規制という点である。しかし、山東省交通運輸庁による行政権力濫用事件を見ると、国家発展改革委員会による法執行は、徹底的ではないということが言える。中国において、国有企業に関わる行政的独占行為が数多く存在することは想定される一方で、このような行為を反壟断法によって確実に規制できるかどうかという懸念が残る。

以上をまとめると、国有企業に関わる三機関の反壟断法執行活動には、まだ改善しなければならない点があるが、全般的に見れば、この法執行の実態は、本論文の基礎理論部分で明確化した反壟断法の国有企業に対する規制に関する理論と合致することができる。

終章

一、各章の検討によって得られた結論について

前章までの議論をまとめるかたちで終章としたい。

第一編の第一章で明らかにしたことは以下のとおりである。

中国の企業は、所有制の基準によって、国有企業、集体（集団）企業、私営企業、外商投資企業に分けられる一方で、組織形式の基準によって、独資企業、合夥（組合）企業、公司（会社）企業に区分されている。このような分類方法では、立法の重複化、法適用の複雑化等の問題が起きる。そして、中国の企業体系において、国有企業は重要な位置を占めている。この国有企業という概念は、計画経済時代の「公営企業」から「国営企業」へ、市場経済時代の「国営企業」、「全民所有制企業」から「国有企業」への変遷を経て形成されてきたもので、現在、学界で一般的に考える国有企業とは、全資産あるいは一部の資産を国家が所有し、国家が直接にまたは間接に支配している企業を指す。また、中国の重要な産業は、ほとんど国有企業によって支配され、中国の最も有力な企業は、国有企業である。さらに、この国有企業は、従来の政府の付属物から独立した経済の主体への身分的転換がはかられ、将来、市場競争に参加することが期待できる。

第二章では以下のことを明らかにした。

中国における産業政策が論じられるとき、広義のそれなのか、それとも狭義のそれなのかを厳密に区別しておらず、具体的な産業ごとの政策を農業政策、工業政策、商業政策などとして説明するのが一般的である。そして、政府が産業政策を策定・実施する行為に法的規制を加えるために、「産業政策法」の概念が提起される。他方、中国の競争政策については、さまざまな定義があるが、この概念は競争に関する政策、競争法、反壟断法という3つのレベルに分けて理解することができる。この競争政策の核心的な内容をなすのは反壟断法である。この反壟断法の制定が長期に及んだ理由としては、一部の既得利益集団、特に独占的業界にある国有企業が、反壟断法の制定に反対し、当該産業の適用除外を強く主張していたことがあげられる。

第三章では以下のことを明らかにした。

産業政策と競争政策は必然的に対立するものではなく、両者の関係を調和させることが可能である。この基本的な認識を念頭に置いたうえで、各国の経済体制の下で、

両者は一体どのような関係にあるのか、またどのようにすれば両者の関係を調和させることができるのかが問題となる。中国にあっては、産業政策と競争政策のいずれを優先すべきかについてまだ合意をみていない。しかし、翻って考えてみると、実際には、両者の関係を論じる際に、必ずどちらかを優先して適用すべきであるといった議論はあまり意味がない。市場メカニズムを尊重したうえで、社会全体の利益の最大化の目標を達成するためには、利益均衡を原則として、両者間の調和を求めべきである。また、競争政策と産業政策を調和させる方途として、反壟断法の機能がますます重視されてきている。反壟断法の調和機能は、主に多元的立法趣旨、適用除外あるいは適用免除制度の導入、行為規制の基準、反壟断法と産業規制法律との調和、法律の執行機構間の協調という5つの方面に体现されている。

第四章では以下のことを明らかにした。

反壟断法第7条は「国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹および国家安全にかかわる業種ならびに法にもとづき独占経営および独占販売を行う業種について、国は、当該経営者の適法な経営活動を保護し、かつ、当該経営者の経営行為ならびにその商品およびサービスの価格に対して、法にもとづき監督管理およびコントロールを実施し、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する。前項に規定される業種において、当該経営者は、法にもとづき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならない、その支配的地位または独占経営および独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない」と規定している。市場経済発展の客観的な要求（競争メカニズムの導入等）と国有企業の特別な地位の保護は、相互に矛盾しながらも、ともに第7条の形成に影響を与えた。この第7条を国有企業の保護に関する条文とみなすことが反壟断法に対する誤読である点については、法学者の意見は一致しているが、第7条の理解をめぐっては、法学者の間でも意見が分かれている。その論争の焦点は、第7条は、反壟断法の適用除外に関する規定であるか否かという点にある。実際には、反壟断法の立法段階での考慮、各委員や代表の意見、学者の見解、国有企業分類の動向からわかることは、区分論に立って国有企業の問題を解決しようという傾向が見られるということである。つまり、独占を独占的状态と独占的行為に分けて、企業の形態を問わず、反壟断法に違反した独占的行為を禁止することや、国有企業を競争型国有企業と非競争型国有企業に分け、さらに国有企業の業務を競争的業務と非競争的業務に細分化したうえで、競争的分野

に競争メカニズムを導入し、競争者を参入させ、当該分野に反壟断法を当然に適用することが、反壟断法の国有企業に対する規制の基本原則として確立されてきている。

第五章では、以下のことを明らかにした。

反壟断法第7条によって、独占的国有企業が反壟断法の規制対象とされたが、日本の独禁法と異なり、当該企業の独占的状态は認められ、独占的行為のみが禁じられるということになった。これは、産業政策と競争政策を考えたうえで導かれた結論だと考えられる。中国における国有企業は、公平な競争に参加させられると同時に、反壟断法との接点も多くなり、その結果、同法はますます適用頻度が高まってきている。この中国の反壟断法の国有企業に対する適用を見てみると、産業政策、競争政策および関連規制システムが「自然独占－移行期－競争」、「管理・規制システムの成立－失敗－緩和－再構築」という動態的過程にある背景のもとで、中国の国有企業が、類型と業務の区分に基づいて、市場競争に邁進していくことが期待できる。

第二編の第一章で明らかにしたことは以下のとおりである。

反壟断法の執行機構を如何に設置するのかは、それぞれの国の国情や行政管理体制と切り離せない。反壟断法公布前、中国では、商務部が外資による中国国内企業の買収・合併審査を行い、国家発展改革委員会が価格法に基づいて価格関連の独占行為を規制し、国家工商行政管理総局が反不正当竞争法により抱き合わせや公益企業の市場支配的地位濫用等の行為を規制してきた。他方、反壟断法公布後、法執行作業の連続性を保障し、関連各部門がそれぞれ法を執行するという構造を維持することが適切であると立法機関が考えているため、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局及び商務部という三つの機関が、反壟断法の主な法執行機関とされている。

第二章では以下のことを明らかにした。

国家工商行政管理総局を含む工商行政管理機関は、価格独占行為を除いて、企業結合以外の反競争行為に対する反壟断法の執行を担当する。つまり、同機関は市場支配的地位の濫用、独占的協定及び行政権の濫用による独占という3種類の行為に対して規制を行っている。工商行政管理機関による反壟断法の執行状況には、以下のような特徴が見て取れる。①全国の工商機関は、給水、給電、天然ガス等の自然独占産業、食塩、煙草等の独占経営・販売産業及び製薬産業等を重点業種として、国有企業を含む公的企業による独占行為を厳しく規制しているが、石油、石油化学、軍事等の産業や、行政的独占に関する規制例はほとんどない。②経営者が反壟断法第7条に基づいて、独占的行為の適用免除・除外を主張する場合、法執行機関は当該主張を認めない

のが一般的である。③天然ガス、給電、給水、食塩等の産業においては、各事件の当事者は中国の法規定に従い、特別の産業政策及び当該産業の特性によって市場支配的地位を取得し、また当該地位の濫用行為を行っている。その市場支配的地位の濫用行為としては、強制的な取引、不合理な取引条件の付加、費用の不当徴収、抱き合わせ行為等があげられる。④このような行為が、(当事者と取引相手がある)上流市場だけでなく、(取引相手と当該企業の取引相手がある)下流市場にも大きな影響を与えた場合、当該行為に関わる事件は、特に法執行機関によって重視され、慎重に処理されている。⑤上記③によって列挙された独占行為は、当然に法によって規制されるが、その一方で、関連する特別の法的規定や、産業政策の合理性をめぐる問題は検討されていない。つまり、現在のところ、反壟断法を中心とする競争政策に基づいて、現行の他の法規定や産業政策を評価してはならないということが、反壟断法の執行機関の基本的態度である。⑥他方、反壟断法の執行活動の影響を受けて、「競争友好型産業政策」が次第に構築されていく傾向が認められる。したがって、今後、中国の社会主義市場経済の要求に対応するためには、産業政策と競争政策をより一層調和させていくことが必要である。

第三章では以下のことを明らかにした。

商務部は、経営者集中行為に対する規制を担当している。反壟断法によって列挙された典型的な経営者集中は、①合併、②株式又は資産の取得による他の経営者の支配権の取得、③契約等による他の経営者の支配権の取得、又は他の経営者に対する決定的な影響の行使をということである。このような経営者集中を規制するために、反壟断法、「経営者集中申告基準に関する国务院の規定」、「関連市場の画定に関する国务院反壟断委員会の指針」以外に、商務部は自ら一連のガイドラインを制定・公布し、経営者集中規制システムを構築している。このシステムのもとで商務部が立案・処理する経営者集中事件は、非簡易案件と簡易案件の2種類に大別される。他方、商務部による反壟断法の執行状況には、以下のような特徴が見て取れる。①国有企業に関する経営者集中の申告が増えてきている一方で、商務部はこのような申告に対して、ほとんど全部無条件許可という判断を下している。しかし、無条件許可事件の中で、民営企業や、外資企業による経営者集中の件数が圧倒的に多いため、商務部の法執行において、特に国有企業を保護しているとは言えない。②また、申告条件は満たすものの、法に従い申告をしない国有企業に対して、商務部が行政処罰を科した事件も数件ある。この点からも、商務部がどの経営者に対しても無差別に反壟断法を適用してい

ることがわかる。③中国南車股份有限公司と中国北車股份有限公司の吸収合併事件（無条件許可）、中国のビール産業に関する経営者集中の3事件を考察すると、商務部が産業政策と競争政策を総合的に考慮したうえで、比較的合理的な判断を下していると言える。つまり、法執行の過程において、商務部は、一方的に反壟断法の適用を強調し経営者集中を禁止するわけではなく、企業の国際競争力の向上、または国有企業と外資企業間での競争の確保等の産業政策的要素も考慮して、柔軟性を持ちながら反壟断法を執行している姿勢が見て取れる。④他方、通用電気（中国）有限公司&中国神華煤製油化工有限公司による合併企業の設立事件（条件付承認事件）では、商務部はやや単純な判断を下している。ただ、この事件は初期の事件であり、商務部の実務経験を積む過程の一つのエピソードにすぎない。

第四章では以下のことを明らかにした。

国家発展改革委員会は、価格独占行為に対する規制を担当している。この価格独占禁止に関する主な法律規定は、反壟断法以外に「価格独占禁止規定」、「価格独占禁止行政法執行手続規定」があげられる。また、国家発展改革委員会による反壟断法の執行状況としては、以下のような特徴が見て取れる。①当然のことながら、中国国内の国有企業や民営企業による独占行為は、反壟断法の執行の主な対象をなす。そして、近年、独占産業における独占行為が法執行機関によって厳しく規制されてきている傾向がある。②反壟断法の執行活動の影響を受け、自動車等の産業における産業政策が変更される動向がある。③国家発展改革委員会の法執行活動において、特に注目されるべき点は、行政的独占に対する規制という点である。しかし、山東省交通運輸庁による行政権力濫用事件を見てみると、国家発展改革委員会による法執行は、徹底的ではないということが言える。中国において、国有企業に関わる行政的独占行為が数多く存在することは想定される一方で、このような行為を反壟断法によって確実に規制できるかどうかという懸念が残る。

第五章で以下のことを明らかにした。

上述のことを踏まえて、国有企業に関わる三機関の反壟断法執行活動にはまだ改善の余地があるが、全般的に見れば、この法執行の実態は、本論文の理論部分で明確化した反壟断法の国有企業に対する規制に関する理論と合致するということをさらに明確にした。

二 今後の課題

本論文においては、中国における反壟断法の国有企業に対する規制を考察するために、産業政策と競争政策との関係を中心として、関連理論を整理し検討する一方、実証研究を踏まえて、各法執行機関の法執行の実態を分析した。また、本論文では、上記の分析を踏まえて、国有企業改革の方向、反壟断法の国有企業に対する規制の基本原則及びこの規制によって反映されている産業政策と競争政策との関係について、論述を展開した。他方、反壟断法の行政独占行為に対する規制や、この規制に起因する行政訴訟に関する問題、経営者間の民事訴訟の反壟断法の私的執行に関する問題にも注目すべきである。これらの問題は今後の検討課題とした。

三 おわりに

中国における国有企業の問題は、中国の経済発展・改革中の最も重要な問題であり、計画経済から市場経済へ移行している中国にとっては、国有企業の改革が達成されない限り、市場経済への移行は完了しない。この「共和国の長男」と思われている国有企業に対しては、「経済法の憲法」とされる反壟断法が適用されることになる。この適用の基本的原則は、独占を独占的状态と独占的行為に分けて、企業の形態を問わず、反壟断法に違反した独占的行為を禁止するということ、および国有企業を競争型国有企業と非競争型国有企業に、国有企業の業務を競争的業務と非競争的業務に細分したうえで、競争的分野に競争メカニズムを導入し、競争者を参入させ、当該分野に、反壟断法を当然に適用するということである。実際に、上述の国有企業の問題や、反壟断法の国有企業に対する規制は、中国における産業政策と競争政策の関係を反映している。また、反壟断法の三つの執行機関の法執行の実態は、同法の国有企業に対する規制に関する理論と合致する。こうした反壟断法の国有企業に対する規制に関する理論の整理や実証研究を踏まえて、中国において、市場メカニズムを尊重したうえで、社会全体の利益の最大化の目標を達成するために、競争政策と産業政策の調和を求め、中国の社会主義市場経済の要求に対応するために、産業政策と競争政策をより一層調和させていくことが必要であり、またそれは期待することができる。

参考文献

一、日本語文献

(一) 著書

- 正田彬『経済法 [新訂版]』日本評論社、1979年
- 金沢良雄『法律学全集 52-I 経済法 [新版]』有斐閣、1980年
- 近藤康男『現代中国経済論』農山漁村文化協会、1981年
- 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎 編『日本の産業政策』東京大学出版会、1984年
- 芝田稔・鳥井克之共訳『東西学術研究所資料集刊十四 中国現代史－革命と建設の基本問題－』関西大学出版部、1987年
- 毛里和子編『毛沢東時代の中国<現代中国論 1>』日本国際問題研究所、1990年
- 南亮進『中国の経済発展－日本との比較－』東洋経済新報社、1992年
- 関口尚志・朱紹文・植草益 編『中国の経済体制改革－その成果と課題－』東京大学出版会、1992年
- 凌星光『中国の経済改革と将来像』日本評論社、1996年
- 公正取引委員会事務総局 編集発行 『独占禁止政策五十年史 上巻』1997年
- 伊従寛『独占禁止政策と独占禁止法』中央大学出版部、1997年
- 林毅夫・蔡昉・李周 [共著] 渡辺利夫 [監訳] 杜進 [訳]『中国の経済発展』日本評論社、1997年 (原書名:『中国的奇跡: 発展戦略と経済改革』上海三聯書店・上海人民出版社、1994年)
- 石原享一 編『中国経済と外資』アジア経済研究所、1998年
- 許海珠『中国国有企業改革の戦略的転換』晃洋書店、1999年
- 平井宜雄『法政策学 [第2版]』有斐閣、1999年
- 丸川知雄 編『移行期中国の産業政策』日本貿易振興会 アジア経済研究所、2000年
- 小早川光郎・宇賀克也編『行政法の発展と変革(下)(塩野宏先生古稀記念)』有斐閣、2001年
- 山口重克編『東アジア市場経済－多様性と可能性』御茶の水書房、2003年
- 樊綱「著者」・関志雄「訳者」『中国 未完の経済改革』岩波書店、2004年
- 小川正雄・高橋岩和 編『アジアの競争法と取引法制』法律文化社、2005年
- 座間紘一編著『中国国有企業の改革と再編』学文社、2006年
- 土田和博・須網隆夫 編著『政府規制と経済法－規制改革時代の独禁法と事業法』日

本評論社、2006年

吳敬璉〔著〕青木昌岩〔監訳〕日野正子〔訳〕『現代中国の経済改革』NTT出版株式会社、2007年

金山権『中国企業統治論－集中的所有との関連を中心に－』学文社、2008年

吳淑儀『中国国有企業の企業統治改革－第三者機関の役割－』創成社、2008年

徐春陽『中国所有権改革の研究』東信堂、2008年

奥野信広『公共経済学 第3版』岩波書店、2008年

武田康裕・丸川知雄・巖善平 編『現代アジア研究 3 政策』慶応義塾大学出版会株式会社、2008年

中兼和津次『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会、2010年

根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第4版〕』有斐閣、2010年

林秀弥『企業結合規制－独占禁止法による競争評価の理論』商事法務、2011年

村上正博『独占禁止法の新展開』判例タイムズ社、2011年

林華生 編『転機に立つ中国－経済発展・法整備と日系企業－』蒼蒼社、2011年

村上正博『独占禁止法〔第5版〕』弘文堂、2012年

毛里和子『現代中国政治〔第3版〕－グローバル・パワーの肖像』名古屋大学出版会、2012年

林毅夫〔著〕劉徳強〔訳〕『北京大学 中国経済講義』東洋経済新報社、2012年

南亮進・牧野文夫『中国経済入門〔第3版〕世界第二位の経済大国の前途』日本評論社、2012年

小口彦太・田中信行 著『現代中国法〔第2版〕』成文堂、2012年

田中信行 編『入門 中国法』弘文堂、2013年

岡本隆司編『中国経済史』名古屋大学出版会、2013年

加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫『21世紀の中国 経済編 国家資本主義の光と影』朝日新聞出版、2013年

徐涛『中国の資本主義をどうみるのか 国有・私有・外資企業の実証分析』日本経済評論社、2014年

土田和博・栗田誠等『条文から学ぶ独占禁止法』有斐閣、2014年

石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純 編著『TPP交渉の論点と日本－国益をめぐる攻防－』文眞堂、2014年

小川光・西森晃『公共経済学』中央経済社、2015年

波光巖・栗田誠 [編]『解説独占禁止法』青林書院、2015年

友岡史仁『要説 経済行政法』弘文堂、2015年

陳丹舟『中国独占禁止法：法体系とカルテル規制の研究』早稲田大学出版部、2015年

(二) 論文

井澤裕司「自然独占の理論と電気事業－火力発電の費用関数－」『電力経済研究』1983年7月 No. 17

國谷知史「国有企業と株式制度」『中国研究月報』1994年5月号

田中信行「中国における株式制度の実験過程」『中国研究月報』1994年5月号

田島俊雄「中国の国有企業改革と政府間財政関係」『中国研究月報』1994年4月号

齊虹麗・来生新「産業政策と計画経済、社会主義市場経済、市場経済」『横浜国際経済法学』第3巻第2号、1995年

橋田坦「中国における産業政策の展開」『東北大学大学院 国際文化研究科論集（第五号）』1997年

土佐和生「情報通信の規制改革と競争政策」『公益事業の規制改革と競争政策』日本経済法学会年報23号、2002年

多賀谷一照「電気事業法と独占禁止法」『電気事業と競争－その政策的課題の検討』日本エネルギー法研究所、2003年

戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合規制の運用」日本経済法学会年報第30号、2009年

川島富士雄「中国独占禁止法－執行体制・実施規定・具体的事例－〔上〕、〔中〕、〔下〕」『国際商事法務』Vol. 37, No. 3, 6, 7、2009年

張継文「中国の独占禁止法に関する3件の指針及び規定の制定」国際商事法務第37巻第8号、2009年

張継文「中国の『独占禁止法』に関する最新規定」国際商事法務38巻1号、2010年

渡邊真理子「国有企業改革 公有制と市場競争の両立は持続するか」『経済セミナー』2010年8・9月号

小口彦太「市場経済化を媒介する中国法の反形式的傾向」東京大学社会科学研究所 編『社会科学研究：東京大学社会科学研究所紀要』62巻5・6号、2011年

張継文「中国の『独占禁止法』に関する規定～「法に従い申告していない事業者集中」に対する調査処理に関する暫定規則～」国際商事法務40巻第2号、2012年

戴龍「中国独占禁止法における国有企業の取扱い」『日本国際経済法学会年報』2011

年第 20 号

王晓晔（韓巍（訳））「中国反壟断法の施行 3 年と法治国家」『新世代法政策学研究』
2012 年 17 号

馬田啓一「TPP と国家資本主義：米中の攻防」『季刊 国際貿易と投資』2012 年第 89
号

土田和博「規制改革と競争政策－電力自由化の比較法学的検討」日本国際経済法学会
『国際経済法講座 I－通商・投資・競争』法律文化社、2012 年

松下満雄「中国輸出カルテルに対して米反トラスト法を適用した事例」『国際商事法
務』Vol. 40, No7、2012 年

川島富士雄「中国における競争政策の動向」『公正取引』No. 749 号、2013 年

何連明・鐘雪垠「中国における日本企業への競争政策上の留意点」『公正取引』No. 749、
2013 年

張英莉「中国国有・国営企業の形成－その過程と特徴－」『埼玉学園大学紀要（経済経
営学部篇）』2013 年第 13 号

大森一顕「中国だより」『ITU ジャーナル』2013 年 Vo43. No. 11

金山権「中国における国有企業の改革と企業統治－外部監督・監査を踏まえ－」『早
稲田商学』2013 年 12 月第 428 号

朱宝玲「中国における独占禁止法違反調査」『国際商事法務』Vol. 42, No. 10, 2014 年

川島富士雄「中国における競争政策の動向－2013 年における独占禁止法の運用と今後
の展望」『公正取引』No. 762 号、2014 年

関志雄「『二つの罫』に挑む習近平体制－『政左経右』路線は持続可能か－」『ファイ
ナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、2014 年第 3 号通巻第 119 号

渡邊真理子「三中全会決定と国有企業－「国有経済堅持」のスローガンに埋め込まれ
た改革－」『JRI レビュー』2014 年 Vol13, No13

丸川知雄「国家資本主義から混合所有制経済へ向かう中国」『比較経済研究』2015 年
第 52 巻第 1 号

三浦有史「中国の国有企業はどこに向かうのか－成長の持続性を左右する改革の暫定
評価－」『環太平洋ビジネス情報』2015 年 Vol. 15 No. 58

陳肖盈「中国における企業結合行政処罰問題」『公正取引』No. 774、2015 年

陳肖盈「中国における行政独占の規制状況について」『国際商事法務』Vol. 43, No11、
2015 年

張文涵「マイクロソフト他に対する事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定について」『国際商事法務』Vol. 43, No. 11、2015年

川島富士雄「中国における最近の企業結合規制事例」『公正取引』779号、2015年

川島富士雄「中国独占禁止法における価格独占規制—日本製造業者による自動車部品およびベアリングカルテル事件を中心に—」『公正取引』No. 771、2015年

川島富士雄「中国独占禁止法の運用動向—「外資たたき」及び「産業政策の道具」批判について—」RIETI Discussion Paper Series 15-J-042、2015年

鄭建韓・和久井理子「中国国家發展改革委員会によるクラルコムに対する独禁法違反の認定と制裁金支払等の命令：批判的検討」『公正取引』No. 780、2015年

滝川敏明「標準必須特許の高額ロイヤルティと排他的ライセンス条項—中国クアルコム事件の日米韓 EU との比較—」『国際商事法務』Vol. 43, No. 11、2015年

中川涼司「中国における市場ガバナンスの発展と国有企業改革—自然独占的業種における国有企業間寡占競争体制を中心に—」『立命館国際地域研究』2016年3月

呉波・柳川隆「中国の再販売価格維持行為に対する法執行—裁量型課徴金と行政・司法の二元性—」『国民経済雑誌』第213巻第1号、2016年

中川裕茂「中国における独禁法に基づくリーニエンシーおよび承諾による調査中止制度の新展開」『国際商事法務』Vol. 44, No. 7、2016年

松下満雄「中国対米ビタミン輸出カルテルは中国政府の指示に基づくものとして免責した米反トラスト判例」『国際商事法務』Vol. 44, No. 11、2016年

二、中国語文献

(一) 著書

汪同三・齊建国主編『産業政策与經濟增長』社会科学文献出版社、1996年

陳秀山『現代競争理論与競争政策』商務印書館、1997年

史際春『国有企業法論』中国法制出版社、1997年

潘静成・劉文華『經濟法』中国人民大学出版社、1999年版

白樹強『全球競争論—經濟全球化下国際競争理論与政策研究』中国社会科学出版社、2000年

鄭鵬程「論我国自然壟断行業的壟断特徵与法律規制」『法学評論』2001年第3期

徐曉松『公司法与国有企業改革研究』法律出版社、2004年

李賢沛・胡立軍主編『21世紀初中国的産業政策』經濟管理出版社、2005年

許光耀『欧共体競争法通論』武漢大学出版社、2006年
楊紫煊『經濟法』北京大學出版社、高等教育出版社、2006年版
劉繼峰『競争法』對外經濟貿易大學出版社、2007年版
李曙光『經濟法學』中國政法大學出版社、2007年版
曹康泰·張穹 編『中華人民共和國反壟斷法解讀—理念、制度、機制、措施』（中國法制出版社、2007年
全國人大常委會法制工作委員會經濟法室 編『中華人民共和國反壟斷法條文說明、立法理由及相關規定』北京大學出版社、2007年
史際春 等著『反壟斷法理解與適用』中國法制出版社、2007年
李昌麒（主要編集者）『經濟法學』中國政法大學出版社、2007年版
時建中 主編『反壟斷法—法典評與學理探源』中國人民大學出版社、2008年
張卓元·鄭海航 [主編]『中國國有企業改革30年回顧與展望』人民出版社、2008年
王曉曄『反壟斷法』法律出版社、2011年
朱錦清『國有企業改革的法律調整』清華大學出版社、2013年
黃速建『國有企業改革和發展：制度安排與現實選擇』經濟管理出版社、2014年
中華人民共和國國家統計局 編『中國統計年鑑—2015』中國統計出版社、2015年

（二）論文

「關於各級政府所經營的企業名稱的規定」〔新華社9月8日訊〕人民出版社編『新華月報』1952年第10期
王學文「社會主義制度下的商品關係與價值規律」『經濟研究』1959年9期
國務院發展研究中心產業政策專題研究組「我國產業政策初步研究」『計畫經濟研究』1987年第5期
王保樹「論《全民所有制工業企業法》在企業立法上的突破」『中國法學』1988年第4期
李誠「現行企業分類方法與公司立法」『法學評論』1990年第4期
董開軍「略論企業、公司、法人三者之關係」『河北法學』1991年第3期
王保樹「中國反壟斷法研究的現狀及其展望」『法學評論』1991年第6期
劉國光「關於社會主義市場經濟理論的幾個問題」『經濟研究』1992年第10期
張廣源「為什麼將“國營企業”改為“國有企業”」『思想政治課教學』1993年第6期
漆多俊「現代企業制度的基本要求與立法體系」『武漢大學學報（哲學社會科學版）』1994年第4期

陳秀山「我國競爭制度與競爭政策目標模式的選取」『中國社會科學』1995年第3期

姚家祥「國有企業的分類與改革」『社會科學』1996年第3期

王建平·時建中·胡利玲·吳景明「企業組織法律形態劃分標準辨析—對以所有制為標準劃分企業形態的否定」『中國政法大學學報』1997年第2期

劉大洪·呂忠梅「市場經濟條件下企業法的重新定位」『法商研究』1997年第1期

曹翔「企業和企業法—兩個概念的法律分析」『法學天地』1997年第1期

劉鶴「為中國經濟實現持續高速增長創造條件」『經濟研究參考』1999年Z1期

王曉曄「歐盟電信反壟斷法及對我國的啟示」『內部文稿』1999年第24期

江小涓「產業結構調整與產業政策：邁過短缺經濟後的再思考」『經濟研究參考』1999年Z1期

何煉紅「我國企業雙軌制立法的衝突、協調與前瞻」『河北法學』2000年第5期

王保樹「完善國有企業改革措施的法理念」『中國法學』2000年第2期

李國海「論股份制改革條件下國有企業的法律界定」『法商研究』2001年第5期

戚隼東「自然壟斷管制的理論與實踐」『當代財經』2001年第12期

董學立「企業與企業法的概念分析」『山東大學學報（哲學社會科學版）』2001年第6期

劉文華·張雪樑「論產業法的地位」『法學論壇』2001年11月第6期

李常青·馬紅梅「反壟斷法應暫緩制定」『法制日報』2002年3月6日

王紅一「我國國有企業的政策定位與若干立法問題探析」『河北法學』2002年3月第20卷第2期

王健「產業政策法若干問題研究」『法律科學』2002年第1期

張國炎·黃海林「國有企業、民營企業、私營企業法律質疑」『政治與法律』2002年第6期

王先林「產業政策法初論」『中國法學』2003年第3期

王曉曄「競爭法與經濟」『環球法律評論』2003年春季號

王曉曄·陶正華「WTO的競爭政策及其對中國的影響—兼論制定反壟斷法的意義」『中國社會科學』2003年第5期

王曉曄「入世與中國反壟斷法的制定」『法學研究』2003年第2期

孫晉「反壟斷法適用除外制度構建與政策性壟斷的合理界定」『法學評論』2003年第3期

王為農「關於我國反壟斷法的再思考」『中國法學』2004年第3期

劉大洪·謝琴「自然壟斷行業改革研究—從自然壟斷行業是否為合理壟斷的角度出發」

- 『法学論壇』2004年第19卷第4期
- 許光耀「合法壟斷、適用除外與豁免」『競爭法評論（第一卷）』中國政法大學出版社、2004年
- 李昌庚「試論我國現代企業分類及其法律調整」『理論界』2005年第2期
- 馮曉琦·萬軍「從產業政策到競爭政策：東亞地區政府干預方式的轉型及對中國的啟示」『南開經濟研究』2005年第5期
- 吳宏偉「我國反壟斷法與產業政策、競爭政策目標」『法學雜誌』2005年第2期
- 馮曉琦·萬軍「中國軌跡時期的產業政策與競爭政策」『經濟問題』2005年第7期
- 孟雁北「論產業政策與反壟斷法的衝突與協調」『社會科學研究』2005年第2期
- 齊孝福「產業政策失効原因的多維分析」『山東社會科學』2005年第4期
- 王曉曄「我國反壟斷行政執法機構多元化的難題」『中國發展觀察』2006年第9期
- 韓小威「經濟全球化背景下產業政策有敁性問題研究」吉林大學博士學位論文、2006年
- 姜朋「新《公司法》改變了什麼－基於對三個語詞的分析」『法學』2006年第11期
- 張占江「自然壟斷行業的反壟斷法適用－以電力行業為例」『法學研究』2006年第6期
- 李壽喜·「完善非公有製經濟立法的理性思考－兼評現行《憲法》及企業法關於非公有製經濟的立法」『經濟問題探索』2006年第1期
- 孫長坪「論構建公產企業法律體系」『改革與戰略』2007年第11期
- 王曉曄「2006年中國反壟斷法評述」『法治研究』2007年第5期
- 王先林「論中國反壟斷法的平等適用」『法治研究』2007年第5期
- 許石慧「論競爭主管機構與產業監管部門的權力配置」『時代法學』2007年第5期
- 孫長坪「論企業形態與企業分類」『學術研究』2008年第12期
- 時建中「我國《反壟斷法》的特色制度、亮點制度及重大不足」『法學家』2008年第1期
- 時建中「解讀“匯源案”應回歸法律」『瞭望』2008年第37期
- 李國海「反壟斷法應大膽規制國企」『上海國資』2008年第10期
- 徐強勝「企業形態的法經濟學分析」『法學研究』2008年第1期
- 蕭東連「國有企業改革的起步及其矛盾」『中共黨史研究』2008年第1期
- 黃勇「中國《反壟斷法》中的豁免與適用除外」『華東政法大學學報』2008年第2期
- 齊虹麗「例外與豁免：中國《反壟斷法》適用除外之觀察」『法學雜誌』2008年第1期
- 韓立余「反壟斷法對產業政策的拾遺補缺作用」『法學家』2008年第1期
- 史際春「《反壟斷法》與社會主義市場經濟」『法學家』2008年第1期

- 張波「論我國產業政策的法治化及實施制度重構」『當代法學』2008年1月第22卷第1期
- 劉繼峰「論我國反壟斷法中競爭政策與產業政策的協調」『宏觀經濟研究』2008年第4期
- 沈貴明「企業法演變與經濟法科學化發展」『東方法學』2009年第4期
- 王曉曄「經濟體制改革與我國反壟斷法」『東方法學』2009年第3期
- 石俊華「論反壟斷法實施後我國產業政策與競爭政策的協調」『雲南社會科學』2009年第1期
- 戴龍「日本反壟斷法實施中的競爭政策與產業政策」『環球法律評論』2009年第3期
- 肖竹「論競爭法主管機關與產業監管機關的管轄權劃分」『行政法學研究』2009年第2期
- 王茂林「論我國反壟斷法適用除外制度」『西部法學評論』2009年第1期
- 張澤一「產業政策對產業競爭力效應的分析」『廣西社會科學』2009年第5期
- 江中遊「論國有企業的改革與反壟斷法的適用」『中國社會科學院研究生學報』2009年第4期
- 方小敏「論反壟斷法對國有經濟的適用性－兼論我國《反壟斷法》第7條的理解和適用」『南京大學法律評論（2009年春季卷）』
- 馬傑「國有企業的反壟斷法規制問題探析－《中華人民共和國反壟斷法》第七條積義」『企業活力』2009年第10期
- 張維迎「中國經濟改革三十年」『全國商情：經濟理論研究』2009年第2期
- 馮果·王偉「再論競爭政策與產業政策調和機制的構建－從企業合併控制的視角看我國反壟斷法的改進」『南都學壇（人文社會科學學報）』2010年第30卷第4期
- 劉桂清「論反壟斷法如何兼容產業政策－適用除外與適用豁免制度的政策協調機制分析」『學術論壇』2010年第3期
- 劉桂清「論競爭政策相對於產業政策的一般優先地位」『經濟問題探索』2010年第6期
- 史際春·趙忠龍「競爭政策：經驗與文本的交織進化」『法學研究』2010年第5期
- 馮素傑「產業結構調整30年：歷程與特點」『重慶大學學報（社會科學版）』2010年第3期
- 李曙光「對制定中國產業政策法的幾點不同看法」『法學』2010年第9期
- 劉鳳義「中國國有企業60年：理論探索與政策演進」『經濟學家』2010年第1期
- 王先林·丁國峰「反壟斷法實施中對競爭政策與產業政策的協調」『法學』2010年第9期

期

張占江「競爭倡導研究」『法學研究』2010年第5期

張占江「反壟斷法與行業監管制度關係的建構－以自然壟斷行業內限制競爭問題的規制為中心」『當代法學』2010年第1期

岳彩申·王力理「產業政策實施中的民主評估機制」『法學』2010年第9期

龐鈺力「我國石油行業壟斷的法律規制」『求索』2010年第1期

李昇·張強「中德電力壟斷規制模式比較」『華北電力大學學報（社會科學版）』2010年第5期

袁靜「從國家計畫委員會的歷史變遷看中國的政治體制改革」『雲南行政學院學報』2011年第5期

孫晉「國際金融危機之應對與歐盟競爭政策－兼論後危機時代我國競爭政策和產業政策的衝突與協調」『法學評論』2011年第1期

盛傑民「《反壟斷法》第7條不是國企實施壟斷行為的保護傘」『洪範評論』第13輯、生活·讀書·新知三聯書店2011年版

黃進喜「反壟斷法適用除外制度的法理分析與制度完善」『東南學術』2011年第1期

王立君「後危機時代的中國產業政策法律化思考－以日韓經驗為借鑑」『法學』2011年第6期

李劍「反壟斷法實施與產業政策的協調－產業政策與反壟斷法的衝突與選抉」『東方法學』2011年第1期

丁國民「國有企業壟斷問題的立法回應」『學術論壇』2011年第3期

邱潤根·黃江東「我國電力行業改革的困境與出路－以經濟法為視角」『江西社會科學』2011年第11期

黃勇·鄧志松「壟斷性國有企業價格壟斷行為的法律規制」『社會科學』2011年第9期

葉林「企業的商法意義及“企業進入商法”的新趨勢」『中國法學』2012年第4期

焦海濤「國有企業的立法定位－以國有企業機能為視角」『法治研究』2012年第10期

楊積堂「論《私營企業暫行條例》的存與廢」『河北法學』2012年第6期

王妍「超越規範：當代企業形態及企業法理論的祛魅與創新」『比較法研究』2012年第6期

彭剛「“國家資本主義”標籤不能亂貼」『人民論壇』2012年7月總第370期

王先林「我國反壟斷法實施的基本機制及其效果－兼論以壟斷行業作為我國反壟斷法實施的突破口」『法學評論（雙月刊）』2012年第5期

杜昶「從法解釋學角度論《反壟斷法》第七條的理解－從電信、聯通涉嫌壟斷案切入」
『法制與社會』2012年第32期

孟雁北「我國《反壟斷法》之壟斷行業適用範圍問題研究」『法學家』2012年第6期

朱宏文·王健「從“兩權合一”走向“三權合一”－我國反壟斷執法機關導入準司法權的理論、路徑和內容」『法學評論（雙月刊）』2012年第5期

余斌·張偉「亂貼標籤的資本主義之爭及其對中國的啓示－評英國《經濟學家》關於國家資本主義的特別報道」『政治經濟學評論』2012年7月第3卷第3期

保育鈞「為國企壟斷弁護毫無道理」『中國民營科技與經濟』2012年22期

徐曉松「論壟斷國有企業監管法律制度框架的重構」『政治與法律』2012年第1期

王崇魯「電信聯通寬帶反壟斷調查迷局探究」『資本市場』2012年第1期

葉衛平「反壟斷法的價值構造」『中國法學』2012年第3期

李建偉「中國企業立法體系的改革與重構」『暨南學報（哲學社會科學版）』2013年第6期

喬新生「制定國有企業法是必由之路」『法人』2013年第11期

吳敬璉「以更大的政治勇氣和智慧切實推進改革」『中國發展觀察』2013年第4期

扈松年「完善行政組織法制探索」『中國法學』2013年第2期

賓雪花·何強「美國產業政策立法及對中國的三啓示」『法學雜誌』2013年第8期

劉健「國有企業反壟斷規制分析」『中國物價』2013年第11期

葉衛平「產業政策法治化再思考」『法商研究』2013年第3期

陳玉峰「王曉曄：鐵路政企分開是改革第一步」『法人』2013年第4期

許昆林「逐步確立競爭政策的基礎性地位」『價格理論與實踐』2013年第10期

王先林「理想與現實中的中國反壟斷法－寫在《反壟斷法》實施五年之際」『交大法學』2013年第2期

黃勇「中國《反壟斷法》的法學基礎－對市場經濟改革的回應與支撐」『中國物價』2013年第12期

張蕊卿「對《反壟斷法》第七條性質的研究」『法制與社會』2013年第12期（中）

盛傑民「對360訴騰訊壟斷紛糾案的評估及思考」『電子知識產權』2013年第9期

王曉曄「中國電信、中國聯通涉嫌壟斷案的再思考」『交大法學』2013年第2期

劉俊海「關於統一內、外資企業立法的思考與建議」『江漢論壇』2014年第1期

孟雁北「我國壟斷行業反壟斷執法的若干思考－以中國電信、中國聯通反壟斷調查案為例」『中國工商管理研究』2014年第6期

張安毅「国有公共企業制定專門法的必要性與制度設計—從適用《公司法》到制定《国有公共企業法》」『理論與改革』2014年第4期

顧功耘·胡改蓉「国企改革的政府定位及制度重構」『現代法學』2014年5月第36卷第3期

杜國用「中國国有企業分類改革的理論與實踐」『改革與戰略』2014年第1期

高明華·楊丹·杜雯翠等「国有企業分類改革與分類治理—基於七家国有企業的調研」『經濟社會體制比較』2014年第2期

時建中「論競爭政策在經濟政策體系中的地位—兼論反壟斷法在管制型產業的適用」『經濟理論與實踐』2014年第7期

王志強·陸夏「試論反壟斷政策與產業政策的協調途徑」『價格理論與實踐』2014年第11期

彭五堂「“國家資本主義”概念辨析」『河北經貿大學學報』2014年3月第35卷第2期

孫晉·張田「關於《反壟斷法》對壟斷国企適用問題的思考—對王先林、徐曉松兩篇文章的回應」『法治研究』2014年第8期

寧金成「国有企業區分理論與區分立法研究」『當代法學』2015年第1期

陳志恒·馬學禮「美國“反國家資本主義”思潮：緣起、政策實踐及戰略意圖」『國外社會科學』2015年第5期

屠新泉·徐林鵬·楊幸幸「国有企業相關國際規則的新發展及中國對策」『亞太經濟』2015年第2期

宓品廣「競爭中立條款與国企改革」『WTO經濟導刊』2015年第03期總第138期

禮理「論述反壟斷法實施中對競爭政策與產業政策的協調」『法制與社會』2015年第10期（下）

劉桂清「產業政策失効法律治理的優先路徑—“產業政策內容法律化”路徑的反思」『法商研究』2015年第2期

徐士英「反壟斷法實施面臨功能性挑戰—兼論競爭政策與產業政策的協調」『競爭政策研究』2015年第1期

張駿「《反壟斷法》第7條述評—兼論壟斷国企的規制」『競爭政策研究』2015年9月號

孟雁北「我國反壟斷法執行機構與政府產業規制部門的關係」『中國人民大學學報』2015年第2期

黃勇「供給側結構性改革中的競爭政策」『價格理論與實踐』2016年第1期

侯利陽「產業政策何以向競爭政策轉變：歐盟的經驗與上海的現實」『上海交通大學學

報（哲学社会科学版）』2016年第1期

三、英語文献

See Zhenguo Wu, Perspectives on the Chinese Anti-Monopoly Law, *Antitrust Law Journal*, Vol.75, No. 1 (2008)

Ian Bremmer, *The End of the Free Market: Who Wins the War between States and Corporations?* New York: Portfolio, 2010

四、ウェブサイト

中国人大網 <http://www.npc.gov.cn>

中国政府網 <http://www.gov.cn/index.htm>

国务院国有資産監督管理委員会 <http://www.sasac.gov.cn>

中国工商行政管理総局 <http://www.saic.gov.cn>

中国商務部 <http://www.mofcom.gov.cn>

中国国家發展改革委員会 <http://www.sdpc.gov.cn>

中国工業・情報化部 <http://www.miit.gov.cn>